

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第48号
2011.9

目 次

巻頭言

「法整備支援とそのプロセスを通じた内省的視座の獲得—民事訴訟法研究者の視点からー」
同志社大学法学部教授 川嶋 四郎 1

国際研修

第9回カンボジア法曹養成支援研修 国際協力部教官 上坂 和央 5

国際研究

委託調査・研究報告の紹介 12

ベトナム法制度調査研究報告書 弁護士 小口 光 14

カンボジアにおける判決調査報告書 弁護士 神木 篤 25

インドネシア各報告書 弁護士 角田多真紀

・法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究 80

・最高裁判所司法研修所における裁判官候補生・

裁判官養成過程に関する検討、および今後の

改善充実の方向性について 96

中国におけるADR制度の研究 弁護士 住田 尚之 119

日韓の法整備支援協調に向けて（日韓法整備支援協力検討ミニシンポ） 国際協力部教官 上坂 和央 130

ベトナム刑事司法制度の改正動向 国際協力部教官 松原 稔夫 137

カンボジア民法上の不法行為を論じる際の留意点とその背景～意図的な過失？～

国際協力部教官 松川 充康 142

国際協力部教官 江藤美紀音 148

「中国の特色ある社会主義的法体系」を考える

外国法令紹介

ベトナム行政訴訟法（新法）の概要 JICA 長期派遣専門家 多々良周作 154

カンボジア刑法の日本語翻訳について 国際協力部教官 上坂 和央 196

活動報告

東ティモール現地調査報告 国際協力部教官 松原 稔夫 197

寄稿文

栗田弁護士寄稿文紹介 国際協力部教官 松川 充康 203

「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」

森・濱田松本法律事務所（ラジャ・タン法律事務所出向中）弁護士 栗田 哲郎 204

国際協力の現場から

東日本大震災に寄せて JICA 長期派遣専門家 西岡 剛 210

～ベトナム「司法大臣の涙」～ JICA 長期派遣専門家 西村恵三子 212

～カンボジア「こころの支援」～ JICA 長期派遣専門家 伊藤 浩之 214

～ラオス「Gambare! Nippon」～ JICA 長期派遣専門家 多々良周作 216

「法整備支援 OJT 研修に感謝」 国際協力事務部門専門官 守安 裕 218

刺激を受けたカンボジア訪問 E ~ MAIL 221

～ 卷頭言 ～



法整備支援とそのプロセスを通じた 内省的視座の獲得 — 民事訴訟法研究者の視点から —

同志社大学法学部教授

川 嶋 四 郎

私は、これまで幾度かベトナムにおける法整備支援に携わる機会に恵まれました。特に、判決執行法の制定、国家司法学院の創設、民事訴訟法改正に関する本邦研修等の際に、少しばかり関与させていただきました。その際、法務総合研究所国際協力部の皆様や長期専門家・短期専門家等の方々による誠意に満ちた献身的な支援への取組や、ベトナムの裁判所、検察院および大学関係の多くの方々から、私は、貴重な示唆と経験を得ることができました。

今から10年ほど前のことですが、この仕事に携わる際に、次のようなことを考えました。

私は、四半世紀以上にわたり、民事訴訟を中心とした民事紛争処理過程の再構築のための研究と教育に携わってきましたが、それは、民事紛争処理過程を、紛争当事者が主役となるべき救済形成・救済実現過程の構築を目的とした研究でした。そのような私の基本的な考察の視点は、どのようにすれば、手続利用主体である当事者が、広く民事救済過程において弁護士や裁判関係主体等の多様で高質なサポートを得ながら生き生きと躍動し、手続等の活用を通じて、自らの手で救済内容を創案し実現していくことができるかを探求することでした。整序された手続過程において、紛争当事者が、自己創発的な救済形成・救済実現を通じた紛争処理を可能にすることができる手続環境を、いかに創造すべきかに関わる課題を取り組んできたのです（拙著『民事訴訟過程

の創造的展開』〔弘文堂、2005年〕、『民事救済過程の展望的指針』〔弘文堂、2006年〕等を参照）。

法整備支援への関わりを、私は、このような私自身の専門領域に関する基礎的な考察のいわば応用型・実践型であると考えました。当事者にとって利用しやすく頼りがいのある一定水準の民事訴訟手続の構築と国家によるその提供は、日本に限らず、ベトナムでも有益なものになると想え、その作業に参加させていただいたのです。

その背景には、日本国憲法の前文に明記された国際平和・国際協調の精神に対する共感や、2001年6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』に記された「法整備支援の推進」への共鳴もありました。

その際、2冊の書物も、私の脳裡を過ぎりました。渡辺京二の『逝きし世の面影』（葦書房、1998年）と、金子光晴の『マレー蘭印紀行』（中央公論社、1940年）です。

まず、文芸批評家の渡辺は、幕末・維新の時期に日本を訪れた欧米人の見聞録を素材として著した上記書物について、次のような興味深い指摘をしています。

「・・・われわれは欧米人観察者の所見について、どれだけでも懐疑的になることができるが、彼らが口を揃えて当時の日本人を幸福で満足した民と表現するとき、その印象を幻影として斥けることはでき

ない。なぜなら、その印象は彼ら自身にとって意想外でありおどろきだったからである。

彼らは逆に、この国において専制的支配の下にうちひしがれた民を見出すものと予想していた。だから彼らの発見は不本意な発見だったのである。彼らはおのれの属する近代西洋文明の優越については揺るがぬ自信の持ち主だった。彼らの文明が達成した諸価値はことごとく、人間に史上最高の幸福をもたらすはずのものであり、その意味でそれはヒューマニティのための文明だった。ところがそのような近代的ヒューマニティを保証する要件を根本的に欠く社会において、住民の顔は幸福感に輝いているのである。較べて見れば明白であった。彼らが故国の都会でしばしば見出したような、憔悴と絶望と苦悩の表情は、江戸でも長崎でも目にすることはできなかったのだ。

彼らの近代西洋文明への自信が揺らいだというのではない。だが彼らは、それとはまったく枠組を異にする文明が、住民に幸福を保証しうるという事実を承認せざるをえなかつた。したがつて彼らは、しばしば立ち停まって沈思したのである。自分たちの到来がこの国にもたらそうとしている変革は、もともと無用なのではないか、この国は今まで十分幸せなのではないかと。つまり彼らは、おのれが西洋近代文明の一員であることに改めて優越をおぼえながらも、この国の住民にとって《近代》は必要ないのではあるまいかと、しんそこから感じたのである。」（渡辺京二『荒野に立つ虹』〔葦書房、1999年〕より）

ここから、私は、法や制度がそのために存在すると考えられる「人々の幸せ」やその多様なあり方への配慮も重要であり、人々にそれをもたらす手続枠組も、決して一様ではないのではないかとの印象をもちました。

次に、詩人の金子は、太平洋戦争前にマレー半島を放浪し、大規模なゴム園の開發現場を眺めながら、上記の紀行に、次のように記しました。

「森のあらたな整頓と、静謐のなかには、失われたものの、いなくなってしまったものをいたむこころが強く漲っていた。同時に、それは人のこころから、自己と放恣とが亡びてしまった取り返せぬ淋しさを語っていた。みたされぬ私の気持ちは、懐中電灯がうつし出す黄ろく濁った水のなかに、扁平な、カリカチュアじみた鰐のかたちが、幻にでもあらわれてくれぬものかと、秘かに待ちうけているものごとくであった。夜のくらやみには、森のいきもの頽廃、嘆きが抱きあつてゐるのを眺めてすぎるばかりであった。

・・・（中略）・・・

開墾はすんだ。火で淨めた新しい土には、ゴムの苗木がうえられる。

だが、人間が、犠牲をものともせず、おのれの富の無限をくらべようとした非望も、広大無辺な森のなかに一つ二つ、けちな砂利禿をつくつたにすぎない。」

ここから私は、過度の急激な近代化・資本主義化に対する戒めを学び、法整備支援という形式の開発援助のあり方を考えさせられました。

そこで、このような問題意識に基づき法整備支援に携わる中で得られた内省的視座について、以下に少し記したいと思います。

ベトナムでは、1986年のドンモイ政策の採用以降、市場経済に即応できる法制度の構築の一環として民事訴訟法の制定も企図されました。そして、日本等からの支援も受けて、2004年に新しい民事訴訟法が制定されました。この民事訴訟法は、最近若干の改正もなされました。いくつかの注目すべき特徴を指摘することができます。

第1に、「全員集合型裁判」とでも呼ぶべき民事裁判手続の当事者構造を挙げることができます。これは、民事紛争の範囲の捉え方や紛争解決の考え方とも関わりますが、民事訴訟では、当事者間のみの相対的な紛争解決を目指すのではなく、利害関係を有する者全員を含めた一体的かつ一回的な解決を志

向している点に、特色が見られるのです。訴訟上の紛争解決觀や裁判所の負担とも関わる問題ですが、紛争の一回的・全面的な解決に奉仕するのが裁判所の使命と考えられているのです。

第2に、通常、当事者・利害関係を有する者の出席の下で口頭弁論が開かれ、「一期日審理の即日判決」が目指されている点も、特徴的です。これは、民事裁判における集中審理の実現です。確かに、口頭弁論前の準備段階における当事者の手続保障の有無や、口頭弁論における人証調べ等の結果の判決内容に対する直接的な反映の可能性等については疑問も考えられますが、当事者本人等の口頭弁論期日の出席を重視し、その現実の弁論権を保障している点は、注目に値します。

第3に、近時の改正で、民事訴訟事件の第一審における検察官の立会いの機会が拡張されましたが、民事訴訟における検察院の役割も注目に値します。そこで検察官の役割は手続法の遵守を監督することにとどまるとしていますが、職業裁判官1名と人民参審員2名からなる第一審では、前者だけではなく、とりわけ後者に対する監督も強く意識されているように思われます（ただし、人民参審員については、政治的な意味合いが強いものの、形式的に見た場合には、国民の司法参加的な側面があることも、注目に値すると考えられます）。なお、日本の場合には、裁判所における継続的な内部教育（判事補教育）システムとして、地方裁判所における合議体のもつ意義は重要と考えられますが、ベトナムにはそのような機会がない点は、司法制度を支える人材育成の課題につながっていくでしょう。

第4に、口頭弁論期日前の争点・証拠の整理手続に相当する手続が当事者にとって必ずしも可視的ではない点を、課題として挙げることができます。日本のような弁論準備手続等の期日を用いて当事者の手続保障に配慮した手續が行われるのではなく、ベトナムでは、口頭弁論期日までの一定の期間内に裁判所がかなり自由な手続で、争点・証拠の整理を行つ

ているのです。当事者の証拠収集能力の問題だけではなく、裁判所の真実発見に対する強い志向も窺えます。そこでは、たとえば、裁判官と書記官（事務官）が、特に当事者に立ち会う機会を与えることなく、裁判所外に出向いて、文書証拠を収集したり、住民から話を聞いたりすることもあるようです。ただ、その記録は、当事者が、口頭弁論期日前に閲覧等をすることができ、その限りで当事者等の手続保障は認められているのですが、必ずしも十分ではないと考えられます。

第5に、「訴訟上の和解の熟慮期間」が設けられている点も、挙げることができます。つまり、和解から7日以内は、合意の撤回が可能とされています。当事者の自己決定権を保護し、裁判所による訴訟上の和解の強制を防止する意味では、興味深い規定と考えられます。ただ、そのような規定を置かざるを得ない現実が存在するのかもしれません。

そのほかに、たとえば、非公開でかつ当事者の立会権が保障されていない監督審の制度等も、日本人の目には、改革が必要な制度として映るのですが、とにかく、ここに挙げたベトナム民事訴訟手続の諸特徴から、そもそも、世界レベル（これ自体、一義的に明確ではないのですが）から見て「民事訴訟が民事訴訟として認められる核心的なものは何か」について、考えさせられました。

特に、書面主義化に流れることなく、当事者の自己決定権を重視し、公開法廷における口頭での対論（弁論権行使）の機会を集中的に保障しつつ不意打ちを防止するシステムを有する民事訴訟手続の存在は、基本的な手続構造の違いを超えて、世界的に見ても一定の評価を受けるべき法規範となり得ていることを示していると考えられるのです。

様々な課題点があるものの、ベトナムの民事訴訟法の法整備支援に携わる中で、国家が民事紛争解決に寄せる思いをもまた感じ取ることができました。そこから、現在日本の民事訴訟法のあり方に関して進んでいる議論についても、考えさせられます。

日本の民事訴訟法に関する議論については、一方で、国民がより利用しやすく分かりやすく頼りがいのある民事訴訟が目指されているものの、他方で、迅速化志向も著しいように思われます。

たとえば、現在、証拠収集手続の拡大等にも配慮しながら、第一審レベルでは、争点・証拠の整理手続を終えた後の原則的な失権効の導入の可否、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度の強化、裁判所侮辱罪の導入の可否等、当事者の行為責任を強化する方向での議論が進行しているのです。これは、訴訟では、いわば手続保障と自己責任を徹底化し、当事者主義をより一層強化し、真に民事訴訟による解決にふさわしい事件のみを裁判所が扱う方向性を提言し、それ以外の事件は、ADR (Alternative Dispute Resolution. 裁判外紛争解決手続) 等による解決に委ねる学説の方向性にも対応しているようにも思えます。ただ、ベトナム民事訴訟法の法整備支援に携わる中で、現時における国民のニーズに応えることができる裁判所のあり方を探求しようとするベトナムの基本姿勢には、日本法の将来を考える際にも示唆的と考えられるのです。

このように、私は、法整備支援に携わりながら、自己の専門領域に新たな洞察の光を獲得させてもらっているのが現実です。

私自身、民事訴訟法に関する法整備支援は、その国に相応しい利用可能な世界水準の手続構築をサポートすることと考えています。ただ、その国で新たな民事訴訟法が制定されれば、それで支援が終わりとなるのではなく、たとえば、民商法等の実体法の整備、保全や執行等に関する様々な手続法規の整備、戸籍および登記・登録制度の整備、信頼できる不動産等の評価制度の存在等の制度面の充実に加えて、訴訟手続を運用できる人材（裁判官、裁判所書記官・事務官、弁護士等）の育成、公共財としての判例の公開や研究の進展など、訴訟法規以外の諸種の要因が、有機的に関係しつつよりよき民事裁判制度の構築と実践に寄与することを忘れることができませ

ん。私たちが、日頃から当然のこととして民事訴訟法を研究する際に考察の対象とさえしていない手続外的な諸要素の手続実践に与える影響の大きさを、支援活動を通じて改めて考えさせられたのです。それは、たとえば、法整備支援における専門家横断的なチームを組んだ支援や専門領域間の連携等の意義の再確認にもつながっていくでしょう。

ところで、ベトナムでは、朝が早いのには驚きます。農村で生まれ育った私には、ハノイの街中で、早朝から天秤棒を担いで野菜や果物を売り歩く人たちの姿を見るにつけ、日本で忘れられつつあるささやかながらも平穏な庶民の日々の暮らしの大切さを思いました。それは、私が農村出身であるだけではなく、勤勉な人々の日常の幸せの価値を、法学者の視点から、もっと深く考えなければならないと思ったからです。

近時、ベトナムでは、職権主義的な要素を加えた改正が行われるなど、当事者主義的民事訴訟法からの後退とも思える現象も見られますが、しかしそこに、ベトナム国民が、自らの手で頼りがいのある民事訴訟を構築するための試行錯誤の跡を、垣間見ることもできると思います。経済発展と提訴件数の増加が見込まれる中、今後の運用にも注視したいと考えています。

ベトナムの法整備支援の歴史を振り返りますと、多くの長期専門員等による豊かで良好な信頼関係の形成の賜を見出すことができます。たとえば、東日本大震災に起因した日本の大災害に対するベトナムの人たちの心温まる支援も、その一端を示していると思います。

私も、世界水準の民事訴訟手続がいかにあるべきかを考え、人々の多様な「幸せのかたち」にも配慮しながら、ベトナムの人々にとってより利用しやすく分かりやすく頼りがいのある民事訴訟手続が、ベトナムの人々の手で創られてゆくことができるよう、これからも多少ともお役に立つことができればと願っています。

～ 国際研修 ～

第9回カンボジア法曹養成支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

1 はじめに

2011年6月20日(月)から同月24日(金)まで、第9回カンボジア法曹養成支援研修を行った(日程の詳細は、文末の日程表のとおり)。

研修員は、カンボジア王立裁判官・検察官養成校(RSJP=Royal School for Judges and Prosecutors)から2010年9月に第4期「教官候補生」として選抜された裁判官6名である¹(詳細は、文末の研修員名簿のとおり)。

本稿は、同研修の実施状況について報告するものである。

2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法、民事訴訟法の起草支援を行い、既にいざれもがカンボジア国会で成立し、民事訴訟法については、2007年7月から適用済みであり、民法についても、本年(2011年)12月に適用されることが決まっている²。

新法の成立・適用に伴い、これを運用する法曹人材の不足が予想された。そこで、日本は、2005年11月から、裁判官及び検察官を養成するRSJPに対する支援プロジェクトを開始している(JICAの「カン

ボジア王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」)。日本側では、法律実務家で構成する法曹養成アドバイザリーグループを立ち上げるとともに、長期派遣専門家として日本の検察官1名(後に裁判官1名を追加)を派遣し、RSJPに常駐させてRSJP側と緊密な連絡を取りつつ支援する体制を支援してきた。プロジェクト開始当初、特にRSJPで教壇に立つ教官の多忙・不足により、休講が生じるなど、教官の人材不足が大きな問題となっていた。これを解消するため、RSJP卒業生の裁判官から選抜された「教官候補生」に対して、集中的に知識や経験を伝え、将来の教官の育成を図る仕組みが取り入れられた。2006年3月にRSJP第1期卒業生等³から第1期「教官候補生」7名が選抜されたのを皮切りに、その後、順次、RSJP第2期卒業生から第2期「教官候補生」7名が選抜され、RSJP第3期卒業生から第3期「教官候補生」7名が選抜された。RSJP第4期卒業生の卒業試験が遅れた影響で、第4期「教官候補生」7名は、2010年9月、既に卒業していたRSJP第1期~3期卒業生から選抜され、その後、2011年3月、RSJP第4期卒業生から第5期「教官候補生」7名が選抜されている。そして、このように選抜された「教官候補生」に対して、集中的な育成がされた結果、一部の「教官候補生」については、既に正規の教官を補佐して、あるいは単独で、RSJPの教壇に立つに至るなど、教官の人材面では自立的発展の兆しを見せつつある。

¹ 第4期「教官候補生」は、合計7名選抜されており、全員が本研修に参加する予定であったが、1名については、体調不良のため研修不参加となった。

² 民法は、2007年12月に成立した後、長らく適用待ちの状態であったが、2011年5月9日、民法の適用に関する法律が国会で成立し、同月31日、国王の審署を経て、同年12月20日に全国土で適用されることとなった。同法律で、同法律の適用と同時に民法が適用される旨規定されていることから、民法は、本年12月20日にカンボジア全土で適用されることとなっている。

³ 第1期「教官候補生」のうち、1名はRSJP卒業生以外の裁判官から選抜されている。

もっとも、これまで「教官候補生」に集中的な教育がされてきたのは、既に適用されている民事訴訟法が中心であり、民法の理解は未だ十分とは言い難い。加えて、選抜されて日が浅い第4期、第5期「教官候補生」は、民事訴訟法についても、RSJPにおける一般的な教育を受けて来たにとどまるため、それ以前の期の「教官候補生」に追いつく必要がある。現在もこれらの点について留意して、集中的な教育が継続して実施されている。

今回の研修は、2007年7月に適用開始された民事訴訟法のうち実務で混乱が見られる民事執行及び民事保全について⁴、第1期～3期「教官候補生」は、既に集中的な教育を受けて後進の指導に当たる能力を獲得しつつあるところ、選抜後間もない第4期「教官候補生」につき、それ以前の期の「教官候補生」に追いつき、指導者としての知識・能力を獲得させることを目的として実施したものである。

3 本研修のカリキュラムについて

本研修のカリキュラムは、「民事執行及び民事保全の講義」及び「裁判所見学」であった。

4 民事執行及び民事保全の講義について

(1) 教材・資料について

5日間という限られた日程で研修目的を達するため、講義では基礎的な事項の確実な理解に焦点を当てることとした。また、併せて既存の資料の整理・活用を図ることで、今後の学習・指導に資することを念頭に置いた。

既存の資料を整理した結果、民事執行及び民事保全については、既に一通りのクメール語の資料が存在し、学習・指導をすることが可能な状況となっていた。主な資料は次のとおりである⁵。

- ・民事訴訟法条文
- ・民事訴訟法逐条解説（判決手続編・民事執行保全編）
- ・民事訴訟法要説（テキスト）
- ・不動産強制売却手続マニュアル
- ・代替執行・間接強制マニュアル
- ・不動産仮差押手続マニュアル
- ・民事保全に関する頻出質問集

本研修では、これらの資料の利用の促進を図ることとし、研修員に対し、事前に研修で使用する資料（民事執行に関しては要説及び不動産強制売却手続マニュアル、民事保全に関しては要説及び不動産仮差押手続マニュアル）を告知し、改めて見直しをしてくるよう依頼して研修を迎えた⁶。

(2) 民事執行の講義について

民事執行の講義は、強制執行についての基本的事項の確認をするとともに、不動産強制売却手続マニュアルに沿って、不動産執行手続を確認する方法で実施した。

講義では、研修員の理解程度を確認するために研修員との間で問答をしつつ、講義を進めたが、研修員は既に基礎的概念等について理解し、条文を記憶するのみならず、相当程度、手続・制度全体を俯瞰的に整理できている様子が見られた。

（参考までに研修員との問答の一部を紹介する。）

問 強制執行とは何か。

答 裁判所で得た確定判決などを実現するための手続である。

問 確定判決はすべて執行名義となるか。

答 納付判決だけであり、その他の確認判決と形成判決は執行名義とはならない。

⁴ カンボジア民事訴訟法は、民事執行及び民事保全の規定を含んでいる。

⁵ 条文・逐条解説・要説については、JICAのウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701047/04/index.html>）から、不動産仮差押手続マニュアル・民事保全に関する頻

⁶ なお、資料の一部について、一部の研修員から研修前に初めて受取ったとする声が聞かれるなど、ばらつきが見られた。カンボジア側の対応となるが、確実に資料を利用できるように裁判所等の備え付け図書を充実させるなどの工夫をする必要があるように思われる。

問 建物明渡しの執行は、どのような強制執行の種類か。

答 非金銭執行の物の引渡請求権についての強制執行であり、根拠条文は542条である。

問 不動産執行と不動産の引渡しについての強制執行はどう違うか。

答 不動産執行は金銭執行であり、不動産の引渡しは非金銭執行である。

問 金銭執行の執行機関はどこか。

答 不動産執行の執行機関は執行裁判所、動産執行の執行機関は執行官、債権執行の執行機関は執行裁判所である。

問 確定した給付判決を執行するにはどのようにするか。

答 書記官に執行文を付与してもらう必要がある。

問 判決正本の送達証明を作成するのはなぜか。

答 執行名義となる判決正本が債務者に届いていることを確認するためである。

問 不動産差押の効力はいつ生じるか。

答 開始決定の送達又は登記のときである。

問 送達と登記嘱託はいずれを先にすべきか。

答 送達を先にすると債務者が登記名義を変更してしまう可能性があるので登記嘱託を先にする。

民事執行について、予想以上に研修員の理解が進んでいる印象を受けた。他方で、質疑応答を通じ、実務においては日本とは異なる問題が生じている様子も垣間見られた⁷。具体的には、研修員からの質問において、「A所有の土地L内の墓地Tに埋葬されているBの親族の遺骨につき、BがAに対して、遺骨の取り出しを求めてAに訴訟を起こし、『Bが遺骨を取り出すのを許可する』との主文により、Bが勝訴した。その後、執行裁判所に執行の申立てがさ

⁷ なお、本研修の範囲外であるが、質疑応答が民事実体法に関することに及ぶと、研修員の理解程度が数段階下がる印象を受けた（例えば、交通事故の損害賠償として、金銭賠償の原則があるにもかかわらず、「新車の交付を請求できるか。」との質問が出るなどしていた）。民法が未適用であることからはやむを得ないが、民法については、更に相当程度の指導の教育を行う必要があると思われる。

れたが、このような場合は、物の引渡請求権についての強制執行と考えるべきか、作為不作為請求権についての強制執行と考えるべきか。」との質問が出された⁸。現状では、必ずしも判決が執行を意識したものとなっておらず、執行現場が混乱している状況であり、今後は、現職の裁判官を含め、新民事訴訟法の一層の普及を図る必要があると思われる⁹。

その他、執行段階に関しても「市場価格もなく、鑑定人もないなど、不動産を金銭的に評価する方法に乏しく、強制執行手続がそこで止まってしまうことが多い。不動産の評価をする方法はないか。」などという質問も出されていた。この種の問題は、日本とは前提の状況が異なるので、今後、司法の場における実務・判断を積み重ねていき解決を図るほかないと思われる。



執行講義の様子①

⁸ (遺骨という特殊性はさておき) 訴訟段階で、請求の趣旨を明らかにした上、「AはBに遺骨を引き渡せ」との判決をしていれば、執行段階で問題は生じなかつたものと思われる（ただし、遺骨の特定の問題は残る。）。その他にも「許可する」との主文の判決への対応を問う質問がされており、この種の問題は比較的多く生じている様子であった。訴え段階で請求が整理されず、裁判官も、当事者の求めるがまま判決をすることが原因であり、背景には、弁護士の不足や一部の新民事訴訟法に対応していない裁判官の存在があるものと想像される。

⁹ 「教官候補生」は、RSJPのみならず、各裁判所での新法の普及においてもが中心的な役割を果たすものと思料される。



執行講義の様子②



執行講義の様子③

(3) 民事保全の講義について

民事保全の講義についても、基本的事項を問答で確認しつつ、不動産仮差押手続マニュアルに沿って手続を確認する方法で実施した。

資料については、概ね前述の資料を手元におき、実務の参考にしているとのことであったが、中には、本研修前に不動産仮差押手続マニュアルをもらったばかりとする研修員もいた。質疑においても、何度か、保全に関する頻出質問集に記載されている質問が出されるなど、必ずしも十分に活用されていない様子であった。

もっとも、基本的事項に対する問答では、基本的概念や制度趣旨、手続の概要を理解した上、俯瞰的な整理ができていることがうかがわれた。保全についても、執行と同様、研修員の理解は予想以上に進んでいる印象を受けた。

他方で、場合分けを要する場面や若干利益関係が入り組んでいる場面についての理解は、比較的弱い様子であった。例えば、保全決定に対する不服申立

て制度の整理¹⁰や、占有移転禁止の仮処分の必要性¹¹については、理解が難しいという印象を受けた。これらについては、実際の事件を通じてはじめて制度の必要性等を肌で感じることができるともいえるので、今後の実務の積み重ねに期待する部分であると思われる。



保全講義の様子



(右から)

チャン・リヤンサイ判事、ロッ・ピセッ判事、キム・ヘン判事



ウツ・レックンティア判事

5 裁判所見学について

研修中日に当たる6月22日(水)、大阪地方裁判

¹⁰ 保全決定に関する不服申立て手続については、申立ての認容・却下の結果の別、あるいは更に不服申立てする場合により、手續が異なり、丁寧に条文を追って整理する必要がある(不動産仮差押手続マニュアル内のフローチャートのとおり)。

¹¹ 詳細は、民事保全に関する頻出質問集第38間に掲載。

所において、民事保全事件及び一般民事事件を傍聴し、保全を担当する裁判官と質疑応答がなされた。

大阪地方裁判所の保全事件では、全件、裁判官による債権者(代理人)の面接が実施されているため、見学時にも債権者の代理人の面接に引き続き、速やかに担保決定がされる様子を傍聴することができた。その後、保全担当の裁判官から手続につき説明がなされたが、質疑応答もなされた。研修員は、いずれも現役の裁判官であり、また、多くは自らが保全事件の処理経験があることからか、「申立てから保全命令を出すまでにかかる期間はどれくらいか。」「双方の審尋をするのはどのような場合か。」「仮差押を担保なしで決定する場合はあるのか。」など、実務的な質問が相次いでいた。

一般民事事件では、約30分のうちに判決と弁論手続が10件処理されるのを傍聴し、その後、証人尋問1件を傍聴した。弁論手続が素早く処理されていくのを見て一様に驚いていた。

研修員からは、裁判所見学のカリキュラムを増やしてほしいとする希望が出されるなど、裁判官である研修員にとって、裁判所見学は非常に関心があり、

また大きな刺激になった様子であった。

6 おわりに

今回の研修における研修員は、「教官候補生」に選抜されて日が浅いが、いずれも基礎的事項を理解している様子がうかがわれ、民事訴訟法に関しては全体的な底上げがされていることが実感された。今後は、いよいよ適用を迎える民法についても理解を促進した上で、事案に応じて法を解釈・適用する能力を涵養することが必要であると思われる。

いずれにしても、今回の研修員ら「教官候補生」が今後のカンボジアの民事司法を支え、また、後進の育成に努めていくことは間違いないと思われる。

この点で、研修最終日には、研修員から、「今回やこれまでの研修の資料を整理し、今後の実務や指導に活かしたい。」「同僚や後進に指導していくことが自分達の役割だと思う。」という言葉が口々に語られたことは、非常に頼もしく思う。

最後に本研修に多大な御支援、御協力をいただいた関係者の皆様に深く御礼を申し上げる。



(前列中央) JICA大阪所長と(前列)研修員の皆さん

第9回 カンボジア法曹養成支援研修日程表

[担当教官: 上坂教官, 松川教官, 松原教官 担当専門官: 石原専門官, 守安専門官]

月 日	曜 日	9:30	14:00	12:00	17:00
6 / 20	月	JICAオリエンテーション JICA大阪 国際センター	ICDオリエンテーション 国際協力部教官 ICD	講義(民事執行) 国際協力部教官	JICA大阪 国際センター
6 / 21	火	講義(民事執行) 国際協力部教官	講義(民事執行) 国際協力部教官		国際協力部4階セミナー室
6 / 22	水	大阪地方裁判所見学 (地裁民事保全事件)	大阪地方裁判所見学 (地裁民事事件)		
6 / 23	木	講義(民事保全) 国際協力部教官	部長主催意見交換会 国際協力部4階セミナー室	講義(民事保全) 国際協力部教官	国際協力部4階セミナー室
6 / 24	金	講義(民事保全) 国際協力部教官	JICA大阪 国際センター	総括質疑 国際協力部教官	評価会 JICA大阪 国際センター
					閉講式

第9回カンボジア法曹養成支援研修 研修員名簿

1		チャン・リヤンサイ 氏 Mr. Chan Rainsey 最高裁判所判事
2		ロッ・ピセッ 氏 Mr. Ros Piseth カンボット州裁判所判事
3		キム・ヘン 氏 Mr. Kim Heng スバイリエン州裁判所裁所判事
4		ウック・レックンティア 氏 Ms. Ouk Rethkunthea タケオ州裁判所判事
5		スイン・ソバナロアット 氏 Mr. Synn Sovannrath プレイベン州裁判所判事
6		ヘン・チャンシボリン 氏 Mr. Heng Chansyborin コンポンチュナン州裁判所判事

～国際研究～

委託調査・研究報告の紹介

国際協力部では、法整備支援に関する活動として、研究者や実務家の方々に委託して支援対象国の法制度についての調査活動を実施している。2010年度はその一環として、ベトナム、カンボジア、インドネシア及び中国に対する調査を実施した。

以下に、各調査を委託するに至った経緯を紹介するとともに、報告書を14ページ以降に掲載する。(誌面の都合により、内容に変更が生じない限度で、若干訂正を加えた。)

ベトナム：法整備支援の効果の検証

国際協力部教官 松原禎夫

法務省では、1994年からJICAの実施するODAとしての法整備支援事業に協力し、ベトナムに対する法整備支援を継続している。ベトナムは、日本が最初に法整備支援を行った国であり、起草支援から人材育成まで幅広い支援が行われている。日本は、これまで民法、知的財産法、国家賠償法、民事訴訟法、破産法、判決執行法などの制定あるいは改正を支援し、各種法律教材や実務家向けマニュアルの作成などにも協力した。

しかしながら、日本の支援の成果が、ベトナムの社会に実際にどのような影響を与えたかについては、これまで十分な検証が行われてきたとは言い難い。そこで、法務総合研究所では、ベトナムにおける内外企業の活動に関する法令の質及び運用・適用状況を調査し、その結果を、法整備支援の効果を検証し、かつ、今後のベトナムの法制度の発展に何が必要かを検討する資料とする目的とし、本件調査を、西村あさひ法律事務所所属の小口光弁護士に委託した。小口弁護士は、ラオス法整備支援プロジェクトで現地長期派遣専門家の経験を有し、現在、ベトナム・ホーチミン市においてベトナム外国弁護士として活躍している。

カンボジア：民事判決調査

国際協力部教官 上坂和央

我が国カンボジアに対する民事法の法整備支援の結果、カンボジアでは、既に民法、民事訴訟法の起草及び成立を遂げ、民事訴訟法については、2007年7月に適用され、民法についても、2011年12月20日から適用されることとなった。これにより、今後、カンボジア民事法の発展は、主として法律実務家による適切な運用や解釈の積み重ねに委ねられることとなったといえる。

ところで、民事裁判における判決は、適用に至った民事法の運用状況を端的に示すものであって、これを調査することで、民事法の運用状況の一端を確認することができる。加えて、判決は、具体的な事案への法の適用を通じた裁判官の判断が示され、その判断への批評と相まってこれが蓄積されることで、法の発展に繋がるものである。この点において、適切な判決がなされることは、今後の民事法の発展の基礎となり得るといえる。カンボジアにおける判決の実情を調査することで、民事法発展に向けて不足している要素を検討する資料となり得ると予想された。

そこで、法務総合研究所では、2010年度、カンボジアにおける民事判決の実情を調査することで、民事法の運用状況及び今後の民事法発展のために

必要な事項を明らかにする目的で、元カンボジア長期派遣専門家である神木篤弁護士に調査を委託した。

インドネシア：法曹養成制度等の状況

国際協力部教官 松川充康

インドネシアは、1998年のスハルト体制崩壊後、司法制度の改革を推進しているが、中でも法曹人材の能力向上は、大きな課題として掲げられている。そのような中、インドネシア最高裁判所は、裁判官の研修等を行う司法研究開発研修所を設置するなど、裁判官養成制度の充実へ向けた体制を整えてきたが、研修の具体的なノウハウを十分に有しているわけではない。また、大学における法学教育も十分に機能していないことがたびたび言及される。

一方、インドネシアの法制度は、司法機関や行政機関の運用面で大きな問題を抱えており、これがビジネス活動にとっての大きな阻害要因になっていると繰り返し指摘されている¹。その背景には、法律家の能力や倫理が十分に育っていないことも挙げられよう。

インドネシアでは、こういった現状を改善していくに当たり、日本に協力を求める声が強い²。そこで、法務総合研究所では、インドネシアにおける法曹養成の実情と課題を明らかにし、協力の方向性を模索すべく、本件各調査を実施することとした。本件各調査を委託した角田多真紀弁護士は、2007年から2009年まで、インドネシア法整備支

¹ ジャパン・ジャカルタ・クラブによる「黄金の5年間に向けて—ビジネス環境の改善に向けた日本企業の提言—」(2010年1月)では、「インドネシアが取り組むべき課題は無数にあるが、我々は、とりわけ2つのL、すなわち、法的不透明性 (“Legal Uncertainty”)と、インフラの欠如 (“Lack of Infrastructure”)について早急な解決が求められていると考える。」「法の信頼性確保のため、行政、司法を含め、予見可能で統一的な法解釈とその迅速で的確な執行が求められる。」などと指摘されている。

² 「第1回インドネシア裁判官人材育成強化支援研修」ICDニュース46号177頁参照

援の長期派遣専門家として活躍した実績を有しており、インドネシア最高裁などの人的パイプも強い方である。

中国：ADR制度の研究

国際協力部教官 江藤美紀音

中国では、経済の急成長に伴い民事紛争が急増し、人民法院における訴訟の効率化とともに、ADRの活用が重要な課題となっている。そこで、当部では、中国におけるADR制度の実態につき、当該調査を元JICA長期派遣専門家（現弁護士法人曾我・瓜生・糸賀法律事務所）の住田尚之弁護士に委託した。折りしも、2010年8月に中華人民共和国人民調停法が成立するなど、中国でADR制度が注目されているが、本調査報告は中国のADR制度の理解を深める上で、大変有益なものとなっている。そこで、今回は、本調査報告を要約したダイジェスト版（原文は、下記ウェブサイトに掲載）を紹介する。なお、本ダイジェスト版は、原文の内容に変更が生じない限度で、当職が若干修正加えたものであることをお断りしておく。

※各報告書は、国際協力部ウェブサイトにも掲載。

ベトナム

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html

カンボジア

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html

インドネシア

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_indonesia.html

中国（原文）

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_china.html

ベトナム法制度調査研究報告書

ダイジェスト版

2011年3月

西村あさひ法律事務所

弁護士 小口 光

目 次

第1 調査内容等

- 1 本件調査の目的
- 2 本件調査の内容

第2 調査方法

- 1 ホーチミン
- 2 ハノイ

第3 調査結果の分析

- 1 全般
 - (1) 法令の整備・運用状況
 - (2) 紛争時の裁判手続・執行手続の利用状況
- 2 個別の論点について
 - (1) 企業関連で主に問題となる法令について
 - (2) 紛争解決について

本 文

第1 調査内容等

- 1 本件調査の目的

本件調査は、法務省の法務総合研究所国際協力部から、ベトナムにおける内外企業の活動に關係する法令の質及び運用・適用状況を調査し、その結果を、日本を含めた外国ドナー或いは国際機関による法整備支援の効果を検証し、市場経済体制の確立に向けた今後のベトナムの法制度の発展に何が必要なのかを検討する資料とする目的として、西村あさひ法律事務所弁護士小口光に対し、実施委託がなされたものである。

法務省は、1994年にベトナムに対する法整備支援を開始し、現在もJICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」に協力する形で支援活動を行っている。これまでベトナムは、世界各国のドナーの支援を受け、制定法の整備改廃及び法運用体制の強化並びに法律人材育成などに取り組んできている。その中で、ベトナムは、日本の支援により、民法、知的財産法、国家賠償法、民事訴訟法、破産法、判決執行法などの重要法令の新規制定或いは改正を行ってきたほか、各種法律教材や実務家向けマニュアルの作成、及び、従来は存在しなかった「判例」の研究などを推し進め、相当の成果を挙げている。

しかしながら、さらに進んで、これらの改善がベトナムの社会にどのような効果を及ぼし、変化をもたらしているかについては、これまで必ずしも十分な検証を行う機会がなかった。日本による法整備支援開始からすでに15年以上が経過している現在、これまでの支援が実社会にどの程度の影響をもたらしているかを検証することは有意義であるものと考えられる。特に、法整備支援による制度及び人的能力の改善が、ベトナムにおける投資環境の改善や企業活動の活発化にどのように役立っているかについて、望ましい効果が現れているか否か、未だ現れていないとすれば、これまでの支援の効果を実社会にも及ぼしていくためには今後いかなる対策が必要かを検討すべく、本件調査を実施したものである。

2 本件調査の内容

前記調査趣旨に基づき、本件調査においては、具体的には以下の事項を調査内容とした。

- 1 ベトナムで事業を行うにあたりベトナムの知的財産法、商事法、企業法、競争法（政令等の下位法規も含む）につき、その適用が便宜或いは不都合と感じられた点、実務上の観点からの改善点の有無
- 2 担保取引登録令に基づく登録の利用有無とその利便性
- 3 2005年の新民法第4条により、契約は民法に従わなければならないという1996年民法の規定が改定され、契約自由の原則が認められるようになったが、これによって、実務上の影響があったか否か。その他民法の適用について実務上問題と感じられる事項の有無
- 4 ベトナムの裁判手続の利用の有無、その中で知的財産法、商業法、企業法、競争法、破産法、担保取引登録令が関係するものの有無。裁判所の利便性・公正性等についての印象等
- 5 仲裁等のADR（裁判外の紛争解決手続で、仲裁、調停等）の利用有無等また国内の仲裁機関（ベトナム国際仲裁センター(Vietnam International Arbitration Center), Pacific International Arbitration Center等）又はベトナム案件に関連した海外の仲裁機関の利用の有無、利用検討の有無
- 6 国家賠償法が適用された事例についての知見の有無
- 7 その他、ベトナムの法律やその運用で問題と感じる点、改善点等

以上の事項について、ホーチミンで事業を行う日系企業及び現地弁護士に対して、面談によるインタビュー調査及び書面回答によるアンケート調査を実施したほか、ハノイで事業を行う日系企業及び現地弁護士に面談して調査を実施した。渥美坂井法律事務所弁護士武藤司郎が、弁護士小口光より委託を受けて調査に参加し、西村あさひ法律事務所からは、弁護士福沢美穂子、同豊田祐子、同鈴木多恵子も現地での聴取調査及び調査結果を踏まえた報告書作成を担当した。

なお、意見にわたる部分は、報告者らの属する法律事務所としての立場・見解を表明したものではない。

第2 調査方法

1 ホーチミン

ホーチミン日本商工会の協力を得て、ホーチミンで事業を行う日系企業等のうち主要な18社に対して、2011年1月から2月にかけて面談によるインタビュー調査を行った（別表1参照）。また、ホーチミン日本商工会の各部会の協力を得て、ホーチミンで事業を行う日系企業に対し、同時期に、書面の配布又はEメールの利用によるアンケート調査を実施し、合計137社から回答を得た（別表2参照）¹。

また、より専門的・実務的な意見を聴取すべく、合計2名の現地弁護士に対して書面又はヒアリングによる調査を実施した。

2 ハノイ

ハノイにおいては、渥美坂井法律事務所弁護士武藤司郎が、2011年1月15日（土）から1月23日（日）までの間現地に赴き、ハノイ市内にて、個人的な紹介を通じて選定したハノイにおいて事業を行う日系企業及び現地弁護士に対して面談によるインタビュー調査を実施したほか、ハノイ近郊の工業団地においても面談によるインタビュー調査を実施した。面談対象企業は15社（別表3参照）、面談対象弁護士は2名である。アンケート調査は実施していない。

第3 調査結果の分析

1 全般

本件調査は、ベトナムにおいて実際に法令を利用する企業や弁護士に対して面談及びアンケートを実施することにより、法律や通達その他の文書のみでは知り得ない法運用の実態（裁判所等の利用の実態を含む）について、特に法令の利用者たる企業がどのような点で実務上問題を感じているかという視点から概要が明らかにされたところに意義があるものといえる。

企業については、主に日系企業を対象としたが、日本における法環境と比較した場合の法整備及び法運用の実態が一定程度は明らかになったといえる。

本件調査の全体を通して聞かれた意見は、次のとおりである。

(1) 法令の整備・運用状況

ア 法律の制定（分野）については、おおむね整備はされてきており、法律の制定が不

¹ 日々具体的な案件を通じ、個別の法律上の問題には多く接しているが、そこで知り得た情報は、法令上及び契約上の守秘義務に服するため抽象化しても開示できない事柄が多く含まれている。したがって、本件調査に際しては、調査の目的及び公表されることにつき明示的にご承諾を得た上で行った聴取及びアンケート調査の結果を基にして、本報告書も作成している。

足していると感じる分野は特段ないとの意見も多かった。

イ 法律の内容については、形としては大分整備が進んでいると認識されているものの、個別の法令について必要な規定がない、実体に合っていない、未だに概括的かつ曖昧な部分が多く、不明確な点についてのガイドラインが存在しないことが多いため、運用に委ねられている部分が多いとの意見が示された。

ウ 法律の施行のための下位法令については、実際の運用のために必要であるにも拘らずなかなか制定されず、法律の施行と時期がずれることにより法律の規定が遵守できない、又は、下位法令が施行されても内容が不明確であるといった問題点が指摘された。

エ かかる運用面については、取扱いが当局によって（省レベル、地方レベル又は担当者レベルで）異なる、取扱いが内国企業と外国企業で異なる、取扱いが変更されるなどといった点が、実務上深刻な問題であると感じられているようであった。

オ さらに、制定された法律が実態と整合していないため、法律を遵守しようとするとな不都合又は困難が生じるという意見や、実態としてほとんど遵守されていないものの、規定自体としては存在するため、コンプライアンスの観点から問題を感じているといった意見も寄せられた。

(2) 紛争時の裁判手続・執行手続の利用状況

紛争時の裁判手続・執行手続などの利用については、手続の煩雑さや、公平性への懸念等により、日本企業からはあまり利用されていないというのが実態であった。他方、現地の弁護士によれば、他の紛争解決手段による解決が未だ多いという実態はあるものの、（比較的）裁判所が利用されてきている分野も存在することであった。国家賠償法についてはほとんど利用されていなかった。

2 個別の論点について

(1) 企業関連で主に問題となる法令について

知的財産法については、登録と取締りという運用上の問題が大きいとの意見が多かった。登録については手續が煩雑で手間がかかること、取締りに関してはコピー商品などが一向に取り締まられずに放置されている場合がある、或いは、コピー商品販売元への取締りを依頼しても手續に時間がかかるとの指摘があった。他方で、法的手続によらない事実上の警告等が効果を有する場合があるとのことであった。

商業法については、駐在員事務所の設立に関し必要となる書類の準備が煩雑で、申請手続も複雑であるなどの指摘があった。

企業法については、日系企業からは、解散・清算や各種手続に時間がかかるという意見や、統一企業法下の再登録制度につき再登録により税制面の優遇措置がなくなる点へ疑問を呈する意見はあったが、企業法自体への問題点はあまり聞かれなかった。現地弁護士からは、企業法の理念は、国内企業と外国企業にとって商業活動を行う上での公平な土壤作りを目的としており、法律上は国内企業と外国企業に差別的な取扱いはないこ

ととされているが、卸・小売流通分野の 100%外資企業による 2 店舗目以降の出店許可に関する経済的ニーズ考查(Economic Needs Test (ENT テスト))²や会社設立の手続・期間において、国内企業と外国企業で異なるというのが弁護士の間で共通認識となっているとの回答があった。また、我々の実務上の経験からは、企業法に規定されている事項について、強行規定と任意規定の区別が明確ではなく、例えば合弁契約の中で、日本では当事者間で自由に合意できるような事項について、法律上の権利を一切放棄できないといった議論がなされたり、企業法に規定のない事項を合意することについて、法律に根拠がないので強制執行可能性に疑義があるといった議論がなされることが多いのも事実である。

環境法については、事実上現在のベトナムでは遵守がほぼ不可能な厳格な規制を導入し、外国企業にのみ適用する運用が行われるなど、事実上の参入規制になっているとの回答があった。

競争法については、特段大きな問題を感じないと企業が多かったが、独占禁止法の「関連市場」の定義が不明確であり M&A などの取引において今後大きな問題となりうるとの指摘があった。

民法改正により非典型契約が認められたことについては、日系企業においては、契約は特に問題なく自由に締結できているとのことで、改正により非典型契約が認められるようになったことによる影響を感じているとの回答はなかった。この点、現地弁護士によれば、自由に締結できる契約が増えたことで、より当事者のニーズに合致する契約が可能になった点において、契約交渉、そして契約書起案が容易になったとのことであるが、裁判所の解釈においては非典型契約についても典型契約に沿って解釈される傾向にあり、実際に著しい変化があったとまではいえないとのことであった。このように、日系企業と現地弁護士との間で回答に差異が生じた理由としては、日系企業においては、担当者のベトナム滞在期間が長くなく変化を感じにくい傾向にあること、実際に裁判により争われる状況になっていないこと、民法の条文について実際のビジネスの現場において意識する機会が少ないとなどが考えられる。

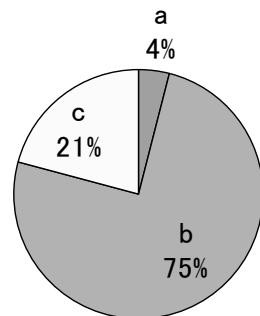
担保取引登録令については、ホーチミンにおける面談企業中に担保の登録をしたことのある企業は無く、必要性がない、実行について懸念があるとの回答が目立ったが、他の企業で利用している例を知っているとの回答はあった。また、ホーチミンで実施したアンケート調査では、以下のとおり、担保登録を行っている企業も少数ながら存在した。担保権を実行した例も 2 件あり、結果は、満足という例とやや不満という例に分か

² 2007 年 5 月 21 日付商務省（当時）の決定(10/2007/QD-BTM)により、ベトナムでは、2009 年 1 月 1 日から、100%外資による流通分野の企業設立が可能となった。しかしながら、2 店舗目以降を出店するには、出店地域における小売店舗数、市場の安定性、地域の開発計画との整合性、地域の人口密度等を、ケースバイケースで考慮した経済的ニーズ考查 (Economic Needs Test) に基づき認証されるとの制限が課されている(2008 年商業省通知第 9 号(Circular09/2007/TT-BTM))

れた。

- ベトナムで債権を保全するなどのため、土地使用権や動産などに担保権を設定して登録したことがあるか。(担保取引登録令関係)

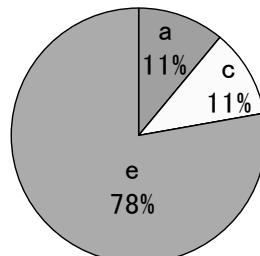
- a ある (5)
b ない (97)
c 不明 (27)



- 上記で「a ある」と答えた場合、担保権を実行(対象物を売却して債権を回収するなど)したことはあるか。また、実行したことがある場合、結果についての印象。

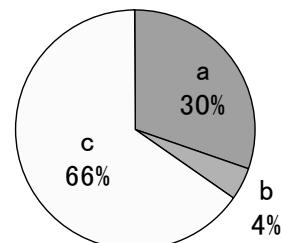
実行したことがある。結果は

- a 満足 (1)
b まあ満足 (0)
c やや不満 (1)
d 不満 (0)
e 実行したことではない (7)



- 上記で「b ない」と答えた場合の理由。(複数可)

- a 他の方法で債権の保全を図っているから
(日本の会社から保証を受けるなど) (27)
b 担保制度が使いにくいから (4)
c その他 (58)



「c)その他」と回答した理由：

回収すべき国内債権が特にない(担保の必要性がない)。(約 35 社)

担保制度に実効性がないと聞いており、諦めている。

外資系(100%独資)の場合、担保制度は使えないと聞いていた為。

現在のところ契約書で対応している。

担保権の実行が実質的に可能かわからないから。

債権回収等の実行機関が不明確である。

また、土地使用権の抵当権を取得できるのはベトナム法上「ベトナムの金融機関」に限られているところ、邦銀のベトナム支店がこれに含まれるかにつき解釈上の疑義が払

拭されないと指摘があった。さらに、極度額の登録ができず、また事後取得財産としての将来債権の範囲の限定もないため、先順位のベトナム国内銀行が登録した担保権の効力がどこまで及ぶか不明確であることも問題点として指摘された。他方、現地弁護士によれば、M&A の対象会社の不動産等の資産の状況を調査する際に情報収集手段として利用することがしばしばあり、その観点からは使い勝手もよく利用価値があるとのことであった。

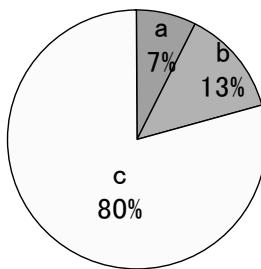
その他の法令に関しては、商業銀行はその資本の 15%までしか 1 の顧客に融資できないという金融機関法の規制が、外資系金融機関のベトナム支店に関しては本店も含めた資本の 15%までという規制であったが、2010 年の同法の改正により、支店のみの 15% と変更されたことにより、支店の払込資本を増加するか融資を縮小するかの選択を迫られ、実務上大きな影響があったとの回答があった。

(2) 紛争解決について

裁判制度については、以下のアンケート結果に端的に示されるように、日系企業では裁判制度を紛争解決の手段として使用する企業は少数であった。理由としては、判例拘束性が存在せず予見可能性がない、裁判所の独立性や公平性への懸念がある（国内企業と外資企業で判断が異なるのではないか、など）、時間や労力をかけただけの成果が得られるかについて懸念がある、ブランドイメージの毀損への配慮等が挙げられた。

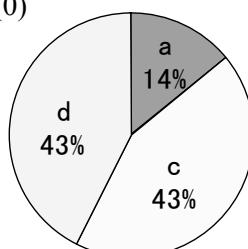
- ベトナムで紛争を解決するにあたり、裁判手続を利用したことがあるか。または、裁判手続の検討をしたことがあるか。

- a 利用したことがある (10)
- b 利用の検討をしたことがあるが、
実際には利用しなかった (18)
- c 利用の検討をしたこともない (107)



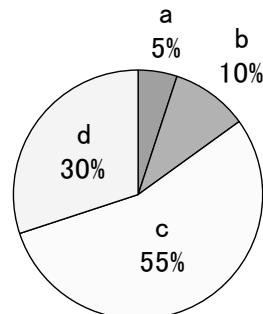
- 上記で「a 利用したことがある」と答えた場合の紛争の種類。（複数回答可）

- a 労働紛争 (1)
- b 知的財産関係(商標権、特許権、著作権など) (0)
- c 代金回収 (3)
- d その他 (3)(損害賠償債権の代位請求、
保険金受給権に係るもの)



- 上記で「b 利用の検討をしたことがあるが、実際には利用しなかった」と答えた場合、利用しなかった理由。（複数回答可）

- a 裁判手続が使いにくいから (1)
- b 仲裁・調停等で解決しているから (2)
- c b 以外の話し合いなどの方法で解決しているから (11)
- d その他 (6)



「d)その他」と回答した理由：

(営業活動は行えないとされる)駐在事務所であるため、利用することを控えた。
利用を検討中であり、将来裁判の可能性もある。
判例が期待通りとはならないことが、あらかじめ予想された為。
裁判をしても結局(相手方)労働者に有利な判断しか示されないと予想されたから。

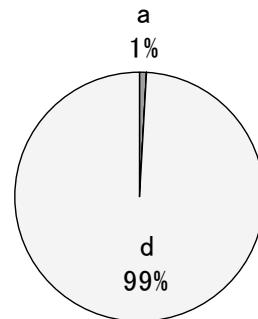
現地弁護士からは、国内銀行関係の債権回収案件で裁判所を利用することが多いとのことであり、また、裁判所利用頻度は知的財産法、商業法、企業法、破産法、担保取引登録令に関して比較的高いとの意見がある反面、やはり依然として交渉段階で終結しているケースが多いとの意見も存在した。また、ベトナム企業に比して、日系企業は裁判所の利用頻度は低いと思われるとのことであった。

この点について、日系企業から裁判の公平性（ベトナム企業と日系企業とで扱いが異なること）への懸念が見られたこと、証拠書類のベトナム語への翻訳に手間がかかることなどの意見が見られたことを考慮すると、裁判所へのアクセスについて、日系企業には法律上の障害以外の障害が存在しているものと思われる。

ADRについては、契約で規定することははあるとの声が聞かれたが、実際に利用した企業はホーチミン及びハノイにおける面談企業中皆無であり、また、以下のとおり、アンケート調査で唯一利用したことがあると回答した企業も、その結果については不満であるとの回答であった。

- ベトナムで紛争を解決するにあたって、裁判外紛争解決手続（仲裁手続または行政機関に設置される調停手続など）を利用したことがあるか。（複数可）

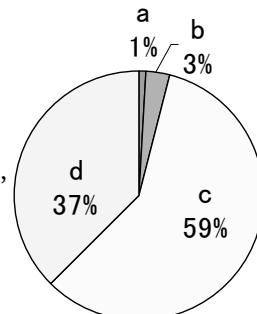
- a ある(ベトナム国内の仲裁機関(例えば Vietnam International Arbitration Center)) (1)
- b ある(ベトナム国外の仲裁機関(例えば Singapore International Arbitration Center)) (0)
- c ある（仲裁機関以外） (0)
- d ない (132)



- 上記で「a ある(ベトナム国内の仲裁機関)」と答えた場合、その結果についての印象とその理由。
 - a 満足 (0) b まあ満足 (0) c やや不満 (0)
 - d 不満 (1) (理由：紛争の解決力が無く、結局労働者寄りの判断をした。)
 - e 不明(手続中など) (0)

- 上記で「d ない」と答えた場合、その理由。

- a 仲裁制度が使いにくいから (1)
(理由：仲裁制度の使い方をそもそも熟知しておらず、一般的に複雑と聞いている為)
- b 裁判で解決しているから (4)
- c 話し合いなどで解決しているから (77)
- d その他 (49)(理由：紛争がない、事例がない、裁判にもっていく予定だったから等)



しかし、ハノイにおいては、面談企業ではないが、日系企業とベトナム企業との合弁会社が仲裁を申立てた例が存在することであった。また、ある現地弁護士によれば、当該弁護士が所属する法律事務所における2010年の仲裁取扱い案件は20件であり、うち3件が日系企業とのことであり、この数を基に考えると仲裁案件はそれなりの数存在するものと思われる。他の現地弁護士からも、外国企業は商事紛争に関してADRの利用を好む傾向にあり、一定程度利用されているとの回答があった。

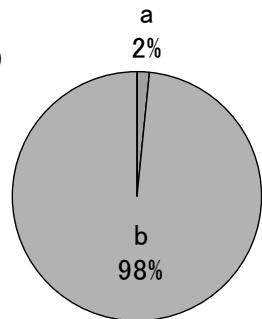
以上のように、紛争解決について裁判制度やADRを実際に経験したことのある日系

企業はあまり多くなく、話し合いや金銭等の支払いで解決しているようであったが、国内企業や日系企業以外の外国企業については一定程度裁判制度やADRを利用している実態が伺われた。

なお、民事訴訟法については、現地弁護士より、保全制度の整備の必要性が指摘され、具体的には保証金額の引き下げを行い、執行官等による証拠や保証金の使い込みの余地を根絶する必要があるとの意見があった。また、民事執行法については、現地弁護士より、執行申立書の所定フォーマットがなく申立てても直ちに手続が進捗しないこと、条文や基準の不透明さ、執行官の汚職が問題点として指摘されたほか、執行官の権限をより強化すべきであるとの意見もあった。

国家賠償法については、ホーチミン及びハノイにおける面談企業中利用したことのある企業はなく、アンケート調査でも、以下のとおり、利用を検討しているとの企業が1社あったものの、その他は全て利用したことはないという回答であった。現地弁護士からは2例の事例が挙げられたものの、あまり利用されていないという実態が伺われた。

- ベトナム国内で国に対して損害賠償を請求した事例を聞いたことがあるか(国家賠償法関係)。ある場合はどのような事例か。
 - a ある (事例：国による地下水工事が長引いたことで商売に影響が出たため)(2)
 - b ない (124)
 - c 不明 (0)



以上

別表 1

在ホーチミン面談先企業

業種名	社数
工業	8 社
金融・保険	4 社
貿易	2 社
建設	2 社
サービス	1 社
IT	1 社
	計 18 社

別表 2

在ホーチミンアンケート調査回答企業

業種名	社数
工業	59 社
金融・保険	15 社
貿易	10 社
建設	6 社
運輸	4 社
サービス	17 社
IT	26 社
	計 137 社

別表 3

在ハノイ面談先企業

業種名	社数
工業	4 社
金融・保険	3 社
貿易	3 社
建設	1 社
サービス	3 社
IT	1 社
	計 15 社

カンボジアにおける判決調査報告書

2011年3月8日

元カンボジア法整備支援プロジェクト長期専門家

弁護士 神木 篤

目 次

第1 調査の目的・必要性等

- 1 調査の目的
- 2 調査の必要性
- 3 調査方法・資料入手方法

第2 判決の公開状況

- 1 調査項目
- 2 民事判決手続の公開状況
- 3 民事判決書の公開状況
- 4 民事判決の蓄積・アクセス状況

第3 判決の内容の分析

- 1 分析のポイント
- 2 カンボジア判決書の一般的な記載事項

第4 事件類型による判決の分析

- 1 離婚事件
- 2 土地事件
- 3 金銭消費貸借
- 4 不法行為訴訟

第5 今後の活動への提言

- 1 実態法・訴訟法教育の充実に関して
- 2 要件事実教育（実体法の仕組み）
- 3 判決モデルの提示

本 文

第1 調査の目的・必要性等

- 1 調査の目的
本件調査の目的は

- (1) カンボジアにおける民事判決の公開状況、判決書の公開、蓄積及び過去の判例へのアクセス状況を明らかにするとともに
- (2) 民事判決の内容（内容・形式）を明らかにし分析を行い
- (3) 適切な判決の蓄積に向け、必要と思料される事項を明らかにする

ことである。

2 調査の必要性

日本は、カンボジア王国に対し民事法の法整備支援を行い、その結果としてカンボジア王国にはこれに基づく民法、民事訴訟法といった基本法が成立している（但し、民法については未適用の状態にある）。しかしながら、このように法律として成立している民法・民事訴訟法がカンボジア王国の裁判官に充分に理解され、実際の裁判において適切に適用がなされているかどうかについては、これまで十分な検証がなされてこなかった。今回の調査は、カンボジア王国における判決内容やその公開の状況を明らかにし、今後日本がカンボジアの司法制度に対してどのような援助を行う必要があるかを検討する前提としての資料を提供することにある。

3 調査方法・資料入手方法

今回の調査に関する資料収集は、カンボジア王国において、直接プノンペン市裁判所、カンダール州裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の各裁判官に面接を行い、各裁判所の判決書の提供を受けるとともに、シェムリアップ州の弁護士にも協力を依頼し、シェムリアップーウッドーミエンチャイ州裁判所の判決書も入手した。これらの判決書においては、当職において日本語訳を行った。翻訳に際しての一般的前提は以下の通り。

- ・ 翻訳に際しては、当事者・訴訟代理人等の関係人の名前はアルファベットで表示した。
- ・ アルファベットの割り当てに関しては、原告はA、被告はBとしたが、その他についてはおおむね判決書に現れた順により順次割り当てをした。
- ・ また、当事者の住所についても判決書では詳細な住所まで記載されているが、州・郡レベルまでの表示とした。土地関係訴訟についても、詳細な住所により特定されている場合でも、同様の表示とした。
- ・ また、原文ではそのまま訳したのでは理解が困難であると思われる場合も多くあったが、そのような場合には適宜意訳をし、あるいは（ ）付きで適當な語をおぎなった。カンボジア語の特徴として、接続詞の種類が少なく、特に文が長文となった際は、修飾語や節の係り受けの関係がわからないことがあるため、そのような際には最も自然で合理的と思われる修飾関係を採用した。

第2 判決の公開状況

1 調査項目は以下の通り

- (1) 民事判決手続の公開状況
- (2) 民事判決書の公開状況
- (3) 民事判例（判決書や事例集も含む）の蓄積・アクセス状況
 - ア 民事判決（判決書き等）の裁判所における取扱い
 - イ 過去の判決についてアクセスする方法の有無（大学教育・研究における判例が使用された件数）

について、法の建前と運用の双方について調査を行う。

2 民事判決手続の公開状況

民事判決手続の公開状況については当職の調査からは、法の建前通り実務でも行われている。カンダール州裁判所・プノンペン市裁判所・控訴審裁判所では、手続が公開法廷で行われていることを、実際に確認している。最高裁判所でも特に異別の運用がなされているということは聞いていないことから、判決手続の公開については法律が予定する通りの運用がなされているものと考えられる。

3 民事判決書の公開状況

民事判決書の公開状況については、一般論として、民事訴訟法 258 条による入手可能性については、条文上可能であるとしているものの、前例はないようであった。実際のところ、当事者には判決が送達されることから（法 190 条）当事者が 258 条を利用する必要がなく、また、現在のカンボジアの状況から、それ以外の利害関係人も入手の必要性がないのではないかと思料される。

4 民事判決の蓄積・アクセス状況

裁判所による判決書の公開については、チャンリエンサイ最高裁判事から最高裁判所でブルティンを発行しているとの説明もあり、また、ドナーからのファンドを受けて最高裁のモンモニチャリア判事が従事しているとの話もあったが、モンモニチャリア判事に確認はできなかった。また、タンスンライ控訴裁判所判事からも、判例集が CD で出版されているような話があったが、実物を入手することはできなかった。

その他、判決書集の公刊に関しては、現弁護士会会长であるチウ＝ソンハ氏の発案により、カンボジア弁護士会民事委員会において、判例分析を行い、裁判所と意見交換をするという計画をもっているが、今まで、予算や能力的な限界により実現に至っていない。

第3 判決の内容の分析

1 分析のポイント

カンボジア裁判書の内容面での分析は、以下の点に留意して行った。

内容（形式面・論理性、判決としての形式（既判力・執行力を付与し得るものか））を分析する

(1) あるべき形式（特定のものはないものの一定の範囲は考えられる）を設定の上、比較する

ア 法定の各記載事項（民訴 189）の欄の存在の有無（形式的に各記載事項欄があるか）
イ その他の記載事項の記載の有無

(2) あるべき論理構成（三段論法）が踏まれているか検討する

ア 「事実及び争点」（民訴 189 I ④）の摘示（事実・争点についての実質的記載があるか）

イ 「事実及び争点」の摘示が適切か

- (3) 「理由」（民訴 189 I ⑤）の摘示（理由についての実質的記載があるか）
- ア 「事実及び争点」で取り上げた争点について、事実認定がされているか
 - イ 同事実認定は、証拠に基づいて認定されているか
 - ウ 適用されるべき法令が記載されているか
 - エ 同法令に認定した事実があてはめられているか
 - オ 「主文」（民訴 189 I ⑥）が「理由」と一致しているか
- (4) 「主文」が執行可能か
- 2 カンボジア判決書の一般的な記載事項
- (1) 必要的記載事項
- 民事訴訟法 189 条では、次のように必要的記載事項を規定している。
- ア 判決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 裁判所
 - 二 口頭弁論の終結の日
 - 三 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
 - 四 事実及び争点
 - 五 理由
 - 六 主文
 - イ 事実及び争点の記載は、当事者の陳述に基づきその要旨を摘要して、これをしなければならない。
 - ウ 判決書には、判決をした裁判官が署名しなければならない。
 - エ 合議体の裁判官が判決書に署名することに支障があるときは、他の裁判官が判決書にその事由を付記して署名しなければならない。
- この点、カンボジアの判決書は、いずれもそれぞれの記載事項を満たしているため、形式的な意味では、必要的記載事項を漏れなく記載していると言いうる。
- また、任意的記載事項のうちで、カンボジアの判決書に特徴的なのは、訴え提起日、判決日と並び、判決番号も記載がある点である。ちなみに、いずれの判決書も判決日と口頭弁論終結日が同じであり、このことから、口頭弁論終結と判決の言い渡しが同一の日に行われていることがわかる。
- 当事者の特定に関しては、すべての判決書に氏名と住所の記載があり、本人の特定のために、その他、年齢、国籍、職業、配偶者の名、両親の名、子どもの数などが記載されているものも多く見受けられる。判決書によっては、前科の有無まで記載している。
- (2) 実質的な記載の有無・程度
- 判決書には、いずれも「事実及び争点」、「理由」、「主文」の記載があり、形式的な意味での必要的記載事項は満たしていると言える。しかし、「事実及び争点」、「理由」、「主文」がそれぞれ形式的な意味で記載されていれば充分かといえば、決してそうではなく、これらの点については、さらに法がこれらの趣旨を判決の必要的記載事項とした趣旨に

さかのぼり検討する必要がある。

まず、「事実及び争点」について法が判決の必要的記載事項としている趣旨は、争いのある事実も争いのない事実も含め、当事者双方の主張事実及び認否を証拠関係も含めて記載し、争点を明確化するためである。そこで「事実及び争点」の記載の方法としては、判決の基礎となるべき、弁論に現れた当事者の全主張を裁判所の認識に従って整理要約し、簡潔明瞭かつ論理的に記述することが望ましく、具体的には

第1 当事者の求めた裁判

- 1 請求の趣旨
- 2 請求の趣旨に対する答弁

第2 当事者の主張

- 1 請求原因
- 2 請求原因に対する認否
- 3 抗弁
- 4 抗弁に対する認否
- 5 再抗弁
- 6 再抗弁に対する認否

(以下続く)

第3 証拠

- 1 原告
- 2 被告
- 3 職権

のように、整理して記載することも可能である。

一般的なカンボジアの地方裁判所（始審裁判所）の判決様式は、まず、請求の趣旨の記載については、表題として「原告の求める判決」「原告の請求」との記載がなされているが、「訴訟物」との記載のある判決もあった。また、記載内容は、給付訴訟の場合に、「～支払わせろ。」「～支払わせる。」（英語で記載すれば、force defendant to pay ~）との記載がなされるものも多くみられたが、なかには、「家の管理権を求める」というように、確認訴訟なのか、給付訴訟なのか不明確なものも見受けられた（本文末尾添付別表（以下、「別表」）番号⑫プノンペン市裁判所第753号事件、判決ページ30に掲載）。

請求の趣旨に対する答弁については記載されているものは見受けられない。

請求原因について、判決書には「請求原因」との表題が付されているものは見受けられず、多くの場合、「事実の概要」との表題が付され、裁判官が認識した事案の概要を記載している。この事案の概要についての記載は、主要事実及び間接事実を意識したものではなく、物語形式での事案概要を記載しているにとどまるものであるため、主要事実・間接事実の認否については整理がなされていない。これは、裁判官が、主要事実・間接事実を理解していないこと、すなわち、要件事実の不理解に基づくものであろう。

次に記載されているのは、「両当事者の主張」、「争いのない事実」、「争点」などの表

題が付され、事実の概要とほぼ同内容の記載がなされるのが一般的であると思われる。

次に「理由」が記載される。「理由」においては、まず、どのような証拠調べを行ったか、証拠調べ手続を記載する場合もあるが、証拠調べ手続を記載しない場合もある。

「理由」においては、裁判所がどのような事実を認定したか、裁判所の認定事実を記載する。認定の理由を個々の証拠調べの結果から説明する場合もあるが（プノンペン市裁判所 753 号（別表⑫事件）など）、多くの場合は認定の理由については判決書において触れられていない。

したがって、まず、主要事実の整理ができていないため、認定すべき事実について明確となっていないうえ、事実判断について証拠調べから説得的な認定の理由が記されていないことから、判決理由については法的三段論法を取りようもなく、理由は説得的なものとなっていない。

また、証明責任についても、明確に認識されて判断されているわけではない。この点は、主要事実について正確な理解がない以上仕方がないものである。例えば、プノンペン市裁判所 753 号事件（別表⑫事件）については、不動産の所有権の所在が問題となっているが、原告の所有権取得原因の事実と並んで、被告が所有権者であることの立証がないことも理由としている。

次に「主文」を記載するのが一般的であるが、「理由」と「主文」の間に「結論」が入れられる場合もある。

「主文」では、おおむね原告の求める請求に対応した主文となっている。

主文に関して、気がついた問題点は以下の通り。

給付判決に関しては、具体的な金額が明示されていないため執行ができない給付判決もみられる。具体的には、離婚の際の養育費支払についてしばしばみられるが、「可能な限り支払え。」という判決などである。

主文には、「適法な訴訟であり、受理することができる。」というような記載があるものがあるが、訴訟要件の欠缺の場合には訴え却下判決となることから特に主文において明示する必要はない。

訴えを却下する場合に、民事訴訟法 81 条（補正不可能な訴状の不備の場合の訴え却下）を用いて却下をする裁判例があるが、これも 81 条の誤解によるものである。

また、判決の言い渡しが公開の法廷でなされたことについても主文に記載されている。このような事項は、民事訴訟法 112 条、117、118、119 条により調書の記載で足りるのであり、判決書に記載するべき事項ではない。さらに言えば、民事訴訟法 188 条 1 項は、判決書の原本に基づき言い渡しがなされる必要があるため、論理的に判決書の原本は、判決言い渡しに先立ち作成されることになり、言い渡し時の態様については論理的に記載ができないはずである。

(3) 上級審の判決について

上級審の判決として、控訴裁判所 395 号（別表①事件、判決ページ 1 に掲載）、同 330 号（別表②事件、判決ページ 3 に掲載）、最高裁判所 294 号（別表③事件、判決ページ

5に掲載), 同 306 号 (別表④事件, 判決ページ 8に掲載), 同新 12 号 (別表⑤事件, 判決ページ 11 に掲載) がある。

これらの判決も, 最高裁判所の判決も, いずれも法的三段論法が採られていないことは, 地方裁判所の判決と同じである。

控訴裁判所 395 号 (別表①事件) では, 不服申し立てがなされていない第一審の判決事項について取り消しがなされ, 不利益変更の禁止の原則が守られていないことなど, 控訴手続についての誤った運用がなされていると考えられる。本件を審理した裁判長が, RSJP 卒業生であることを考えると, まだまだ裁判官の間で, 上級審の手続について理解が不十分であることが推測できる。

最高裁判所の判決について検討すると, 2007 年民事訴訟法が規定し, 本来予定されている手続とは異なった運用がなされていることが理解できる。すなわち新法は, 上告審を完全に法律審として位置付け, 事実の認定は事実審裁判所の専権であって, その適法の確定した事実は上告裁判所を拘束し (299 条), 上告には上告理由を必要とするとともに, 上告理由を憲法違反若しくは法令違反又は重大な手続違反に限定し (284 条, 285 条) 上告裁判所が破棄の理由とした事実上及び法律上の判断は, 差し戻しを受けた裁判所を拘束するものとされている (299 条第 2 項)。このような, 最高裁判所の法律審としての性格にもかかわらず, 最高裁判所の判決からは, 裁判所・当事者双方ともにこの点を理解せずに手続を進めていることが観て取れるのである。

これは, そもそも控訴審の判決における認定の事実がどのようなものであったかということの確定がなされていないこと, 事実を認定し, それに法律を適用して, 判断を下すという判断過程がカンボジアの裁判においてなされていないことに原因があると思われる。

以上より, カンボジアの一般的な判決を前提に, 判決として必要な記載事項を満たしているかを検討したが, 実質的な記載がなされておらず, 修正の余地が多くあることがわかる。

第 4 事件類型による判決の分析

1 離婚事件

離婚事件としては

カンダール州裁判所第 110 号事件 (別表⑥事件, 判決ページ 16 に掲載)

カンダール州裁判所第 40 号事件 (別表⑦事件, 判決ページ 18 に掲載)

プノンペン市裁判所第 1434 号事件 (別表⑧事件, 判決ページ 20 に掲載)

プノンペン市裁判所第 568 号事件 (別表⑨事件, 判決ページ 22 に掲載)

シェムリアップ州裁判所第 467 号事件 (別表⑩事件, 判決ページ 24 に掲載)

がある。

いずれの判決も, 離婚について合意がある事案であり, 離婚原因に争いがある場合にどのような事実認定がなされるかについては不明である。

現在カンボジアでは民法典が成立しているが適用はなされていないため、離婚を認める実体的規定は、婚姻家族法 39 条, 58 条, 59 条ということになる¹。

上記のいずれの判決も、当事者の合意を認定して離婚を認容する判決を出しているが、これは婚姻家族法 58 条を意識したものであろうと思われる。この点では、各判決は、離婚原因の有無について、事実を認定して、法を適用し、結論を導き出すという法的三段論法により判断を行っていることになる。

いずれの判決中にも、「親権」あるいは「監護権」に言及している部分があるが、用語は一定しておらず、かつ、条文に用いられている用語とも異なる用語が用いられている。また同じことは、扶養料についても言える。このような例は、裁判官が条文の文言の解釈をしているという自覚を欠いているという証左であろう。

離婚の効果の発生時期についても、誤った解釈がなされている。婚姻家族法 69 条には「離婚は、確定の日から婚姻の効果を解消させる。」と規定されていることから、離婚の効果は離婚判決の確定により発生すると解されるが²、カンダール州裁判所第 110 号事件（別表⑥事件）、カンダール州裁判所第 40 号事件（別表⑦事件）、シェムリアップ州裁判所第 467 号事件（別表⑩事件）では、判決言い渡しの日から離婚の効果が生ずるとし、プノンペン市裁判所第 568 号事件（別表⑨事件）のみ、この点について正しい判断を行っている。

養育費の支払いについて、主文では「可能な限りで支払え。」との言い渡しがなされるが、この点については、具体的な確定の金額でないことから強制執行ができない。判決を提供したカンボジアの弁護士もこのような判決では執行ができないので、判決の様式を変える必要がある旨当職に説明をしていた。

シェムリアップ州裁判所第 467 号事件（別表⑩事件）に関しては、「和解調書」と表題のある弁論準備手続きにおける調書も入手し、これについても翻訳を行った。この調書は表題として「和解調書」という表題が付されているが、訴訟が終了するわけではないことから和解調書という表題は不正確であろう。記載内容に特段の問題があるわけではないと思われるが、調書に原被告及び原告訴訟代理人の指印ないしは署名があり、この手続は旧手続に則ったものであろう。2007 年民事訴訟法では、調書は裁判所の認識を調書に残すものであり当事者や訴訟代理人の指印・サインは不要であるからである。もち

¹ 婚姻家族法 44 条は、①遺棄②残酷性・暴力・迫害・家柄に対する蔑視③不道徳行為④男性の性的不能⑤ 1 年以上の物理的別居を離婚原因とする。同 58 条は双方当事者の合意による離婚の申立の場合、その離婚の申請が自発的なものであって強制に基づくものでない場合に離婚を認めることができると規定する。また、同 59 条は一方当事者からの離婚の申立の場合、双方当事者がもはや共同生活を継続できないことを示すに充分な状況が判明した場合に、離婚を認めることができると規定している。

² UNDP による英訳では婚姻家族法 69 条は「離婚は、確定判決が宣言された日をもって婚姻を終了させる。」とされているが、クメール語の原文では、「離婚は、確定の日から婚姻の効果を解消させる。」となっている。したがって、英語訳の方は誤訳であると思われる。

ろん本事件は、2010年12月23日に提起された離婚訴訟であるから、手続は新法により行われている。実質的な合意ができているにもかかわらず、別期日で判決言い渡し期日を設けた理由は、原告代理人弁護士によれば、この期日は弁論準備手続であり、判決言い渡しができなかつたため別期日を設けたとのことであった。

2 土地事件

土地事件としては

カンダール州裁判所第240号（別表⑪事件、判決ページ**28**に掲載）

プノンペン市裁判所第753号（別表⑫事件、判決ページ**30**に掲載）

がある。

カンダール州裁判所第240号事件（別表⑪事件）は、建物収去土地明渡請求訴訟である。不動産訴訟についてしばしば問題となるのは、土地所有権の取得原因について理論的な整理がなされていないのではないかということである。というのは、売買や相続のような取得原因については理解されているが、特別占有証書を持っている場合に、これが所有権の取得原因であるのかという点について明確になっていないと思われる。また、物権変動と対抗要件などの問題についても理解が薄いのではないかと考える。

土地の特定に関しては、地番などが整備されていないカンボジアの実情に応じて、面積や東西南北の隣地所有者を明示するなどして特定しており、特定のための工夫と言える。

プノンペン市裁判所第753号（別表⑫事件）は、請求の趣旨が「管理権」と記載されていて、給付訴訟なのか、確認訴訟なのか不明である。争点としては、「紛争の対象となっている建物は原告の所有であろうか、被告の所有であろうか。」と記載されていることから、裁判官自身がなにが請求原因で、なにが抗弁であるか全く整理ができない。その結果、判決では、被告の所有権不存在についても確認をする判決となっている。

のことから、裁判官に実体法の理解及び訴訟法の理解が欠けていることが明白である。

3 金銭消費貸借

金銭消費貸借事件としては

カンダール州裁判所第53号（別表⑬事件、判決ページ**32**に掲載）

カンダール州裁判所第190号（別表⑭事件、判決ページ**34**に掲載）

シェムリアップ州裁判所第66号（別表⑮事件、判決ページ**37**に掲載）

シェムリアップ州裁判所第466号（別表⑯事件、判決ページ**39**に掲載）

プノンペン市裁判所第879号（別表⑰事件、判決ページ**41**に掲載）

がある。

金銭消費貸借契約については、金銭の授受、返還の合意、期限の到来という要件事実を理解しているようである（カンダール州裁判所53号事件（別表⑬事件））。金銭消費貸借の事件に関しては遅延損害金の請求がなされることが多いと思われるが、遅延損害金は「慰謝料」という言葉で表現される。この点については、民法上も明確に区別されて

いることから、「慰謝料」ではなく、「遅延損害金」とするべきであろう。

シェムリアップ州裁判所第 66 号事件（別表⑯事件）は、欠席判決である。判決文を見ると、被告に対する送達報告書により被告に対して送達がなされていることを確認しており、送達制度が機能していることが伺える。

本判決は、遅延損害金以外に慰謝料の請求を認めなかつたほか、訴訟手続内の執行申立を適切に処理しているなど内容はおおむね良好であると思われるが、欠席判決の場合にも書証の証拠調べを行っている点で、争点について証拠により認定を行うという証拠調べの理念、さらに言えば訴訟の構造について理解がなされているかどうか、疑問がある。

シェムリアップ州裁判所第 466 号（別表⑰事件）は、金銭消費貸借事件についての和解調書であり、内容的には問題がない。しかし、調書中当事者の互譲について、「訴訟当事者の請求の認諾、請求の放棄」という用語を用いている点で、請求の放棄・認諾・和解について概念の混乱がみられる。

プノンペン市裁判所第 879 号事件（別表⑱事件）は、マイクロファイナンス団体という、銀行のような機能を果たしている組織が、借主及び保証人に対して履行を求めた訴訟である。この判決は当事者と代理人との概念について混乱がみられるほか、利息、遅延損害金、慰謝料の関係の問題の整理、主たる債務者と保証人に対する請求原因事実についての理解程度など様々な問題が看取できる。

まず、当事者と代理人の概念についてであるが、本判決は原告をマイクロファイナンス団体の従業員としているが、A が原告となったのが訴え提起後の権利取得によるものとすれば、当事者は A ではなく、マイクロファイナンス組織であるはずである（法 88 条）。またこの判決では本文において A はマイクロファイナンス組織の代理人と表示している。したがって、この判決中で A の地位について混乱が生じている。

また、本判決では、第 2 項で支払済みまでの利息請求を認容しているが、第 3 項で元本の支払済みまでの遅延損害金、また、履行遅滞に対する慰謝料をそれに付加して認めている。金銭消費貸借に関する判決書を比較すると、利息と遅延損害金、慰謝料の関係について取り扱いがまちまちとなっていることから、この点について取り扱いを統一すべきであろう。

本判決については、主たる債務者に対する請求原因と保証人に対する請求原因が示されておらず、当事者に金銭消費貸借契約及び保証契約について事実の争いがないとはいえない、裁判官が認定するべき事実について理解をしているか疑念が残る。

4 不法行為訴訟

今回収集した判決書中には民事不法行為訴訟は見受けられない。また裁判官に直接聴取したところ、カンボジアでは不法行為による損害賠償請求訴訟はこれまでになく、不法行為による損害賠償請求は、刑事訴訟に附帯する形で行われている（附帯私訴）にとどまる。したがって、刑事案件として立件されない事件については、被害者は訴訟手続では救済されず、多くは警察官のあっせんする示談により民事的に賠償を得るにとどま

る。

カンボジアにおいて不法行為訴訟が行われない理由は、さまざまなもののが考えられるが、一つの理由としては、不法行為訴訟についての理解が法曹に欠けていることがある。したがって、不法行為の実体法的な問題及び書式例の提示などによりカンボジアに不法行為訴訟を普及させる必要があると思料される。

また、その際には、現在不当に低く評価されているカンボジアの人命（一例として、交通事故において傷害を負わせた場合には、加害者に高額の治療費の支払い義務の負担が生じるため、救助せずに死亡させ、2000 ドル程度の賠償を行う例もあると聞く。）など、いびつな損害算定論にも適切な指導を行うことも考慮していいのではないか。

第5 今後の活動への提言

- 1 実体法・訴訟法教育の充実
 - 2 要件事実の教育（実体法の仕組み）
 - 3 判決モデルの提示（特に事実認定のやり方や判決理由の記載例について）
- などが考えられる。

1 実体法・訴訟法教育の充実に関して

権利は、実体法に規定された法律要件である事実を満たした場合に発生変動消滅するという実体法の根本的な理解について、確認を行う必要があるのではないかと思われる。この点についての理解がなければ、結局のところどの事実を証拠により認定するのか、認定の対象となる事実がわからないため、判決の「事実及び争点」についての記載ができることになる。裁判官は、ある意味技術的な要件事実を理解する前に、実体法に規定されている一定の事実が存在する場合に権利の発生変更消滅という法律効果が発生するということを理解していないのではないか。もし、そのことが理解できれば、権利の発生要件である、条文の文言の解釈の重要性も理解できるであろうし、また、事実に法をあてはめるという法的三段論法についても理解ができるようになるであろう。結局のところ、この理解が欠けていることが、カンボジアの判決の問題の根本にあるのではないか。どのようなことを認定したらよいのか、その手掛かりがないため、裁判官は判決書に空虚な権威を持たせるために、請求の趣旨、事件の概要、当事者の主張、判決主文で無意味な引用を繰り返し行っているように思われる。

本来ならばこれらの基礎的知識は、大学の初年度においてなされるべき事項であるが、カンボジアの大学は、最もレベルが高く、カンボジアの法曹のほとんどを輩出している王立法律経済大学でも決して高いものではない。そのため、RSJP でも、当分の間は法学の一般的教育を行う必要があるであろう。

また、訴訟についても訴訟の3類型についての理解が不足していると思われる。訴訟の類型は、判決の機能の違いにより生じることから、民事訴訟制度についての一般的な理解についても裁判官に納得させる必要がある。

2 要件事実教育（実体法の仕組み）

判決文中にある事実及び争点は、当事者の主張する事実について争いのある事実となり事実について摘示をすることが予定されているが（判決起案の手引参照），多くの場合に，主要事実・間接事実を区別することなしに，当事者の主張をそのまま引用する場合が多い。またその際でも主要事実が欠落している場合が多く，裁判官が主要事実を認識していない場合がほとんどである。

これは，実体法の理解が欠けていることが原因であるが，実体法を理解させるだけではなく，どのような事実を認定対象とする必要があるかということについて，教授する必要もある。金銭消費貸借契約などにおいては，これまでセミナー等で主要事実についての説明を行っているため，理解をしているようであるが，その他についても順次行うのが，カンボジアの裁判書を改善するための有効な一手段となると思われる。

3 判決モデルの提示（特に事実認定のやり方や，判決理由の記載例について）

これまで，カンボジアの裁判官は，モデルとなるような判決例に触れる機会がほとんどなかったはずである。というのは，これまでの判決は，法的3段論法に則ったものでなければ，事実認定が丁寧になされているわけでもないからである。しかし，モデルとなるような判決例がクメール語で存在すれば，裁判官はそれを手本として説得的な判決を作成することの一助とすることができます。

なお，カンボジアの判決がこれまで簡素で空虚な内容であったことは，口頭弁論終結と判決言渡しと同じ日時に行うという慣例のためには必要なことであった。しかし，内容を充実させるためには，このような実務慣行を修正する必要もあるであろう。

以上

別表

番号	判決裁判所	事件番号	判決日	事件の類型	判決ページ	備考（本文引用箇所）
①	プノンペン控訴裁判所	395	2010年1月5日	離婚等請求事件	1	上級審の判決について
②	プノンペン控訴裁判所	330	2010年11月24日	土地引渡等請求事件	3	上級審の判決について
③	最高裁判所	294	2010年3月25日	土地引渡等請求事件	5	上級審の判決について
④	最高裁判所	306	2010年3月23日	請負契約に基づく損害賠償等請求事件	8	上級審の判決について
⑤	最高裁判所	新12	2008年8月8日	土地管理権請求事件	11	上級審の判決について
⑥	カンダール州裁判所	110	2010年8月12日	離婚等請求事件	16	判決の分析（離婚事件）
⑦	カンダール州裁判所	40	2010年8月30日	離婚等請求事件	18	判決の分析（離婚事件）
⑧	プノンペン地方裁判所	1434	2010年1月18日	別居等請求事件	20	判決の分析（離婚事件）
⑨	プノンペン地方裁判所	568	2010年8月18日	離婚等請求事件	22	判決の分析（離婚事件）
⑩	シェムリアップ州裁判所	467	2011年1月4日	離婚等請求事件	24	判決の分析（離婚事件）
⑪	カンダール州裁判所	240	2010年3月30日	土地明渡等請求事件	28	判決の分析（土地事件）
⑫	プノンペン地方裁判所	753	2010年4月12日	建物管理権請求事件	30	地方裁判所の判決について 判決の分析（土地事件）
⑬	カンダール州裁判所	53	2010年8月3日	貸金返還請求事件	32	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑭	カンダール州裁判所	190	2010年8月19日	貸金返還請求事件	34	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑮	シェムリアップ州 -ウッドミエンチャイ州 裁判所	66	2010年4月26日	貸金返還請求事件	37	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑯	シェムリアップ州 -ウッドミエンチャイ州 裁判所	466	2010年1月22日	貸金返還請求事件	39	判決の分析（金銭消費貸借事件）
⑰	プノンペン地方裁判所	879	2010年9月11日	貸金返還請求事件	41	判決の分析（金銭消費貸借事件）

※和解事件である⑯事件については、和解の期日等を記載

①

カンボジア王国

国民 宗教 国王

控訴裁判所

民事事件

番号：395 号

2009 年 8 月 13 日

判決

カンボジアの国民の名において

番号：03(K)

プノンペン控訴裁判所

2010 年 1 月 5 日

2010 年 1 月 5 日に口頭弁論を終結した。

審理裁判官

タン＝スンライ氏 裁判長

ウム＝サリット氏 陪席裁判官

チャイ＝チャンダラバン氏 陪席裁判官

検察官の代表

ゲット＝サラット氏

書記官

クラエン＝ケイノリー女史

原告：A 男性 25 歳 職業 農業 タケオ州キリボン在住（被控訴人）

被告：B 女性 19 歳 職業 農業 タケオ州キリボン在住（控訴人）

事実および争点

原告の求める判決：

一 妻との離婚及び婚約のプレゼントである 950 アメリカドルと 3.75 グラムの金（の返還）

事実及び争点：

2008 年 4 月 29 日付け原告訴状によると：自分と妻とは 2008 年に法的に正当な結婚をした。結婚後、妻は原告と同食することを拒み 1 年が経過している。結婚の 15 日後には、私のことを愛していないと言い、私を家から追い出した。

口頭弁論手続における両当事者の主張：

- 一 原告 A（不出頭）は控訴裁判所から 2009 年 10 月 20 日付けの差し戻し判決を受けている。
- 一 被告 B は、彼に対して愛情を持っていないのは、彼が飲酒をするからである。彼女は彼を必要としないため、彼は家に帰った。金銭に関しては、彼の方から離婚を言い出してくれてるので返すつもりはない。金については、慰謝料でありやはり返すつもりはない。950 ドルは結納金であったが、彼の方で連れてきた結婚式の招待客のために、テーブル 5 卓分を増やしたこともあり、お金を返すつもりはない。

検察官の代表の意見

結婚式契約に基づく財産の分割については、法に従って判断をされたい。

事実と最終判断の理由

控訴審裁判所は次の通り認識する：

1. Bによる、2008年8月14日付けタケオ州裁判所判決主文中第1, 2項に対する、2008年8月20日付け控訴は、適法であり、控訴審裁判所は民事訴訟法264条により受け付ける。
2. 両当事者の陳述によれば、被控訴人は、控訴人が飲酒をするうえ、大きな声で怒鳴るために近隣の者に対してはづかしい思いをすることなどから、控訴人に対して愛情を持っていない。控訴人は、控訴人に対してはや愛情を持っておらず、婚約のプレゼントも既に使っていることを理由として返還に応じない。被控訴人の答弁は合理的であり、和解の席における被控訴人の発言を証拠として、被控訴人を信じることができる。
3. 2008年8月14日付けタケオ州裁判所判決主文中、結納を、結婚の際の参加者からのプレゼントと認定した点は誤りであり、第2項と第3項を取り消す。

主 文

1. Bによる、2008年8月14日付けタケオ州裁判所判決主文中第1, 2項に対する、2008年8月20日付け控訴は、適法なものとして受理する。
2. 2008年8月14日付けタケオ州裁判所民事判決（K）第20号のうち、第2, 3項を取り消す。その余については、有効である。
3. 控訴費用は、原告の負担とする。

この判決の口頭弁論及び言い渡しは2010年1月5日公開の法廷で行われた。本判決に対しては、送達の日から1カ月以内に上告をすることができる。

書記官

陪席裁判官

裁判長

署名

署名

署名

(2)

カンボジア王国

国民 宗教 国王

控訴裁判所

民事事件

番号：330 号

2010 年 7 月 20 日

カンボジアの国民の名において

プノンペン控訴裁判所

判決

番号：56(K)

2010 年 11 月 24 日

2010 年 11 月 24 日午前 8 時に口頭弁論を終結した。

審理裁判官

タン＝スンライ氏 裁判長

ウム＝サリット氏 陪席裁判官

チャイ＝チャンダラバン氏 陪席裁判官

書記官

カエウ＝ソモン女史

原告：A 男性 41 歳 クメール人 パイリン州パイリン在住（被控訴人）

被告：B 男性 51 歳 クメール人 パイリン州パイリン在住（控訴人）

B' 女性 27 歳 クメール人 パイリン州パイリン在住（控訴人）

事実および争点

事実及び争点：

2010 年 1 月 20 日付け原告訴状によると：原告は 2009 年 7 月 30 日付け NO.079/09 最終売買契約書に基づき、797 m² の土地、時間を浪費したことの慰謝料として 300 万リエル、及び訴訟費用を求めている。原告は、被告 B から 2009 年 7 月 10 日に 1 万 5000 ドルで本件土地を購入し、法律に従った書面も作成している。彼は、本件土地に塀をめぐらし、名義変更をし、土地を 2 筆に分筆するための書面も準備し、納税の手続も行っている最中であった。2009 年 11 月 27 日に B' が策をめぐらし、彼の土地を奪った。

1. 原告 A の主張：自分は最初の契約が 2008 年 10 月 25 日であり、最終売買契約が 2009 年 7 月 30 日の売買に基づき、797 m² の土地を 1 万 5000 ドルで購入した。バタンボン州裁判所の判決が有効である。
2. 被告 B' の主張：私はバタンボン州裁判所の判決に不服であるために控訴した。原判決は、自分が B から購入し、書類も完備し、納税も済ませ、土地登録局で名義変更も済ませている 1970 m² の土地を A に与えることを認めたからである。私はこの土地を最初の契約が 2009 年 10 月 9 日で、最終売買契約が 2009 年 11 月 27 日であり、既に 3 万ドルの支払いも済ませている。私は 1970 m² の土地を要求する。これは私が買い、既に支払いも済ませた土地である。私は、バタンボン州裁判所の判決の棄却を求める。
3. 被告 B の主張：私は、土地を 1 か所しか持ておらず、そのうち 790 m² について A に 1 万 5000 ドルで売却した。B' と締結したのは、消費貸借契約と土地の残部に対する質権設定契約であり、B' には土地を売っていない。私は 1 万ドルを彼女から借りた。私は、これらの契約書に指印を押したことを認める。

理 由

1. B' による, 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号主文中第 1, 2 項に対する, 2010 年 6 月 9 日付け控訴は, 適法であり, 控訴審裁判所は民事訴訟法 264 条により受け付ける。
2. 争点は, A が 797 m²の土地について占有権限を有しているか, あるいは B' が B との売買契約により本件土地に占有権限を有しているかである。
3. 原告 (被控訴人) の主張によれば, 彼は B から土地権限証書 B 1 - 0161 (面積 1970 m²)に対する 2005 年 4 月 11 日付け証明書番号 : BL000423) のうち, 15m × 75m を, 最初の契約が 2008 年 10 月 25 日であり, 最終売買契約が 2009 年 7 月 30 日の売買に基づき, 1 万 5000 ドルで購入し, 納税も済ませ, 分筆も行っている。
4. 被告 B' は, 「自分は 2005 年 4 月 11 日付け土地権限証書 BL0004 の土地を最初の契約が 2009 年 10 月 9 日で, 最終売買契約が 2009 年 11 月 27 日である売買契約により購入し, 既に B に 3 万ドルの支払いも済ませている。B が A に売却した土地は別の土地である。」と主張するが, この点については, 本件土地と同一である。新しい証拠により, A が文書を偽造したと主張するが, 当裁判所はこれについては真偽不明であり, 刑事裁判手続が現在進行中である。
5. B の答弁によれば, B が B' に売却した土地は, A に売却した土地の残部である。A に売却した土地の面積は 797 m²である。
6. 原告 A 売買契約書, 最終売買契約書の証拠調べの結果によれば, 売買契約は B' の売買よりも先に行われ, これらの書面はすべて形式面は適法であった。そこで, 裁判所はこれらの書面をすべて認める。その上, 2010 年 4 月 21 日付け土地都市建設省 327DNSLSP レターによれば, B の土地を A と B' に 2 重に名義変更をするというミスがあったことが認められる。当局は, 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号で認めたように原告の文書が正当に作成されたことを認めており, 控訴裁判所も再度確認書を作成する必要がないと考えている。
7. 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 は適切であり, 維持される。

主 文

1. 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号に対する B' による, 2010 年 6 月 9 日付け控訴を棄却する。
2. 2010 年 6 月 3 日付けバタンボン州裁判所判決 No17 号を維持する。
3. 控訴費用は, B' の負担とする。

この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 11 月 24 日公開の法廷で行われた。本判決に対しては, 送達の日から 1 カ月以内に上告をすることができる。

書記官

陪席裁判官

裁判長

署名

署名

署名

(3)

最高裁判所

カンボジア王国
国民 宗教 国王

民事事件

番号：294

2008年7月14日

判決

カンボジアの国民の名において
最高裁判所

2010年3月25日

2010年3月25日において公開の法廷で口頭弁論を終結した。

合議体の構成員

1. コン・ソリム 閣下, 裁判長
2. プラク・キムサン氏, 裁判官
3. テイ・ネン氏, 裁判官
4. ヨス・ソウクウン氏, 裁判官
5. ウィブ・キムスリ氏, 報告裁判官
書記官
プアング・チャンター女史

最高検察庁の代表

チエ・ソバル 検察官

原告 A, (被上告人) 男性, 42歳, クメール人, カンダール州カアトゥム郡在住, 農民
弁護士: E 任意代理人

被告 B (上告人) 男性, 47歳, クメール人, 農民, カンダール州サアン郡在住

任意代理人: 妻 C

争い: 土地売買契約の尊重を求める。

事実及び争点

ア) 請求を理由付ける事実:

被告らは原告に土地を売り渡したが, 原告が他人に当該土地を売却する際に, 被告らに協力を得られなかつたことを理由とし, 被告らに対して, 2003年7月7日付けの土地売買契約の尊重を求めた。

2006年9月19日付けカンダール州裁判所の民事事件第27号を検討し, その判決の主文は以下の通りである。

- 原告 A の 2005 年 9 月 27 日付け訴状が形式的且つ法的に正当であると認める。
- 売主 B, その妻 C と買主 A 間の 2002 年 8 月 2 日, 2002 年 8 月 26 日, 2003 年 7 月 7 日と記した土地売買契約を有効と認める。
- B とその妻 C が 2002 年 8 月 2 日付け, 2002 年 8 月 26 日付け, 2003 年 7 月 7 日付けの各契約を守ることを命じ, そして当該土地を A とその妻 D に明け渡せ。
- B とその妻 C が, A とその妻 D に対して慰謝料として 3,000,000 リエルを支払え。本判決に従わなかった場合, 競売のため, 財産を差し押さえ, 身柄拘束を科する。
- 原告は払った 7,000 リエルの訴訟費用を差押え, 判決が確定した時に被告が原告に償還することを命じると同時に土地価格の 1 % に当たる 50,000 リエルの手数料を支払うことを命じる。その額は 80 % を国家のものとし, 残り 20 % は全国の書記官の報酬とする。
- 本判決は両当事者の立会いのもと, 公開の法廷で言い渡しがなされた。この判決に対しては控訴をすることができる。

本判決に対して 2006 年 10 月 10 日付けの控訴状によって B が控訴した。

本判決に対して 2006 年 10 月 16 日付けの控訴状によって A が控訴した。

控訴裁判所が言い渡した 2008 年 2 月 4 日付け民事判決第 9 号を検討し, その判決の主文は以下の通りである。

- 被告 B の 2006 年 10 月 10 日付け控訴状を棄却する¹。
- 原告 2006 年 10 月 16 日付け控訴を認容する。
- 損害賠償を 3000 万リエルから 800 万リエルに変更する。
- 控訴費用は被控訴人の負担とする。
- 本判決は 2008 年 2 月 4 日に公開で言い渡しがなされた。本判決に対しては送達を受けた日から 30 日以内に, 上告をすることができる。

本判決の全部に対して, 2008 年 5 月 6 日の上告状第 240 号によって, B が上告した。

イ) 当事者の陳述:

C の陳述は次の通りである。: 原審の判決が不当であるため, 上告した。理由は「2002 年と 2003 年には, 私と夫が A から 1860 ドルを借り受け, 債権担保のため土地に対して質権を設定した。しかし貸主が私と夫を騙して, (質権設定ではなく,) 土地売買契約に署名させた。私たちは, その二筆の土地を売り渡さず, 一筆の土地だけを売り渡した。村長の立会いでその売買契約を作成した。」であり, すべての三つの契約を否認する。控訴審裁判所の判決の破棄を求める。

A の陳述は次の通りである : C はこの土地について質権が設定されたと主張するが, この土地は質権の目的物ではなく, 売買契約で私に売却され, そしてこの三つの売買契約は村長の立会いで締結された。控訴裁判所の判決を維持することを求める。

原告の任意代理である弁護士 E の陳述は次の通りである。: C の本件土地が質権の目的物であるとの主張は不誠実だ。前審における被告の陳述を精査していただきたい。原告が土地の売買契約を行ったことは, 地

¹ 「控訴を棄却する」ではなく, 「控訴状を棄却する」と記載されている。

方行政当局者により確認されている。控訴裁判所の判決を維持することを求める。

- 報告裁判官から報告を聞き,
- 最高検察庁の代表による結論を聞き,
- 両当事者とその弁護士らの陳述を聞き,
- 法に基づいた協議をした後,

最高裁判所は

- 被告 B の 2008 年 5 月 6 日付け上告状第 240 号は適法であり、裁判所第 14 条と民事訴訟法第 283 条に基づいて最高裁判所は本件を審理することが可能と考える。
- 最高裁は、上告理由書に記載された被告 B の主張について、次の通り考える。2002 年 8 月 2 日付けと 2003 年 7 月 7 日付けの両売買契約書は、債権者である原告の要求に基づく債務担保契約であるとの主張は信用することができない。カンダール州裁判所では B の妻 C が 2002 年 8 月 2 日付けの契約が売買契約と認めたが、2002 年 8 月 2 日付けと 2003 年 7 月 7 日付けの両売買契約については指印がないことを理由として、売買契約の成立を否認した。しかし、2006 年 8 月 25 日付け内務省の技術部の鑑定書面により、2002 年 8 月 2 日付けと 2002 年 8 月 26 日付けの農地売買契約につけた C の指紋は、カンダール州裁判所裁判官の調書に押された C 指印と同じものと証明された。また 2002 年 8 月 2 日付け、2002 年 8 月 26 日付け、及び 2003 年 7 月 7 日付け農地売買契約にある B の指印は、カンダール州裁判所裁判官の調書にある B の指印と同じものと証明された。その上に、被告は質権設定契約に対する証拠を持っていない。それゆえ、被告 B とその妻 C が、2002 年 8 月 2 日、2002 年 8 月 26 日、2003 年 7 月 7 日と記した土地売買契約による発生した債務を、2001 の土地法第 64, 65, 69 条にもとづいて、履行しなければならない。
- 控訴裁判所が言い渡した 2008 年 2 月 4 日の民事判決第 9 号が形式的及び法律的に正当であると認める。

よって

以下の判決を下す

1. B による 2008 年 5 月 6 日の上告状第 240 号を棄却する。
2. 控訴裁判所が言い渡した 2008 年 2 月 4 日の民事判決第 9 号を認め、そのまま維持する。
3. 上告費用は被告の負担とする。
4. 本判決は 2008 年 3 月 25 日に公開の法廷で言い渡された。

コン・ソリム閣下, 裁判長
プラク・キムサン氏, 裁判官
ティ・ネン 氏, 裁判官
ヨス・ソウクウン氏, 裁判官
ウィブ・キムスリ氏, 裁判官
プアング・チャンター女史 書記官

確認した。

プノンペン, 2010 年 7 月 7 日

裁判長

コン・ソリム

原本に基づいて正しく複写した。

プノンペン, 2010 年 7 月 7 日

書記官

プアング・チャンター

最高裁判所 カンボジア王国
民事事件 国民 宗教 国王
番号 : 306
2008年7月18日 カンボジアの国民の名で
判決 最高裁判所
番号 : 112 2010年3月23日に公開の法廷で口頭弁論を終結した。
2010年3月23日
 1. ディト・ムンティ閣下, 裁判長
 2. キム・ソタリー女史, 裁判官
 3. ユー・ウッタラ氏, 裁判官
 4. キウ・ソッカ一氏, 裁判官
 5. チャン・リアンシー氏, 裁判官
 書記官
 プアング・チャンター女史
 最高検察庁の代表
 セング・ブンキアング, 檢事

原告 : A (被上告人) 50歳, クメール人, 土地当局の職員, カンポンチャム州チャムカールー郡に在住する。

被告 : B (上告人) 35歳, クメール人, ゴム園のスタッフ, カンポンチャム州ストング・トラング郡に在住する。

訴訟物 : 11,880米ドルの金銭と2,000米ドルの慰謝料¹を請求する。

事実と争点

ア) 請求を理由づける事実

Aによる2007年2月12日付けの訴状に基づいて, Bから11,880.60ドルの金銭と2,000ドルの慰謝料を請求する。(AとBは,) 2005年9月28日及び2006年5月1日, ゴムの木の栽培請負契約を締結し, Bはその契約第5条において, Bが100%生長できると保障し, 生長できない場合, 3倍の賠償を返還すると保証した。Bが弁済できない場合, 財産を差し押さえ, 債務弁済のために売却を求め, また, 故意がある場合, Bに対して禁固刑による身柄拘束²を求める。

カンポンチャム始審裁判所が言い渡した2007年7月17日の民事判決第159号を検討し, その判決の主文は以下の通りである。

1. A原告の2007年2月12日の訴状が形式的かつ法的に正当であると認める。
2. AとBとの間に結ばれた2005年9月28日と2006年5月1日のゴムの木の栽培請負契約が形式的かつ法的に正当であると認める。

¹ カンボジアでは, 損害賠償一般について「慰謝料」という言葉を用いる。

² 2007年民事訴訟法施行前に認められていた債務拘禁制度。

3. 本判決の確定から、B が 9,586 ドルの金銭と 1,000 ドルの慰謝料を A に対して返済することを命じ、その余の請求は却下³する。B が返済できない場合、債務担保のために財産を売却し、それに従わない場合、B に対して債務返済請求のために禁固刑による身柄拘束を執行する（契約法第 22 条と民事判決執行手続法第 133 条に基づく）。
4. 訴訟費用を没収⁴する。その額は事件登録費用と手数料 900 リエル、会計担当裁判所書記官の報酬 200 リエル、呼出状の交付費用 5,000 リエルを含め、合計で 7,000 リエルとなる。その額は原告が支払った 7,000 リエルから決算されるもので、控訴期間が経過したとき、被告が原告に償還し、9,586 ドルの 1% を相当する手数料を支払うことを命じる。その手数料は国庫と全国の書記官への報酬のために、それぞれ 80% と 20% で仕分けられる。
5. 本判決は両当事者の立会いで審理され、公開で言い渡しがなされた。この判決に対しては、法律の規定に基づき控訴することができる。

本判決全部に対して、B により 2007 年 8 月 31 日付けの控訴状により控訴された。

控訴裁判所が言い渡した 2008 年 3 月 12 日の民事判決第 21 号を検討し、その判決の主文は以下の通りである。

1. B による 2007 年 8 月 31 日の控訴状を棄却する。
2. カンポンチャム始審裁判所が言い渡した 2007 年 7 月 17 日の民事判決第 159 号を有効とみなす、それを維持するが、主文の第三点における禁固刑による身柄拘束という内容を削除することに止まる。それ以外は有効とし、維持する。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。
4. 本判決は 2008 年 3 月 12 日公開の法廷で言い渡しがなされた。本判決に対しては、判決の送达から 1 ヶ月以内に上告をすることができる。

本判決全部に対して、B の代理人による 2008 年 3 月 19 日付け上告状に基づいて上告がなされた。

イ) 両当事者の陳述について

B の陳述は次の通り：上告したのは控訴裁判所と始審裁判所の判決が、自分に対する損害賠償を過大に認容したからである。契約を順守しなかったのは相手方であり、相手方はゴムの木の間にある土地を耕す義務があったが、それを怠った。また、ゴムの木が生長しないため、自分は新しく植え直す約束をしたにもかかわらず、別のゴムの木を勝手に栽培した。8.13 ヘクタールの土地でゴム木を栽培する契約は 2005 年 9 月 28 日と 2006 年 5 月 1 日と 2 回で行われた。

自分は 2007 年 1 月 16 日に記した係争土地調査の記録を認める。

要請：控訴裁判所の判決を破棄し、再審のために差し戻しを求める。栽培したゴム木のうちで、枯れたものと成長が充分でないものがあるが、これらについては返済する金銭がないため、代わりに新しく植え直すつもりである。

A の陳述は次の通り：被告の主張は失当である。契約では、B は植栽したゴムの木が 100% 生長すると保障したにもかかわらず、なかには枯れたものもあったからである。そのため、自分が資金と時間が無駄にな

³ 棄却の趣旨と思われる。

⁴ 差押と同じ用語が用いられている。

つてしまつた。栽培した土地は 8.5 ヘクタールあり、二回の契約でそれぞれ 6.5 ヘクタールと 2 ヘクタールの土地に栽培した。2005 年 9 月 28 日における第一回の契約は 6.5 ヘクタールの土地で、3,607 本、1 本当たり 0.9 ドル、計 3,246.3 ドルの値段で契約を結んだ。そして、2006 年 5 月 1 日における第二回の契約は 2 ヘクタールの土地で、1 本当たり 1 ドル、計 1,100 ドルの値段で契約を結んだ。契約には、一方の当事者に債務不履行があれば他方当事者は、損害の三倍の額を賠償するという条項がある。そのため、B から 11,880.6 ドルの損害と 2,000 ドルの慰謝料を支払うよう請求する。

要請： 控訴裁判所の判決を適法とし、それを維持すると求める。

- 報告裁判官の報告を聞いた後、
- 最高検察庁の結論を聞いた後、
- 両当事者の陳述を聞いた後、
- 法令に基づいた協議を行った後、

最高裁判所は

- 被告による 2008 年 3 月 19 日付けの上告状第 147 号が法の規定に従つたものと考え、裁判所法第 14 条と民事訴訟法第 283 条に基づいて最高裁判所は本件を審理することが可能と考える。
- 控訴裁判所が 2005 年 9 月 28 日付けと 2006 年 5 月 1 日付けの契約に基づいて、100%まで債務を履行できないと言う理由から、被告 B に対し、原告 A へ 9,586 ドルの金銭と 1,000 ドルの慰謝料を支払うことを命じたのは不適当と考える。理由は次の通りである。
法廷では、被告が枯れたゴムの木を新たに植栽すると約束したが、原告は他のゴムの木を購入し、代わりに植栽した。そのことは原告が否定しないため、事実であると考える。つまり、被告が自分の債務を履行するのに適した環境を原告が与えなかつたと言える。
- 両当事者が 2007 年 1 月 16 日に記した係争土地調査の記録を認めたため、損害額はその記録に基づかなければならぬ。
- 控訴裁判所が言い渡した 2008 年 3 月 12 日の民事判決第 21 号は法令の規定から正当ではないと考える。

よって

以下の判決を下す

1. 被告による 2008 年 3 月 19 日の上告状第 147 号を受理する。
2. 控訴裁判所による 2008 年 3 月 12 日の民事判決第 21 号の主文全体を破棄する。
3. 最高裁判所の 2008 年 7 月 18 日と記した訴訟記録第 306 号を再審のために控訴裁判所に差し戻す。
4. 訴訟費用は原告の負担とする。
5. 本判決は 2010 年 3 月 23 日に審理され、2010 年 4 月 1 日に公開の法廷で言い渡しがなされた。

ディト・モンティ閣下、裁判長

キム・ソタリー女史、裁判官

ユー・ウッタラ氏、裁判官

キウ・ソッカー氏、裁判官

チヤン・リアンシー氏、裁判官

プアング・チャンター女史、書記官

検討した。

原本に基づいて正しく複写した。

ブノンペン、2010 年 4 月 6 日

ブノンペン、2010 年 4 月 6 日

裁判長

書記官

ディ・モンティ

プアング・チャンター

(5)

最高裁判所

カンボジア王国
国民 宗教 国王

民事事件

番号：新 12

2007 年 9 月 25 日

判決

カンボジアの国民の名において
最高裁判所

2008 年 8 月 8 日

2008 年 8 月 8 日において以下の構成で、審理を公開法廷で行った。

1. キム・ポン閣下 裁判長
2. リエル・ムン氏 裁判官
3. スン・ディム氏 裁判官
4. チム・シーパル氏 裁判官
5. サウム・シリヴァット氏 報告裁判官
6. コング・ピルン氏 裁判官
7. ユス・ソクエン氏 裁判官
8. キム・ソタリー女史 裁判官
9. モン・モニチャリヤー氏 裁判官

書記官

プアング・チャンター女史

最高検察庁の代表

チューン・チャンター閣下、次長検事

2006 年 11 月 8 日付け民事事件 81 号に対する控訴裁判所の 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号について第二上告を審理するために開廷した。

原告 A は E 45 歳 クメール人 貿易局の職員 バッタムボン州スヴァイポー在住 に権利を移転した。

弁護士： C 任意代理人

被告 B (被上告人) 男性 77 歳 クメール人 農業 カンポンチャム州メムット在住

弁護士： D 任意代理人

訴訟の目的： 土地管理権請求

E は、2007 年 8 月 13 日付け上告状第 429 号に基づき、控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号における主文の第 1 項と第 2 項に不服申し立てをした。

2007 年 9 月 25 日と記した最高裁判所の民事事件新 12 号の訴訟記録を検討した。

A の 1998 年 1 月 8 日の訴状によれば、自分が 1979 年以来占有し、畑仕事をしていた 52m × 104m の土地の管理権を被告である B に請求する¹。

¹ 紛争訴訟なのか確認訴訟なのかを明示していない。

1990 年に B は自分に一時的に本件土地に居住させてくれるように頼んだが、この土地は自分がすでに占有権を申請していた。そこで、B の家族に対し、建物を収去し、本件土地の明渡しを求める。

カンポンチャム州地方裁判所が言い渡した 1999 年 11 月 17 日付け民事判決第 2 号を検討し、その判決の主文は以下の通りである。

1. 原告である A の 1998 年 1 月 8 日の訴状が形式的かつ法的に正当であると認める。
2. A から E への 1998 年 1 月 8 日²の権利譲渡が形式的かつ法的に正当であると認める。
3. 本判決が確定するときからメムット郡土地局が発行した 1998 年 2 月 12 日の図面に基づいたカンポンチャム州メムット郡にある 5,241m² の土地に対する A の所有権を認める。土地法第 2 条。
4. 判決が確定したときに、B は自分の家とともに子供である F の家を当該土地から明け渡せ。不服の場合には、裁判所が法に基づき執行を行う。
5. 原告が支払った 7,000 リエルの訴訟費用を差押え、判決が確定したときに被告が原告に償還することを命じると同時に、土地価格の 1 % に当たる 50,000 リエルの手数料を支払うことを命じる。その手数料は事前に原告が支払い、その後、被告が償還することを命じる。
6. 本判決は権利譲渡した原告と被告の立会いのうえ、公開の法廷で言い渡しがなされた。本判決に対しては控訴ができる。

本判決に対しては全部不服であるとして、1999 年 12 月 7 日付け控訴状第 89 号により B が控訴した。

控訴裁判所が言い渡した 2002 年 3 月 14 日の民事判決第 25 号を検討し、その判決の主文は以下の通りである。

1. 被告である B の 1999 年 12 月 7 日の控訴を形式的に正当であるが、法の規定に違反するため却下する。
2. カンポンチャム州始審裁判所が下した 1999 年 11 月 17 日の民事判決第 2 号を維持し、主文全体が正当であると認める。
3. 13,000 リエルの控訴費用を差押える。その額は控訴人が支払った事件登録費用と手数料が 2,550 リエル、会計の裁判所書記官の報酬 450 リエル、呼出状の交付費用 5,000 リエルと裁判所当局 5,000 リエルを含める。
4. 本判決は控訴の両当事者の立会いのもと、公開で言い渡された。本判決に対しては上告することができる。

B による 2002 年 3 月 18 日の上告状第 99 号を検討し、その内容は控訴裁判所が下し 2002 年 3 月 14 日の民事判決第 25 号の主文全体に対する不服申立てである。

最高裁判所が言い渡した 2006 年 9 月 5 日付け民事判決第 264 号を検討した。その判決の主文は以下の通りである。

1. B による 2002 年 3 月 18 日付け上告状第 99 号を形式的かつ法的に正当であると認める。
2. 控訴裁判所が言い渡した 2002 年 3 月 14 日付け民事判決第 25 号を全般的に無効とみなす。
3. 最高裁判所の 2002 年 6 月 17 日付け民事訴訟事件第 181 号を控訴裁判所に再審のために差し戻す。

² 訴訟提起と権利移転が同じ日になされているのは不自然であり、誤記ではないかと思われる。

4. 被告が最高裁判所に支払った 19,000 リエルの訴訟費用を差押える。その額の内容は以下の通り。
- 事件登録費用と手数料が 4,000 リエルであるが、会計の裁判所書記官の報酬のためにその額から 800 リエルを差し引く。
 - 呼出状の交付費用 15,000 リエル。合計で 19,000 リエルとなる。
5. 本判決は 2006 年 9 月 5 日に公開の法廷で言い渡された。

控訴裁判所が第二審において言い渡した 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号を検討し、その判決の主文の内容は以下の通りである。

1. 最高裁判所が言い渡した 2006 年 9 月 5 日の民事判決第 264 号に基づき、控訴裁判所の 2006 年 11 月 8 日の民事事件第 81 号を審理する。
2. メムット郡土地局が発行した 1998 年 2 月 12 日の図面に基づいたカンポンチャム州メムット郡所在の 5,241m² の係争土地を以後、被告である B の占有管理、所有とする。
3. 13,000 リエルの控訴費用を没収する。その額は事件登録費用と手数料が 2,550 リエル、会計の書記官の報酬 450 リエル、呼出状の交付費用 5,000 リエルと裁判所当局 5,000 リエルを含めて、あわせて 13,000 リエルである。そして、係争土地の価格の 1 %相当する手数料を原告が支払うことを命じる。
4. 本判決は両当事者の立会いのもと、公開で言い渡された。この判決に対しては法律の定めに基づき、上告をすることができる。

E による 2007 年 8 月 13 日付け第 2 上告状第 429 号を検討し、その内容は控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日付け民事判決第 99 号の主文の第 1 項と第 2 項に対する不服申立てである。

E による 2003 年 10 月 13 日付け上告理由を検討した。³

報告裁判官の報告を聞き、また控訴の判決は正当であるとの最高検察庁の代表による結論を聞いた。裁判所に当事件に対する審理と判断を求める。

法廷における E の陳述は次の通り。：

1979 年から自分の叔父が当該係争土地を片付けて、畑仕事をし始めた。そして、1990 年に B が叔父の土地に一時的に住まわせてくれるよう頼み、叔父が必要となるときに土地を返還することであった。幼い頃からの友情を考え、叔父は一時的な居住を許したが、B がその土地全体を欲しくなったため、叔父が郡の当局での和解を求め、紛争を終結させるために土地の半分を譲るという条件まで提示した。しかし、B は同意せず、現在までの訴訟に至った。自分は最高裁判所に法に基づいた判決を求める。

法廷における B の陳述は次の通り。：

係争土地は自分が村長から 1979 年に引き受け、土地を片付けた上、7,000m² の畑と 4,000m² の田んぼで農業をやっていた。郡で和解交渉時、自分は 52m × 104m の土地だけを希望した。池を掘ったのは他人の土地であって、今では自分の土地の上に生活し管理するだけである。自分は 52m × 104m の土地だけを今後の家とするために求めている。

³ 上告人が、A ではなく E となっている。また、日付も 2003 年となっている。

原告の任意代理人である C 弁護士は次のように陳述した。：

自分の依頼者である E によると、係争土地は E の叔父に当たる A によって 1979 年から占有されて、占有の申請も 1989 年に済ませた。

B は確かに自分の叔父に（一時的に居住をさせてくれるように）を頼んだのであり、（本件土地は B が所有するのではない。）B が主張した所有権を証明するものはひとつもない。B の陳述は、判断を難しくさせるために意図的になされている虚偽のものである。

被告の任意代理人である D 弁護士は次のように陳述した。元戦場であるこの土地は自分の依頼者が片付けた後、1979 年から占有し、E が主張した 1990 年からではない。1979 年には A はどこに住んでいたかわからないが、1986 年に A が自分の依頼者に対して、依頼者が相続した土地に一時的に住まわせてくれるよう頼んだものである。被告による当該土地の占有と管理は土地法第 7 条と政令第 3 号に基づくもので相当である。

- 報告裁判官から報告を聞いた後、
- 最高検察庁の代表による結論を聞いた後、
- 両当事者とその弁護士らの陳述を聞いた後、
- 法に基づいた協議をした後、

最高裁判所は

- 原告 A の代表として、E による 2007 年 8 月 13 日の上告状第 429 号は適法であり、裁判所法第 14 条と民事訴訟法第 582 条に基づいて最高裁判所は本件を審理することが可能と考える。
- 原告 A による、「当該土地は自分が 1979 年から占有し、占有権申請も済ませていたところ、1990 年に被告 B が係争土地を一時的な居住を A に依頼したものである」との理由での 5241m² の土地の請求は正当ではない。理由は次の通り。
 - + 1979 年から元村長であった G の 2002 年 3 月 31 日付け証明書、及び元村長 H の 2002 年 3 月 28 日付け証明書によれば、被告は 1979 年から土地を片付けて、在住・管理しており、家族登録証によても被告とその家族は係争土地に少なくとも 1986 年から在住していたことが認められる。
 - + 被告とその家族が原告から係争土地の一時的な居住を依頼したことについては充分な証拠はない。なぜなら 1992 年の土地法第 81 条に定めた契約がないからである。また、口頭で賃貸があったとしても、原告が契約と契約外の責任に関する法律第 38 号第 25 条に定めた返還請求権は認められない。
 - 原告は土地占有権を郡の当局に申請したとしても、原告は何らかの方法で係争土地を占有したことがない。一方、被告は現実的に係争土地を 1986 年から占有したことが明らかで、メムット郡の土地局が出した 1998 年 2 月 12 日係争土地の図面が証明したように、被告はその土地で家を建設した他、ドリアン等を多く植えたりしていた。よって、その土地に対して、被告は 1989 年 4 月 22 日の政令第 25 号と 1992 年の土地法第 62 条、第 74 条による権利を有すると考える。
 - 控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日の民事判決第 99 号が形式的及び法律的に正当であると認める。

よって

両当事者の立会いで以下の判決を下す

1. E による 2007 年 8 月 13 日付け上告第 429 号を棄却する。
2. 控訴裁判所が言い渡した 2007 年 8 月 8 日の民事判決第 99 号を維持する。
3. 上告費用は原告の負担とする。

控訴裁判所が定めた負担割合を原告に支払わせる。

4. 当該判決は 2008 年 8 月 8 日において審理され、2008 年 8 月 11 日に公開の法廷において言い渡された。

キム・ポン閣下 裁判長
リエル・ムン氏 裁判官
スン・ディム氏 裁判官
チム・シーパル氏 裁判官
サウム・シリヴァット氏 裁判官
コング・ピルン氏 裁判官
ユス・ソクエン氏 裁判官
キム・ソタリー女史 裁判官
モン・モニチャリヤー氏 裁判官
プアング・チャンター女史 書記官

検討した。

ブノンペン，2008 年 9 月 1 日

裁判長

原本に基づいて正しく複写した。

ブノンペン，2008 年 9 月 1 日

書記官

(6)

カンボジア王国
国民 宗教 国王
カンダール州裁判所

民事事件

番号：110 号

2009年4月2日

判決

カンボジアの国民の名において

カンダール州裁判所

番号：25(ho)

2010年8月12日

2010年8月12日に、2009年4月2日付け民事事件番号：110号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

審理裁判官

フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官

書記官

リム＝クンペアク氏 カンダール州書記官

原告：A 女性 23歳 クメール人 職業 主婦 カンダール州タークマウ在住 父親の名前 C（存命） 母親の名前 D（存命） 夫の名前 B 子ども1人

被告：B 男性 28歳 クメール人 私企業勤務 カンダール州タークマウ在住 父親の名前 E（存命） 母親の名前 F（存命） 妻の名前 A 子ども1人

事実および争点

1. 原告の求める判決：

- 原告は被告Bとの離婚及び3歳の娘Gの管理権¹を求めている。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

2. 事件の概要：

原告は2005年に被告Bと結婚をしたが結婚中幸せなことはなかった。いざこざと言い争いが絶えなかつたため、原告は被告との離婚を求めた。

3. 両当事者の主張：

- 原告Aは、2005年3月31日に夫Bと結婚をし、Gという3歳になる女児がある。婚姻中いざこざと言い争いが絶えなかつたため、原告は被告との離婚及び子どもの管理権を求めたが、離婚後扶養²を求めていない。共有財産はなく、債務もない。
- 被告Bは、結婚中はいざこざと言い争いが絶えず、うまくやっていくことがなかつた。相手を言い負

¹ 民法上に規定されている親権とは異なる、管理権という用語を用いています。

² 文脈から養育費を求めているのかもしれないが、扶養という用語を用いています。

かそうとして議論をしたことはない。妻は私に何の愛情も持っていないというため離婚に同意した。娘の親権については、妻の求めに応じ、妻にゆだねることに同意した。

理 由

1. 原告と被告は法律に従い、2005年3月31日に婚姻をし、結婚証明書は2005年9月15日に、ターグマウの身分登録官により登録された。登録簿にはHの署名もある。
2. 原告と被告は共同生活を行い3歳になる娘を設けた。娘の出生登録は2007年10月16日付けになっている。
3. 原告と被告は、真意から共同生活を続けることができずお互いに夫婦としての愛情を持っていない。原告は子どもの管理権を求め、扶養を求めていない。被告は原告の要望に応じ、子どもを原告にゆだねることに同意している。
4. 原告と被告は、異議なくして離婚に同意し、裁判所は法に従い判断をする。
5. 共有財産も債務もないことから裁判所はこれについて判断をしない。

主 文

1. 原告Aと被告Bを同意に基づき、今より離婚する。
2. Aに、今日から300日の間寡婦であり続けることを命ずる。
3. Aに、両当事者の合意に基づき、今日から扶養なしでGの親権を認める。
4. この判決の口頭弁論及び言い渡しは2010年8月12日公開の法廷で行われた。

審理裁判官

署名

カンダール州裁判所
民事事件

番号：40 号

2010 年 2 月 22 日

判決

番号：21(ho)

2010 年 8 月 3 日

2010 年 8 月 3 日に、2010 年 2 月 22 日付け民事事件番号：40 号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

審理裁判官

フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官

書記官

イン＝ンゴウンサ氏 カンダール州書記官

原告：A 女性 42 歳 職業 洋服仕立 カンダール州ポンヒアロウアー在住 夫の名前 B 子ども 3 人 父親の名前 C 母親の名前 D

被告：B 男性 50 歳 職業 警察官 プノンペン市ツールコーク在住 妻の名前 A 子ども 3 人 父親の名前 E 母親の名前 F

事実および争点

1. 原告の求める判決：

— 原告は被告 B との離婚、子どもの管理権¹、共有財産である 1 台のモーターバイクと 1 台の自動車の財産分与を求めている。

2. 事件の概要：

原告は被告 B が同居をしないこと、毎日言い争いが絶えないこと、これ以上夫婦として生活する自信がないこと、夫が家を顧みないことを理由に離婚訴訟を提起した。夫 B が家を出てから家庭と子どもたちに愛情を持たず、これといった職業につかないため夫として考えていない。1989 年に結婚をして、3 人の子どもを儲けている。

3. 両当事者の主張：

— 原告 A は、夫と 1989 年に婚姻したが、夫に対し夫としての愛情を失ったことを理由として被告 B に対して離婚を求めている。二人には次のように 3 人の子がある。

1. G 男 17 歳

2. H 男 15 歳

3. I 男 6 歳

彼女は、3 人全員の子どもの管理権、子ども一人当たり 1 カ月 200 ドルの扶養料、及び自動車 1 台モーターバイク 1 台を含む共有財産についての法に従った財産分与を求めている。債務はない。

— 被告 B は、離婚には同意をしている。また親権についても、妻に同意をしている。扶養料についても

¹ 民法上に規定されている親権とは異なる、管理権という用語を用いている。

可能な限度で支払い、法に従った形での共有財産の分割には同意をしている。債務はない。

理由

1. 原告と被告は法律に従い、2005年3月31日に婚姻をし、結婚証明書は1989年9月20日N o 53/89革命人民委員会発行で、Jの署名がある。
2. 原告と被告は、互いに夫婦としての愛情を持っておらず、離婚に同意している。
3. 原告はすべての子どもの管理と監護を求めており、被告は原告の求めに応じて、それに同意している。原告は子ども一人当たり月200ドルの扶養料を求めているが、被告は、経済的に可能な限度での支払いを主張している。
4. 原告が分割を求めた共有財産には、ISUZU製STEP（ナンバープレート プノンペン1H1465）もHUNDAI製STAREX（ナンバープレート コンポンスプー州 2A1321）があり、被告もこの点について主張することから、裁判所は法に従い判断するものとする。

主文

1. 原告Aと被告Bを同意に基づき、今より離婚する。
2. Aに、今日から300日の間寡婦であり続けることを命ずる。
3. G男17歳、H男15歳、I男6歳の3人の子どもの親権は、両当事者の合意により、原告に認められる。被告Bは、子どもが成人に達するまで経済的に可能な限度での扶養料の支払いをする。
4. Bが子どもを訪問することを認める。双方の親は、婚姻家族法74, 75条²に定められた義務と権利を満たすことを命じる。
5. ISUZU製STEP（ナンバープレート プノンペン1H1465）、HUNDAI製STAREX（ナンバープレート コンポンスプー州 2A1321）を含む共有財産は等しく2分の1に分割する。
6. 訴訟費用は被告の負担とする。
7. この判決の口頭弁論及び言い渡しは2010年8月3日公開の法廷で行われた。

審理裁判官
署名

² 婚姻家族法74条は離婚した父母の子に対する相互協力義務を、75条は監護権のない親の面接交渉権等を定めている。

(8)

カンボジア王国
国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所

事件番号：1434 号 2009 年 12 月 22 日付け

事件の種類：同居解消

口頭弁論終結の日：2010 年 1 月 18 日

判決番号：01 (THO)

判決日：2010 年 1 月 18 日

カンボジアの国民の名において
プノンペン地方裁判所
以下のような判決をする。

原告：A 女性 37 歳 クメール人 プノンペン市セーンソク在住
被告：B 男性 37 歳 クメール人 プノンペン市セーンソク在住

事実および争点

1. 請求：

- 原告は被告との別居
- 子ども 1 人の管理権
- 共有財産の分割
- 可能な限度での子どもの養育費

2. 事件の概要：

2.1：この事件では、原告は、1991 年から被告との同居をしていたが、法律上正式な結婚登録をしていないこと、また同居中に争いが絶えないことから、夫婦としての愛情が失われ、2004 年から別居をしていることを理由として同居の解消を求めている。

2.2：争いのない事実

両当事者は、合意により同居を解消している。

両当事者は、子どもの管理権¹について合意をしている。

両当事者は、扶養について合意をしている。

両当事者は、共有財産の分割について合意をしている。

2.3：両当事者の主張

ア. 原告の主張

原告は、2.1（事件の概要）の通り主張しており、共同生活中に C (女性 1995 年 7 月 27 日生), D (男性 1999 年 8 月 16 日生) の 2 人の子を儲けた。自身は住所地にある土地建物を含む共有財産の管理権を求める、家については売却し 2 分の 1 ずつ分けることに同意をするが、土地については、半分にした場合の東側、つまり E, F の土地に接した側の方の取得を希望し、相手方は西側、つまり G の土地に接した側を割り当てるなどを希望している。

イ. 被告の主張

¹ 民法上の親権とは異なる、管理権という言葉を用いている。

被告は、原告の主張についてすべて認め、C（女性 1995年7月27日生）については自身が養育をすることと、D（男性 1999年8月16日生）については原告に²管理監護権を認めること、可能な限りでの養育費の支払い、原告の主張通りの財産の分割にも同意をしている。

理 由

口頭弁論手続きにおける本人尋問と証拠調べの結果

1. 原告と被告は確かに1991年から同居していたが、法律上の婚姻登録を行っていない。両当事者は、法律上の婚姻登録を行っていない以上、同居を行っていたにすぎない。すなわち、同居の解消を求める訴えは民事訴訟法81条により却下される。
2. 両当事者は結婚していないのであるから、両当事者は、その意思に従い、相手方の異議を受けることなしに結婚をする完全な権利を有している。
3. 両当事者には同居中儲けた2人の子があるが、C（女性 1995年7月27日生）については被告が養育することと、D（男性 1999年8月16日生）については原告に管理権を認めることについての合意があり、裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
4. 両当事者には、共有財産分割について合意があり、プノンペン市セーンソク所在の土地家屋については、家については2分の1ずつ分け、土地については、原告は半分にした場合の東側、つまりE、Fの土地に接した側の方を取得し、被告は西側、つまりGの土地に接した側を割り当てることについての合意があることから裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
5. 両当事者には、実際に可能な限りでの扶養を行うことで合意をしている。
6. 訴訟費用については民事訴訟法64条が適用される。

主 文

1. 原告Aの第1項の同居を解消することを求める訴えを民事訴訟法81条により却下する。
2. 両当事者の合意に従い、C（女性 1995年7月27日生）については被告に管理監護させるものとし、D（男性 1999年8月16日生）については原告に管理監護権をさせるものとする。監護権のない当事者には、子どもの消息を尋ねる権利がある。監護権を有する当事者は、婚姻家族法83、85条に従い、実現のための要件を定めなければならない。
3. 婚姻家族法86条に従い、両当事者は、子どもが成人に達するまで、可能な限りでの教育費支払わなければならない。
4. 共有財産であるプノンペン市セーンソク所在の土地家屋については、家については売却し代金を2分の1ずつ分け、土地については、両当事者の合意に従い、原告は半分にした場合の東側、つまりE、Fの土地に接した側の方を取得し、被告は西側、つまりGの土地に接した側を取得するものとする。婚姻家族法70条。
5. 訴訟費用は被告の負担とする。

審理裁判官

署名

² 民法上の親権とは異なる、管理監護という言葉を用いている。

(9)

カンボジア王国

国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所

事件番号：568号 2010年5月24日付け

事件の種類：離婚

口頭弁論終結の日：2010年8月18日

判決番号：01 (Cho)

判決日：2010年8月18日

カンボジアの国民の名において

プノンペン地方裁判所

以下のような判決をする。

原告：A こと A' 女性 32歳 プノンペン市セーンソク在住 任意代理人 弁護士 C

被告：B 男性 40歳 プノンペン市セーンソク在住

事実および争点

1. 請求：

1. 被告との離婚
2. 子ども3人の管理権
3. 被告に可能な範囲での扶養
4. 共有財産の管理権

2. 事件の概要：

2.1：この事件では、原告は、1994年に被告と婚姻をし、2004年2月20日に法律上の正当な届け出を行った。だが、一緒にいるときにはいざこざが絶えず、うまくいっていなかったため、夫婦としての愛情もなくなってしまった。

2.2：争いのない事実

両当事者は、離婚をすることに同意をしている。

両当事者は、子どもの管理権¹について合意をしている。

両当事者は、扶養について合意をしている。

両当事者は、共有財産の管理について合意をしている。

2.3：両当事者の主張

ア 原告の主張

原告は、2.1(事件の概要)の通り主張しており、共同生活中にD(女性 1998年3月9日生)、E(男性 2000年3月16日生)、F(女性 2007年10月29日生)の3人の子を儲けた。自身に子どもの管理権を認め、被告には可能な範囲での扶養料の支払いと、住所地にある建物の管理権を求める。これについては、被告も同意をしている。

イ 被告の主張

被告は、弁論準備期日に不出頭であったが、2010年7月27日付けの、「家と子どもを渡すことについての同意書」において、原告との同居をうまくやっていくことができないことを、原告の主張についてすべて認め、離婚についても、子どもの養育管理権については原告に渡すことについても、可能な範囲で養育費を支払うことについても、家を渡すことについても、同意をしている。

¹ 民法上の親権とは異なる、管理権という言葉を用いている。

理 由

口頭弁論手続きにおける本人尋問と証拠調べの結果

1. 原告と被告は確かに法律上の婚姻を行い、2004年2月20日に法律上の正当な届け出を行った。
2. 同居中は、両当事者は真実うまくやっていくことができず、今後とも夫婦として生活するための愛情を失っている。
3. 両当事者は離婚について同意をしている。
4. 同居中儲けた、D（女性 1998年3月9日生）、E（男性 2000年3月16日生）F（女性 2007年10月29日生）の3人の子があるが、両当事者は原告に管理権を認めることについての合意があり、裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
5. 被告は、原告に対して居住地の家を渡すことについての合意があり、裁判所はその合意に従った判断をすべきである。
6. 両当事者には、実際に可能な限りでの扶養を行うことで合意をしている。
7. 訴訟費用については原告が支払うことについて合意がある。

主 文

1. AことA'ことBとを、両当事者の真意に従い、婚姻家族法40条、同69条に基づきこの判決確定の日から離婚する。
2. 両当事者の合意に従い、D（女性 1998年3月9日生）、E（男性 2000年3月16日生）F（女性 2007年10月29日生）C（女性 1995年7月27日生）については、当事者の合意に基づき、原告に管理監護させるものとする監護権のない当事者には、子どもの消息を尋ねる権利²がある。監護権を有する当事者は、婚姻家族法73,75条に従い、実現のための便宜を図らなければならない。
3. 婚姻家族法74条に従い、両当事者は、子どもが成人に達するまで、可能な限りでの教育費支払わなければならない。
4. 共有財産であるプノンペン市セーンソク所在の家屋については、当事者の合意に基づき、AことA'に、管理処分権を与える。
5. 訴訟費用は原告の負担とする。

審理裁判官

署名

² 面接交渉権を指すと思われる。

民事事件

番号：467 号

2010 年 12 月 23 日

カンボジア王国

国民 宗教 国王

民事判決

番号：01(cho)

カンボジアの国民の名において

シェムリアップ州裁判所

2011 年 1 月 4 日

口頭弁論手続を第 2 法廷において行った。

—手続開始期日 2011 年 1 月 4 日午前

—手続終了期日 2011 年 1 月 4 日午前

—判決言渡期日 2011 年 1 月 4 日午前

判決

原告 A 女性 33 歳 クメール人 シェムリアップ州シェムリアップ在住

原告任意代理人弁護士 C

被告 B 通称 B' 男性 32 歳 クメール人 シェムリアップ州シェムリアップ在住

原告の求める判決：

ア— ただ今より、原告を被告と離婚させる。

イ— 2人の子ども D, F を原告 A の管理教育養育監護及び責任とする。

ウ— 次の財産を原告 A に与える。：

自動車（8人乗）1台（バタンバン×××）水銀色 型式××製造番号×××

土地 1 15×25 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、G の土地に南側を、H の土地に東側を、農道に西側をそれぞれ接する。

土地 2 635 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、I の土地に北側を、赤道に南側を、J の土地に東側を、K の土地に西側をそれぞれ接する。

エ— 訴訟費用は原告¹の負担とする。**1 事実及び争点：**

原告と被告は 2003 年に婚姻をし、法律に従って登録を行っている。共同生活を営み、K (男 6 歳) と L (男 2 歳) の 2 人の子を儲けている。共同生活の間に財産として、自動車（8人乗）1台（バタンバン×××）水銀色 型式××製造番号×××、土地 1 (15×25 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、G の土地に南側を、H の土地に東側を、農道に西側をそれぞれ接する。), 土地 2 (635 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、I の土地に北側を、赤道に南側を、J の土地に東側を、K の土地に西側をそれぞれ接する。) がある。この共有財産については、原告・被告は 2010 年 12 月 29 日付け調書により合意をしている。

2-1 原告がなした原告の主張陳述：

私は 2003 年に被告と婚姻をし、2003 年 6 月 10 日に身分登録官の面前で婚姻登録を行いました。共同生活

¹ 日本の民事訴訟法と同じく、カンボジア民事訴訟法 64 条では敗訴者負担が原則となっている。

の間に、K（男 6歳 2004年3月13日生）とL（男 2歳 2008年11月24日生）の2人の子を儲け、出生登録も身分登録官に済ませています。2009年9月から現在まで、被告は家を捨て、生活費も入れません。それに加えて、新しい女性を作り2人の子どもを儲けて面倒を見ており、被告はそれ以上の請求をしないのであれば共有財産すべてを原告に渡すことに同意をして、このことは2010年12月29日の調書に取り決められています。

離婚の原因

- 被告は家を捨て、新しい女性を作っている。
- 一家族の生活の費用を支給しない。
- 夫婦としての愛情を失っている。

2-2 被告のなした被告の主張陳述

私は2003年に原告と婚姻をし、2003年6月10日に身分登録官の面前で婚姻登録を行いました。共同生活の間に、K（男 6歳 2004年3月13日生）とL（男 2歳 2008年11月24日生）の2人の子を儲け、出生登録も身分登録官に済ませています。原告がそれ以上の請求をしないのであれば共有財産すべてを原告に渡すことに同意をして、このことは2010年12月29日の調書に取り決められています。私は、原告Aと離婚をし、2人の子どもD, Fを原告Aの管理教育養育監護及び責任とすることに同意しています。

3 争点

- なし

理由

- 原告と被告は婚姻をし、2003年6月10日に身分登録官の面前で婚姻登録を行い、これは婚姻家族法14条²に従い有効なものと見做す。
- 原告と被告は同居をしておらず、夫婦としての愛情を失っている。和解をしたとしてもこのような離婚の合意は婚姻家族法58³条に沿ったものである。
- 被告B通称B'は2人の子どもと財産のすべてについて、他の請求をしないことを条件として原告Aに与えることに同意しているが、これは婚姻家族法3条^{4,5}に沿ったものである。
- 原告と被告の共有財産については、2010年12月29日の調書に取り決められており、裁判所はこれについて判断すべきでない。
- 婚姻家族法72⁶,75⁷条により、子どもの養育権を持たない当事者は、子どもの消息を尋ねる権利を有し、

² 婚姻家族法14条「婚姻は、妻（となろうとする者）の居住地を管轄する戸籍吏によって（婚姻が）登録されるに先立つ、夫婦がそれぞれ自発的に婚姻の準備を行っている場合にのみ、有効とされる。」

³ 婚姻家族法58条「一方の当事者からの申請による離婚事件については、人民裁判所は、調査の後、双方当事者がもはや共同生活を継続できないことを示す充分な状況にあることが判明した場合には、離婚を認めることができる。」

⁴ 婚姻家族法3条「婚姻は、法律の規定にしたがって、愛情に基づき、かつ、任意に解消することのできないことを理解した男女間における厳粛な契約である。婚姻は、この法律に規定された条項に基づいてなされたもののみが法的に効力を有する。」

⁵ 婚姻家族法73条1項「夫婦のうちいずれが監護権を取得するかについての決定は、子の利益の点から、離婚しようとする夫婦の合意に基づいてなされなければならない。」と規定することから、この判決に引用されている婚姻家族法3条は、73条の誤りではないかと思料される。

⁶ 婚姻家族法72条「離婚判決をする場合には、誰が子の監護権を取得するかについて決定、父、母及び子の関係の決定がなされなければならない。」

⁷ 婚姻家族法75条1項「監護権のない当事者は、子と面会する権利を有する。」、2項「監護権を有する当事者は、他方の当事者が子と面

子どもの養育権を有する当事者は他方の当事者のこの権利に便宜を図らなければならない。

- 原告が訴訟費用を負担することについて同意をしており、これは原告の権利放棄でありカンボジア民法⁸64条に沿ったものである。

主 文

1. 原告 A（女性 33歳）と被告 B 通称 B'（男性 32歳）を本日より離婚させる⁹。
2. 2人の子ども D, F を、彼らが成人に達するまで、原告 A の管理教育養育監護及び責任とする。
3. 訴訟費用は原告の負担とする（合意により）。
4. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2011 年 1 月 4 日公開の法廷で行われた。

審理書記官

署名

審理裁判官

署名

会しやすいように配慮しなければならない。」

⁸ 民事訴訟法の誤記と思われる。

⁹ UNDPによる英訳では婚姻家族法 69 条は「離婚は、確定判決が宣言された日をもって婚姻を終了させる。」とされているが、クメール語の原文では、「離婚は、確定の日から婚姻の効果を解消させる。」となっている。したがって、英語訳の方は誤訳であると思われる。また、このことから、この判決主文は不適切なものと考えられる。

和解調書	
事件の表示	2010年12月23日付け 民事事件467号
期日	2010年12月29日 午前8時
場所・日時	シェムリアップ・ウッドーミエンチャイ州裁判所
裁判官	リーソックレーン
書記官	クム=ソマーラエン
出頭した当事者	<p>—原告あるいは原告任意代理人 A 女性 33歳 職業家事 住所 シェムリアップ州シェムリアップ在住 任意代理人 C 父の名前 D 母の名前 E 前科なし</p> <p>—被告あるいは被告任意代理人 B こと B' 男性 32歳 運送業 住所 シェムリアップ州シェムリアップ在住 父の名前 F 母の名 前 G 前科なし</p>
指定された期日	2010年12月29日 午前10時
原告と被告は以下のように和解をすることに同意した。	
I Aに与える共有財産	
1— 自動車（8人乗）1台（バタンバン×××）水銀色 型式××製造番号××	
2— 土地二か所	
① 土地（15×25 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、 G の土地に南側を、 H の土地に東側を、 農道に西側をそれぞれ接する。）	
② 土地（635 平米 シェムリアップ州バサートバッコン所在 未舗装路に接しており、 I の土地に北側を、 赤道に南側を、 J の土地に東側を、 K の土地に西側をそれぞれ接す る。）	
II Bに与える共有財産 なし	
以上の内容を読み聞かせたところ、 両当事者は同意し、 異議のある点は存しなかつたため、 指印を押し確認した。	
上記の年月日午前9時半に調書を終了した。	
(原告指印) (弁護士署名) (被告指印) (書記官署名) (裁判官署名)	

カンダール州裁判所

民事事件

番号：240 号

2009 年 8 月 10 日

判決

番号：06(ho)

2010 年 3 月 30 日

カンボジア王国

国民 宗教 国王

カンボジアの国民の名において

カンダール州裁判所

審理裁判官

フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官

書記官

イン＝ンゴウンサー氏 カンダール州書記官

弁護士

ムウン＝ソクン

原告：A 女性 64 歳 ビジネスウーマン カンダール州キエンスバイ在住 夫の名前 C 10 人の子供あり 父親の名前 D (故人) 母親の名前 E (故人) 任意代理人 F

(登録番号××× G 法律事務所 住所プノンペン市センソク地区所在)

被告：B 女性 35 歳 労働者 カンダール州キエンスバイ在住 夫の名前 H 父親の名 I (健在) 母親の名前 J (故人)

事実および争点

1 原告の求める判決：

- 原告は裁判所に、被告が建物をプノンペン市キエンスバイ所在の土地から取去るように命じる判決を求めており。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

2 事件の概要：

原告は被告に対して、原告名義の N0.C2. 2424, 1992 年 7 月 1 日付け占有権限証明書のある 811 平方メートルの自己所有の土地中にある 133 平方メートルの土地上にある建物を取去して明け渡しを求めている。2000 年に彼女の義理の娘 K が死亡し、原告の息子 L は B と再婚をした。彼らは内縁の夫婦として生活し本件係争地には居住していなかった。2003 年になり息子と B は、原告から本件土地を建物を建てるために借り、原告は暫定的に彼らに居住を許した。2008 年になり、原告の息子 L は死亡し、B は新たな夫とともに本件土地に居住し始めた。

3 両当事者の主張：

- 原告は、2009 年 7 月 31 日付け訴状にあるように、被告に対して原告の土地上の建物を取去することを求めており。この土地は彼女の息子 L と K に一時的に居住を許したものであり、B に分与したものではない。原告は息子に B と一時的に居住を許したが、L は死亡し、B は新しい夫を持っている。
- 被告は、本件建物は L と L の子どもと一緒に居住していたことを理由に建物取去には応じない。L とは内縁関係であったが、原告は B を義理の娘と同様に接していた。その上、本件土地は原告が L に贈与したものであり分筆はなされていないものの 1999 年当時から 7M×19M の面積であった。2 年後彼女は家を建て、2008 年に夫がなくなるまでその土地に夫と一緒に居住していた。もし建物を取去すると、彼女

と子どもはどこに住むことになるのか。その上、原告は本件土地を息子に贈与した。それゆえ、彼女は建物の収去に応じない。

理 由

1. 本件係争地はカンダール州キエンスバイにおけるものであり、カンダール州は占有権限証書 N0.C 2 . 2424 として原告を所有者と登録している。
2. 1999 年に所有者はこの土地を彼女の息子 L とその妻 M に、一時的な居住に供するために与えた¹が、移転²まではなされていない。
3. 2000 年に M が死亡すると原告の息子 L は B と内縁関係となり、原告の土地上に家を建てた。
4. 被告は原告の義理の娘であるから居住する権利があると主張する。本件土地は彼女に移転されていないとしても、原告は原告の息子 L に与えたものである。しかし、この事実は証人 O 及び P により、原告は彼女の息子とその妻 K に与えたものであり、B に対してではないと証明されている。
5. もし、被告の主張するように被告が本件土地に居住する権利があるとすれば、被告は対抗するために公正証書を有していなければならない。それゆえ、被告の主張は信用できない。証人 Q が存在にもかかわらず、L から権利を承継あるいは遺言により承継したと認めることはできない。
6. 上記のような考察によれば、原告の請求する権利は存在し、それゆえ原告の請求は適切な理由に基づき、認定できる。
7. 64 条（2006 年民事訴訟法第 1 項）により、訴訟費用は被告の負担とする。

主 文

1. 原告の請求を認め、被告 B に原告名義の N0.C 2 . 2424, 1992 年 7 月 1 日付け占有権限証明書の土地から建物の収去させる。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 3 月 30 日公開の法廷で行われた。

審理裁判官
署名

¹ クメール語では一般的な「与える」という言葉が使われている。

² クメール語では債権譲渡の譲渡にあたる言葉が使われている。

カンボジア王国

国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所

事件番号：753号 2009年7月9日付け

事件の種類：建物管理権請求事件

口頭弁論終結の日：2010年4月9日

判決番号：20 (V)

判決日：2010年4月12日

カンボジアの国民の名において

プノンペン地方裁判所

以下のような判決をする。

原告：A 男性 87歳 クメール人 プノンペン市チョムカーモン在住

任意代理人弁護士 C 及び D

被告：B1 女性 52歳, B2 男性 36歳 プノンペン市チョムカーモン在住

事実および争点

1 原告の請求：

-建物 (No366,シアヌーク通り チョムカーモン区オリンピック地区所在) の管理権¹

2 事件の概要：

2.1 この事件では、原告は、1に記載のような請求を行っている。自身と妻はこの建物を1991年に購入し、当該行政区役所からの居住登録と居住証明を受けて、現在まで居住し占有している。2009年に、売却代金を子どもに分け与え、また高齢になった自分自身のために使うために本件建物を売却しようとを考えたが、その時B1, B2が売却を妨害してきたので訴えを提起した。妻Eは2009年5月3日に死亡している。

2.2 争点

紛争の対象となっている建物は原告の所有であろうか、被告の所有であろうか。

2.3 両当事者の主張

-原告の主張

原告は、2.1(事件の概要)の通り主張しており、訴状記載の請求の通り、裁判所に書証として以下の取り調べを請求している。:

1. 2009年6月22日付け行政区役所の証明書
2. 1999年5月17日付け居住登録簿
3. 証人6人 (F, G, H, I, J, K)

-被告の主張

被告B1, B2は、おおむね、この家は、自分たちの母親の家として居住しており、母がなくなった後は父親である原告とともに、今まで居住してきた。裁判所には、1981年3月28日付け家族登録証明書と証人L, M, Nの証人尋問を請求する。

理由

口頭弁論手続における本人尋問と証拠調べの結果

¹ 確認訴訟なのか、給付訴訟なのかを明示していない。

1. 建物 (No366, シアヌーク通り チョムカーモン区オリンピック地区所在) は, 1991 年に原告とその妻が N から購入し, 所有をしていた。原告は, 被告らの実父である。2004 年 5 月 3 日 E は死亡し, No366 の建物は, 被告 B1, B2 の父である原告の管理の下に置かれた。
2. 原告の主張は, No366 の建物は自身の所有であり, 家長として A の名前があり, 妻 E の名前の記載のある, O による A が家長であるとの認証のある 1999 年 5 月 17 日付け居住登録簿にも沿っているというものである。
3. 証人 F (男性 57 歳 原告の息子であり, 被告の兄である。) は, No366 の建物は父母のものであり, 自分が 21 ドムラン²を売主に交付したと証言した。一方弟にあたる被告らは 1991 年から, 両親の家に住んでいる。
4. 証人 G (男性 51 歳 オリンピック地区公務員) は No366 の建物は A が売主 P から 21 ドムランで購入したものであり A は E と E が亡くなるまで一緒に住んでいたと述べた。この証言は, 証人 K (女性 53 歳) の「この家に原告と原告の妻が済んでいるのを見たが, 原告が誰からこの家を買ったのかは知らない。」という証言とも沿うものである。
5. 被告ら 2 人は, No366 の建物の所有者ではない。なぜなら
 - 5.1 被告らは自分たちが所有者であるという証拠を何一つ持っていない。逆に被告らは, この係争物件は母親のものであり, 母親と一緒に初めから今まで住んでいたと証言する。
 - 5.2 証人 L (男性 45 歳), 証人 M (男性 46 歳), 証人 N (男性 40 歳) は被告側の証人であるが, 証言内容は, 被告は母親と住んでいたというものにすぎない。
 - 5.3 被告提出にかかる家族登録証, 住所証明書は, どこに住んでいるかを証明するだけのものであり, No366 の建物の所有権を証明するものではない。

結論

6. 原告の請求には正当な理由があり, 裁判所は請求を認容すべきである。
7. 訴訟費用については民事訴訟法 64 条が適用される。

主文

1. 建物 (No366, シアヌーク通り チョムカーモン区オリンピック地区所在) の管理権を原告 A に与える。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。

審理裁判官

署名

² カンボジアでの金の取引単位。1 ドムラン=37.5 グラム

カンボジア王国

国民 宗教 国王

カンダール州裁判所

民事事件

番号：53 号

2010 年 2 月 23 日

判決

カンボジアの国民の名において

カンダール州裁判所

番号：20(ho)

2010 年 8 月 3 日

2010 年 8 月 3 日に、2009 年 2 月 23 日付け民事事件番号：53 号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

審理裁判官

フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官

書記官

イン＝シゴウンサー氏 カンダール州書記官

原告：A 通称 A' 女性 49 歳 クメール人 主婦 カンダール州クサイカンダール在住 夫の名前 C 2 人の子供あり 父親の名前 D (故人) 母親の名前 E (存命) 任意代理人 F

被告：B 通称 B' 女性 43 歳 プノンペンツールコーク在住 夫の名前 G 父親の名 H 母親の名 I 任意代理人 J

事実および争点

1 原告の求める判決：

— 2004 年 10 月 5 日に借金をした被告に対する借金 1 万 2950 米ドルと慰謝料 5000 米ドルの請求

2 事件の概要：

原告は被告に対して、2004 年 10 月 5 日に 1 万 2950 米ドルを、弁済期を 1 カ月先である 2004 年 11 月 5 日として貸し渡し、被告が不履行の場合にはプノンペン市ツールコークにある自宅と土地 4 m × 17 m を渡さなければならない

3 両当事者の主張：

— 原告 A の弁護士の主張は、被告が自認するように、被告に対し 2004 年 10 月 5 日付け金銭消費貸借契約書に基づき 1 万 2950 米ドルの支払いを請求し、もし支払わなければ、被告所有の家屋と土地の所有権を 2009 年 7 月 10 日までに原告に渡さなければならない。この件に関し原告は、貸金 1 万 2950 ドル、1200 ドルの価値のあるソファー 1 脚、ベッド 2 台、慰謝料 5000 ドルを被告に求める。

— 被告 B の弁護士の主張は、私の依頼者は原告から利息を含め 4000 ドルを借りていることを認めるが、返済は支払能力に応じて行いたいと主張している。

理由

1. 原告 A 通称 A'、被告 B 通称 B' は、2004 年 10 月 5 日に 1 万 2950 米ドルについて弁済期を 1 カ月先の 2004 年 11 月 5 日と定めて金銭消費貸借契約を締結し、1 万 2950 ドルは当日交付された。
2. 原告の代理人は、被告は弁済期に返済する義務があるにもかかわらず、返済がなされず期限を経過したと主張する。
3. 被告の代理人は、被告は原告に借りているのは 4000 米ドルのみであり、原告の主張する 1 万 2950 ドルではない。原告は、被告の支払わなかった利息を付加したため借金は 1 万 2950 ドルとなつたが、

被告には弁済能力がない。しかしながら、原告と被告が行った 2004 年 10 月 5 日付け契約に従い、被告は原告に示されたすべての事実を認め、被告の弁済能力に従った弁済を提案する。

4. 尋問の結果、原告は被告の弁護士の提案である被告の返済能力に従った返済について同意せず、上記のような判決を求めた。
5. 上記の説明、2004 年 10 月 5 日付け契約、1 万 2950 米ドルの交付、弁済期の経過、返済の不能に基づき、契約に規定された借金の請求をする権利は存在し、裁判所がその訴えを認める適切な根拠がある。
6. 慶謝料の請求と時間の浪費による費用については、裁判所はその程度、履行の遅滞、被告の資産を検討する。
7. 債権の存在を保全するために、原告は他意なしにすべての手続を一つの手続で求めたが、これは裁判所の呼び出しに応じて訴訟に参加しなかった別の当事者の上訴による遅延を避けるため、裁判所は仮執行宣言の申立を認めなければならない¹。
8. 64 条により、訴訟費用は被告の負担とする。

主 文

1. B 通称 B' に、A 通称 A' 対して下記の金員を返還させる。
一元本 1 万 2950 米ドル
一時間に浪費したことによる慰謝料と費用として 3000 米ドル
その余の請求は棄却される。
2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決は仮に執行できる。
4. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 8 月 3 日公開の法廷で行われた。

審理裁判官
署名

¹ 意味不明

カンダール州裁判所
民事事件

番号：190 号
2010 年 6 月 23 日

判決
番号：26(ho)
2010 年 8 月 19 日

2010 年 8 月 19 日に、2010 年 6 月 23 日付け民事事件番号：190 号事件について公開の法廷で口頭弁論を終結した。

審理裁判官
フート＝ヒエン氏 カンダール州裁判官
書記官
カエウ＝ソカ一氏 カンダール州書記官

原告：A 男性 32 歳 クメール人 D マイクロファイナンス銀行代表者 プレイベーン州プレイベーン在住

被告：B 女性 35 歳 クメール人 夫の名 C 男性 29 歳 クメール人 カンダール州 ルークダエクスロック在住

事実および争点

1 原告の求める判決：

- 被告は、元本として 757 万 8900 リエルを支払え。
- 2009 年 1 月 16 日から支払い済みまで、元本 757 万 8900 リエルに対し月 2.75 パーセントの割合による利子を支払え。
- 慶祝料として 2009 年 1 月 16 日から 60 万リエル、及びその他の費用として 100 万リエルを支払え。
- もし被告が金員を支払わないときは、担保¹とされている財産は差し押さえられ競売され債務と相殺されなければならない。

2 事件の概要：

2009 年 1 月 16 日に B とその夫の C は D と 800 万リエルの金銭消費貸借契約を締結することを合意し、2009 年 1 月 16 日から 2 年間で弁済することを約した。被告は 42 万 1100 リエルをマイクロファイナンス銀行に返済したが、この返済以外には銀行からの再三の請求と、地方の当局からの解決のための介入にもかかわらず、返済を行っていない。この貸借に対し、被告は 2008 年 10 月 20 日付け村長の承認のある占有権限証書とともに自身の土地 (200M×15M) と自宅 (6 M×6 M) を担保に供している。

3 両当事者の主張：

- 原告 A の主張は、
「私は 2010 年 6 月 23 日付け訴状に記載されているように、裁判所に対して、次のような判決の言い渡しがなされるように訴えを提起しました。被告は、元本として 757 万 8900 リエル、利息 114 万 4700 リエル、保

¹ クメール語では質という言葉が充てられている。

証団体の元本 100 万リエル、罰金 60 万リエル、利息 21 万リエル、時間を費やしたこと及び慰謝料として 40 万リエルを支払え。この件に関し、私は 1453 万 3600 リエルを請求いたします。この件では、被告は村長の承認のある占有権限証書を担保に供していますので、被告には債務を 6 か月以内に返済すべきこと、もし返済できない場合には裁判所に法に従って判断をしていただきたい。この件に関しては、裁判所に担保に供されている財産を差し押さえ、競売していただきたい。」というものである。

— 被告 B の主張は、

「私は原告からお金を借りていることを認めますが、借りた額は 858 万 9000 リエルです。また、この金額は、私は返済能力がなく、また財産を担保に入れていることから、5 年間で支払いたいと考えています。」というものである。

理 由

1. 原告 A, D マイクロファイナンス銀行代表者と被告 B 及びその夫 C は 2009 年 1 月 16 日に 800 万リエルの消費貸借契約を締結し、弁済期は 2011 年 1 月 16 日までの 24 カ月、月 2.75 パーセントの利息とし、契約締結日に原告は被告に 800 万リエルを交付した。
2. この消費貸借のほかに、原告と被告は 2009 年 5 月 7 日付けで月 3 パーセントの利息付きで 100 万リエルの保証団体契約を締結し、契約締結日に金銭の交付がなされた。
3. 原告は、被告は元本返済と利息支払い義務があるが、これら 2 つの契約締結からこれまで被告は 42 万 1100 リエルと利息 22 万リエルを支払ったのみであり、団体保証契約はこれまで被告により実行されていないと陳述する。銀行は被告に対して債務を履行するように再三請求をしたが被告は何の返答も行わず、最近は被告は畑の作物が取れないために困窮している。したがって原告は全額の返済がなされることを期待していない。
4. 被告は、主張をするための口頭弁論期日に出頭せず、弁論準備期日において消費貸借は 858 万 9000 リエルについて成立していると答弁し、5 年間の分割支払いを認めるように原告に願い出ている。
5. 原告本人尋問の結果によると、原告は被告の提案する 5 年間の分割弁済には同意せず、裁判所に判決を求めている。
6. 説明及び上記の検討によると、原告の資金請求権は、被告が契約を順守せず、また極めて困難な状況に陥り返済の可能性がなく原告の危険が存在し、また弁済期の経過によってもまだ有効に存在している。それゆえ、原告の元本と利息の請求は正当な理由があり裁判所はこの請求を認める。
7. 罰金に関しては、契約書には被告が支払を怠っている債権総額に対する利息の 2 倍で日割りによりで計算すると規定されているが、正義の観念に基づき罰金を解釈すると、債務者の履行の遅滞による損害を支払わせることを目的とし、履行遅滞による時間の浪費とその他の損害を支払わせることと類似するものである。さらに被告の資産については、被告は支払能力がない。したがって裁判所は損害と被告の支払い能力を考慮する必要がある。
8. 利息の点については、2009 年 9 月 9 日付けカンボジア国立銀行、銀行、融資団体に関する政令 (T7.09.213BRK) によれば、個々の銀行や融資団体は能力と方針に基づき利息を決定する権限を有する。
9. 被告の財産の差押と競売についてはこの判決では判断できない。なぜならば強制執行の手続を申し立てるには、債権者は執行文の付与された執行名義を必要とすると法に規定されているからである。
10. 64 条により、訴訟費用は被告人の負担とする。

主 文

1. B 及びその夫 C に D マイクロファイナンス銀行代表者 A に下記の金員を支払わせる
— 総額 857 万 8900 リエルの元本
— 総額 114 万 4700 リエルの利息
— 30 万リエルの罰金

一時間を浪費したことによる慰謝料と費用として 100 万リエル
その余の請求は棄却される。

2. 訴訟費用は被告の負担とする。
3. この判決の口頭弁論及び言い渡しは 2010 年 8 月 19 日公開の法廷で行われた。

審理裁判官

署名

本案訴状番号：66 号

カンボジア王国

国民 宗教 国王

2010 年 3 月 2 日付

事件名 貸金請求

民事判決番号：12(CHO)

2010 年 4 月 26 日付

カンボジアの国民の名において

判決言い渡し期日

シェムリアップ州－ウッド－ミエンチャイ州裁判所

2010 年 4 月 26 日付

シェムリアップ州－ウッド－ミエンチャイ州裁判所第 3 号法廷において公開で口頭弁論を行った。

口頭弁論期日終結の日 2010 年 4 月 26 日午後

欠席判決被告

原告：A 男性 36 歳 国籍 朝鮮¹ シェムリアップ州シェムリアップ在住

原告任意代理人 弁護士 C

被告：B 男性 48 歳 国籍 朝鮮 シェムリアップ州シェムリアップ在住

両当事者の求める判決：

原告の求める判決：

- 1 被告 B に 3 万アメリカドルを原告 A に支払わせる。
- 2 被告 B に、元本 3 万アメリカドルに対する法律による年 5 分の割合による利息を、2008 年 8 月 30 日から支払済みまで支払わせる。
- 3 被告 B に、原告 A に対して 500 ドルの慰謝料を支払わせる。
- 4 共同担保としている物：10 年間の借地権と D の営業用財産すべてを返済に充てるために競売する。
- 5 被告 B に訴訟費用を負担させる。

事実：

2008 年 7 月 29 日以来、被告は原告から利息月 10 パーセントの約定で元本 3 万ドルを借り受けた。この債権を担保するため、被告は飲食店 D の営業用の財産すべてと飲食店 D の所在する土地の 10 年間の借地権を担保に提供した。被告は、元本と利息を現在までに支払うと約束した。被告のこれまでの行いは、原告の時間と気持ちをひどく害した。

請求にかかる証拠は：

- ・2008 年 7 月 29 日付け消費貸借契約書
- ・原告に担保として提供された D 飲食店の所在する土地の 10 年間の借地契約書

争点：争いはない。

- 被告は弁論準備期日及び口頭弁論期日に出廷せず、被告は本件事件における原告の事実に関する陳述をすべて自白したことの意味する（民事訴訟法 201 条）。

理 由

- 2010 年 3 月 2 日付原告訴状は適法になされ、裁判所は、2007 年民事訴訟法第 2, 8 条の規定により受理し審理する。
- 被告 B は出廷していないが、呼出状の送達報告書によれば事件を担当する書記官が適式に呼び出しの手続を行ったものと認められる。したがって、2007 年民事訴訟法 201 条にしたがい裁判所は被告欠席判

¹ カンボジア語では、韓国を南朝鮮といい北朝鮮と区別をするが、本件では朝鮮とだけ表記している。

決を出し、被告に書類を送達する。

1. 2007 年民事訴訟法第 201 条第 2 項にしたがい、裁判所は被告が本件事件における原告の事実に関する陳述をすべて自白したものとみなす。

1.1 原告の主張及び書証により、以下の事実が認められる。

被告 B は原告主張の通り金銭を借受けたものと認められる。

弁済期は到来した。

被告 B は、飲食店 D の営業用の財産すべてと飲食店 D の所在する土地の 10 年間の借地権を担保に提供した

1.2 訴状における原告の請求第 1 項は、1988 年契約と契約外の責任に関する政令法 38 号 29, 56, 57 条により適法である。したがって裁判所はこの点に関し原告の請求を認容する。

2. 訴状における原告の請求第 2 項は、1988 年契約と契約外の責任に関する政令法 38 号 59 条により適法である。したがって裁判所はこの点に関し原告の請求を認容する。

3. 訴状における原告の請求第 3 項は、適法ではない。なぜなら、原告の受ける利益は、対価という点で利息と同様であり、法律の規定の範囲内に限られる。したがって慰謝料としてさらに請求すべき基礎となる損害がないものである。訴状における原告の請求第 4 項は、実体法上、適法ではない。なぜなら、この請求は強制執行手続にかかるものであり、原告は、この判決書に基づき、民事訴訟法第 6 章にしたがって請求できるものであるからである。

4. 訴訟費用は被告の負担とするとの請求は、民事訴訟法上適法なものと認める。

主 文

1. 被告 B に、原告 A に対して 3 万ドルを支払わせる。
2. 被告 B に、原告 A に対して、第 1 項の金員 3 万アメリカドルに対する法律による年 5 分の割合による利息を、2008 年 8 月 30 日から支払済みまで支払わせる。
3. 原告の請求のうち、原告訴状第 3, 4 項を棄却する。
4. 訴訟費用は被告 B に負担させる。訴訟費用は申立手数料 9 万リエル、その他の費用は 8 万リエルである。これらの費用は、原告は支払済みである。

審理裁判官
署名

カンボジア王国
国民 宗教 国王

シェムリアップ州・ウッドーミエン
チャイ州裁判所

和解調書

民事事件 466 号 2009 年 11 月 26 日受付
口頭弁論期日 2010 年 11 月 22 日午後
場所 シェムリアップ州・ウッドーミエンチャイ州裁判所第 3 法廷

裁判官： A

書記官： B

在廷している当事者：

原告任意代理人 C 住所 シェムリアップ州シェムリアップ

被告 名前 D クメール人 妻の名前 E シェムリアップ州シェムリアップ在住

請求の認諾及び請求の放棄の要旨：

訴訟当事者の請求の認諾、請求の放棄は以下の通り¹。

第 1 当事者の同一性

原告任意代理人弁護士 C 住所 シェムリアップ州シェムリアップ

被告 名前 D クメール人 妻の名前 E シェムリアップ州シェムリアップ在住

第 2 訴訟請求人

ア 請求の目的

- 1 被告に貸金 10 万 8976 ドルを返還させる。
- 2 被告に、2009 年 6 月 29 日から原告に支払済みまで、10 万 8976 ドルに対する年 5 パーセントの利息を支払わせる。
- 3 被告に慰謝料として 5000 万リエルを支払わせる。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。

この口頭弁論において、裁判所は新たに当事者に和解を勧試し、当事者はそれにより以下のように和解をした。

- 1 被告は原告に対し 10 万ドルを借りていることを認める
- 2 被告は今日から 6 カ月以内に上記の 10 万ドルを原告に支払う。
- 3 原告は、被告が上記の金員を合意により支払うまで²、本件訴訟のその余の請求を放棄する。
- 4 訴訟費用は原告の負担とする。

¹ 和解の互譲を、相互の請求の一部放棄認諾と考えているのではないかと思われる。

² 「支払った場合には」との趣旨であると思われる。

両当事者は上記の内容で互いに合意し、さらに裁判をする必要のある争いのある事項はないため裁判所は上記の和解を認め、2009年11月26日付け民事訴訟466号事件の訴訟手続を終了する。

この調書は2010年1月22日の口頭弁論調書を写したものである。

審理書記官

審理裁判官

署名

署名

カンボジア王国
国民 宗教 国王

プノンペン地方裁判所 事件番号：879 号 2010 年 7 月 27 日付け
 事件の種類：金銭請求訴訟
 口頭弁論終結の日：2010 年 9 月 11 日
 判決番号：53 (cho)
 判決日：2010 年 9 月 11 日

カンボジアの国民の名において
 プノンペン地方裁判所
 以下のような判決をする。

原告：A 男性 25 歳 クメール人 マイクロファイナンスツールコード支店勤務プノンペン市ツウールコード在住 2010 年 8 月 3 日付け権利授与書により権利取得

被告：B1 男性 48 歳 クメール人 B2 B1 の妻 45 歳 クメール人 B3 男性 35 歳 B4 その妻 30 歳 プノンペン市ルッセイカエウ在住

事実および争点

1 原告の請求：

- 1 被告らに、金 3413.14 アメリカドルを返還せよ。
- 2 被告らに、2009 年 7 月 16 日から支払済みまで、利息として一ヶ月当たり 2.5 パーセントの割合による利息を支払わせよ。
- 3 被告らに、2010 年 9 月 14 日から支払済みまで、貸金元本 3413.14 (アメリカドルに対し) 利息として一ヶ月当たり 3 パーセントの割合による利息を支払わせよ。
- 4 慰謝料として 1500 アメリカドルを請求する。

2 事件の概要：

2.1 : この事件では、原告は、「原告の請求」第 1 項に記載しているように請求をしている。2009 年 1 月 16 日に、被告らは、マイクロファイナンス団体ツウールコード支店と、金 5000 アメリカドルを一ヶ月 2.5 パーセントの利息で借り受ける契約を締結した。被告は、1586.86 ドル (の元本) と、利息 1007.14 ドルをこれまでに返還したので、残金は 3413.14 ドルと 2009 年 7 月 16 日から現在までの利息が残っている。

2.2 : 争いのある事実

争いはない。

2.3 : 両当事者の主張

ア原告の主張

原告は、2009¹年 7 月 27 日付け訴状「原告の請求」第 1 項に記載しているように請求をする。裁判所には以下の書証の取り調べを申請する。

—2009 年 1 月 16 日付け消費貸借契約書

¹ 2010 年の誤りと思われる。

－2009年1月16日付け担保設定契約書
－2009年1月16日付け保証契約書
－2009年1月16日付け分割弁済表
－2009年1月16日付け金銭支払証書
－弁済証書8通
－弁済遅滞報告書7通
－2009年10月26日付け契約書
－2007年9月22日付け土地占有使用申請書

イ被告の主張

被告は、原告の主張のうち、元本、利息、遅延損害金について認め、弁済能力がないので、元本のみを毎月50ドルづつ分割して弁済することを申し出た。支払をしたい気持ちはあるのだが、仕事で損害が出たため支払の能力がなく、慰謝料の支払いについてのみ請求棄却を求めた。

理由

口頭弁論手続における証拠調べの結果

1. 2009年1月16日付けマイクロファイナンス団体と被告の金銭消費貸借契約書、2009年1月16日付け担保設定契約書、2009年1月16日付け保証契約書その他から、被告が確かに5000アメリカドルを借り入れしたことが認められる。
2. 2009年1月16日付け分割弁済表および2009年10月26日付け弁済遅滞報告書その他から被告は確かに、契約を締結し、原告から金銭を受け取ったが、未だに全額を原告に返済していないことが認められる。
3. 被告は、原告の請求のうち、元本、利息、遅延損害金の請求については認め、慰謝料の支払いについては棄却を求めている。
4. 訴訟費用については、民事訴訟法64条1項が適用される。

結論

- 3.1 原告の請求のうち、第1, 2, および3項については、正当な理由があり裁判所は請求を認容すべきである。
- 3.2 原告の請求のうち、1500アメリカドルの慰謝料請求については、過大な請求である。訴訟費用については、敗訴者が負担するものであるので、裁判所は検討し具体的にかつ道理に従い判断すべきである。

主文

1. 被告B1, B2, B3, B4は共同して、以下の金員を支払え。
 - (ア) 元本金 3413.14 アメリカドル
 - (イ) 2009年7月16日から支払済みまで、利息として一ヶ月当たり 2.5 パーセントの割合による利息
 - (ウ) 2009年9月14日から支払済みまで、貸金元本 3413.14 アメリカドルに対し、一ヶ月当たり 3 パーセントの割合による罰金
 - (エ) マイクロファイナンス組織の代理人である原告Aに対し、200万リエルの慰謝料
2. 訴訟費用は被告らの負担とする。

審理裁判官
署名

インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究

2010年11月30日

弁護士法人 田中彰寿法律事務所

弁護士 角田多真紀

目 次

第1 インドネシアの法曹養成制度

- 1 大学における法学教育
- 2 実務法曹養成および資格付与制度：
法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)採用のための登用・資格試験および研修制度

第2 インドネシア最高裁による司法改革計画

- 1 2010年ブループリント(長期計画)
- 2 2010年戦略計画(中期計画)
- 3 2010年司法研修所戦略計画

本 文

第1 インドネシアの法曹養成制度

- 1 大学における法学教育

(1) 概要

インドネシアでは、法曹三者共通の国家試験としての司法試験は存在せず、最高裁判所、検察庁、統一弁護士会がそれぞれ独立に、資格付与試験を実施している。

よって、一元的な司法修習制度もなく、それぞれが独自の養成・研修制度に基づき、養成および研鑽を行っている。

しかしながら、法曹三者についてそれぞれ実施される資格ないし登用試験の受験資格が、法学部の実施する教育およびそれを了することで得られる学位である点において共通している。法曹を目指す学生は、法学部で提供される講義を履修することにより、インドネシア法その他の法学に関する基礎的素養を習得することが期待されていることは言うまでもなく、法学士の学位を有することが、後述する各法曹の資格試験ないし採用試験の受験資格となっている。

すなわち、インドネシアにおいては、法学部において提供される教育が、法曹養成のための、最初の、かつ不可欠な過程であることができる。一方、我が国やアメリカで採用されている、いわゆるロースクール(法科大学院)制度はなく、修士号以上の資格は要求されない。

上記の例外は公証人(Notaris)である。インドネシアでは、実務法曹として、公証人が、

裁判官、検察官、弁護士と並び称されることが多いが、法学士に加え、公証人としての専門教育(修士課程)を修了することが要件とされている¹。この公証人専門教育は、法学部に設置された専門の修士課程(Program Pascasarjana Magister Kenotariatan)において実施されている。

(2) 法学部のカリキュラム

インドネシアの法学部において実施される教育は、そのレベルないし得られる学位に応じて、S(Stratum) 1, S 2, S 3 の各段階に分かれる。S 1 は日本の学部(undergraduate school)相当、S 2 は修士課程相当、S 3 は博士課程相当であり、それぞれ、法学部(fakultas hukum)内の修士課程プログラム、博士課程プログラムとして位置づけられている²。

S 2, S 3 課程のいずれも、法学研究を目的とした制度であることから、大学が法曹養成の一環として提供する法学教育の最も重要な部分は、現在のところ、前述した公証人のための修士課程を除き、S 1 課程において実施される課程である。

法学部における教育のカリキュラムは大学によって異なるが、一例として、以下にインドネシア大学法学部のカリキュラム概要を紹介する。

¹ 2004 年 30 号法。

² この fakultas hukum を指して law school と表現されることがあるが、いわゆるロースクール（法科大学院）とは異なる。

【インドネシア大学法学部カリキュラム(S1課程)】

1 構造・科目

8ないし12学期から構成される。

必修・選択併せて144単位以上の履修が要求される。

以下は2009年度の開講科目である。

*それぞれの科目タイトルにつき、イメージの便宜のため日本での用語に近づけて表現しているため、必ずしも文言の忠実な翻訳ではないことに留意いただきたい。

統合概論 ³ (6単位、以下カッコ内数字は全て単位数)	農地法(3) 環境法(3) 人権法(2) 民事訴訟法(3) 刑事訴訟法(3) 行政手続法(2) 職業倫理 ⁵ (2) 法律調査・法律論文技術(3) 法哲学 ⁶ (2) 立法過程論(2) 労働法(2) 民事法実務 ⁷ (3) 貿易契約(2) 紛争解決論(2) 刑事法実務(3) 立法政策(2) 行政訴訟実務(3) 外交実務(3) 人事訴訟法(2) 物権法(2)	契約法(3) 法適用論(3) イスラム人事訴訟法(2) イスラム相続法(2) アダット家族法・相続法(2) アダット物権法・契約法(2) 相続法(2) 民法演習(2) 比較民法(2) 刑罰法(2) 特定犯罪行為 ⁸ (3) 少年法(2) 犯罪学(3) 経済犯(2) 証拠法(2) 法科学(2) 法医学(2) 汚職事犯(2) 宗教裁判所訴訟法(2) 会社法(3) 事業競争法(2) 銀行法(2) 知的財産権(2) 金融市場法(2)
--	---	--

³ 論理、哲学、パンチャシラ、倫理のほか、インドネシアの社会、環境、文化といった、法学を学ぶ前提となる

⁴ インドネシア建国にあたり掲げられた5原則であり、国是とされている。

⁵ 法曹としての倫理のみならず、法学部卒業生の主要な進路に応じた倫理を教えるものとなっている。例えば、公証人、調停人・仲裁人、外交官など。

⁶ シラバスは、判例、法体系(大陸法・英米法)などを含む。

⁷ 民事訴訟手続に係る書面の起案、証拠調査手続、執行など。

⁸ 公序良俗に反する罪、財産犯といった類型毎に事例分析を行う。

経済学(3)	社会学入門(2)	政策決定(2)
開発経済(2)	立法理論(2)	文化研究(2)
破産法(2)	経済分析(2)	
組合法(2)	銀行法演習(2)	
保険法(2)	保健法(2)	
証券取引法(2)	保健法演習(2)	
国際取引法(2)	イスラム刑法(2)	
海事法(2)	銀行保険業とイスラム法(2)	
法曹のための会計学(2)	ザカートおよびワクフ ⁹ (2)	
通信法(2)	イスラム契約法(2)	
消費者保護法(2)	マスメディア、市民、医療	
民間投資開発法(2)	問題の刑事上の諸相(2)	
地方自治法(3)	刑法演習(2)	
労働安全衛生法(2)	比較刑法(2)	
土地利用計画(2)	被害者学(2)	
財政法(2)	仲裁(2)	
国籍問題(2)	土地登記(3)	
司法権概論(2)	土地収用(3)	
国民代表機関(2)	コンドミニアムとその問題点(2)	
選挙(2)	土地抵当権(2)	
大統領府(2)	比較土地法(2)	
行政法演習(2)	労使関係(2)	
国際私法(3)	労働政策(2)	
国際民事条約(2)	労働者社会保障(2)	
国際民事法演習(2)	労使紛争の解決および解雇(2)	
国際商取引(2)	開発行政法(2)	
国際・地域機構(3)	人材管理法(2)	
航空宇宙法(3)	国際関係(3)	
海洋法(2)	国際環境法(2)	
国際契約法(2)	比較憲法(2)	
外交法(2)	政党(2)	
社会立法(3)	イスラム法の視点からの国家(2)	
女性と法(2)	政治学入門(2)	
法人類学(3)	法心理学(2)	
インドネシア社会学(2)	インドネシア国家史(2)	
応用法律調査メソッド(2)		
文化人類学(2)		

⁹ イスラム教教義に基づく、喜捨および寄進の概念。

2 教授・講師陣¹⁰

実務家教員(裁判官、弁護士)を含む、常勤・非常勤の教授・講師陣が在籍するほか、外部講師を招聘しての各種講義・ワークショップが行われている。

(3) 大学院教育

前述のとおり、実務家法曹養成のための修士レベル以上の課程(いわゆるロースクールないし法科大学院)に相当するものではなく、通常の修士課程、博士課程に相当する S2,S3 課程が設置されているにとどまる。

なお、これらの課程を了したか否かが、実際には、キャリアに重大な影響を及ぼすことも多く、S2 以上の学位を有することを、特定のポジションに就くについての要件とすべきであるとの議論も頻繁である。そのため、多くの者が、実務についていた後も、これらの課程を履修し学位を得ようとする傾向にある。

(4) 課題点

インドネシアにおける、法曹養成の一環としての大学教育の有する課題点については、ヒクマハント教授(インドネシア大法学部)による分析が興味深い¹¹。

ヒクマハント教授は、法学部において現在行われているような、学術教育と実務家養成教育という種類の異なる教育を施すには、4年間の学部教育では十分でないとして、学部修了後の専門教育を付加すべきであると提言している。

教授はまた、実務家養成のための法学教育は、大学で実施する法学教育と峻別されるべきであるとも指摘する。

現に、前述したとおり、公証人資格を得るために法学士に加えて S2 課程での専門教育が必要とされており、ロースクール類似の専門職大学院の必要性が認識されていると考えられる。

2 法曹三者(裁判官・検察官・弁護士)採用のための登用・資格試験および研修制度

(1) 裁判官

ア 登用試験

最高裁判所が、その他の裁判所職員と同時に、年に1回、裁判官候補生(Calon Hakim:Cakim チャキム)として、まず募集する。

(ア) 受験資格

一般裁判官・行政裁判官候補生は法学士以上であること

宗教裁判所裁判官候補生はイスラム法学士であること

上記教育要件のほか、

年齢(33 歳以下),

¹⁰ インドネシア大学法学部ウェブサイト (常勤・非常勤教員の紹介)

http://law.ui.ac.id/index.php?option=com_content&view=article&id=86&Itemid=89#il

¹¹ Hikmahanto Juwana, "Legal Education Reform in Indonesia"

身長(男性 160 センチメートル以上, 女性 152 センチメートル以上),
大学での成績(IPK:Indeks Prestasi Kumulatif 2.75 以上)
コンピューター技術の習得(証明書の添付が要求されている)
心身の欠陥がないこと
前科前歴のないこと¹²
が, 要件として挙げられている¹³。

(イ) 試験内容

登用試験は, 一次試験, 二次試験で構成される。

一次試験は全て筆記試験で,

一般教養テスト(TPU:Test Pengetahuan Umum)

学術能力テスト(TBS:Test Bakat Skolastik)

習熟度テスト(TSK: Test Skala Kematangan)

法学知識問題 に分かれる。

一時試験に合格すると, 二次試験として,

面接テスト

心理テスト

が実施される。受験者は, 二次試験には薬物不使用の証明書(病院が発行)を提出しなければならない。

(ウ) 募集人数・応募人数

2008 年度統計によれば, 募集人数合計 257 名である。

内訳は, 一般裁判所 142 名, 行政裁判所 15 名, 宗教裁判所 100 名である。

これに対し, 応募人数合計 4316 名, 内訳は, 一般裁判所 2656 名, 行政裁判所 311 名, 宗教裁判所 1349 名である。

なお, 2010 年度の応募人数は現時点で不明であるが, 募集人数は, 一般裁判所 100 名, 行政裁判所 30 名, 宗教裁判所 75 名, 合計 205 名である。

イ 裁判官候補生に対する研修および試験

(ア) 従来の研修制度

登用試験に合格した者は, 最高裁により裁判官候補生として任命を受け,²ないし 3 年間の研修を受ける。

最初に, ジャカルタ郊外チアウィに所在する, 最高裁判所司法研修所(PUSDIKLAT)において, 全国から集まつた, 一般・行政・宗教全ての種別の裁判官候補生が, 約 3 ヶ月の司法研修所での集合研修を受ける。

一般, 行政, 宗教裁判所裁判官は, 募集時から一貫して異なるキャリアパスを歩み,

¹² 前科前歴のないことを証明する, 警察発行の証明書 (SKCK:Surat Keterangan Catatan Kepolisian) の添付が求められていることから。但し, どの程度までの前科前歴が対象となるのかは不明。

¹³ 2010 年度最高裁裁判官候補生・職員募集要項。

受ける研修の内容も異なるが、司法研修所における集合研修は同時に実施され、一部共通する講義を受講することがある。

以下に、一般裁判所裁判官候補生の集合研修プログラム(講義)の内容を例示する。

(例) 一般裁判所裁判官候補生の受講科目 ¹⁴	民事訴訟審理と証拠調査	環境法
	民事執行の問題点	法廷実務
	クラスアクション事件	一般刑事、民事、商事、知的財産権、労働、特別刑事
裁判官倫理	保全・執行	
最高裁の構造	メディアエーション	
裁判官の氏名	土地所有法	
宗教的視点からみた裁判官	契約法	
立法過程	婚姻法	
民事訴訟演習	不法行為	
法源としての判例	養子縁組	
起訴状の方式と問題点	国際民事法および仲裁	
刑事訴訟の審理および証拠調査	相続法	
連携事件	人事法	
刑事判決起案	土地慣習法	
刑事訴訟法演習	国際貿易契約	
訴状、送達	独占禁止法	
事例研究	住宅ローン	
一般刑事	知的財産訴訟	
民事	破産法	
商事	労働法	
知的財産	労使紛争	
労使紛争	汚職事件	
少年犯罪	人権犯罪裁判	
汚職	銀行犯罪裁判	
民事訴訟判決起案	マネー・ロンドリング	
	薬物犯罪	
	違法伐採	
	少年審判	
	テロリズム犯罪	
	漁業犯罪	
	人身売買	
	ドメスティック・バイオレンス	

¹⁴ 2007年度司法研修所発行の研修便覧による。2007年度は、7月9日から9月21日までの約2ヶ月半にわたり実施された。一般裁判所裁判官候補生は3クラス制。平日の午前8時から午後5時まで、毎日実施された。

集合研修ののち、各々の配属地での実務研修を受ける。これは裁判官として必要な技術の習得のほか、書記官事務や裁判所管理を実際に担当して体得することを含む。

こうした実務の研修にあたり、指導裁判官(メンター)について実務の教授を受ける制度も始まっている。

実務研修終了後は、司法研修所による試験、最高裁による倫理テストを合格して、正式に裁判官として採用される。

(イ) NLRP 支援の成果としての新研修プログラム

2008年から2010年まで実施された¹⁵、オランダ資金援助、IMF運営による司法改革支援プログラム(プログラム名 NLRP: National Legal Reform Program)は、後述する最高裁判所2010年ブループリントの策定や最高裁の人材能力開発などの支援項目を挙げ、司法研修所にも、長期専門家としてオランダ人裁判官を派遣するなどの支援を行った。

その成果として、2010年7月に、裁判官候補生研修のための新たなプログラムおよびシラバスが開発された。したがって、今後は同プログラムおよびシラバスに則った研修の実施が予定されていることから、裁判官候補生の研修システムは、従来のものから大きく変更されることとなる。

なお、新たな研修プログラムの流れは、以下のとおりである。

登用試験合格後、

研修所での研修(第1回) 3週間、

配属地での実務研修(マネジメント) 5ヶ月、

研修所での研修(第2回) 3ヶ月、

実務研修(書記官実務) 6ヶ月、

研修所での研修(第3回) 3ヶ月、

実務研修(裁判官補佐) 6ヶ月、

裁判所外での実務研修 1ヶ月、合計約2年間

これを見ると、従来1度、約3ヶ月であった研修所での集合研修が、実務研修をはさんで計3度実施され、また、期間合計7ヶ月近くと長くなつた。

また、裁判所外での実務研修が新たに加わった。これは、裁判官候補生が、弁護士事務所または検察庁での実務研修を行うものである。任官前に法曹三者の実務を幅広く見聞する、という点で、我が国の修習制度との類似性が見出される。

このように、研修プログラムに導入された新たなシステムや方式は、非常に野心的なものであり、裁判官候補生の能力向上に資するものとなることが期待される。

他方、こうした研修プログラムは、それを運営実施する司法研修所の、技術および管理両面の負担を飛躍的に増大させるものである。したがって、今後の裁判官候補生研修が、司法研修所のイニシアチブにおいてどのように運営され実施されるか、どの

¹⁵ 2010年裁判官候補生研修プログラム（行政裁判所・一般裁判所）。

ような課題点が見出されるかについては、継続的な観察をする。

また、シラバス、教材等を含む研修体制全体につき、従来行われてきた研修のあり方との実質的な相違点を指摘するには、更なる詳細な比較が必要である。

ウ 任官後の継続教育

任官後の各種裁判官に対する継続研修は、司法研修所独自に、あるいはドナーの協力を得て、様々な形態で実施されている。

特に、2008年度は、USAID、EUといったドナーの比較的大規模な支援プロジェクトが実施されていたことから、その支援を得た証明書付与研修(汚職法廷、商事特別法廷)、倫理研修(以上 USAID 支援)、裁判官継続研修(5年目ないし10年目の裁判官が対象、EU 支援)といった大規模な研修が実施されたが、こうした大規模な研修は、上記支援プロジェクト限りのものであった。

2010年度は、労使関係法廷、商事法廷、シャリア経済、汚職法廷、海事事件の証明書付与研修、全国の高裁裁判官に対する比較的大規模な研修(259名)、女性のリーダーシップ研修、検察との合同研修、高裁・地裁の倫理に関するTOTなどが実施されている。

(2) 檢察官

ア 登用試験

最高検が2年ないし3年の経験を有する検察庁職員から検察官候補生を募集し、登用試験および研修を実施する。

検察庁職員共通の受験資格として、

インドネシア国民であること

原則として、18歳以上35歳以下であること

有罪判決を受けたことがないこと

心身ともに健康であること

などが求められる。

検察官候補生となるためには、既に検察庁職員としての勤務経験を有することが要件とされ、加えて、

法学士(S1)であること

誠実で高い能力を有すること

が要求される。

検察官候補生となるための資格試験は、年1回実施される。内容は、学術テスト(英語、一般犯罪、特別犯罪)、心理テスト、健康診断、面接である。

この資格試験には、例年、約800名が応募し、約450名が合格する¹⁶。

イ 檢察官候補生に対する研修、および、任検後の継続研修

いずれも、検察庁の研修所が実施しているが、その内容など詳細は調査中である。

¹⁶ 最高検からの回答。

なお、現在、米国(USAID)による検察庁改革支援プロジェクト(プロジェクト名JSRP:Justice Sector Reform Program)が進行中であり、プロジェクト活動には、検察庁の登用・研修システムの改革が含まれている。

同プロジェクトは、資金拠出機関 USAID、実施機関アジア財団、実施期間 2006 年 10 月から 2010 年 12 月として実施され、検察庁の改革計画にそった、より実効性・透明性をもった機関への改革の促進をその目的とする。

コンポーネントとして、

- 1) 検察人事行政全般の改革(登用、研修、異動を含む)
- 2) 公判記録のデータベース開発、検察官継続教育
- 3) 研修所の改善(教官の能力向上、研修生評価の明確化)
- 4) 行為規範の周知・研修

などが挙げられている。

上記プロジェクトの成果として、検察庁の人材開発に関わる制度の相当部分が変更されている、ないしはされつつある状態である可能性がある。

(3) 弁護士

ア 弁護士資格取得の流れ

訴訟代理を行うことのできる弁護士(advokat)資格を得るために、法学士であって、高い法律の素養があることを要するとされている¹⁷。

具体的には、法学士であり、インドネシア統一弁護士会¹⁸の実施する弁護士職特別研修(PKPA:Pendidikan Khusus Profesi Advokat)を修了したことをいう。

上記特別研修を修了した者は、同じく統一弁護士会の実施する司法試験を受験し、合格した者は、弁護士研修生(Calon Advokat)として、2 年以上の法律事務所での実務経験を積むこととなる。弁護士研修生は、この期間中に、少なくとも民事事件 6 件、刑事事件 2 件を扱うことが要求される。

研修期間を終えた者は、それぞれ管轄の高等裁判所での宣誓・任命手続を経て、正式な弁護士資格を取得する。

統一弁護士会の司法試験は、年 1 回実施される。試験科目は以下のとおりであり、75% 以上の得点により合格する。

- ①弁護士会組織の役割・機能・発展
- ②弁護士倫理 ③民事訴訟法 ④刑事訴訟法
- ⑤宗教訴訟法 ⑥労使法廷訴訟法 ⑦行政訴訟法
- ⑧小論文(民事訴訟法、ADR のうち選択)

直近の出願者数および合格者数

¹⁷ 弁護士法（2003 年 18 号）2 条 1 項。

¹⁸ PERADI: Perhimpunan Advokat Indonesia。

年	出願者	合格者
2007	5623	1659
2008	3838	1323
2009	3481	1915

上記以外の、インドネシアで弁護士資格を得るための具体的な資格要件は、

- ①インドネシア国民であること
- ②インドネシア在住であること
- ③公務員でないこと
- ④25歳以上であること
- ⑤5年以上の懲役刑に処せられたことのないこと
- ⑥高潔、誠実、公平であること

である。

イ 弁護士志願者および会員に対する研修および試験

統一弁護士会が現在のところ実施している研修としては、前述した、弁護士志願者に対し実施している弁護士職特別研修が挙げられる。同研修のカリキュラムは、概要以下のとおりである。

なお、弁護士資格を取得して会員となった者に対する研修は、統一弁護士会の活動としては、今のところ実施されていない¹⁹。

【統一弁護士会研修プログラム】

A. 基本編

- 1 弁護士会の機能および役割
- 2 インドネシア裁判システム
- 3 弁護士倫理

B. 訴訟手続編

- 1 刑事訴訟法
- 2 民事訴訟法
- 3 行政法
- 4 宗教裁判所手続法
- 5 憲法裁判所手続法
- 6 労使関係裁判所手続法
- 7 企業競争法
- 8 仲裁・ADR法
- 9 人権裁判所手続法
- 10 商業裁判所手続法

¹⁹ 統一弁護士会からの回答。

C. 訴訟外手続編

- 1 契約書作成・分析
- 2 法的助言・デューディリジエンス
- 3 会社機構(企業買収・合併含む)

D. 補足

- 1 依頼者面談技術
- 2 法律調査と法律書面作成
- 3 法的論法

ウ 弁護士資格付与に関する現状

2008 年に生じたインドネシア統一弁護士会の分裂状態²⁰は、統一弁護士会の権限である弁護士の司法試験、および研修を、分裂したそれぞれの弁護士会が実施するという、弁護士資格付与および研修の局面での分裂状態も招いた。こうした分裂状態に伴う混乱は、2009 年 12 月 30 日憲法裁判所判決、および、2010 年 7 月にこれを受ける形で締結された、PERADI と分裂した弁護士会である KAI(Kongres Advokat Indonesia)との覚書により、PERADI が KAI を合併しないし再統合する点合意されたことで、一応は解決したかに見えたが、覚書の効力を疑問視する声があり、また、KAI 内部の分裂も発生するなど、覚書の内容が実現する可能性は低いといわざるを得ない。統一の実質を伴った弁護士会による司法試験および研修の実施により、混乱が早期に解消されることが望まれる。

第2 インドネシア最高裁による司法改革計画

1 20100 年ブループリント(長期計画)

2009 年、最高裁の威信と信頼性を高めることを目的として、最高裁司法改革チームが、2010 年から 2024 年までの 25 年間の司法改革のあり方についての指針を示した(「長期計画」)。

長期計画においては、まず、従前の 2005 年最高裁ブループリントに基づき実施された司法改革の成果あるいは現状に関する分析調査の結果が示され、項目別に課題点が挙げられている。

次いで、今後 25 年間の司法改革の目標というべき、法の下の平等、公平、中立、司法の独立などの 10 の価値が示され、そのための重点項目として、管理面におけるリーダーシップ、司法政策、人的資源、財政、施設、司法手続、利用者の満足、司法サービスという 7 項目が挙げられている。

したがって、この長期計画は、具体的な目標を設定し方策を定めたものというよりも、より抽象的な上位目標を挙げて、後述の中期計画を方向づける指針となるものと考えられる。

²⁰ 拙稿「インドネシア法整備支援和解・調停強化プロジェクト調査報告書」第 3 の 4 (3)。

2 2010 年戦略計画(中期計画)

(1) 概要

前述の長期計画は、各重点項目の段階的達成のため、5年ごとに中期計画を策定することを予定している。

そこで、まず、2010 年から 2014 年までの中期計画として、2010 年ブループリントと同時に策定されたのが、2010 年戦略計画(RENSTRA: Rencana Strategi, 以下「中期計画」という。)である。

(2) 重点項目

長期計画に示された優先項目を実現するための方策として、5 年間のパフォーマンスマトリクス表が作成されている。概要は以下のとおり。

A. 書記官事務

・目標

全てのレベルでの事件解決の迅速化の促進

最高裁未済案件の削減を、具体的な数値目標を挙げて設定している。

事件・判決情報の管理の透明化、および、

そのための書記官事務の迅速・透明化

・手段

書記官事務の基礎、および、IT 事件管理に関する研修を、2011

年までに書記官全員に受けさせる

事件手続処理を 2013 年までに書記官全員に受けさせる

最高裁判決の 100% をウェブサイトにアップする

B. 一般裁判所のマネジメント改善

・目標

事件処理の迅速・透明化

事件管理その他の技術のサポート

第一審裁判所における法律扶助活動

汚職裁判所の政策開発

一般裁判所の技術職の能力開発

一般裁判所統括部(direktorat jenderal)の管理およびその他の技術のサポート

上告・再審事件管理の改善

C. 宗教裁判所のマネジメント改善

・目標

宗教裁判所のマネジメントとその他の技術のサポート

宗教裁判所における法律扶助活動

宗教裁判所の技術職の能力開発

宗教裁判所のマネジメントの改善

宗教裁判所の管理およびシャリア性(Keshar'iah)の改善

D. 軍裁判所および行政裁判所のマネジメント改善

・目標

軍・行政裁判所の法律扶助活動

軍・行政裁判所のマネジメントおよびその他の技術のサポート

軍刑事裁判上告・再審・恩赦案件管理の改善

税務訴訟の上告・再審事件管理の改善

E. 司法研究開発研修所

- 1 研修所部門

裁判官・裁判所職員の専門性および裁判所マネジメント・リーダーシップの改善

・目標

専門性と能力をもった人材の設置

専門的・適切な講師

研修データベース

適切で重複のない研修

遠隔研修(e-ラーニング)

裁判官および裁判所職員の登用、研修、評価システムの統合

研修管理における講師能力向上

能力ある新任裁判官の設置

ガイドブックに則った研修プログラムの実施

裁判官および裁判所職員の能力・技術の向上

ガイドブック・ガイドライン改訂のための長官令の発令

・手段

研修実施(実施数の増加)

特別法廷(汚職裁判所など)裁判官などの専門職研修(実施数の増加)

マネジメントおよびリーダーシップの研修実施(実施数の増加)

研修教材(カリキュラム、シラバス、教材)の改善

研修システムの評価および改善

オンライン研修システム

e-ラーニングシステム

人事管理システムとデータベースの統合

裁判官候補生の採用につき必要な分析に基づく提言を最高裁に行う

大学と協力して裁判官(候補生)の研修を行う

- 2 研究開発部門

・目標

- 適切かつ専門性ある研究専門家の設置
- 比較研究の実施
- ポリシー決定の参考とするための研究結果の出版

3 2010年司法研修所戦略計画

(1) 概要

最高裁の前記中期計画に基づき、また、国家開発中期計画を参照して、司法研修所においても、2010年から2014年までの優先項目を定めた中期戦略計画が策定された(RENSTRA BALITBANG、「戦略計画」)。

戦略計画は4章から構成される。

第1章は、戦略計画策定の背景および現状分析であり、現状分析は、内的・外的因子(それぞれ、可能性および課題点)のそれぞれを指摘する形で行われている。

内的要因としては、研修所自身の組織およびその運営に関するハンドブックを有し、研修実施のためのハンドブック、カリキュラムがある一方、人員の能力・量が十分でない、機能していない部分がある、施設運営が専門性に欠けている点、研究開発の欠如が弱点として挙げられている

外的要因として、国家機関や社会、ドナーによる支援、情報・通信技術の進歩が戦略計画の実施を支えるものであること、一方、予算不足と適切な人材が配置されていないことが阻害要因として挙げられている。

第2章は、司法研修所のヴィジョンおよびミッション、目的である。ヴィジョンは、技術的分野およびリーダーシップ・管理分野における人材の専門性の実現であり、ミッションは、裁判官および裁判所職員の専門性の向上、裁判所の管理・リーダーシップ能力の向上、司法分野の研究開発能力の改善などである。

第3章では、戦略の基本方針が展開され、第4章は総括となっている。

そのうち第3章では、最高裁の中期計画に則った基本方針として、以下の4項目の重点事項が示されている。

- a. 司法その他の方執行機関の能力向上によるグッドガバナンス
- b. 司法専門職の増加
- c. 最高裁判事および職員の能力向上
- d. 研究開発部門

これらはいずれも、中期計画で示された重点項目との関連において、戦略計画を方向付けるものとして挙げられている。

また、これらの重点項目を達成するための戦略プログラムが具体的に挙げられており、この戦略プログラムが、最高裁の中期・長期改革計画に沿った、2010年から2014年までの司法研修所の改革を実質的に方向づける枠組となると考えられることから、次項に詳述する。

(2) 戦略プログラム

前記重点項目を達成するため、研修部門、および、研究・開発部門のそれぞれにつき、戦略プログラムが策定されているが、ここでは前者を紹介する。

【研修部門 戦略プログラム】

ア 達成目標

良質な人材(裁判官、裁判所職員)の提供

イ 目標達成指標

- ① 需要に基づく研修カリキュラム、シラバス、教材が開発される。
- ② 裁判官、裁判所職員に対する研修が実施される。
- ③ 研修システムと裁判官および最高裁職員の監督、人事評価、異動システムとが連携される。

ウ 主要な活動

- ① 教育・研修カリキュラム、シラバスの作成

- ② 研修モジュールの作成

- ③ 技術的能力の向上

裁判官候補生に対する教育・研修

汚職法廷裁判官の研修

裁判官の継続研修

(1年目から5年目、6年目から10年目、11年目以上)

証明書付与研修

(商事特別法廷、調停、漁業、労使関係法廷、環境、人権、少年審判、汚職特別法廷)

裁判官・検察官合同研修

シャリア(イスラム法)経済研修

書記官、事務官研修

執行官等研修

高等裁判所裁判官、書記官等の継続的研修

同 TOT(講師養成研修)

- ④ 裁判所職員の専門性向上

採用研修

リーダーシップ研修

事務局研修²¹

²¹ この事務局研修には、事務官研修のほか、試験や証明書付与研修、調達、事務局管理、アーカイブ・図書(管理)研修、これらのTOT、IT研修、情報開示研修など詳細な項目に分かれた研修が挙げられており、これらを見る限りでは、技術的側面のみならず管理的側面において課題が認識され、関心が強いことが伺われる。

インドネシア最高裁判所司法研修所における 裁判官候補生・裁判官養成過程に関する検討、および 今後の改善充実の方向性について

2011年2月25日

弁護士法人 田中彰寿法律事務所
弁護士 角田多真紀

目 次

要旨

第1 裁判官候補生の研修制度

- 1 従来の研修システム、および、その実施状況
- 2 新研修プログラムの開発
- 3 新研修プログラム下の集合研修
- 4 実務研修
- 5 裁判官候補生の評価および考試
- 6 研修制度開発および実施の人的体制

第2 裁判官の各種研修制度

- 1 2010年度実績
- 2 講師陣

第3 インドネシアの裁判官養成制度に関する検討および提言

- 1 課題点の総括
- 2 支援の方向性に関する提言

本 文

要旨

本報告書は、インドネシア最高裁司法研修所（PUSDIKLAT）の所管事項である裁判官養成制度に焦点を絞り、その現状を分析するとともに、インドネシア最高裁判所による司法改革の一環としての、裁判官養成制度の改善の方策、また、有効な支援方法について考察し、提言を行うものである。

我が国の法曹養成の諸制度、特に司法修習制度との比較が、こうした現状分析および課題の特定にあたり、ひとつの視点を与えるものであった。本報告書では、特に項目を設けて日本とインドネシアの制度比較を行うことはしていないが、インドネシアの裁判官養成制度の有する課題点を抽出し、改革のための具体的な方策を検討する上で、こうした比較の視点が大いに助けとなり、また、支援方法を考えるにあたって多くの示唆を得た。

こうした比較をふまえ、我が国の実施すべき支援の方策を検討するにあたっては、有効と考えられる日本の制度を参考としつつも、その導入については、インドネシアにおける現在の法執行状況、法学部教育に始まる法曹養成システム全体、また、ドナーによる支援プロジェクトの進捗を視野に入れつつ、いかなる形での導入が可能か、という点についての十分な検討が必要であり、継続的な調査および観察を要する。

第1 裁判官候補生の研修制度

1 従来の研修システム、および、その実施状況

裁判官候補生登用試験の合格者は、正式に裁判官として任命される前に、裁判官候補生(CalonHakim=Cakim)としての、約2年間の研修を受けることとなる。

こうした裁判官候補生の研修制度は従来より存在しており、インドネシア最高裁司法研修所の研修施設において実施される、2ヶ月ないし3ヶ月間の集合研修、および、各地の地方裁判所に候補生を配属して実施される実務研修とで構成されていた。

後述する支援プロジェクトの実施後も、こうした基本的な研修の構造は維持されている。しかし、従前は、こうした配属府での実務研修の期間や、実施する研修の内容について標準化されたものはなかった。司法のワンループ化が実現し、最高裁の人事行政がそれまでの法務人権省から移管され、最高裁が自らの権限において、裁判官候補生、裁判官、および、書記官をはじめとする裁判所職員の研修を開始したのが2006年と、きわめて新しいものであることからすれば、裁判官候補生の研修制度の実質的内容がいまだ確立していないなかったことは、なんら不思議ではない。

ところで、こうした研修制度の課題のうち、ハードである研修用施設については、2008年、首都ジャカルタ郊外のチアウィ郡メガムンドゥンに司法研修所施設が開設されたことで、全国から採用された裁判官候補生の集合研修を、一括して実施することの可能な設備が整った。これにより、少なくとも集合研修のハードの側面は、ある程度、整ったといえる¹。

他方で、まず、司法研修所での集合研修において、裁判官候補生に提供する講義ないし演習という、いわばソフトの側面は、講師陣の確保および能力開発、研修プログラムないし研修教材の開発等の、いずれの点についても未だ不十分であり、これを向上するための試みが続けられている状態である。

また、全国の地方裁判所で実施される実務研修のための標準化された指導要綱は存在しておらず、研修地である各裁判所によりばらばらに実施されるという問題が指摘されている²。

¹将来的には、地方、例えばスマトラ島やカリマンタン島にも司法研修所施設を設置すべきであるとの意見が最高裁内にある。

²司法研修所一般裁判官候補生研修プログラム9頁。EUの実施した調査によれば、2007年の調査時点で、デボックとボゴールという、非常に近距離に位置するジャカルタ近辺の2地裁においてさえ、裁判官候補生の実務研

こうした課題分析の下、裁判官候補生の、特に実務研修の改善を目的として、後述するドナーによる支援プロジェクトが実施された。同プロジェクトの成果として、2010年9月に新たな研修プログラムが開発され、運用が始まったところである。

2 新研修プログラムの開発

(1) 開発の経緯

2008年から2010年9月の2年間にわたり実施された、National Law Reform Program (NLRP) は、IMF運営による、インドネシア司法支援のためのプログラムである。

同プログラムは、インドネシア司法改革計画の策定等を含む4コンポーネントから構成され、その1つである裁判所の能力向上のための支援活動として、オランダの裁判官を長期専門家として派遣し、裁判官候補生研修のためのカリキュラムおよび教材の開発支援を行った。

同プログラムの活動は2010年に一旦終了し、その成果物として、裁判官候補生研修プログラムおよびシラバス（以上、総称して「新研修プログラム」という。）が開発された。この新研修プログラムに基づき、インドネシア最高裁司法研修所による新たな裁判官候補生研修が、2010年度より開始されている。

(2) 新研修プログラムの構成

新研修プログラムは、司法研修所で行われる、カリキュラムに基づく講義（集合研修）と、第一審裁判所で行われる実務研修が一体化されたものである点、従前の構造を維持したものとなっているが、その期間および回数、それぞれの研修の主たる目的が明確に特徴づけられた点において、従前のそれと大きく異なる。

同プログラムによれば、候補生の研修は、

- ① 司法研修所での研修（1回目）、3週間
- ② 実務研修（1回目、運営管理者実習）、5ヶ月
- ③ 司法研修所での研修（2回目）、3ヶ月
- ④ 実務研修（2回目、書記官実習）、6ヶ月
- ⑤ 司法研修所での研修（3回目）、3ヶ月
- ⑥ 実務研修（3回目、裁判官実習）、6ヶ月
- ⑦ 裁判所外での実務研修、1ヶ月

の、合計約2年間、計7クールで構成されることとなった。

上記のとおり、新研修プログラムにおいては、実務研修の内容が4段階に明確に分けられ、それぞれ時期を分けて実施されることとなった。

また、司法研修所において実施される研修カリキュラム（以下、単に「研修カリキュラム」という。）に基づく集合研修は、各実務研修の準備段階として特色づけられ、各回ごとに、実務研修の各段階の実施に先立って、その準備としての座学を司法研修所において

修の内容が異なっていること、また、候補生らが多くの時間を図書室で過ごし、実務研修の意義があまり感じられないという現状が紹介されている。

提供する形式となっている。

3 新研修プログラム下の集合研修

(1) 科目

ア 第1回研修

裁判官候補生採用試験に合格し、裁判官候補生となった者に対し最初に実施される集合研修である。いわば、今後2年間にわたり実施される研修の導入部分であると同時に、続いて行われる第1回実務研修（運営管理者実習）の準備段階でもある。

第1回研修は、全28科目、120単位（1単位45分、15日、3週）で構成され³、科目は以下のとおりである（括弧内数字は単位数を表す。）。

1. 裁判官候補生研修プログラム(3)
2. インドネシア共和国憲法(3)
3. 司法権(2)
4. 憲法裁判所(2)
5. 最高裁判所の権限(8)
6. インドネシア裁判官協会(4)
7. 裁判官行動規範(24)
8. チーム育成(8)
9. 裁判官キャリア向上制度(2)
10. 最高裁判所における裁判官監察制度(3)
11. 司法委員会における裁判官観察制度(3)
12. 「良き統治」の一般原則(2)
13. 「善き司法」の原則(2)
14. 地方裁判所の権限(3)
15. 宗教裁判所の権限(3)
16. 行政裁判所の権限(3)
17. 軍事裁判所の権限(3)
18. 地方裁判所職員の職責と職権(2)
19. 国家行政の発展パターン(2)
20. 職場環境と社会生活(2)
21. 裁判所情報システム(2)
22. 地方裁判所総務局の主たる職務と機能について(4)
23. 地方裁判所人事・専門職員用政局の主たる職務と機能について(4)

³但し、2011年3月に実施予定の第1回集合研修の予定表によれば、第1回研修の実施機関は2週間であり、全部で24科目、78単位とプログラムよりも縮小している。各科目の構成を仔細にみると、科目そのものが省略されたもの（例：8. チーム育成）、複数の科目を統合的に実施して、実施時間が短縮されたもの（例：26. と27. 書記官事務、合計12単位から8単位）などがある。

24. 地方裁判所財務局の主たる職務と機能について(4)
25. 地方裁判所登記局の主たる職務と機能について(4)
26. 地方裁判所刑事局書記官部の主たる職務と機能について(6)
27. 地方裁判所民事局書記官部の主たる職務と機能について(6)
28. 地方裁判所における執行官の主たる職務と機能について(6)

イ 第2回研修

第1回集合研修、および、実務研修配属庁での1度目の実務研修を終えたのち、再び司法研修所で実施される集合研修である。

先の実務研修の復習、および、次いで行われる第2回実務研修（書記官実習）の準備を兼ねるものである。

第2回研修は、全31科目、524単位（66日）で構成される。科目は以下のとおりである。

1. オリエンテーション期間(16)
実務研修の復習
2. 裁判官のあり方(24)
3. 監察システム(上級)(8)
4. 最高裁および司法委員会の監察委員会見学(16)
5. 事件処理におけるIT技術の使用(16)
コンピュータ使用、ワード、エクセル等のソフト操作
6. コミュニケーション技術の開発(16)
7. 情報入手技術の向上(16)
速読法、右脳訓練法など
8. 法曹のインドネシア語(16)
9. 適用法調査(16)
10. 刑事司法制度における裁判所の役割(16)
11. 刑事訴訟法の原則と人権的見地(16)
12. 刑事事件処理フロー(通常)(16)
13. 開廷準備(刑事事件)(16)
14. (刑事)判決言渡、不服申立および執行(8)
15. 公判前整理手続(12)
16. 民事事件処理フロー(通常)(16)
17. 民事訴訟法の原則(17)
18. 開廷準備(民事事件)(18)
19. (民事)判決言渡、不服申立および執行(8)
20. 公判記録の作成技術(32)
21. 判決の書式(32)
22. 刑法典の構成：事例研究(24)

23. 公判演習(刑事事件)
模擬裁判
24. 民法の枠組：事例研究(24)
25. 裁判演習(民事事件)
模擬裁判
26. 事件簿登録技術(8)
27. 事件管理コスト(8)
28. 訴訟救助および法律扶助(8)
29. 司法改革(8)
30. 憲法裁判所見学(16)
31. 司法情報システム(上級)(8)
情報公開法に基づく司法情報の透明化に配慮

ウ 第3回研修

実務配属庁での書記官見習研修を経て、その復習を行うとともに、その後の裁判官実務のための準備を行う研修であり、裁判官候補生に対して司法研修所が実施する集合研修の最終回となる。

第3回研修は、全33科目、520単位（65日）で構成される。科目は以下のとおりである。

1. 実務研修I（書記官見習い）復習(16)
2. 裁判官のあり方II(32)
3. 法の論理(16)
4. 刑法論(24)
5. 法的推論I（刑事事件取り扱いフロー）(24)
6. 刑事違反行為（事例研究）(8)
7. 刑事犯罪行為⁴（事例研究）(8)
8. 犯罪学と被害者学(8)
9. 書類の分析と刑事裁判の戦略(24)
10. 刑事事件における捜査および摘発、逮捕、拘置(16)
11. 法心理学(8)
12. 刑事事件の審理(16)
証拠の評価および事実認定に関するもの。
13. 刑罰(16)
14. 特殊刑事裁判(12)
汚職、基本的人権関連、漁業、未成年者事件がこれにあたる。

⁴軽微な刑事犯罪および交通違反、また民事規則の罰則を刑事違反行為、刑法典に定められた犯罪行為および特別犯罪が刑事犯罪行為と区別されている。

15. 未成年者裁判(8)

未成年者の刑事事件、民事事件、その他未成年者に関わる手続を横断的に学ぶもの。

16. 法的推論Ⅱ(民事事件取り扱いにおける法的推論の筋道)(24)

17. 家族法教科演習(12)

18. 物権法教科演習(12)

19. 契約法教科演習(12)

20. 不法行為教科演習(12)

21. 商法教科演習(12)

22. 委任状の種類と書式(8)

23. 調停およびADR(40)⁵

24. 没収・差押(8)

25. 民事事件簿の分析(24)

26. 刑事・民事事件における証拠法(16)

27. 特殊民事裁判(8)

商事裁判所、労使関係裁判所の管轄事件を扱う。

28. 裁判所の運営管理(8)

29. 民事・刑事事件における審理技術(32)

訴訟指揮全般、訴訟手続等を広範に扱う。

30. 裁判官合議体(8)

合議体による討議・討論過程

31. 判決・決定技術(16)

判決・決定の分類等に関する講義、および、民事・刑事の判決起案演習

32. 判決の社会的影響(8)

33. 司法改革(8)

最高裁ブループリント等を教材に、司法改革や司法の機能に関する講義および討論

エ 分析

上記した研修プログラムの構成、および科目の内容において、まず特徴的なのは、同プログラムが、キャリア裁判官養成を目的として作られたものであるにも関わらず、その研修期間の実に3分の2近くが、裁判所の運営管理部門および書記官事務の研修のために費やされるという点である。

⁵調停人養成研修（調停人資格付与研修）の要件をほぼ充たす研修が組み込まれているため、こういった単元としては破格に多い40単位が割り当てられている。これは、絶対数の不足する裁判官調停人を補うため、裁判官候補生に調停人の資格を与え、積極的に調停に取り組ませるための試みである。但し、本来は合計40時間であるところ、45分×40単位（約32時間）と、若干短縮化されている。

それらが、裁判官の能力向上についてどのような意義を有するか、という点について、同プログラムによれば、研修の初期段階に実施することで、裁判官候補生が就業環境に慣れることができ、また、裁判所内の全部署における主要業務および機能とその流れが理解でき、運営改善に関する助言ができるようになる（運営管理）、裁判官の適切かつ正しい行動が分かる（書記官事務）等の説明がある。

確かにそういった意義はあろうが、それらを考慮してもなお、裁判官としての能力向上に直接には関わらない業務に費やす時間の比率の高さを指摘せざるを得ない。特に、運営管理部門については、少なくとも裁判官候補生の段階においては、概要の理解が可能となるに十分な程度の講義ないし見学にとどめ、裁判所の運営管理に直接関わるポジションにつく時期に、集中的に行う方が効率的であると思われる。

また、上記したプログラム構成に伴い、裁判官研修生らが、チアウェイの司法研修所と実務研修地とを、2年間の研修期間中、3度にわたり往復するという形になっている。裁判官候補生は、加えて、司法研修所において最終試験を受験しなければならないことから、出身地からまず司法研修所での初回の研修に赴き、2年間の研修を修了し、司法研修所での最終試験を受験するまでに、実に7度の移動が必要となる。

こうしたプログラム構成は、各々の集合研修と実務研修との関連性を明確にし、研修の各段階の目標設定に資するという点においては優れているといえるかも知れない。しかし、同時に、頻回の移動とプログラム実施の必要から、多大な予算上・事務手続上の負担を強いるものである。

ファンディングの問題は常に課題となるところであり、また、現状、司法研修所の運営事務を支える人的体制も未だ限られた状況下において、こうした重厚なプログラム構成が、自立的かつ継続的な活動を阻害する要因となることが危惧される。

個別の科目についてみると、前記したプログラム構成に伴い、運営管理および書記官事務に関連する科目が非常に多い点を除けば、

- ① 理想・理念、倫理を教えるもの（第1回2, 3, 7, 第2回29, 第3回32, 33など），
- ② 実体法の基本的事項を教えるもの（第3回18ないし21など），
- ③ 実務上のテクニカルかつ形式的要素を教えるもの（第2回27, 28など）
- ④ 判決起案のための時間が極めて少ない

という点が観察される。

このうち①は、インドネシアの国家の成り立ちや歴史、殊に司法権の歴史に鑑み、ある程度必要なものであろうと考えられる。全国各地から多様な民族・文化を持って一同に会する裁判官候補生に、こうした講義を行う貴重な機会と捉えることができよう。

また、倫理に関する科目は、近時、インドネシア最高裁が司法の腐敗という憂慮すべき状態にあることを認識し、腐敗防止のための努力を行っていることの現われということができる。

②は、大学法学部が実務法曹の業務に耐えうる法学教育を提供していないことをうか

がわせるものである⁶。

法学部での教育を経て、裁判官候補生採用試験に合格した者であっても、その実体法上（と、おそらく手続法上）の知識は、裁判官としての実務に耐えうる水準に達していないので、全体的な底上げのために、主要ないくつかの分野について、非常に基本的な事項から講義を行う必要性が認識されているのではないかと考えられる。

しかし、こうした必要性があるならば、より広い科目および範囲をカバーした集中的な講義が必要である。また、より長期的な展望としてではあるが、法学部教育の充実、ないしは法学専門教育の設置により、こうした問題点が解消するならば、裁判官候補生としての研修は、訴訟審理や判決書起案を中心とした、実務に直結する内容に焦点を絞ったものとすることが可能であろう。

③は、集合研修での講義よりも、本来、実務研修のなかで習得させるべき項目であると考えられる。しかし、同じ手続であっても、必ずしも統一的な運用がなされているわけではなく、書式も裁判所ごとに一定しない、という実情に鑑みると、こうした研修の場を、ただ実務研修地に求めることは、地域格差や統一的でない手続運用の再生産を助長してしまうおそれもある。

この点については、裁判官候補生、および、指導官である実務研修地の裁判官による参考に堪えうる内容を備えた図書、ないしは教材の開発が、その解決手段となりうると考えられる。

また、こうした教材等の普及のための支援活動を併せて行うことで、実務研修地を介した全国の裁判所における、手続の統一的運用という副次的効果も期待できるのではなかろうか。

④は、集合研修の講義としては、実に 16 単位のみが割り当てられ（第 3 回 31）、しかも、それは裁判の分類に関する講義と併せて行われるため、実際の判決起案に費やされる時間はごく僅かである。

これは、我が国の司法修習の、特に司法研修所で行われる集合修習のかなりの部分が、判決書（民事・刑事裁判）、起訴状（検察）、訴状、準備書面（民事弁護）、弁論要旨（刑事弁護）などなど、各種書面の起案に充てられていることと、きわめて対照的である。他のヴァラエティに富む講義に押しやられる形となったともいえるが、裁判官の職務としての判決起案が未だ軽視されていることの表れと考えざるを得ない。

（2）使用教材等

ア 参考文献

各科目の参考文献として、法令（条文）、解説書や論文等の文献、主に手続について、最高裁ベンチブック、判例集などが挙げられている。

イ シラバス

⁶インドネシアの大学における法学教育につき、拙書「インドネシア法曹養成制度及び司法改革計画に関する調査研究」7～8 頁。

一例として、集合研修第3回「No.29 民事・刑事事件の検討技術」という科目に対応するシラバスが作成されている。

このシラバスは、計32単位（但しシラバスでは34単位となっている。）、4日間にわたって行われる上記科目のうち、それぞれ、2日ずつ行われる民事事件の審理、刑事事件の審理につき、副次テーマに分けて、順次行うべきメニュー等を記したものである。以下に一例を示す。

例：民事裁判の審議方法

（筆者注：司法研修所が独自に作成した講義材料に下線を付した。）

目的：裁判官候補生が現行の法規に従った国家裁判所レベルでの民事・刑事裁判を審議する。

No	副次テーマ	目的	内容	時間	方法	講義材料
1	アイスブレイキング	参加者準備	1.自己紹介 2.研修と学習規約の説明	15分		スライドI（研修システム）
2	様々な民事裁判について（申し立て、通常訴訟：確定、仮決定、判決）	参加者は、審議申し立ての段階と民事訴訟（紛争）の区別ができる。	1.決定の最終結果を伴う審議申し立て。 2.仮決定、決定、確定を伴う民事訴訟。	30分	講義と質疑応答 ツール： 1.ホワイトボード 2.OHP 3.フリップチャート	書籍： • M・ヤーヤ・ハラハの著作 • レトノウラン・Sの著作 • 最高裁判所図書II 関連法規： • 改正インドネシア手続法 <u>民事裁判の申し立てと審議のマトリックス。</u>
3	裁判実施に関する民事裁	参加者が事務官、代理書記官として	1.裁判の準備における問題（フアイル）	30分	小グループ討論（5人毎に課	<u>特殊問題の民事裁判マトリックス。</u>

	判プロセスにおいて発生する具体的な問題	民事裁判を準備し行つたときの自己の経験を反映することができる。	2. 裁判において発生する問題 2.1 不備事項のある委任状 2.2 当事者の欠席 2.3 裁判内外での和解 2.4 調停等	15分 15分	題を分ける：議長と書記) プレゼンテーション+クラス討論。 ファシリテーターによるまとめ。	
4	民事裁判プロセスにおいて発生する具体的な問題	参加者が裁判において発生する問題の法的解決を見出し決定する。	審議申し立てと民事訴訟裁判の各段階における裁判官の役割。 仮決定、決定、確定の違い。	30分 15分 15分	グループ討論 プレゼンテーション ファシリテーターによるまとめ。	<u>1～5件の事例</u> <u>(ファシリテーターが準備)</u> 改正インドネシア手続法 最高裁判所図書II <u>民事裁判の準備と特殊な問題を伴う民事裁判のマトリックス。</u>
5	民事裁判の手法	参加者は民事裁判の流れを示すことができる。	1. 裁判の準備(ファイルの過不足を確認) 2. 裁判の開廷 3. 委任状の点検 4. 仲裁 5. 訴状の朗読[集団訴訟の場合には最高裁判所通達(SEMA)]	120分	小グループ(5人)でのシミュレーション(模擬法廷)。2グループによる(訴訟と申し立て)。	<u>読み物/ケーススタディ1～5事例(委任状、答弁、仮決定、結論、確定のファイル)</u>

			<p>に従う]</p> <p>6. 認否の表明</p> <p>7. 仮決定</p> <p>8. 答弁（反訴あり、またはなし）</p> <p>9. 証拠提出と証人尋問</p> <p>10. 結論言い渡し</p> <p>11. 判決朗読</p>	<p>60分)</p> <p>15分</p> <p>15分</p> <p>60分</p> <p>15分</p>	<p>討論とファシリテーターによるまとめ。</p>	<u>集団訴訟事件</u>
6	裁判における民事訴訟法の問題	参加者は裁判の状況を審査し、民事訴訟法の規定に基づく決定または執行を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 裁判の開廷：当事者が欠席、委任状の不備、当事者のいずれかがインドネシア語不可、または被告が委任状なしでは自身の弁明ができない場合。 <p>裁判：原告または被告が明らかな理由なしに出廷しない（欠席裁判または却下のタイミング）。</p>	<p>60分</p> <p>15分</p> <p>15分</p> <p>60分</p> <p>15分</p>	<p>小グループ（5人）でのシミュレーション（裁判段階の一部）。</p> <p>クラスでの審議と討論。</p> <p>ファシリテーターによるまとめ。</p> <p>小グループ（5人）でのシミュレーション（裁判段階の一部）。</p> <p>クラスで</p>	<u>ファシリテーターが民事裁判における事例（申し立てまたは訴訟）を準備。</u>

				の審議と 討論。 ファシリ テーター によるま とめ。		
7	民事裁判 実施の手 法(シミュ レーション I)	参加者は具 体的な訓練 シミュレー ションにお いて、紛争當 事者の面前 にて裁判官 として正し く民事裁判 を導き、進行 する能够が できる。	模擬裁判の準備 と実施。 注： 裁判官の木槌は、 裁判開廷時及び 閉廷時に一度のみ叩く。 判決通達言い渡 しの際には木槌 を一度叩く。	15分 30分 3時間 20分 10分	準備：グル ープ分け (判事団、 書記官、両 当事者：原 告、被告及 び証人)。 裁判やフ ァシリテ ーターに による參加 者ブリー フィング 時に使 用する資 料を分配。 模擬裁判 參加者に による評価。 ファシリ テーター によるま とめ。	<u>ファシリテー</u> <u>ターは両当事</u> <u>者が裁判で使</u> <u>用する資料を</u> <u>準備。</u>
8	民事裁判 実施のた めの手法 (続き)	参加者は裁 判の状況を 審査し、民事 訴訟法に基	模擬裁判の準備 と実施。	30分	準備：新規 グループ 分け、參加 者を再編	<u>ファシリテー</u> <u>ターは両当事</u> <u>者が裁判で使</u> <u>用する資料を</u>

		づく決定または執行を行うことができる。		成（判事団、書記官、両当事者：原告、被告、証人）。	<u>準備。</u>
			3時間	模擬裁判の実施。	
			20分	参加者による評価。	
			10分	ファシリテーターによるまとめ。	

以上のシラバスは、いわば各講義の進行表である。記載項目は以下のとおりである。

① 内容

履修すべき項目が記載されているが、そこでは、カバーすべき項目の表示と、内容にわたる部分とがランダムに混在している。

② 方法

特徴的なのは、プレゼンテーションや討論の割合の高さである。例示した単元が訴訟手続に関するものであり、模擬裁判の実施が多くを占めることから、特にアウトプットの側面に着目した構成になっていると思われるが、討論やプレゼンテーションによる履修方法は全ての科目に共通して非常に多用されている。

③ 講義材料

既存の参考文献の他に、研修のために作成され、あるいは、準備されるものがある（下線を付した部分）。

ウ 開発教材

下記のとおり、シラバスの「講義材料」欄記載のものと、シラバス添付の教材（裁判官候補生への配布用および講師用）がある。

① 事件記録に近い形の教材

ケーススタディ 1～5 事例

その他、模擬裁判の題材として、ファシリテーター(講師)が自ら事例を準備

する。

② マトリックス（シラバス添付書類）

例1：「調停」

実施者

実施事項

起こりうる問題

判事団の見解が、記載されている。

ここでは、実際に裁判長、陪席裁判官、書記官が法廷で行う事項の比較的詳細な記載があり、実務に直結する情報が盛り込まれている。

例2：「裁判の申立」

実施事項欄が「ファイルのチェック」、目標欄が「1.ファイル目次」「2.請求の趣旨」の項目に分かれている。ここでは、いくつかのチェック項目が示されている。

但し、それらについての詳細な記載はない。

例3：「特殊な問題を伴う民事裁判」

実施者

特殊な問題

判事団の見解

根拠条文が、記載されている。

特殊な問題として、費用免除の申立、管轄違い、当事者の不出頭、訴え取り下げ、回避といった、種々の議論がランダムに挙げられている。

③ 講師用マニュアルおよびレジュメ

配布用レジュメ、および、講師役の講義進行用マニュアルと思われる資料である。

例：「代理権の授与」

A4版2頁程度のレジュメであり、表記項目の概要（箇条書き）、および、設問で構成される。

配布用レジュメでは、代理権授与という、実体法上の基本概念に関する説明を行う部分と、訴訟代理権に関連して問題となりうる手続法上の諸問題に関する部分とが混在している。

また、委任ないし委任状の有効性に関する、実務上のテクニカルな論点に関する記述が、かなりの割合を占めている。

講師のための進行表は、副主題、内容、一般的・特別指導目標、

学習活動（進行予定）、割り当て時間（コマ数）、使用資機材、教科書により構成されている。

エ 分析

看取される特徴として、

- ① 事例教材の不足
- ② シラバス、教材ともに各レベルのトピックの混在
- ③ 解説書の不在

が挙げられる。

これらのうち、①について、ケーススタディを行う单元においては、一部、事件記録の抜粋が用いられるところもある（シラバス No.5）。しかし、これは「読み物」として、いわば参考程度に用いられるにとどまる。

その他、事例演習を行う場合には、ファシリテーター（講師）が自ら事例を準備するものとされ、演習問題として十分に練られた題材が作成されるかどうか疑わしいうえ、講師に多大な負担を強いるものとなっている。

この点、我が国の司法修習（集合修習）の多くの起案および演習で用いられる、事件記録を模した教材は、事前に開発チームが十分に議論を行うことで、修習生に検討させることが適切と思われる項目および論点を、過不足なく事例に反映できるものである。

また、こうした教材が一旦作成されれば、これを用いて講評を行う教官は、生じうる問題、評価のポイントなど諸点を事前に検討し、かつ、教官間で情報共有することで、教官の負担を減ずるのみならず、全体的な講義の質の向上に資することができる。

②は、全体的に、研修プログラム分析で前述した点が教材にも反映されたものである。ひとつの单元中に、実体法、手続法、書式等の形式面が混在している。また、問題となりうる点を網羅的に挙げるのではなく、そのごく一部が示されているにとどまり、教材としては不完全なものである。

③も、①同様に、ファシリテーターの負担を増大させるものであるとともに、その講義の質も一定しない、という危険が生ずる。

この点、我が国の司法修習制度においては、判決起案を例に取ると、「民事判決起案の手引き」「刑事判決起案の手引き」を中心とした、諸々の冊子が教材として提供される。判決起案の手引きは、判決書に記載すべき事項全てを網羅的に挙げ、それぞれにつき、記載方法や問題となりうる点について、詳細な解説を加えている。

こうした解説書の存在は、裁判官候補生にとって、判決起案の際によって立つべき主要な指針を与えるとともに、最高裁により示された起案の指針として、将来的には、現役の裁判官の判決起案に影響を与えることも期待できる。

4 実務研修

(1) 構成～段階別実務研修

前述したとおり、裁判官候補生が履修すべき実務研修は4段階に分けられ、それに対応した研修プログラム、および、司法研修所における研修カリキュラムが構成されている。

実務研修の4段階とは、

- ① 運営管理者としての実務
- ② 書記官実務

- ③ 裁判官実務
- ④ 裁判所外法曹実務である。

実務研修の上記各段階およびその順序にしたがって、各段階における研修の内容、および、それらに先立ち実施される集合研修のカリキュラムが組まれている。

(2) 研修項目およびシラバス

ア 第1段階（運営管理者実務）

- ① 総務局
書状処理、公文書保管、警備など。
- ② 人事局
- ③ 財務局
- ④ 登記局
- ⑤ 刑事局書記官部
- ⑥ 民事局書記官部
- ⑦ 執行官部

イ 第2段階（書記官実務）

- ① 刑事局書記官
30件以上の事件取り扱いが求められる。
取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。
- ② 民事局書記官
15件以上（申立事件5件、訴訟事件10件）の取り扱いが求められる。
取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。

ウ 第3段階（裁判官実務）

- ① 刑事事件
 - ・公判準備
 - ・公判（訴訟指揮）
 - ・審議
 - ・判決

基準経験量として、30件以上の刑事事件の取り扱いが求められる。
取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。

裁判官候補生は、特別な裁判官資格が必要な刑事犯罪を除き、あらゆる事件を取り扱う。
- ② 民事事件
 - ・期日準備
 - ・弁論期日
 - ・審議
 - ・判決

基準経験量として、15件以上の民事事件（申立事件5件、訴訟事件10件）

を取り扱う。

取り扱う事件の難易度は段階的に上げられる。

エ 裁判所外での実務研修

検察庁または弁護士事務所において行う。

① 検察庁

- ・捜査
- ・起訴

② 弁護士事務所

- ・事件分析
- ・訴状等書類作成
- ・法廷への同行

(3) 実務研修地および指導教官(メンタリング・システム)

ア 実務研修地

インドネシア全国の第一審裁判所は、

地方裁判所 352 箇所

宗教裁判所 343 箇所

行政裁判所 26 箇所

の、合計 721 箇所である。

一般裁判所 (PengadilanUmum) の実務研修所である、地方裁判所を例に挙げると、このうち、最大規模を表す IA クラスの地方裁判所は実務研修所としての受け入れ資格を有せず、受け入れ資格を有するのは、IB 以下の規模の地方裁判所のみである。

これらの地方裁判所のうち、いずれの地方裁判所が裁判官候補生を受け入れるか、また、受け入れに伴い必要となる諸環境の整備は、今のところ各裁判所の所長・副所長の裁量に負うところが大きいようである。

この点、NLRP は、実務研修所を、候補生の指導力、事件の数及び多様性、資格を有する指導教官⁷の数を確保できるところに絞るべきであると提言している⁸。

これに対応してか、2011 年度の候補生受け入れ裁判所は、

一般裁判所 10 箇所 (バンドン、チビノン、ブカシ、バレ・バンドン、ウンガラン、スラカルタ、ジョグジャカルタ、タンジュン・カラム、グレシック、シドアルジョ)

宗教裁判所 8 箇所 (バンドン、タンゲラン、ブカシ、スマラン、スラカルタ、ジョグジャカルタ、スラバヤ、シドアルジョ)

行政裁判所 3 箇所 (バンドン、スラバヤ、スマラン)

⁷ 司法教育研究の研究開発の管理と組織便覧 46 章 3 節によれば、指導教官となるには①10 年間の裁判官経験②III d 等級以上③国家・軍幹部教育研修プログラムの指導教官研修修了④成人学習を理解し、その方法が適用できることが必要とされる。

⁸ 研修プログラム 10 頁。

となっている。

このほか、留意すべきは、新プログラムの実施開始後も、実務研修における学習課程の具体的な内容の決定権限は、依然、各地裁の所長・副所長にあるという点である。

イ 指導教官制度（メンタリング・システム）

実務研修において、配属地の裁判官が指導教官となり、知識や技能を候補生に教えるという指導教官制度（メンタリング・システム）は、比較的近年になって採用されたものである。

新プログラム下においても、こうした指導教官による実務研修の制度が維持されているが、その具体的なあり方については不明である。

また、同プログラムは、指導教官による実務指導は、従前よりも双方向性を有したものであるべきと提案しており、実務研修の具体的な内容についても、相互の議論によって決定すべきであるとしている。

（4）分析

研修項目については、何度か既述したとおり、裁判官としての専門性の獲得の観点からは間接的である業務に関するものが、アンバランスに多いことが最大の特徴である。

第3段階の実務研修については、各部署の所管事項が網羅的に挙げられており、また、担当すべき事件数（民事事件15件、刑事事件30件）、および、その難易度に関する基準の他に、何を行うことが求められるのか、具体的な内容は現在のところ不明である。

この点については、支援を行ったNLRPプログラムにより、実務研修のより詳細な指導要綱が策定され、あるいは、策定が予定されているのか、引き続き調査が必要であるが、その内容如何によっては、研修の質の標準化の点で不安が残るといわねばならない。

また、実務研修地については、その要件について前記の提言がなされている点からすれば、これに最も適しているのはIAクラスの大規模庁ではないかと考えられる。

我が国においても、東京、大阪などの大規模庁に多数の修習生が配属されるほか、新任判事補が任官直後の研修を経た後に、最初の任地に配属されており、裁判官の実務研修にとり、非常に重要な機能を担っている。

この点につき、最高裁関係者は、大規模庁の裁判官は事件処理に忙しく、これに集中すべきであるとの理由から、こうした機能を担わせることに否定的な意見を持っているようである。

5 裁判官候補生の評価および考試

（1）実務研修中の評価⁹

ア 運営管理、書記官実務

プログラムに定められた各実習項目につき、配属部署ごとに、3段階（優れている・普通・劣っている）の評価、および、配属部署の評価（コメント）、および指導教官の評

⁹司法研修所への聴取によった。

価を受ける。

イ 裁判官実務

プログラムに定められた各実習項目につき、指導教官より、3段階の評価を受け、また指導教官から全般的評価を受ける。

ウ 倫理試験

実務研修期間中にも、定期的に倫理に関する試験が実施される。

(2) 研修所における考試

司法研修所が、事前テストおよび修了テストを実施する。

全ての研修を了し、修了テストに合格することが任官の要件である。

修了試験に不合格となる者はほとんどいないが、試験成績が任地に反映されることはある。その後のキャリアに影響していると思われる。

6 研修制度開発および実施の人的体制

(1) 司法研究開発研修所の構成

インドネシア最高裁司法研究開発研修所（BALITBANGDIKLATKUMDIL）は、以下の4部局から構成されている。

① 事務局

管理運営面全般

② 研究開発局

研究開発とそれによる最高裁への提案

③ 司法研修局（PUSDIKLATNIS）

裁判官、書記官、執行官に対する研修

④ 管理・人事研修局（PUSDIKLATPIM）

その他の裁判所職員のためのリーダーシップおよび管理の研修

(2) 司法研修局の構成および人的体制

裁判官および裁判官候補生の研修を実施する、司法研修局（PUSDIKLATNIS）は、プログラム・評価ユニット、教育ユニットに分かれる。裁判官スタッフは5名、その他、常勤スタッフ25名、非常勤スタッフ10名で構成される。

第2 裁判官（Hakim）の各種研修制度

1 2010年度実績

2010年度に実施された裁判官研修は、以下のとおりである。

項目	対象者	内容
継続研修	任官後1年ないし5年の裁判官	倫理、訴訟運営、事例研究、判決
継続研修	任官後5年ないし10年の裁判官	

特別法廷認証研修	任官後 10 年以上の裁判官	汚職事件法廷, 商事法廷(126 名), 知的財産, 銀行汚職, 労働事件(50 名), 漁業, 調停(200 名)
合同研修	任官後 10 年以上の裁判官, 檢察官	

上記のほか、リーダーシップ研修などが実施されている。

2010 年度の、任官後 5 年ないし 10 年の裁判官に対する継続研修は、C4J¹⁰プログラムの支援によって行われているが、同研修に関しては、2008 年まで行われた、EU の支援プロジェクトにより、研修モジュールが開発されている¹¹。

C4J プログラムによる支援内容によっては、上記研修モジュールの活用ないし変更の状況、言い換えれば、それぞれの支援が重複や矛盾なく実施されているか否か、観察する必要があると思われる。

なお、2011 年度も、ほぼ同様の内容による研修の実施が予定されている。

2 講師陣

それぞれ、経験を有する裁判官のほか、各分野の専門家を外部講師として招聘している。例えば、マネーロンダリング、中央銀行、KPK（汚職撲滅委員会）、検察庁、児童保護や人身売買に関する NGO、警察、汚職などの問題に関し学識経験者などである。

第3 インドネシアの裁判官養成制度に関する検討および提言

1 課題点の総括

以上のとおり、裁判官候補生の研修制度を中心に分析を行った結果、観察された課題点を総括すると、概ね、以下のとおりとなる。

① プログラム構成が非効率的である。

項目別分析において挙げたような事情があるにせよ、やはり、全体として、裁判官としての業務に必要な能力を開発するための研修としては、関連性の薄い内容の項目がきわめて多く、非効率的である。これでは、2 年間の研修期間が十分に活かされないと言わざるをえない。

特に、運営管理に関する業務や、書記官事務の研修については、従前行われてきた研修制度の残滓とも考えられるが、特に、裁判官としての専門性の向上を最優先した研修プログラム策定の必要性を考える場合、相対的に、これらの研修に割く時

¹⁰プロジェクト名 C4J:ChangesforJustice。インドネシア司法改革を目的とし、実施期間 2010 年 5 月から 2014 年 5 月として実施されている。USAID 資金拠出（約 1900 万ドル）、受任者 ChemonicsInternational,Inc.。プログラムのコンポーネントに、最高裁および検察庁の能力向上を含む改革が含まれる（以上、C4J ファクトシートによった。）。

¹¹拙書「インドネシア司法整備支援和解・調停制度強化支援プロジェクトプロジェクト成果分析調査報告書」28 頁。

間は最小限でよいと考えられる。

② 前提とされる習熟度が不明である。

裁判官候補生採用試験は、受験資格として法学士以上を要求し、かつ、試験科目には法律科目があるにも関わらず、裁判官候補生の研修プログラムにおいては、既述のとおり、実体法および手続法に関する基本事項の講義等が相当程度に含まれており、裁判官候補生採用試験合格段階で、これらに関し、いかなるレベルの習熟度が前提とされているのかが明らかでない。

この点、仮に、多くの裁判官候補生が、研修開始時において、実体法および手続法の基本事項からの全体的な再確認またはレベルアップを要する状態にあるのであれば、それを前提として、特に研修の前半部分において、この点を全体的に補充するプログラムを組むなどの対処の必要がある。

しかし、こうした課題点を裁判官候補生研修プログラム単独で解決するには相当な困難を伴う。長期的な展望としては本来、法学部教育、裁判官候補生採用試験の改革に及ぶ全体的な養成制度の設計を検討しなければならないと思われる。

③ 専門的能力向上に直結する研修メニューが不足している。

裁判官候補生に対し実施される集合研修において、事例研究、判決起案等、裁判官としての実務に直結する研修科目、単位数が絶対的に不足している。

この点については、こうした事項は実務研修の過程で、指導担当裁判官から直接に指導を受けることで補完されうるとの考えが背景にある可能性がある。

しかし、殊にインドネシアにおいて、実務研修地間での格差（裁判所間格差、地域間格差）という現状を念頭に置いた場合、司法研修所による、適切な教材とメソッドに基づく適切な指導を、特に研修初期に行うこととは、裁判官候補生の全体的な質の向上と格差解消のため非常に重要と考えられる。

④ 実践研修のためのツールが不足している。

前項に関連して、特に事例に基づく演習、判決起案のための各種教材として、そのために開発されたものがほとんどなく、事件記録や判決書が、そのまま、あるいは、一部抜粋された形で使用されている。また、多くの科目では、ケーススタディのための事例の選択が講師に任されており、講義の内容も質も一定しないうえ、講師に過大な負担を強いるものとなっている。

また、裁判官候補生の理解を助け、かつ、講師の負担を軽減できるような、参考用の解説書、ないし、それに類する教材がほとんどなく、基本書およびベンチブックが参考図書として挙げられているにとどまる。

なお、司法研修所も、事例に基づく教材、カリキュラムの開発の必要性を最大の課題の1つと考えている¹²。

⑤ 講師および指導担当裁判官へのバックアップ体制が十分でない。

¹² 司法研修所への聴取によった。

既述のとおり、現状では、集合研修の多くの科目において、教材準備から講義に至る多くの部分が、これを担当する講師に任せられている状態である。これは、裁判官候補生の研修に限らず、司法研修所が実施する多くの研修において見られる現象であるが、結果として、多くの講義において、講師への「丸投げ」となってしまい、講義の一貫性や質の均等に非常に問題が残る。

この点、司法研修所は、講義の質の向上の必要性は認識しつつも、その方策につき、講師の育成・能力向上により重点を置いているようである¹³。

確かに、講師の育成・能力向上は、講義の質の向上の重要な要素であるが、司法研修所のイニシアチブにおいて、より持続性があり、全体的に能力向上を図ることのできるフレームワーク作りが、同様に重要である。

2 支援の方向性に関する提言

以上に挙げた各課題点のうち、プログラム構成に関わる①ないし③の各課題点については、前述のN L R P プログラムによる支援の結果、2010年に新たに構築されたばかりであり、直ちに、これを抜本的に改善することは困難と思われる。

また、同プログラムのフォローアップとしてのプロジェクトないし支援活動が計画されており、これが実現すれば、その活動のなかで修正が加えられてゆく可能性もある。

したがって、上記①ないし③の課題点については、重複を避ける意味でも、同プログラムの動向を検証した上で、なじうる支援の方向性を検討する必要がある。

そうすると、現段階で日本が行なうる、最も効果的な支援分野は、前項④実践研修のためのツール開発支援であると考えられる。

なぜなら、まず、当該分野においては、我が国が長年にわたる司法修習制度の実践の過程で開発され、改善が加えられてきた成果として、事例に基づく教材および解説書の数々が存在し、これらが現地側の研修ツール開発のために導入する技術の、非常に有効な題材となりうるからである。

次に、それらの題材に付随して、これを取り巻くシステム（開発に係る人的体制、使用に係る諸体制、特に、指導要綱の策定など）がいかに連動しているかという点の情報提供が必要となり、前項⑤の課題点に向けた支援につながる、あるいは少なくとも、その布石となりうるからである。

なお、一旦、支援活動が開始した場合には、その他の課題点の継続的な観察および分析に基づき、適時に必要な情報提供を行うことが必要であることは、言うまでもない。また、その過程において、他ドナーとの調整、あるいは可能であれば共働を図ることで、それらについての、よりインパクトある支援の方策を探ることが望まれる。

以上

¹³ 司法研修所への聴取によれば、現在直面している課題は、予算の問題を除けば人的資源の不足であるとしている。その解決方法として、講師の養成の必要性が挙げられている。

中国におけるADR制度の研究

2011年3月8日

弁護士法人 曽我・瓜生・糸賀法律事務所

弁護士 住田尚之

目 次

- 1 はじめに
- 2 中国におけるADR制度の全体像
- 3 人民調停
- 4 行政調停
- 5 商事調停
- 6 司法調停
- 7 仲裁
- 8 労働紛争
- 9 人民法院と訴訟外紛争解決との連携
- 10 調停と仲裁の関係
- 11 「大調停工作体系」の構築
- 12 中国におけるADR制度の展望
- 13 日本人、日本企業への影響

本 文

1 はじめに

中国では、昨年8月28日に「中華人民共和国人民調停法」(2010年8月28日公布、2011年1月1日施行。以下「人民調停法」という)が第11期全人代常務委員会第16回会議を通過して成立し、調停あるいはこれを含む訴訟外の紛争解決制度に対する注目が高まってきている。

その要因としては、近年民事紛争が急増し、人民法院の事件処理能力が限界に達しつつあることから、人民法院の負担を軽減すべく訴訟外の紛争解決制度を充実させる必要があることや、社会秩序維持を目指し、「調和のとれた社会」(「和谐社会」)の実現を図る中国にとって、明確に勝敗を分ける民事訴訟よりも当事者双方の利害を柔軟に調整できる調停等訴訟外の紛争解決制度の方がより適切であるとの再評価が行われていることが挙げられる。

本報告は中国におけるADR制度をテーマとする。ADRとは多義的な概念であるが、中国ではこれまでのところADRの定義について一定の明確な共通認識があるわけではないよう

である¹。そこで、本報告では日本の「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第1条における「裁判外紛争解決手続」の定義を一応の参考とし、訴訟手続によらずに第三者の関与の下に民事上の紛争解決を図る手続をいうものと理解するものとする。中国における民事紛争の紛争解決方法としては一般に①当事者間の協議、②調停、③仲裁、④訴訟が挙げられるが²、このうち上記のADRの理解に該当するのは②調停と③仲裁であるため、本報告では中国の調停制度及び仲裁制度を中心に紹介することとする。なお、調停のうち、人民法院の主宰する「司法調停」³は、日本の「訴訟上の和解」に相当し、一般的にはADRには該当しないと思われるが、中国では「調停」の一種を構成するものであり、また近時その重要性が強調されてきているところでもあるので、本報告でも取り扱うものとする。

2 中国におけるADR制度の全体像

(1) 中国における調停は、一般に、その実施主体の性質に応じて、①人民調停委員会を実施主体とする「人民調停」、②行政機関又はその他の団体を実施主体とする「行政調停」、③人民法院を実施主体とする「司法調停」に分類される（ただし、「行政調停」についてはその範囲が明確ではなく、後述の「業界調停」や「商事調停」を別の類型として分類する考え方もありうる）。

なお、調停は「自由意思」によることが原則であり、調停による解決が強制されなければならない。

(2) 人民調停は、「民間紛争」を対象とし、中国全土に張り巡らされた人民調停委員会の組織網により草の根的な紛争解決を行う「大衆的」紛争解決システムである。

行政調停は、行政機関又はその他の団体がその主管事項に関連する当事者間の紛争を調停するものである。

司法調停は、人民法院が訴訟手続の中で行うものであり、日本の訴訟上の和解に相当する制度である。

(3) 中国の仲裁は大きく分けて、国内仲裁と涉外仲裁に分類される。

中国の仲裁機関である仲裁委員会には、仲裁法10条に基づき全国各地の市レベルの都市に置かれている仲裁委員会のほか、涉外仲裁委員会として涉外仲裁を主に取り扱う中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）及び海事事件を主に取り扱う中国海事仲裁委員会（CMAC）がある。

(4) 労働紛争と農村土地経営請負紛争の紛争解決については特別法⁴が設けられている。

¹ たとえば、範榆主編「多元化紛争解決機制」123頁～130頁もADR概念に関する広義説と狭義説を紹介するものの、中国において確定した理解があることについては触れられていない。

² 中国の多くの法令においても「紛争解決方法」として①協議、②調停、③仲裁、④訴訟が挙げられており（労働法77条、消費者権益保護法34条等）、中国の現行法上の民事紛争解決手段としてはほぼこの4種に帰することができると理解される。

³ 「法院調停」、「訴訟調停」と呼ばれることがあるが、本報告では「司法調停」の名称で統一する。

⁴ 2007年に「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」が、農村土地経営請負紛争については2009年に「中華人民共和国農村土地経営請負紛争調停仲裁法」が制定されている。

3 人民調停

- (1) 人民調停に関する新しい基本法である人民調停法が 2010 年 8 月 28 日に成立し、2011 年 1 月 1 日に施行された。人民調停法の制定には、近年の民事紛争の急増により、次第に人民調停の機能に対する再評価が始まり、これを規律する新しい「法律」の登場が望まれたという背景がある。
- 人民調停法の内容自体は、従来の規定から見てそれほど目新しいものではなく、新しい点としては以下の点が挙げられるにとどまる。
- ① 調停員の救済等に関する 16 条
 - ② 人民調停を当事者に勧奨することに関する 18 条
 - ③ 手続の公開／非公開に関する当事者の選択権に関する 23 条 3 号
 - ④ 調停不成功時の他の紛争解決手段についての告知に関する 26 条
 - ⑤ 司法確認に関する 33 条
- (2) 人民調停の受理件数は、長い間減少を続けてきたが、近年になって急に回復を見せてきた。これは最高人民法院を始めとする「調停優先」路線の鮮明化が件数に反映したものと考えられる。2009 年度の人民調停受理件数は 7,676,064 件であり、第一審民事訴訟受理件数 5,800,144 件を大きく上回っている（ただし、人民調停に関する統計については、正確性に疑問も呈されている）。
- (3) 人民調停を行う人民調停委員会には、①村民、居民委員会が設立する人民調停委員会⁵、②郷鎮、街道⁶が設立する人民調停委員会、③企業・事業単位が必要に応じて設立する人民調停委員会、④必要に応じて設立する区域性、業種性の人民調停委員会がある。
- 近年、一部の人的・物的資源に比較的恵まれた地域では、専門的な事件を扱う人民調停委員会が現れてきている。たとえば、医療問題を取り扱う医療紛争人民調停委員会、不動産問題を取り扱う物業紛争人民調停委員会等がある（機能としては後述の「業界調停」と競合しうると思われる）。
- (4) 人民調停は、当事者の申立てによる場合と、人民調停委員会が主導的に開始する場合がある。ただし、いずれの場合にも人民調停によることを望まない当事者は人民調停による解決を拒絶することができる。
- (5) 有効な人民調停合意が民事権利義務の内容を有する場合、「民事契約の性質」を有するとされ、法的拘束力を有する。
- (6) 人民調停合意が執行力を有するためには、①管轄権を有する人民法院に対して「司法確認」を求める、②公証機関による公証を受けるといった方法がある。また、管轄権を有する基層人民法院に対して支払命令を申し立てることもできる。
- なお、人民調停は無料であり、財源は地方政府により賄われる。

⁵村民委員会、居民委員会とは、農村、都市における居住地区ごとに設置される大衆性自治組織であり、当該居住地区における公共事務、公益事業、民間紛争調停、社会治安維持の協力等を行うものとされている（中国憲法 111 条）。

⁶「郷鎮」、「街道」はいずれも中国の基礎的行政区分である

4 行政調停

(1) 行政調停には、行政機関がその主管事項について職権に基づいて調停を行うものと、行政機関以外の主体が法令による授権を経て調停機能を有しているものがある。

中国では（少なくとも潜在的には）あらゆる行政機関に調停機能が備わっていると理解されており、行政機関の数だけ行政調停は存在しうる。

行政調停のうち代表的なものを挙げると、①人民政府によるもの（民間紛争処理、社会の安全に関わる紛争の調停、土地請負經營に関する紛争の調停、農村における婦女の権利侵害等に関する紛争の調停等）、②公安機関によるもの（治安調停、交通事故調停）、③工商行政管理機関によるもの（契約紛争の調停、消費者紛争の調停、商標、標識専用権に関する紛争の調停）、④環境保護行政主管部門による環境汚染紛争調停、⑤知識産権局による特許紛争調停、⑥商務部による国際大型案件に関する調停といった政府機関によるものや、律師協会（弁護士協会）による調停、婦女連合会による調停、消費者協会による消費者紛争調停、著作権紛争調停委員会による著作権紛争調停といった非政府機関によるものがある。中国の仲裁委員会も一般に調停を扱っている。

(2) 近年の傾向として、各業界団体が「調停センター」を設立し、当該業界に関わる紛争を調停する「業界調停」（「行業調停」）も増えてきている。具体的には、物流、不動産管理、保険等の業種でこのような業界調停が行われているようである。

(3) 行政調停により達成した調停合意の効力については、従来明確な規定がなく、議論が分かれていたが、2009年「訴訟と非訟を相互に連携させた紛争解決システムの構築と健全化に関する最高人民法院の若干の意見」（2009年7月24日発布。以下「訴訟非訟連携意見」という）により、原則として民事契約の性質を有することが明らかにされた。

(4) 行政調停合意が執行力を有するためには、人民調停と同様、①人民法院に対して「司法確認」を求める、②公証機関による公証を受けるといった方法がある。また、支払命令を申し立てることもできる。

(5) これまでのところ「行政調停法」のような行政調停に関する統一規範は制定されておらず、行政調停の規定は各種の法令に分散している状況である。

(6) 行政調停については、行政等の職責として明確に規範化されていないため一部の行政機関が労力のかかる調停業務に積極的でないという問題、各地、各部門において独自にルールを定めているため、それぞれが取り扱う行政調停の範囲が交錯し、しばしば権限の衝突が発生するという問題、調停開始に関する手続、調停手続の期限、行政調停機関の調査権限、行政調停の終結、秘密保持等に関するルールが整備されていないといった問題が指摘されている。

5 商事調停

(1) 商事紛争、とりわけ国際商事紛争の調停については、人民調停委員会や行政機関等による調停で対応することは（商務部が大型案件について調停に乗り出すような場合を除

き)通常は困難であり、商事紛争を専門的に取り扱っている調停組織に持ち込まれることになる。商事紛争を専門的に取り扱っている調停組織としては、中国国際貿易促進委員会及び中国国際商会が設立した「中国国際貿易促進委員会／中国国際商会調停センター」が挙げられる。

また、2011年1月8日、上海市において「上海経済商事調停センター」が設立され、今後、商事紛争分野での調停が更に利用しやすくなることが期待される。

- (2) これらの調停センターの受理範囲は、貿易、投資、金融、証券、知的財産権、技術移転、不動産、工事請負、運輸、保険その他商事、海事等の領域の紛争調停であり、涉外事件も扱っている。
- (3) これらの調停センターによる調停を通じて達成した調停合意(和解合意)についても、人民調停や他の行政調停と同様、①人民法院による「司法確認」、②公証機関による公証を通じての執行力の付与が認められている。また、支払命令を申し立てることもできる。

6 司法調停

- (1) 司法調停は、訴訟手続の過程において、人民法院の裁判官の主宰のもと、双方当事者が民事権利利益にかかる紛争について、自由意思により、平等に協議を行い、同意を達成し、紛争を解決する訴訟活動であり、日本の「訴訟上の和解」に相当する。民事訴訟において、調停で事件が終結する比率は1990年代、2000年代前半は低下し続けていたが(調停で終結する事件数は横ばいだが、民事事件全体と判決で終結する事件の増加により比率が低下)，近年の「調停優先」の方針の下、2009年の統計では一定の回復を見せている。

調停優先の原則は以前からも唱えられていたが、最高人民法院は2010年に『『調停を優先し、調停と判決を結合する』業務原則を更に徹底することに関する若干の意見』(2010年6月7日発布。以下「調停優先若干意見」という)を出し、民事訴訟の全過程において調停を優先すべきことを徹底する方針を示した。

- (2) 司法調停においては、関連機関や専門家を招聘して協力させることができ、また、人民調停組織、行政調停組織等に調停を委託することもできる。

司法調停を通じて調停合意に達し、人民法院の確認を経た有効な調停合意は、確定判決と同一の効力を有すると理解されている。

7 仲裁

- (1) 中国の仲裁機関である「仲裁委員会」には、仲裁法10条に基づき全国に設置されるものと、仲裁法7章66条に基づき設置される涉外仲裁委員会(CIETAC, CMAC)がある。もっとも、近年ではいずれの種類の仲裁委員会でも国内事件、涉外事件の双方を扱っている。

国内仲裁は仲裁法の一般規定に従って行われ、涉外仲裁は仲裁法7章の涉外仲裁に関

する特別規定に従って行われる。手続の詳細については各仲裁委員会が個別に規則を定めている。近年の仲裁規則では、当事者による仲裁ルールの選択が比較的認められるようになってきている。

中国では、仲裁法 16 条が仲裁合意の内容として仲裁を行う仲裁機関を明確に約定しなければならないことを要求しており、仲裁機関の約定が不明確である場合は仲裁合意は無効となることから（同法 18 条）、機関仲裁のみが認められ、いわゆるアドホック仲裁は認められていないと考えられている。

- (2) 当事者は、仲裁裁決について法定の事由があることを証明することにより、人民法院に対し、仲裁裁決の取消しや仲裁裁決の執行停止を求めることができる。

なお、中国は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しており、同条約加盟国との間では仲裁判断の相互執行が認められている。

- (3) 渉外仲裁を最も多く取り扱っているのは中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）である。CIETAC の本部は北京にあり、そのほか深圳に華南分会、上海に上海分会、重慶に西南分会、天津に天津国際経済金融仲裁センターが置かれている。

8 労働紛争、農村土地紛争

近時、労働紛争に関する紛争解決について「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」が、農村土地經營請負紛争に関する紛争解決について「中華人民共和国農村土地經營請負紛争調停仲裁法」がそれぞれ制定され、それぞれの分野における紛争解決の詳細について定めている。

9 人民法院と訴訟外紛争解決との連携

人民法院は、人民調停、行政調停との関係では①達成した調停合意に関する紛争についての訴訟提起、②調停合意の司法確認による執行力の付与及び執行力のある調停合意の執行③公証を経た調停合意の執行、④支払命令といった形で関与し、仲裁との関係では①仲裁裁決の取消の判断、②仲裁裁決の執行（あるいは執行中止の判断）といった形で関与している。

近年の「調停優先」の流れの中で、人民法院から人民調停、行政調停組織への調停の委託が以前に増して推進されてきているように見える。

10 調停と仲裁の関係

仲裁委員会も一般に調停業務を行っている。仲裁委員会が行う調停には、①仲裁手続の過程において仲裁裁決を行う前に当該仲裁事件に関して調停を行う場合と、②仲裁手続と関係なく、仲裁委員会が調停事件として事件を受理する場合がある。

近時、「仲裁と調停との協調」（「仲裁と調停相結合」）の実践として、多くの仲裁委員会において、当事者が仲裁手続外で行った調停によって達成した調停合意の内容に従って仲裁裁決書を作成するというサービスを提供している（あくまでも仲裁手続として行うものであるため、当事者は調停合意のほか、当該仲裁委員会で紛争解決する旨の仲裁合意を締結する必要がある）。

11 「大調停工作体系」の構築

2006年、2007年ころから「大調停工作体系」の構築の推進が唱えられるようになり、人民調停、行政調停、司法調停の相互連携に関する研究が進んでいる。

具体的には、人民法院主導の「大調停工作体系ネットワーク」の構築や、行政調停機関の関与による専門的人民調停委員会の設立といった形で現れている。

12 中国におけるADR制度の展望

(1) 事件数の増加に伴う紛争解決インフラ増強の必要

中国の経済成長及び社会構造の変化に伴い、特に2004年→2009年にかけての民事事件数の増加は顕著である（第一審民事訴訟：2004年4,332,727件→2009年5,800,144件、人民調停：2004年4,414,233件→2009年7,676,064件、仲裁（10条仲裁委員会）：2004年37,304件→2009年74,811件、CIETAC：2004年850件→2009年1,482件）。

このうち、人民法院が処理できる事件数は現状ですでに限界に近づいていると言われており、今後も人民法院や裁判官を大幅に増員しない限り大きくは改善しがたいので、今後の事件数の增加分の多くは、調停や仲裁といった訴訟外の紛争解決方法が吸収していくほかなく、中国が人民の不満を抑え、秩序のある和諧社会を実現するためには訴訟外紛争解決制度の充実は今後も直面し続けなければならない問題である。特に訴訟外紛争解決制度の中でも受理件数において圧倒的な比率を占め、人民にとって最も身近な紛争解決手段である人民調停委員会及び調停員の量及び質を確保することが喫緊の課題となろう。

(2) 人民調停の専門化

社会の高度化が今後も進み、紛争が複雑化、専門化していくなかで、既に紹介したとおり、専門的事件を取り扱う人民調停委員会が登場したり、行政機関と人民調停組織とが協調し、より専門性の高い事件を取り扱うような取組みが既に始まっているが、今後も更に様々な分野に関する専門的な人民調停組織が現れ、規模も拡充されることが予想される。

また、現状においては、法律的バックグラウンドを持つ人民調停員の数は限られているようであるが、近年の中国における法学教育の発展、法律学習者の増加等に鑑み、今後は法律的な素養を有する者が調停員等として人民調停に関与する機会が増えると思われ、それに伴い中国における人民調停の質の一定の上昇が期待される。

(3) 行政調停の規範化

現状において、各行政機関等がそれぞれ独自のルールに則り、良くも悪くも柔軟に行っている行政調停については、専門家の間で共通のルール作りを進めるべきという声が以前から存在し、今後訴訟外紛争解決制度の重要性がますます高まっていくと思われる中、行政調停についての共通法が制定される可能性がある。

ただし、行政調停はその主体が様々であり（そもそも現状では「行政調停」の範囲 자체が明確でなく、調停のうち「人民調停」と「司法調停」にあらざるもののが「控除的に」

分類されているといった状況である), また取り扱う内容も, 公安機関による治安事件に関する調停から, 工商行政管理機関が行う商標侵害等, 多種多様であり, 仮に共通法ができるとしても内容は一般的, 抽象的なものにとどまらざるを得ないであろう。

(4) 民事訴訟における司法調停による解決の増加

民事訴訟において判決ではなく調停(司法調停)によって事件が終結する割合は, 1990年代から 2000 年代半ばころまでは下落の一途を辿っていたが, 2009 年には司法調停により事件が終結する割合が回復を見せている。

「人民法院の負担軽減」という文脈においては, 中国の民事訴訟の裁判官にとって判決によるのと調停によるのとでどちらの負担が大きいかということは一概に言えない面があるため(全国統一的な裁判官研修制度が整備されておらず, かつ, 基本的に裁判官の転勤もない中国の場合, 判決の書き方や判決起案に使う時間や労力, 調停の方法やそれに使う労力等について, 地方や裁判官個人によって違いも大きいと思われる), 人民法院の負担軽減の圧力が司法調停の比率に影響しているのかどうかという点は不明であるが, 最高人民法院は調停優先若干規定の発布等に見られるように調停優先の方向性を明確に打ち出しており, 今後も民事訴訟における司法調停の比率はしばらくの間伸び続けるのではないかと思われる。

(5) 民法, 民事訴訟法の更なる整備による訴訟と調停との役割の明分化

やや感覚的な感想ではあるが, 現在の中国の民事実体法は, 調停における使い勝手のよさを相当程度意識したものとなっているように思われる。典型的な例が「公平責任原則」⁷であり, たとえ過失がない当事者であっても発生した損失について全くの免責が得られる訳ではないという余地を残すことは, 調停実務における当事者説得の際には有用性を發揮するであろうことが想像される。

このような民事実体法の現状に加え, なお職権主義的色彩の濃厚な民事訴訟制度(特に立証責任の分配原則の不明確により裁判官がこれをあいまいに振り分けていると見られる状況)は, 本来「白黒をはっきりつける場」であるはずの訴訟まで「調停的」なものにしてしまい, 過失責任の原則やその他の法理論に基づき本来あるべき結論と異なる判断を容易に許してしまう原因となっている可能性がある(そのことは当事者の法的権利が最終的に訴訟によって担保されていないことを意味する)。

今後, 中国が民法, 民事訴訟法の更なる法整備を進め, 上記の状況が変更され, 訴訟においては法原理に従ったより厳格な判断がなされるようになれば, 当事者の権利の最終的な実現手段としての訴訟と, 当事者間の納得及び円満な解決を主眼とする調停との役割分担がより明確となり, またそれは中国が目指すべき一つの方向性とも思われるが, その成否は今後の法整備及び運用の状況を見るほかない。

⁷ 民法通則 132 条, 権利侵害責任法 24 条等。当事者に過失がない場合であっても, 事案の状況や経済的格差等の実情に応じて損失を分担させる法理。

13 日本人、日本企業への影響

(1) 人民調停

ア　日本人、日本企業が積極的に人民調停を活用するメリット

一般論としては、日本人、日本企業が人民調停を積極的に活用するメリットは高いとは言えないと思われる。その理由は主に以下のとおりである。

①人民調停委員会は地方政府の指導に服する中国人民の「大衆的紛争解決組織」であり、中国人と外国人・外国企業との紛争において、外国人・外国企業側に有利な調停を行うことは通常は期待できないと思われる（司法機関であるはずの地方の人民法院ですから「地方保護主義」が指摘される状況の下、人民調停はなおさら当該地方の住人（中国人民）に優遇的であろうとの推測が働く）。

②中国では「公平責任原則」に見られるように、経済的に優位である側がそうでない側に対して譲歩することが求められることが多いため、外国人・外国企業側が相手方よりも経済的に優位である場合、大きな譲歩を求められる可能性が高い。

③仮に外国人・外国側に有利な調停合意がなされても、執行力を得るためには司法確認、公証といった手続を別途経なければならないが、これらの手続はいずれも当事者双方の協力が必要であるところ、債務者側にその協力を求めるのは通常は容易でないと思われる。

ただし、近年登場しつつある一部の専門領域を取り扱う人民調停委員会（医療紛争人民調停委員会、物業紛争人民調停委員会等）については、特に政治的に利害関係のない当該分野の専門家が専門的知見に基づいて調停を行っている可能性もあり、利用を検討してみる価値がある可能性がある（手續が簡便なこと、費用がかからないこともあり、仮に中立的な調停が受けられるとすれば利用価値はありうると思われる。医療紛争や不動産関係の紛争（不動産管理会社や家主との紛争）では日本人側が被害者ないし弱者側に立つことが多いと思われる所以、ナショナリズムによるバイアスが掛かる可能性も相対的に低い）。

イ　日本人、日本企業が中国人当事者から紛争を人民調停に持ち込まれるリスク

法律上、人民調停の当事者として外国人・外国企業は排除されていないので、中国人が日本人・日本企業を相手方とする紛争を人民調停に持ち込むことも可能である。

しかし、中国人が日本人・日本企業との紛争を人民調停組織に持ち込んだとしても、人民調停は自由意思に基づくことが原則であり、当該日本人、日本企業は人民調停による紛争解決を受け入れない自由があるので、当該日本人、日本企業が人民調停による紛争解決を望まなければこれを拒絶すればよい。

従って、日本人、日本企業が中国人当事者から紛争を人民調停に持ち込まれたとしてもそれに伴うリスクは通常は想定しがたい（「全く話合いに応じない不誠実な日本企業」といった風評を流される等のリスクを除く）。

ウ　企業内部の人民調停委員会の設置の必要性

人民調停法は、企業・事業単位の中に設立する人民調停委員会についても規定を置い

ているので（人民調停法 8 条 1 項），日本企業が中国に設立する合弁企業や独資企業等の外商投資企業の内部に人民調停委員会を設立することについても問題となりうる。

企業・事業単位に設立する人民調停委員会は，企業と労働者との紛争のほか，労働者同士の紛争を含む幅広い紛争に対応することが期待されているが，設立は義務ではなく，「必要に応じて」設立すればよい。

もっとも，企業・事業機関が設立する人民調停委員会の委員は「労働者大会，労働者代表大会又は労働組合組織の推薦により」選出しなければならないとされているなど，人民調停委員会が日本企業にとって使い易い紛争解決手段であるかは現状では疑問である。実際に企業・事業機関の中に設置されている人民調停委員会は中国全土で約 8 万件であり，全体から見ればごく一部にとどまる。外商投資企業がこれを導入する必要性は当面乏しいと思われる。

従って，この点においても人民調停制度が日本企業に与える影響は限定的であると考えられる。

(2) 行政調停

行政機関が行う調停の中では，工商行政管理局の商標，標識専用権に関する紛争に関する調停や，各地の知識産権局が行っている特許紛争に関する調停などは日本企業が利用する可能性もありうるものであると思われる。

また，国際的な大型紛争に関しては商務部が調停を試みる事例もあり，日本企業に関連する紛争に商務部が関与してくる場合もあり得る。

一方，政府機関以外の主体による調停では，消費者協会による調停や，著作権紛争調停委員会による調停，あるいは一部の業界調停などが日本人，日本企業が関与しうるものであると思われる。

(3) 商事調停

中国国際商会調停センター及び近時設立された上海経貿商事調停センターにおける調停は，商事紛争において日本企業が検討しうる一つの選択肢である。

商事調停は，その前提として当事者双方で仲裁合意に相当する「調停合意」（紛争解決手段として当該調停機関を選択するとの合意であり，調停の結果として達成される合意ではない）が必要であるうえ，調停費用も決して低廉ではなく，更には仮に「和解合意」に至っても，執行力を付与するためには司法確認，公証，仲裁裁決を得る等の手続を別途踏まなければならないなど，最終的な紛争解決手段とするには仲裁よりもむしろ手間とコストがかかる可能性はあるが，終局的に拘束される仲裁を避け，まずは調停機関を通じて話し合いをしたいというニーズも少なからずあると思われ，そのようなニーズがある場合に商事調停が利用される可能性があるものと思われる。また，事前に紛争解決方法について明確に合意していなかった場合，紛争発生後に仲裁合意に至るのは難しい場合でも，拘束性の低い調停合意であれば可能な場合も少なくないであろう。

なお，2011 年 2 月時点で，中国国際商会調停センターの調停人名簿には長濱毅氏，中野憲一氏の 2 名の日本人を含む多くの外国人が登録されている（一方，上海経貿商事

調停センターの調停員は今のところ全員中国人のようである)。

(4) 司法調停

司法調停は今後全体的に増加することが予想されるので、日本人、日本企業が訴訟当事者となる場合にも、人民法院から調停を勧められる機会が増えると思われる。

(5) 仲裁

中国では人民法院の「地方保護主義」などの弊害が指摘され続けてきたこともあり、これまで日本企業が中国企業と契約を締結する場合、仲裁条項又はその他の形で仲裁合意をすることが多く、日本企業にとって最も関係の深い紛争解決方法であると言える。

その中でも、CIETAC を仲裁機関として指定する場合がこれまで圧倒的に多いと思われるが、これまで国内の仲裁機関として設立された各地の仲裁委員会においても涉外仲裁の取扱いを始めており、これらの仲裁委員会においても涉外仲裁に関する経験が蓄積され、一定の信頼が得られるようになれば、今後は日本企業が CIETAC 以外の仲裁委員会で仲裁を行う事例も増加する可能性がある。

～国際研究～

日韓の法整備支援協調に向けて (日韓法整備支援協力検討ミニシンポ)

国際協力部教官
上 坂 和 央

1 はじめに

法務総合研究所では、2011年3月7日（月）、国際協力部（大阪中之島合同庁舎）において、日韓両国の法整備支援に関する専門家・研究者の方々を迎えて日韓法整備支援協力検討ミニシンポを実施した。実施結果につき、関係者の参考とすべく紹介する。

2 ミニシンポ実施の背景

法整備支援において、他ドナーとの支援の協調は重要なテーマであり、2010年1月、法務総合研究所では、「ドナー間協調」をテーマの一つとして、第11回法整備支援連絡会を開催した。日本と韓国とは、かねてより日韓パートナーシップ研修を実施して民事分野での意見交換をするなど緊密な関係を築いてきたが、韓国は、近時、支援国に名を連ね、韓国法制研究院を中心としてアジア各国の法令情報の収集分析等を行うとともに法整備支援の分野でも積極的な支援に乗り出している。そこで、法整備支援連絡会に韓国法制研究院長金基均（キム・キピョ）氏を招き、その活動につき特別講演の機会を設けた。その際、金院長から、日韓両国が法整備支援の分野で更なる交流を進めるべきであるとの提案がなされた。これを期に、日韓の支援協力の可能性を探る機会を持つべく、両国の法整備支援分野の専門家・研究者が情報及び意見を交換するため、今回のミニシンポを開催したものである。

3 ミニシンポの参加者¹

日本側からは、法務総合研究所国際協力部のほか、法整備支援の分野における専門家及び研究者9名が参加し、韓国側からは、韓国法制研究院²の監査室長である崔桓容（チェ・ファンヨン）氏、同研究院グローバル法制研究センターの副研究委員である鄭明雲（ジョン・ミョンウン）氏及び李濬瑞（イ・ジュンソ）氏の3名が参加した。

4 実施概要

(1) 発表「セクターワイドアプローチの下における日韓協力の可能性について」

（法務総合研究所国際協力部教官森永太郎）

過去の経験に照らして、単独ドナーによる支援には限界があり、同一の支援分野（セクター）において複数ドナーの存在及び相互間の協力が必要であるとの問題意識を前提に、支援手法の一つであるセクターワイドアプローチの下における日韓協力の可能性についての試論が発表された。

発表では、まず「セクターワイドアプローチ」の内容が整理され「個別の問題への対処に集中するのではなく、支援分野（セクター）全体を広い視点から分析しなおし、セクター全体を網羅する統一的・

¹ プログラム及び参加者の詳細は、文末のプログラム及び出席者一覧表のとおりである。

² 韓国法制研究院は、韓国の法制研究院法に基づき設置された政府出資の研究機関であり、国家の立法政策の樹立の支援、法令情報の迅速、正確な普及、法律文化の向上に寄与することを目的としている。詳細は、同研究院のウェブサイト (<http://www.klri.re.kr/>) を参照されたい。

体系的な支援を実施する手法のこと」とされた³。その上で、法整備支援分野に「セクターワイドアプローチ」の手法が採用されるために解決すべき論点として、「何をもってセクターとすべきか」「そもそも法・司法はセクターたり得るか」「セクターワイドアプローチに技術支援をどのように位置づけるか」が指摘された。続けて、複数ドナーの調整形態を、①被支援国政府が利害関係人（ステークホルダー）の分析・支援戦略・役割分担を主導する「トップダウン」と、②支援現場が主導して隣接ドナー等を巻き込みセクター規模の支援に広げる「ボトムアップ」に分類した上、①の「トップダウン」方式は、被支援国に相当の体力が必要であることや調整に長時間を要することが予想されることなどから、現時点の対応では、②の「ボトムアップ」方式を基調としつつも、現場プロジェクトの設計自体において、隣接ドナー等と密接に連絡を取り合い、共同した活動を行うことを可能とすべきではないかと提言された。

日韓協力のあり方についても、2国のみでセクター全体をカバーすることは困難であるもののドナー間協調の第一歩として日韓で協力を検討すべきとされた。法制度に多くの類似点を持ちつつそれが法制度を進化発展させている日韓が支援協力することが、例えば、現にベトナム検察院で日韓の制度を比較しつつ取り入れようとしているように、被支援国にとっての選択の幅を広げることが期待され、基本的には相乗効果も得られるのではないかとの試論が展開された。このような視点からも、今後、日韓の比較検討が重要であり、実務的には、機関同士の交流継続・強化、法整備支援目的での日韓法制比較研究、日韓パートナーシップ研修の成果の利用方法の検討、近く支援現場で一緒になる可能性が高いインドネシア等で「ボトムアップ」での連携をすべきではないかとの提言がなされた。

³ 「セクターワイドアプローチ」の用語の用いられ方が必ずしも一義的でないことにに基づく。発表では、OECD用語集の定義やWHOのWorld Health Report 2000における定義が紹介された。

(2) 講演「韓国から見た日本の法整備支援」

(韓国法制研究院監査室長崔桓容)



日本の法整備支援について、次の趣旨の分析がなされた。

- ・ 要請主義に徹した消極的支援体制であり、グローバル化する世界の中で弱者にある開発途上国に対して、より積極的に支援する必要がある。
- ・ 支援の対象がほぼ基本法に限られており狭く、法整備支援の射程範囲を経済発展や環境問題といったグローバルな問題に広げる必要がある。
- ・ これまでの法整備支援の実績について国内での情報共有が不足しているし、また、国外に対する日本の法情報の発信体制が不足しているといった面において、情報発信についての体制づくりが不足している。例えば、被支援国関係者が容易に日本の法情報にアクセスできるような環境を構築することが必要である。
- ・ 予算の執行や運用面の硬直化により、支援現場における協調の障害となる可能性がある。
- ・ 法整備支援に参加する専門家に対するインセンティブが不足しており、人材育成の障害となる可能性がある。

各提言を前提に、日韓が今後、より緊密に協力するためには、学術的なネットワーク作りなどを含め、法整備支援の射程範囲に関する考え方を変える必要がある旨の提言がなされた。

(3) 講演「韓国法制研究院法整備支援事業」

(同研究院グローバル法制研究センター

副研究委員鄭明雲)



韓国法制研究院の法整備支援⁴の現状について、次の報告がされた。

- ・ 韓国法制研究院は、他の 12 機関⁵とともに法整備支援に関わっており、法令整備に関する「立法支援等」(ベトナム、カンボジアに対する IT 分野での政策立案及び電波法起草支援や、韓国法の発展過程を紹介する教材作成等を実施)、人材養成に関する「地域法制専門家養成」(ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、モンゴル、インドネシアから研究員を招き研修等を実施)、その他「国内外関連機関とのネットワーク構築」(ALIN⁶の構築)の 3 分野を担当している。
- ・ 2008 年から活動を開始し、主として研修とネットワーク構築に集中してきた。韓国に対するニーズは、IT 分野、韓国の急速な経済発展とそれに伴う法整備にあると考えている。
- ・ 2010 年から、国内の「低炭素・緑化運動 (Green Growth)」政策⁷を受けて環境問題を法整備支援の方向性とした「グローバル法制支援」を打ち出し、翌 2011 年には、「グローバル法制支援」事業の本格化を目指した。具体的には、要請のあった被

支援国の担当者とともに、環境問題に関し、広く環境、農業、都市計画、建築基準やインフラ整備、エネルギー政策などパッケージ化した包括的な試案を作成するという形式での法整備の支援を目指すものである。法制研究院が、「低炭素・緑化運動」政策に関する法律につき、すべてを一括して担当しており、また、近時、環境問題に対応する機関として設立された GGGI⁸とも強い協力関係にあるという強みを活かすものである。

- ・ 韓国では、「低炭素・緑化運動」政策後、法整備支援に向けた考え方方が変わり、政府を含めて前向きになっており、大きな転換期にある。

報告では、韓国が法整備支援に対して政府をあげて極めて積極的に取り組もうとしている姿勢が随所に見受けられた。

(4) 講演「Cooperation Between Korea and Japan for the Support of Advanced Legislative System」

(同研究院グローバル法制研究センター
副研究委員李濬瑞)



次の報告や提言等がなされた。

- ・ 韓国では、ODA 予算を、現在 0.1% (GNI 比) であるが、2015 年までに 0.25% (同) に拡大する計画である。
- ・ 韓国は、法整備支援に参入して間がないが、韓国の強みとして、法制研究院に ALIN があり、多

⁴ 法整備支援について、韓国法制研究院では「法制交流支援事業」という用語を用いている。

⁵ 大法院(最高裁判所)、憲法裁判所、法務部国際法務課、KOICA、公正取引委員会、韓国証券取引所、情報通信政策研究所等である。

⁶ ALIN (Asian Legal Information Network) の詳細については、ウェブサイト (<http://www.e-alin.org/main.do>) を参照されたい。

⁷ 2008年8月、韓国李明博大統領が宣言した政策。同政策については、後述のGGGIのウェブサイトにも詳しい。

⁸ 「Global Green Growth Institute」の略。韓国政府出資で設立されたシンクタンク機関であり、韓国では、グリーングロース政策に注力して取り組んでおり、法整備支援とも強い関連性を持たせようとしている。GGGIの詳細については、ウェブサイト (http://www.gggi.org/About/About_01.php) を参照されたい。

数の国・機関が、平等な立場で相互に法制度の情報交換することができる。

- 今後の法整備支援は、支援国・被支援国、先進国・途上国という枠組みを超えて協力する必要があり、そのためには相互交流が最も重要である。
- 長期戦略を通じて、多国間協力機関を構成し、支援を人権、環境、国際平和、社会保障、社会福祉、行政組織に拡大すべきであり、一方的な援助から脱却するためには共通の関心事を持つことが大事であると思う^{9,10}。

(5) 講演「法整備支援と人材育成－キャンパスアジアと日韓協力－」

(名古屋大学法学部長、名古屋大学大学院
法学研究科長教授鮎京正訓)



講演される鮎京先生

講演では、どのようにして「質の保証された」人材を、国際的に連携して育成するかとの問題意識を前提に次の提言等がなされた。

- 支援国間で国際対話をを行うことが重要。人材育成を国際連携で行うために一步を踏み出す必要がある。
- キャンパスアジア¹¹構想により、大学間連携を

し、質の保証された人材の育成を目指すべきである。既に日中韓の連携は行われ、2010年11月には第1回の協議会を開いている。日中韓の共同学位、そこに行かないまでも単位の互換性を作り上げるといった動きを通じて質が保証された人材の育成に結びつく。日韓の法曹資格の獲得方法も議論に値すると思われる。

- 日本では、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)が設立済みであるが、中国农业大学及びソウル大学法科大学院でも同様の構想を持っており、法整備支援、アジア法研究を軸として、日中韓の大学レベルでの連携が形成されようとしている。
- キャンパスアジアを軸として、国際連携を発展させることで新しい型の法曹を育成できるのではないか。

(6) 全体討論

全体討論では、次のような議論・情報交換がなされた。

- ALINの現状・詳細¹²につき、法情報の交換を目的として構築されている。現在、13か国の研究所や機関が参加しており、会員となることで、相互の国の法情報をALINのインターネット経由で入手が可能である。日本からは名古屋大学が参加¹³している。他方で、参加機関によってはIT技術が必ずしも高くないことが情報収集・整理上の問題となっている。
- 韓国法制研究院のスタッフにつき、職員は博士。

⁹ 前述の「低炭素・緑化運動」政策やGGGI設立と軌を一にするものと解される。

¹⁰ 李氏の講演の最後には、韓国法制研究院の金院長の発言として「日韓が協力する体制は整いつつある。早ければ今年下半期、遅くとも来年上半期には、共同して協力する具体的方策について議論しましょう。」との伝言が伝えられた。

¹¹ 鳩山内閣時代に提唱された東アジア共同体形成のための大学間連携構想であり、2010年5月に開催された第3回日中韓サミットにおいて、各国首脳により、早期実現を目指すことが確認されている。

¹² 全体討論における日本側研究者のALINに対する興味は非常に強く、日本側の情報の整理・発信に対するニーズは高いものと思われた。他方、韓国側も、法整備支援に関する情報収集について日本に一日の長があることを認識しており、日韓の協調をきっかけとして、ALINによる情報収集・整理・発信について、連携を強めることも考えられるようと思われる。

¹³ 鮎京先生から、「ALINは潜在能力が高いにもかかわらず、日本からは名古屋大学のみが参加しているのはいかにも残念であり、もっと多くの大学等が参加を検討すべきである。」旨の提言があった。

任期はなく、特に法整備支援については「低炭素・緑化運動」政策に関するものは全てグローバル法制センターで対応している。同センターは30名のスタッフがいるが、アジアの地域についての研究者はいない。大学教授らとチームを作り、必要な知識を得ており、法曹資格者の参加はない。

- ・ 韓国の法令情報の発信状況につき、韓国法制研究院において、韓国の法令を英訳する作業をしており、現在1700余りの法令について英訳を終え、年4回、最新情報にアップデートしている¹⁴。
- ・ セクターワイドアプローチにつき、森永教官の発表における「そもそも法・司法はセクターたり得るか」という問題提起に対し、松尾先生から、「法・司法制度には、それが経済発展に資するか否かは置いておいても、それ自体がなければならないというミニマムなものがある。そのようなシステムはどこまでも必要で、それ自体が重要なのではないかと思われる。」との積極的な意見が述べられた。

5 おわりに

今回の議論は多岐にわたった。議論の中で、法整備支援に関する彼我の考え方の違いも相当程度垣間見られたように思われる。日韓が協調して支援に当たるには、密接に連絡を取り合った上、具体的な協調の道を模索していくことが必要であろう。

¹⁴ 韓国の法令外国語訳体制について、日本の法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議第6回会議（2005年11月実施）でも取り上げられている（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/kentou/dai6/6siryou2_1.pdf）。

「日韓法整備支援協力検討ミニシンポ」プログラム

- 1 日時：平成 23 年 3 月 7 日（月）
午前 10 時～午後零時・午後 2 時～午後 5 時 30 分
- 2 場所：法務総合研究所国際協力部 4 階教室（大阪中之島合同庁舎 4 階）
- 3 開催趣旨：日韓の法整備支援協力の可能性に関する意見交換
- 4 テーマ：「日韓の法整備支援協力の可能性」
- 5 プログラム概要：
10:00～10:10 主催者側説明
法務総合研究所国際協力部教官 上坂 和央
- 10:10～11:00 発表
「セクターワイドアプローチの下における日韓協力の可能性について」
法務総合研究所国際協力部教官 森永 太郎
- 11:20～12:10 14:00～14:50 講演
「韓国から見た日本の法整備支援」
韓国法制研究院監査室長 崔 桓容
「韓国法制研究院法整備支援事業」
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員 鄭 明雲
「Cooperation Between Korea and Japan for the Support of Advanced Legislative System」
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員 李 濬瑞
- 15:10～16:00 講演
「法整備支援と人材育成—キャンパスアジアと日韓協力—」
名古屋大学法学部長、名古屋大学大学院法学研究科長 鮎京 正訓
- 16:20～17:30 全体討論

以上

日韓法整備支援協力検討ミニシンポ出席者一覧表

所属等	氏名
韓国法制研究院監査室長	崔 桓容 チュ ファンヨン
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員	鄭 明雲 ジョン ミョンウン
韓国法制研究院グローバル法制研究センター副研究委員	李 濬瑞 イ ジュンソ
名古屋大学法学部長・名古屋大学大学院法学研究科長	鮎京 正訓 鮎京 正訓
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長	市橋 克哉 市橋 克哉
名古屋大学大学院法学研究科准教授	姜 東局 カン ドングッグ
名古屋大学大学院法学研究科特任講師	中村 真咲 中村 真咲
慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘 松尾 弘
神戸大学大学院国際協力研究科教授	金子 由芳 金子 由芳
同志社大学法学部・法学研究科教授	川嶋 四郎 川嶋 四郎
神戸大学名誉教授・大阪女学院大学教授	香川 孝三 香川 孝三
弁護士法オルビス 弁護士	梁 桂亨 ャン ケヒョン
法務総合研究所国際協力部教官	森永 太郎 森永 太郎
同上	松原 祯夫 松原 祯夫
同上	江藤 美紀音 江藤 美紀音
同上	上坂 和央 上坂 和央
同上	伊藤 浩之 伊藤 浩之
同上	松川 充康 松川 充康
同上	國井 弘樹 國井 弘樹
同上	朝山 直木 朝山 直木
法務総合研究所統括国際協力専門官	田中 充 田中 充
法務総合研究所国際協力部専門官(主任)	江口 佐枝子 江口 佐枝子
同上	守安 裕 守安 裕
同上	和多田 愛 和多田 愛

～国際研究～

ベトナム刑事司法制度の改正動向

国際協力部教官

松原禎夫

1 はじめに

法務総合研究所では、2000年からベトナム社会主义共和国最高人民検察院とベトナム司法制度に関する共同研究を実施し、同検察院から専門家を招いて交流を行うとともに、同国に対する法制度整備支援活動にとって必要な基礎情報・最新情報を入手している。2011年度は、「ベトナム刑事訴訟法及び検察院組織法の改正」¹をテーマに取り上げ、6月27日（月）から7月1日（金）までの間、実施した（日程表は文末の資料1のとおり）。

今回の共同研究に参加したベトナム側専門家は以下の2名である。

(1) ベトナム最高人民検察院人事局副局長

グエン・ズワイ・ザン氏 (Mr. Nguyen Duy Giang)

(2) ベトナム最高人民検察院検察理論研究所法律専門官

グエン・チョン・ヴィン氏 (Mr. Nguyen Trong Vinh)

両氏は、いずれも検察官として20年以上の実務経験を有し、現在は、最高人民検察院検察官として法改正等に従事している。

2 研究実施の背景

ベトナムでは、2005年5月及び6月にベトナム共产党中央執行委員会政治局により相次いで発表され

た48号決議及び49号決議²に基づき、大規模な司法改革を実行中である。最高人民検察院は、同決議に基づく司法改革の一環として、現在、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業を行っている。法務総合研究所においては、近時、最高人民検察院の要望に応じ、両法改正作業の参考となる日本の法制度を紹介するとともに、同院から両法改正の動向に関する情報を収集してきた。

最高人民検察院では、刑事訴訟法に関し、①検察院の捜査権限、②検察院と捜査機関の関係、③勾留の制限、④単独裁判の可否、⑤弁論の活性化、⑥弁護権の強化、⑦控訴審の権限の明確化、⑧監督審申立権者の範囲の縮小などの幅広い論点につき改正の可能性を検討している。

また、検察院組織法に関するも、①国家統治機構における検察院の役割、②組織体系、③検察官の等級・選考試験及び任命期間、④捜査権限の拡大、⑤司法活動の監督の範囲・方法等の明確化、⑥民事事件における検察院の役割などにつき改正の検討がなされてきている。

同院は、現在、これまでの研究結果を踏まえて、上記各論点を精査し緊急に改正すべき論点を抽出中である。そこで、今年度は、招へい専門家から、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業の進捗状況及び関連する最新論点に関する発表を受け、それに基づき絞り込んだ論点につき、当部教官及び招へい専門家が議論してより深く研究し、両法改正作業に資

¹ ベトナムでは、最高人民検察院が刑事訴訟法・検察院組織法などの刑事手続関連法案の起草を担当する。また、検察院組織法20条は、人民検察院は、法律の定めに従い、民事事件の解決を監督する旨規定しており、同法の改正は民事訴訟制度にも影響を与えるものである。

² 両決議の和訳についてはICDニュース28号22頁から41頁を参照されたい。

するとともに、得られた研究結果を法整備支援に反映させる目的で、本共同研究を実施することとした。

3 ベトナム側発表の要旨

本共同研究では、日本側から日本の刑事司法制度について、ベトナム側の関心事項を中心に紹介し、ベトナム側からは、ヴィン氏が「刑事訴訟法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」、ザン氏が「人民検察院組織法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」について、それぞれ発表した。その後、ベトナム刑事訴訟法及び検察院組織法改正の主要論点につき、日越双方で意見交換を行った。発表・検討された論点は多岐にわたるが、そのうち、特に興味深い事項につき、ベトナム側発表の要旨を本稿で紹介することとする。



(右から)
グエン・ズワイ・ザン氏、グエン・チョン・ヴィン氏、橋本通訳

(1) 裁判所及び検察院の組織改革

現在、ベトナムの裁判所及び検察院は、以下のとおり、3階級に分かれている。

全国： 最高人民法院 — 最高人民检察院

省・中央直轄市：

省級人民法院 — 省級人民检察院

県・区・市、特別市：

県級人民法院 — 県級人民检察院

県級人民法院は、原則として刑の上限が懲役15年以下の犯罪の第一審公判を行う。省級人民法院は、県級人民法院が管轄しない犯罪の第一審公判を行う³。ベトナムの裁判制度は二審制度であり、省

級人民法院と最高人民法院控訴裁判部が控訴審を担当する⁴。省級人民法院及び最高人民法院は、監督審⁵も担当する。

これに対して、最高人民检察院は、以下のとおり、裁判所及び検察院を4階級にすることを検討している。

最高人民法院 — 最高人民检察院

高等人民法院 — 高等人民检察院

省級人民法院 — 省級人民检察院

県級人民法院 — 県級人民检察院

上記構想において、高等人民法院は、ハノイ、ホーチミン市及びダナン省の3か所に設置され、複数の省を管轄する。高等人民法院は、省級人民法院の第一審判決に対する控訴審、省級人民法院及び県級人民法院の裁判に対する監督審及び再審を担当する。最高人民法院は、高等人民法院の裁判に対する監督審及び再審を担当する。二審制度は維持される。改革後の県級人民法院及び県級人民检察院は、現行の複数の県級人民法院及び県級人民检察院を統合して設置され、複数の県、区、市及び特別市を管轄する。

この改正の目的の一つは最高人民法院及び最高人民检察院の負担軽減である。現在、最高人民法院は、監督審、再審に加えて、省級人民法院の第一審判決に対する控訴審を担当しており、事務処理上の負担が大きい。今回の改正では、高等人民法院の創設により最高人民法院には高等人民法院の裁判に対する監督審・再審のみを担当させ負担軽減を図っている。それに伴い最高人民检察院の負担も軽減される。第2の目的は、政治勢力からの独立の強化である。現在の裁判所及び検察院の階級は、行政単位と一致する。県級人民检察院及び省級人民

⁴ 刑事訴訟法242条。

⁵ 監督審とは既に法的効力を生じた裁判について、再検討を行う制度である（刑事訴訟法272条以下）。重大な法律違反がある場合に行われるとされており、その点においては、我が国の非常上告と類似するともいえるが、事実認定を誤った判決も対象となる。

³ 刑事訴訟法170条1項・2項、刑法8条3項。

検察院の長官は、それぞれ同級の人民評議会の監督を受け、業務報告責任を負う⁶。これに対して、高等人民裁判所及び高等人民検察院は、複数の省を管轄し、行政単位と一致しなくなるので、政治勢力からの独立強化が期待される。改革後の県級人民裁判所及び県級人民検察院についても、現在の県級人民裁判所及び県級人民検察院を統合して設立されるので行政単位と一致しなくなるわけで、同様の効果が期待できる。

しかし、新たな県級人民裁判所及び県級人民検察院については、いくつかの問題点が指摘されている。主たる捜査機関である公安省の捜査機関に関しては、行政単位に従って、省級公安部、県級公安部が存在するが、改革後の県級人民検察院は、複数の県級公安部の処理する事件を管轄することとなる。この点、適切な検察権行使のためには、検察院と捜査機関の緊密な連絡が不可欠であり、検察院と捜査機関の土地管轄が一致すべきとの意見もある。次に、県級人民裁判所及び県級人民検察院の統合方法も検討課題である。最高人民裁判所は、事件数を基準に統合したいとの意向を有しているが、最高人民検察院では、関係者の取調べや現場見分の必要性から交通の難易度なども不可欠の判断材料と考えている。ベトナムには、往来の不便な山間地域なども存在するので交通の容易さを考慮する必要がある。この点、往来の困難な山間地域などに支部を設置することも検討している。しかし、ベトナムでは、立件、予防措置の適用、捜査機関の決定の承認、起訴などの各決定は検察官ではなく、検察院長官の権限である⁷。

したがって、支部を設置しても、現行法上、各支部所属の検察官が上記各決定を行うことはできない。この点については、検察官の権限と責任を強化し、捜査、公判上の各決定を検察官が行えるようにすることを検討している。

(2) 検察官の民事訴訟関与⁸

2004年改正の民事訴訟法では、検察官は、裁判所が証拠を収集し、当事者が不服申立てをした事件、裁判所が管轄する非訟事件並びに判決又は決定に対し検察院が異議を申立てた民事事件及び非訟事件の公判期日に立ち会うこととなっている⁹。

2004年民事訴訟法は、検察官の民事訴訟への関与を従前に比べて大きく制限したが、それに伴い控訴・監督審申立て件数が増加したため、検察官の関与を求める声が大きくなり、今般の民事訴訟法改正¹⁰により検察官の民事訴訟への関与範囲が拡大した。

改正民事訴訟法に基づくと、検察官は、非訟事件、裁判所が証拠収集した事件、紛争物が公的財産・公共利益・土地使用権・住宅である事件、一方当事者が身体・精神の弱者である事件の第一審公判期日及び控訴審・監督審・再審の公判期日に参加する。2004年民事訴訟法では、一般民事事件の第一審公判への検察官立会は、裁判所が証拠収集して当事者が不服申立てをした事件に限られていたが、今回の改正により、裁判所が証拠収集した事件、公益に関する事件、社会的弱者に関する事件に拡大した。また、控訴審、監督審、再審については全件立会うこととなった。改正により拡大した公判立会は、いずれも義務的であり、検察官の裁量に基づくものではない。公判に立会した検察官は、公判手続きの適正についてのみ発言し、紛争内容自体には関与しないこととなっているが、事実誤認を理由とする控訴審・監督審・再審の申立ては認められている。また、行政訴訟法¹¹の施行により、裁判所が処理する事件数が増加し、それに伴い検察官の立会も増加すると予測している。従前、行政事件に関しては、行政機関に不服申立てをし、その決定に不満がある場合に訴訟提

⁸ 検察官の民事訴訟への関与は民事訴訟法で規定されているが、関与の規模により検察院組織法の改正にも影響を与えるものと思われる。なお、民事訴訟法については、最高人民裁判所が起草を担当する。

⁹ 民事訴訟法21条2項。

¹⁰ 2011年3月29日成立、2012年1月1日施行。

¹¹ 2010年11月24日成立、2011年7月1日施行。

⁶ 検察院組織法9条

⁷ 刑事訴訟法36条2項。

起していたが、行政訴訟法の成立により、直接、裁判所に訴えることが可能となった。現在、検察官の民事事件立会は、全民事事件数の1%未満に過ぎないが、民事訴訟法改正及び行政訴訟法施行に伴い、約80%の民事事件に立会する必要があるのではないかと予測し、人員確保などの組織整備を進めている。民事訴訟法改正は、最高人民法院の管轄であり、最高人民検察院から改正の経緯につき詳細を述べることはできないが、ベトナムにおいては、一般国民の法的知識・裁判所への信頼、弁護士の能力・数などが未だ十分といえず、適切・公平な裁判の実現のためににはなお検察官の関与が必要であるとの認識から今回の改正に至ったと思われる。

(3) 検察院の捜査権限

従前、検察院は全ての犯罪の捜査権限を有していた。2002年の人民検察院組織法改正により捜査権限は司法機関の職員が犯した司法活動に関する犯罪に限定されたが、その権限を再び拡大する方向での改正を検討している。検察院の捜査権限に関しては、拡大と縮小が繰り返されているが、そこには主要捜査機関である公安省との関係において、どちらにより権限を与えるべきかという問題が背景にあると思われる。今回の改正においては、司法機関の職員が犯した司法活動に関する犯罪に止まらず、司法機関の職員が犯した一般犯罪、全ての汚職事件の犯罪も検察院が捜査する方向で検討している。捜査権限が拡大すれば、それに対応する人員配置が必要となるが、検察院においては、前述の民事立会の拡大への対処が急務であり、拡大する捜査権限に応じて人員を配置するのは容易ではない。そこで、最高人民検察院では、日本の検察事務官に相当する職員の導入を検討している。ベトナムでは、検察官を志望する者は、検察院に採用された後、一定の教育を受け、経験・能力に応じて検察官に昇進するが、検察事務官に相当する職員は存在しない。今回の共同研究を通し、日本の検察事務官の採用方法・権限などに関する情報を得ることができたので、今後、日本の制

度も参考としつつ、導入する方向で検討したい。



意見交換の様子

4 終わりに

ベトナムでは、刑事訴訟法及び人民検察院組織法の大規模な改正を検討中である。そこには、当事者主義的要素の導入という訴訟手続の根幹に関わる事項や憲法改正を検討すべき事項なども含まれる。ベトナム最高人民検察院は、広範囲にわたり情報を収集し様々な論点につき検討を進めてきたが、今回の共同研究を通じて、直ちに改正すべき事項と中・長期的に改正すべき事項の選別が相当程度進んでいることが感じられた。今後もベトナム最高人民検察院から継続的に情報を収集しつつ、改正に向けての支援を行っていきたい。

最後に、通訳をしていただいた橋本孝氏を始め、本研究について御支援、御協力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げたい。

日越司法制度共同研究日程表
(ベトナム最高人民検察院専門家招へい)

[教官：森永教官、松原教官 専門官：瀬井主任専門官、佐野専門官]

月	曜	9:30 12:30		14:00 17:00	備考
6 ／	日 26	来日(00:10 ハノイ発 VN944便) 関空着(06:40)			
6 ／	月 27	10:00～ オリエンテーション 国際協力部教官 国際協力部 4F セミナー室	11:00～ 国際協力部長表敬 部長室	14:00～ 講義「日本の刑事手続きについて」 国際協力部教官 国際協力部 4F セミナー室	
6 ／	火 28	10:00～ 招へい専門家発表 「ベトナム刑事訴訟法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」 国際協力部 4F セミナー室		14:00～ 国際協力部教官との意見交換 国際協力部 4F セミナー室	
6 ／	水 29	10:00～ 日本の法制度整備支援について 国際協力部教官 国際協力部 4F セミナー室	11:00～ 大阪高検 検事長表敬 検事長室	11:25～ 大阪地検 検事正表敬 検事正室	14:00～ 招へい専門家発表 「人民検察院組織法改正作業の進捗状況及び関連する最新論点」 国際協力部 4F セミナー室
6 ／	木 30	10:00～ 京都地方裁判所法廷傍聴(刑事裁判)		14:00～ 国際協力部教官との意見交換 国際協力部 4F セミナー室	
7 ／	金 1	10:00～ 大阪地検見学		14:00～ 総括質疑応答 国際協力部教官 国際協力部 4F セミナー室	
7 ／	土 2	離日(10:30 関西国際空港発 VN945便) ハノイ着(13:25)			

～国際研究～

カンボジア民法上の不法行為を論じる際の留意点とその背景 ～意図的な過失？～

国際協力部教官

松川充康

1はじめに

本報告は、カンボジア民法上の不法行為を論じる際の留意点とその背景につき、現地セミナーやその準備作業を通じて得た知見を整理することを目的としている。カンボジア法整備支援に長らく関与している方々からすれば自明のことばかりと思われるが、法整備支援関係者間で広く共有しておくことが重要な事項をいくらかは含んでいると考え、恥ずかしながら、執筆を試みる次第である。

2現地セミナーの実施とその中で判明した問題点

平成23年3月15日（火）～同年3月23日（水）までの間、上坂和央教官及び当職が短期専門家としてカンボジアに派遣され、裁判官・検察官養成校（RSJP）の教官候補生¹向けに、民法及び民事訴訟法に関する現地セミナーを実施した。民法については、上坂教官が講師を務め、不法行為に関する講義を行ったが、その準備段階から、不法行為について、教官候補生との質疑応答や議論がかみ合わないとの問題が、カンボジア現地の長期専門家から指摘されていた。具体的には、長期専門家によるワーキンググループにおいて、「不法行為における過失には、意図的な過失と意図的でない過失がある。」など、日本人からすると趣旨を分かりかねる発言が教官候補生からなされているとのことであった。

西村恵三子長期専門家及び岡本陽平長期専門家が、カンボジア新民法上の用語を確認しつつ、検討した結果、このような趣旨を分かりかねる発言に聞こえてしまう原因是、通訳を務める現地スタッフが、「コムホッ」というクメール語を、過失と訳していることに由来していることが判明した。以下、詳述するが、これは通訳の単純な誤りというよりも、「コムホッ」という用語が、ある文脈では、「過失」の訳語に対応しているながら、別の文脈では、過失及び故意の双方を包含する概念として使われていること、さらにいえば、フランス法上の *faute* という日本法にない概念に対応する用語であることが背景にあると考えられる。

3カンボジア民法上の「コムホッ」

カンボジアの新民法上、「コムホッ」は広範に登場する用語であるが、不法行為上でどのように用いられているかをまず見てみたい。

不法行為の成立要件につき、民法743条の日本語訳は、「故意又は過失によって他人の権利又は利益を違法に侵害した」と表現しているが、ここでの「故意」「過失」につき、原語であるクメール語版は各一語での対応にはなっていない。「故意」は「コムホッ・チエタナー」と、「過失」は「コムホッ・アチエタナー」と表現されている²。チエタナーは、意図的な

¹ 裁判官・検察官養成校（RSJP）の卒業生から選抜され、同校の教官となることを目指した育成が行われている。詳細は、宮崎朋紀「カンボジア」ICDニュース37号29ページ～参照。

² 本報告で挙げる各条文につき、クメール語版でどのような用語が用いられているかは、RSJPプロジェクトオフィスの森田隆業務調整員と同オフィスの現地スタッフから

(intentional), アチエタナーはその否定形として意図的でない(unintentional)という意味なので、意図的なコムホッ=故意、意図的でないコムホッ=過失という対応関係にある。このように見ると、ここでの「コムホッ」は、故意及び過失の双方を包含する概念と捉えることが妥当と考えられる。つまり、日本法の不法行為においては、「故意」「過失」という各一語で表現される概念がそれぞれある一方で、それら両方を包含する用語は存在しないのに対し、カンボジア民法の不法行為においては、故意及び過失双方を含めた概念である「コムホッ」が先にあり、その意図的なものを日本法で言うところの「故意」、その意図的でないものを日本法で言うところの「過失」に対応させている。用語、概念を整理するベクトルが逆向きなのである。

一方、この「コムホッ」は、別の文脈では、日本語訳の「過失」と対応させられている。たとえば、カンボジア民法 398 条は、債務不履行責任に関する規定であり、その但書きの日本語訳は、「但し、債務者が債務の不履行について自己に過失がないことを証明した場合には、損害賠償責任を免れる。」となっているが、ここでの「過失」は、「コムホッ」の訳語として使用されている。「故意及び過失がないことを証明した場合」という日本語訳であれば、条文の内容を実質的には変えることなく、訳語の統一を図ることができたのかもしれないが、日本の法律家にはしつくりこない条文表現になるため避けられたのであろうと推測する。また、民法 764 条の過失相殺においても、「コムホッ」の訳語として、「過失」が充てられている。

このように見てくると、カンボジア民法上の「コムホッ」は、本来「故意」「過失」の双方を含んだ概念であるが、日本語訳の条文表現としての自然さや妥当性の観点から、日本語訳上、あるときは「過失」なる一語が充てられ、あるときは、独立の一語は充

教示いただいた。そして、クメール語全般につき、通訳のスワイ・レン氏及び山崎幸恵氏のアドバイスもいただいた。

てられず、チエタナーなり、アチエタナーと組みあわせた熟語として「故意」なり「過失」なりの語が充てられている。このような「コムホッ」の特殊性を理解しないまま、どのような文脈でも「過失」の一語を対応させて翻訳をすると、不法行為に関するカンボジア側の発言が趣旨不明に聞こえてしまうのである。

ここで、冒頭で趣旨不明と指摘されていたカンボジア側の発言をもう一度振り返ってみたい。「不法行為における過失には、意図的な過失と意図的でない過失がある。」という翻訳となっているが、これは故意及び過失の双方を包含する概念であるコムホッを「過失」と訳してしまっていることに誤りがあると考えられる。何のことはない、「不法行為におけるコムホッには、意図的なコムホッ（コムホッ・チエタナー）=故意と意図的でないコムホッ（コムホッ・アチエタナー）=過失がある。」という条文どおりの、ごく当然のことを言っているだけなのである。

なお、かつての法整備支援セミナーを議事録で振り返ると、コムホッの訳語を「過失」としたために、不法行為を巡る議論がかみ合わなかったことが、過去にもあったようである。

4 コムホッ概念の背景

(1) このように日本法にはない「コムホッ」なる概念は、新民法において突如表れたものとは思われない。新民法適用前の民事実体法というべき契約及びその他の責任に関する政令 38 号³の 121 条（不法行為責任）においても、同様の意味で「コムホッ」が使われている。

「自らのコムホッ（英語訳 fault）により他の者に損

³ 契約及びその他の責任に関する政令 38 号の日本語訳については、ICD ニュース 43 号 226 ページへに掲載されており、大変参考になる。ただ、この日本語訳のうち、121 条（不法行為責任）のコムホッの訳語を過失としている点は修正が必要であろう。本文中のとおり、フランス民法上の *faute* に対応する概念と思われるが、これに対応する日本法の概念がない。「非行」という訳語が使われることもある。

害を発生させた者は、その損害を賠償する責任を負う。トゥウイップロヘッ⁴又はクヴァカー・プロンプロヤッ⁵などの意図的でない（アチェタナー）行為により損害が生じた場合であっても、加害者は責任を負う。」

この規定は、不法行為責任の発生要件を、「コムホッ」とした上、その「コムホッ」には、意図的（チエタナー）な場合を含むことを当然の前提とし、「アチェタナー」の場合、つまり、日本法で言うところの過失の場合も含まれることを明示しているものと理解される。

フランス法に通じておられる方であれば、ここまで読んでいただいた段階で感じておられるかもしれないが、このような「コムホッ」なるカンボジア民法上の概念は、カンボジアの旧宗主国であるフランス法上の概念である *faute*（英語の *fault*）にとても似ている。フランス民法 1382 条は、「他人の損害を生じさせる人の所為はいかなるものであっても、*faute* によってそれをもたらした者に、それを賠償する義務を負わせる。」とし、さらに同法 1383 条は、加害者の故意（*faute intentionnelle* = *intentional fault*）だけではなく、怠慢 *negligence* または軽率 *imprudence* による過失(*faute non-intentionnelle* = *non-intentional fault*)の場合にも責任が発生することを明示している⁶。*faute* は、日本法で言うところの「故意」「過失」の双方を包含する概念である上、この *faute* を意図的な場合と意図的でない場合に分けて、「故意」「過失」に対応する概念整理を行っている⁷点で、「コムホッ」概念と酷似しているといえる⁸。

⁴ICD ニュース 43 号 226 ページ～では、不注意という訳語が充てられている。また、クメール語・英語辞書によると、英訳は *imprudence* である。

⁵ICD ニュース 43 号 226 ページ～では、怠慢という訳語が充てられている。

⁶ 山口俊夫『概説フランス法 下』（東京大学出版会、1978）162 ページ～

⁷ 山口俊夫『概説フランス法 下』（東京大学出版会、1978）164 ページ

⁸ *faute* を巡っては、様々な論稿があるが、本報告での分析は、その目的からして、この程度にとどめたい。

詳細なプロセスこそ分かりかねるが、カンボジア民法上の重要概念である「コムホッ」は、旧宗主国であるフランス法の影響下で形成され、それが日本法の強い影響を受けて起草された新民法のもとでもそのまま残っているのではなかろうか⁹。しかも、こういった現象が、カンボジア民法の日本語訳だけを見ていても分からぬところで起きていることがより興味深い。

(2) ところで、2009 年にフランスの支援を受けて成立したカンボジア新刑法¹⁰を見てみると、故意=チエタナー、過失=コムホッとされており、民法上の不法行為とはずいぶん異なっている。故意と過失の区別の重要性が高い刑法では、それぞれに対応する一語として、「チエタナー」「コムホッ」が用意されているのに対し、その区別の重要性がそれほど高くない民法では両方を包含する概念としての「コムホッ」をまず用意しているということであろうか。この点、フランス法においても、民法上は故意、過失の双方を包含する概念である *faute* が、刑法上は故意を含まない「過失」を意味する用語として扱われており、ここにおいても「コムホッ」と *faute* の類似性が指摘できる¹¹。

なお、カンボジアの現状としては、不法行為責任を民事訴訟手続で追及することはごくまれであり、刑事手続上の付帯私訴として扱われる事が一般である¹²。日本の感覚からすると、不法行為には該当するが、犯罪とならない、あるいは犯罪に当たり得るもののが起訴が相当でない行為というものがいくら

⁹ ただし、契約及びその他の責任に関する政令 38 号は 1988 年に制定されたものである。この時期は、未だ共産主義の影響が強かったことを考えると、同政令起草の段階で、フランス法の考え方方が意識的に取り入れられたわけではないように思われる。

¹⁰ 日本語訳につき、本号 196 ページ記載のとおり、法務総合研究所国際協力部ウェブサイト（カンボジア）に掲載。http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambodia.html

¹¹ 山口俊夫『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002）227～228 ページ

¹² 旧宗主国であり、また、カンボジアの刑事分野を支援するフランスでも、付帯私訴が広範に利用されている。また、ロシアにおいても、付帯私訴制度がある（小森田秋夫『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003）157 ページ）。

でもあるように思われるのだが、カンボジアの法律家の間では、刑事と不法行為とは不可分という意識が強く、不法行為に基づく損害賠償請求を、刑法法の一分野とみる裁判官さえいるようである¹³。少なくとも教官候補生の間では、不法行為が民法の一領域であること、手続としては付帯私訴による方法以外に、民事訴訟提起の方法もあることが理解されてきているが、今後も付帯私訴として、刑事手続内で一体的に扱うケースは一般的な実務運用として継続していくであろう。こういった実務の状況を踏まえると、民法（不法行為）における概念整理と刑法における概念整理との異同を理解しておくことは、民事分野の法整備支援においても、少なからず有益と考えられる。

5 「コムホッ」の定義

(1) 次に「コムホッ」の定義などを少し見てみるととしたい。カンボジア新民法742条は、「故意（コムホッ・チェタナー）又は過失（コムホッ・アチエタナー）による行為」につき、次のいずれかに該当する行為であると定義する。

「1 結果の発生を見ながら、結果発生を認容して侵害行為を行うこと。
2 行為者と同等の職業又は経験のある者ならば通常結果発生を見できたにもかかわらず注意を怠ったために結果発生を見せず、かつその結果を回避すべき義務を負っているにもかかわらずその義務に違反した行為を行うこと。」

一方、契約及びその他の責任に関する政令38号121条では、過失（コムホッ・アチエタナー）につき、新民法のように抽象的概念をもって定義付けを行うということはせず、トゥウィップロヘッ¹⁴又は

クヴァーカー・プロンプロヤッ¹⁵を例示的に挙げるという形をとる。この点でも、フランス民法1383条が、不法行為上の過失(faute non-intentionnelle = non-intentional fault)につき、「怠慢negligenceまたは軽率imprudenceによる」とする規定ぶりとの類似性が指摘できる。さらに、フランス民法の不法行為では、fauteの客観的要素である行為の違法性につき、法規違反がある場合¹⁶と法規違反がない（が慣習的法規範に反した）場合¹⁷とに分けた整理をする¹⁸が、カンボジアのある法律家も「コムホッ」概念を説明する際、類似の分類に基づいた説明を行っていた。すなわち、コムホッ・アチエタナー（過失）を三分類する考え方であり、一つ目には注意すべきであったが注意しなかった場合、二つ目に自信過剰であった場合、三つ目に法律を遵守しなかった場合とするものである。

(2) では、カンボジア刑法はどうであろうか。刑法207条は、過失（コムホッ）致死について、次のように規定する。

「過失致死は、次に掲げることにより他人を死亡させる行為である。

1 トゥウィップロヘッ¹⁹、カー・ムン・プロンプロヤッ²⁰、又はカー・クチークチア²¹
2 法律によって科されている安全義務又は注意義務の違反」

刑法238条（過失傷害）も、過失について同様の規

¹⁵ICDニュース43号226ページ～では、怠慢という訳語が充てられている。

¹⁶交通法規に違反する様で自動車を運転して事故を起こした場合が典型であろう。

¹⁷医師など特定の業務に従事する者に一般的に要求される技術に違反する場合などが挙げられる（山口俊夫『概説フランス法 下』（東京大学出版会、1978）165ページ）。

¹⁸山口俊夫『概説フランス法 下』（東京大学出版会、1978）164ページ

¹⁹刑法日本語訳では怠慢と訳されている。契約及びその他の責任に関する政令38号121条（不法行為責任）でも使用されており、ICDニュース43号226ページ～では、不注意という訳語が充てられている。また、クメール語・英語辞書によると、英訳はimprudenceである。

²⁰刑法日本語訳では、不注意と訳されている。

²¹刑法日本語訳では、疎漏と訳されている。

¹³このたびの現地セミナー中の教官候補生との議論による。

¹⁴ICDニュース43号226ページ～では、不注意という訳語が充てられている。また、クメール語・英語辞書によると、英訳はimprudenceである。

定を置いている。カンボジア刑法は、フランスの法整備支援を受けて制定されたものであるが、上記のような過失の捉え方は、フランス刑法の過失 *faute* が、軽率 *imprudence*、怠慢 *negligence*、不熟練 *maladresse*、法規不遵守 *inobservation des reglements*などを内容とするものと扱われていること²²に影響を受けてのものと推測される。

(3) このように見ると、民事及び刑事いずれの分野においても、カンボジアにおける「コムホッ」のこれまでの定義付けや捉え方は、やはりフランス法の影響がうかがわれる。日本語でいうところの怠慢、不注意といったより日常的な用語を列挙して法律概念である「コムホッ」のニュアンスを浮かび上がらせようとしたり、形式的に法規に違反している場合と違反していない場合とに分けて「コムホッ」を分類、整理しようとしたりすることが特徴と思われる。これに対し、新民法は、「コムホッ」につき、予見可能性や結果回避義務といった抽象的概念を用いた明文の定義規定を置いている。これまでのカンボジアにおける考え方でも、「コムホッ」の有無を分けるものが何なのかを突き詰めていけば、結局予見可能性などの議論に行き着くようと思われるが、新民法と比較したときに、アプローチの違いがあることは否定できない。新民法は、カンボジアの法律家に対し、「コムホッ」概念について、これまでと異なるアプローチを探るよう求めているともいえる。

そのため、カンボジアと不法行為についてのセミナーなどを行うに当たっては、フランス法を背景とした彼らに馴染みのある「コムホッ」の捉え方も予め理解しておくことが、円滑な議論を実現するために有用と考えられる。

6 カンボジア法整備支援に当たってのフランス法知見の有用性

カンボジアにとってフランスは旧宗主国であるも

のの、フランス語を話すことができる法律家が多いわけではないし、ましてやフランス法を体系的に理解している者となると、極めて少数と思われる。しかし、大学法学部では、フランス留学経験者が教壇に立つことが少なくないと言われている上、本報告で述べたように、用語の使い方や概念の整理の中に、意識しないまま、自ずとフランス法の発想が脈々と受け継がれていることもある。

本報告では、「コムホッ」に焦点を当てたが、他の分野においても、カンボジアの法律家から出された意見などの趣旨がよく分からなかった場合に、後でフランス法の文献²³を読んでみると、なるほどそういうことが言いたかったのかと理解できるときがある²⁴。カンボジアはその歴史的不幸のため、法律家の能力向上が大きな課題となっていることは確かであるものの、彼らの発言などが一見的外れや趣旨不明に聞こえる場合でも、それを彼らの理解不足などと直ちに決めつけるのは控えるべきであろう。カンボジア法に対して陰に陽に影響を与えていたるフランス法と日本法との発想の違いに目を向けることで、議論をかみ合わせられる場合があることを、法整備支援に関わる者として、心に留めておきたいと思う。また、カンボジア新民法では、夫婦共有財産制など日本法とは大きく異なる制度が採り入れられている箇所があるが、そういった部分の解釈についても、

²³ フランス民法及び民事訴訟法の英訳は、<http://www.legifrance.gouv.fr/> で入手できる。また、フランス法に関する日本語文献としては、既に挙げたもののはか以下が当部備付図書としてあり、参考にしている。

山本和彦『フランスの司法』(有斐閣、1995)、司法研修所編『フランスにおける民事訴訟の運営』(法曹会、1993)、司法研修所編『イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状』(法曹会、2000)、最高裁判所民事局編『外国の民事判決書に関する参考資料』(法曹会、1990)

²⁴ たとえば、このたびの現地セミナーでも、カンボジアのこれまでの民事実務では、契約の無効を相対的無効と絶対的無効に分類すること、それら無効や債務不履行に基づく契約解除の効果を発生させるためには、訴えの方法によらなければならないことが確認された(契約及びその他の責任に関する政令38号の日本語訳 ICDニュース43号226ページ～も参照)が、これらもフランス法の影響がうかがわれる部分である(山口俊夫『概説フランス法下』(東京大学出版会、1978) 80ページ～参照)。

²² 山口俊夫『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002) 227～228 ページ

フランス法を参考にすべき場合が少ないと考えられる²⁵。なお、カンボジア裁判官の中には、旧ソ連への留学経験を持つ者も少なからずいる²⁶ため、社会主義法やロシア法を調べることで、彼らの発想を理解しやすくなることもあるかもしれない²⁷。

このたびの現地セミナーの話題に戻すと、講師の上坂教官においては、「コムホッ」「チェタナー」「アチェタナー」の用語につき、これらを翻訳してコミュニケーションすることは、誤解や混乱の元になるとの考え方から、訳さずクメール語のままで使う方法をとった。つまり、日本側が発言する際、「故意」「過失」という言葉は基本的に用いず、「コムホッ」「チェタナー」「アチェタナー」というクメール語で発言し²⁸、カンボジア側が「コムホッ」「チェタナー」「アチェタナー」と発言した際には、その部分だけは日本語訳せず、「コムホッ」「チェタナー」「アチェタナー」のままで伝えてもらうよう通訳の方にお願いした。たとえば、日本人講師が話す際にも、「今述べた事例につき、コムホッ・チェタナーはあると思いますか。」などと発言するわけである。この方法は功を奏し、訳語を巡る議論の錯綜や混乱を大幅に避けることができた。

7 おわりに

クメール語が理解できるわけでもなく、フランス法を体系的に学んだことがあるわけでもない当職が、このような報告を書くこと自体、誠に恐縮の限りで

ある。内容に至らない点が多々あることは承知しているが、こういった事柄は何かしら目に見える形で残すことが大切であろうとの思いから、恥をしのんで執筆することとした。今後のカンボジア法整備支援に当たって留意すべきことにつき、わずかながらでも情報共有や問題提起になれば幸いである。みなさまからの御批判をちょうだいしつつ、カンボジア民法の、法整備支援への理解を少しでも深めていきたい。

²⁵ カンボジア新民法の夫婦共有財産制については、第三者との利害関係調整や責任財産の範囲などにつき、解釈に委ねている部分が比較的広いと考えられる。なお、フランス法における夫婦共有財産制度については、山口俊夫『概説フランス法 上』（東京大学出版会、1978）408ページ～参照。

²⁶ 教官候補生から聴取した。

²⁷ このたびのセミナーでは、教官候補生らが不法行為における慰謝料を幅広く認め、また、加害者の財産状況を理由として賠償額を減額しようとする傾向がうかがわれたが、これらはロシア不法行為法の特徴としても指摘されている（小森田秋夫『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003）170ページ）。

²⁸ 発音が不正確であったことはお許し願うしかない。

～国際研究～

「中国の特色ある社会主义的法体系」を考える

国際協力部教官

江藤 美紀音

1 はじめに

資本主義は、ヨーロッパの中世封建社会の崩壊後にブルジョワジーによって建設され、その後全世界を席巻したが、現在は慢性的不景気や恒常的な高い失業率などに見られるように当時の勢いは失われ、多くの先進国において資本主義経済は停滞している。日本でも、バブル崩壊後の不景気から未だ抜け出せず、「格差社会」という言葉が流行し、就職できない新卒者やリストラされた失業者等を多く生み出すなど資本主義の閉塞感が蔓延している。

そのような中、新興国の勢いは注目を集めており、その筆頭が中華人民共和国（中国）である。中国は、今では数少ない社会主义国家であるが、社会主义市場経済という独特の概念を標榜して以来、目覚しい経済発展を遂げ、今やそのGDPは日本を抜き世界第2位の地位を占める。そして、社会主义と市場経済という一見相反するイデオロギーを融合させ、類を見ない経済発展を遂げた中国経済を支えているのが「中国の特色ある社会主义的法体系」というのである。この「中国の特色ある社会主义的法体系」が何であり、どのような特徴を有しているのかを、民法、特に2009年に成立した権利侵害責任法を題材に、その手がかりを探るのが本稿の目的である。筆者は、中国法の研究者でもなく法学研究者でもなく中国語にも通じていないが、法整備支援に従事した体験に基づいていわば専門家でないが故の独自の視点から感想めいたものも含めて述べてみたい。

2 中国の特色ある社会主义的法体系とは

(1) イントロダクション（中国の法整備のあらまし）

本題に入る前に、既知であろうと思うものの、中国の近代法整備のあらましを簡単に紹介しよう。

そもそも中国では、古くは唐代に律令制度が確立していた¹が、近代法が整備されはじめたのは清代の末期であった。当時の近代西洋法導入の動機は奇しくも日本と同様であり²、アヘン戦争での敗北後に締結した南京条約を始めとする欧米諸国との不平等条約を撤廃するためである。

その後の辛亥革命で清朝は滅び、中華民国が成立了。中華民国では、国民党により各種基本法が公布されて、中華民国法の整備が進められていた。しかし、中華民国による支配は長く続かず、国民党は中国共産党との内戦の末、1949年、台湾に逃れた（中華民国法は、その後、台湾で発展することになる）。

中国共産党は、国民党と内戦中であった1949年2月、中華民国法を廃棄する旨の指示を出し、同年10月1日中華人民共和国（中国）を建国した。

建国後の中国は、毛沢東の指導の下、1954年に当時のソビエト社会主义共和国連邦に倣って憲法を制定し、社会主义国家の建設を目指して法整備を進めていったのであるが、1966年から始まった文化大革命により、法軽視、法破壊が蔓延し、中国法整備は

¹ 律は罪と罰との体系的な法典、令は国政についての体系的な法典である（「現代中国法入門」7頁）。日本も遣唐使や遣隋使を中国に送って律令制を学んだ。

² 日本の法整備の歴史について、詳しくは「日本国の近代化（1868年）以後における法制度構築の歴史」（三ヶ月章博士講演録）を参照されたい。

約10年にわたって停滞してしまう。

文化大革命が収束した後の中国は、鄧小平の指導の下、改革・開放の時代に突入する。1978年に「民主と法制の強化」³が国の指針とされると、中国国内の法整備が再スタートした。そして、1992年、中国共産党は、鄧小平の南巡講話⁴を受けて中国経済の性格を「社会主義市場経済」と定義し、1993年には憲法を改正して中国が「社会主義市場経済」を実施することを宣言した。これと同時に、中国はGATT⁵加盟に向けての本格的交渉を開始し、国際的なルールに合致する国内法整備を条件に、2001年WTO（世界貿易機関）に加盟した。以来、中国では、民商事法分野を中心とした急速なグローバル化が進んでいくが、その法整備のキーワードとなるのが、「中国の特色ある社会主義的法体系」の構築である。

（2）「中国の特色ある社会主義的法体系」とは何か

中国は、1997年中国共産党第15回全国人民大会において、2010年までに「中国の特色ある社会主義法体系を構築する。」という立法事業目標を掲げた。そして、今年3月に行われた全人代常務委員会（中国の立法機関）の事業報告（第11期全国人民代表大会第4回会議）によると、2010年末の時点で、中国は現行の法律236件、行政法令690件、地方法令8600件あまりを制定しており、「中国の特色ある社会主義法体系の構築」は完成したという⁶。

では、「中国の特色ある社会主義的法体系」とは何

³ 「民主と法制の強化」は、文革期の政治的混乱によって法制度が破壊された結果、民主主義がなおざりにされ、市民の民主的権利が著しく侵害されたこととの反省にたって、法制度の再建による民主主義の回復を目指したもの。それは、共産党による一元的支配の帰結である「人治」を否定し「法治」を確立しようとするものであり（依法治国）、その前提条件として「党政分離」（共産党と国政を分離する）を内包する（後掲「現代中国法」12頁）。

⁴ 「南巡講話」は、1992年に鄧小平が武漢等南方地域を視察し、その際、市場経済導入の重要性を説いたもの。

⁵ 「GATT（ガット）」は、自由貿易の推進、世界貿易の拡大を目指す国際条約であり、1948年1月に発足した。現在、1995年1月に発足したWTO（世界貿易機関）に引き継がれている。

⁶ 中国人大网

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-03/19/content_1648049.htm

であろうか。単純に考えれば、社会主義の基本原則を維持しつつ市場経済を結合させた法体系であろうが、資本主義社会に身をおく我々にとっては、旧ソ連の計画経済に代表される社会主義と、資本主義の象徴である市場経済とが矛盾するイデオロギーであると考えるため、その意図するところを正確に理解することは難しい。

なお、上記事業報告では、「中国の特色ある社会主義法体系」を、概要、次のように表現している⁷。

① 中国の特色ある社会主義が、マルクス主義の基本原理を中国の具体的実情と結合させた中国独自路線⁸のもので、この路線が国家発展進歩の唯一的確な路線であり、この路線を中国共産党の指導的地位の下で堅持することを前提に、「中国の特色ある社会主義的法体系」は、上記路線を守る法制の基盤であり、これを構築することにより同法制の基盤を固め、中国共産党の指導的地位を確保する。

② 「中国の特色ある社会主義的法体系」は、改革開放と社会主義現代化建設の実践経験を法律に昇華させ、法律から改革開放の方向性を堅持することを保障する。

③ 「中国の特色ある社会主義的法体系」は、これまでの中国の発展と切り離せないものであり、2020年までに小康社会（少しゆとりのある社会）を実現し、今世紀中期には現代化⁹をほぼ実現させるための法制保障である。

これを解釈すれば、中国の特色のある社会主義法体系は、中国共産党の指導する社会主義国家原則を

⁷ 前記中国人大网

⁸ 中国の社会主義の指導理念について、中国憲法は前文で、「中国共産党の指導の下にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び「三つの代表」の重要な思想に導かれて」と規定している。なお、「三つの代表」とは、中国共産党が①中国の先進的社会生産力の発展要求、②中国の先進的文化の前進方向、③中国の最も広範な人民の根本利益を代表することをいう。

⁹ 「4つの現代化」農業、工業、国防、科学技術の4つの分野における現代化を目指すもので、1978年に「民主と法制」と同様、国家の基本政策に掲げられた。

堅持しつつ、改革開放を取り入れて経済面での現代化を図り、(その経過において現状の中国のような一過性の経済格差は生じても,)最終的には全国民にとって調和のとれた小康社会を実現するという中国の方向性を支えるものであると考えられているのである。

このような「中国の特色ある社会主义的法体系」を前提に中国法を検討してみると、我が国には存在しない中国の法律に特有の規定や規定の仕方についても、ある程度理解することができる。特に、生産手段の共有を根本的イデオロギーとする社会主义を修正し、財産の私有制を保障していくのであるから、おのずとバランスを取るための調整規定が必要となってくる。そこで、中国の民法典制定の流れを概観しつつ、主要な民法典の特徴（特に、民法通則、物権法、権利侵害責任法）を例にとって、若干の考察を試みたい。

3 中国の「特色ある社会主义的法体系」～民法制定までの道のり

(1) 民法通則制定まで

中華民国は近代的な民法典を制定していたが、前述したように中国共産党により中華民国法は廃棄された。そして、中華人民共和国設立後、中国は民法典の起草を目指したが、生産手段の共有、自給自足を原則とする計画経済を国の経済政策の原則としている中国が商品経済をどのように認識すべきかという点について激しい論争が行われ、民法起草作業は進まなかつた。これは、民法・経済法論争といわれるもので、社会主义セクター間における財産関係を、平等な主体間による自由な経済関係を軸とする民法により規律すべきとする見解（大民法論）と、国家の行政的な管理経済を軸とする経済法により規律し、民法はわずかに個人間の経済関係を規律するのみであるとする見解（大経済法論）を中心に激しく議論されたのである。そして、1980年代半ばまでは、旧ソ連の影響を受けた大経済法論が優勢であったが、

1986年に民事基本法である民法通則が成立し、同法2条が「中華人民共和国民法は、平等な主体である公民相互間、法人相互間並びに公民と法人の間の財産関係及び身分関係を調整する。」と規定して大民法論に立つことを明示したこと、前記論争は決着したのである¹⁰。

市場経済化を標榜する中国が、大民法論を採用したことはごく自然な流れと思えるが、この民法通則には次のような特徴がある。例えば、民法通則は、近代私法と同様に、当事者の平等（同法3条）、自由意思の原則（同4条）、信義誠実の原則（同4条）、権利の不可侵（同5条）等を定めるが、その一方で、国家財産を神聖不可侵とする（同73条）など、国家所有権の優位を維持して計画経済の名残を残している。また、民事責任の負担方式において、物権的請求権や損害賠償請求権などのほかに、訓戒、始末書の提出、没収、過料、拘留¹¹（同134条）など単なる損害補填にとどまらない教育的、制裁的要素のある規定を置いたり、我が国では憲法上の人権と分類される人権を民事上の人格権として詳細に規定する（同98条～105条、生命・健康権、氏名権・名称権、肖像権、名誉権、栄誉権、婚姻の自主決定権、婚姻、家庭、老人、身障者の保護、男女平等）など、我が国の民法とは異なる特徴を有している。

(2) 民法通則制定から現在まで

その後、1999年に契約法が制定され、2002年に9編1209条の民法草案が作成され全人代常務委員会の初期審査に提出されたが、民法の範囲が広く、内容が複雑で一括で改正を検討すると時間がかかるため、編ごとに審議して採択すべきとの結論に至った。そして、2007年に物権法、2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法

¹⁰ 現代中国法入門 131～133頁。

¹¹ 拘留は短期間の身体拘束を指し、司法拘留（訴訟秩序を乱したものへの制裁）、行政拘留（行政罰としての制裁）、刑事拘留（令状を持たない緊急の身柄拘束）がある。現代中国法入門 263頁。

(国際私法) が相次いで制定され¹²、次は人格権法を単行法として制定することが検討されている¹³。

なお、物権法の制定にあたり、中国では大規模なイデオロギー論争が巻き起こり、全人代常務委員会での法案審議が約1年間ストップするという事態に至った。物権法が民法通則73条の国家所有権の優越原則を放棄し、物権平等の原則、すなわち国家所有権、集団所有権¹⁴、私人所有権に平等な保護を与える(物権法3条3項、4条)ことは、なじ崩し的に資本主義化を加速し、中国の社会主义公有制を崩壊に導くもので、憲法違反であるという主張が有力に主張されたのである。これに対しては、旧ソ連から強く影響を受けた单一公有制と計画経済を土台とした公有財産の特別保護原則の下では平等保護は許されないであろうが、憲法改正により社会主义市場経済の実施及び非公有制経済が社会主义市場経済の重要な構成部分であることが明確にされた現在においては、社会主义公共財産の特別保護を実施する経済体制的な基礎はもはや存在していないと反論されている。憲法で社会主义市場経済の導入を明言し、全面的に市場経済を導入し発展させるためには、平等原則、取引の安全等、国際的な統一的市場経済のルールを遵守することは必須である。中国は、物権法において物権の平等保護を明言することで、市場の発展と公平な競争をますます促進しようとしているのである¹⁵。

¹² 権利侵害責任法及び涉外民事関係法律適用法は、当部の法整備支援の対象となった。ICD NEWS 第42号、第45号参照。

¹³ 法制网「全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室の扈記華副主任に聞く」
http://www.legaldaily.com.cn/rdlf/content/2011-03/09/content_2505723.htm?node=20969

¹⁴ 中国では、例えば都市の土地等は国の所有に属し、農村及び都市郊外地区的土地等は集団所有に属する(憲法10条、物権法45条～52条、58条)。私人は収入、家屋、生活用品、生産用具、原材料等について所有権を有している(物権法64条)。

¹⁵ 中国物権法4頁。

ICCLC 第27号11、12頁「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」張治峰氏(国務院国家発展改革委員会法規司司長)講演録

このように、中国の民法典制定は、中国の計画経済から市場経済へ移行する道のりと形影相伴うよう歩んできたのであるか、単に資本主義国の民事法を取り入れるのではなく、中国特有の規定を織り交ぜながら発展してきたといえる。次に、その一例として近年成立した権利侵害責任法を紹介する。

4 権利侵害責任法にみる「中国の特色ある社会主義的法体系」～公平責任の考え方

(1) 権利侵害責任法の特徴

物権法成立後、中国は権利侵害責任法の起草作業に取り掛かり、2009年12月、同法は成立した¹⁶。物権法と比較すると、いわゆる不法行為法である権利侵害責任法はイデオロギーに係わる部分もさほどなかったため、比較的スムーズに成立したといえる。しかし、その規定を我が国の不法行為責任と比較したとき、調和のとれた社会を目指す中国の特色が見て取れる。

すなわち、近代私法においては、過失責任主義が不法行為の基本原理とされているが、資本主義の高度化、独占化が進み、経済的強者と弱者の格差が著しくなると、この原則は修正されるようになった。我が国においても、不法行為責任は、加害者の故意又は過失を要求する過失責任を原則としつつ(民法709条)、工作物責任(同717条)や製造物責任(製造物責任法3条)等において無過失責任を定め、自動車損害賠償保障法(同法3条)により過失の立証責任を転換するなど、過失責任を修正し損害の公平な分担を目指しているのであるが、権利侵害責任法においては、明示された不法行為の責任の種類が、総論的にも(過失責任、過失・因果関係の推定、無過失責任、懲罰的損害賠償責任)各論的にも(ネットワークサービス提供者等の責任、環境汚染責任、医療損害責任、学校・幼稚園の責任、高度危険責任等)多種多様であり¹⁷、それにとどまらず、無過失責任

¹⁶ ICD NEWS42号に条文が掲載されている。

¹⁷ ご存知のとおり、日本では明文がないからという理由だ

とも異なる「公平責任」とよばれる概念が存在するという特徴を有している。

(2) 公平責任

この「公平責任」については、権利侵害責任法 24 条が、「被害者及び行為者が損害の発生についていずれも故意・過失がない場合には、実際の状況に基づき、双方に損害を分担させることができる。」と定めている。例えば、通行中地震でバランスを崩した行為者が被害者にぶつかり、双方ともに路上に転倒して被害者が怪我を負った場合のように双方に故意・過失がない場合、過失責任の原則からすれば被害者及び行為者のいずれも損害賠償責任を負わないはずであるが、権利侵害責任法 24 条によれば、この場合裁判所は、状況に応じて、双方にそれぞれ妥当と考えられる損害賠償を負担させることができる。このような「公平責任」の考え方は民法通則 132 条¹⁸にも規定されていたが、権利侵害責任法では更に具体化されており、同法 23 条、32 条 1 項、33 条 1 項¹⁹、87 条の規定をおいている。

けで不法行為が認められないということはない。裁判官が条文を合理的に解釈して種々の不法行為が認定し、事案によっては明文がなくとも立証責任を転換させるなどして妥当な解釈を図っている。しかし、中国においては、個々の裁判官は条文の解釈をせず、その裁量の余地は狭く、法律で細かい点まで規定するか、最高人民法院の発出する司法解釈により条文の不備を補則するかによって法適用を行っている。このような違いが法律の規定ぶりに現れているのだろう。

¹⁸ 民法通則 132 条「当事者のいずれにも損害の発生について過失がない場合には、当事者は、実情に応じて、民事責任を分担することができる。」

¹⁹ 権利侵害責任法 23 条「他人の民事権益が侵害されるのを防止、制止するために自己が損害を被った場合には、権利侵害者が責任を負う。権利侵害者が逃亡し、又は責任を負うことができない場合に、被権利侵害者が補償を請求したときには、受益者が適当な補償を与えなければならない。同 32 条 1 項「民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護責任を尽くした場合には、その権利侵害責任を軽減することができる。」(監護責任を尽くしても免責を認めていない)

同 33 条 1 項「完全民事行為能力者が自己の行為に対して一次的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせ、これについて故意・過失がある場合には、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済状況に基づき、被害者に対して適当な補償をする。」

中でも、同法 87 条は、公平責任の最も進化した形である。同条は、「建築物の中から物品を放擲し、又は建築物の上から物品を墜落させて他人に損害を生じさせた場合に、具体的な権利侵害者を特定することが困難であるときは、自己が権利侵害者でないことを証明できる場合を除き、加害可能な建築物の使用者(注：下線は筆者)が補償を行う。」と規定している²⁰。なお、同法 23 条も、32 条 1 項、33 条 1 項も、反証を許さない無過失責任を規定しているが、その場合責任を負うのは受益者であったり(同 23 条)、民事行為無能力者等の監護人であったり(同 32 条 1 項)、一時的に意識を失い又は制御を失ったため故意・過失がないと認定された完全民事行為能力者(同 33 条 1 項)であり、責任の基礎となる何かしらの背景や根拠が存在する。しかし、同法 87 条が規定する「加害可能な建築物の使用者」というのは、たまたまその建築物の中に居合わせた者も含む概念であり、そのような者にまで損害賠償責任を負わせるだけの背景や根拠を見出すのは難しいように思われる。

この規定が制定されたきっかけとなったのが、中國で実際に起こったいわゆる「灰皿事件」の判決である²¹。事件は、2000 年 5 月 10 日の深夜、アパートの建物近くの路上で知人と大声で言い争いをしていた X の頭上に、何者かがガラス製の灰皿を投下し、それが X の頭にあたって X 重傷を負ったという事件である。灰皿を投下した犯人が特定できなかったので、X は、アパートの 2 階以上に住む住人全員(約 20 世帯)を被告として、損害賠償請求訴訟を提起した。裁判所は、民法通則 126 条、130 条²²を適用し、

²⁰一般的な工作物責任については、権利侵害責任法 85 条や 86 条が定めており、ここでは工作物の所有者、管理者、使用者、責任者の責任を定めている。

²¹ 後掲ジュリスト 1406 号「中国における新しい不法行為法の制定」住田尚之著。

²² 民法通則 126 条「建築物又はその他の施設及び建築物上に設置された物が、倒壊、脱落又は墜落して、他人に損害を与えた場合には、その所有者又は管理人は、民事責任を負わなければならない。但し、自己の過失がないことを証明できる場合は、この限りではない。」

同 130 条「2 人以上の者が共同で権利を侵害し他人に損害を与えた場合には連帶責任をおわなければならない。」

X の請求を認め、被告全員が連帶して損害賠償責任を負うよう判決したのである。現在であれば、前述の権利侵害責任法 87 条によって、住人全員が連帶責任を負うことになる。

この事件の場合、灰皿が 1 個なら犯人はおそらく 1 人（又は 1 世帯）であり、残りの住人は共謀でもない限り、全く事件と無関係である。しかも、本件は深夜の事件であり、殆どの住民は就寝中で「アリバイ」の立証ができなかつたであろうと予想される。このような犯人以外の無関係な住民に対して、どうしてその連帶責任の根拠が求められるのであろう。もし、同じような事件が日本で起こったならどうであろうか。過失責任の原則からすれば、犯人が特定できないとなればせいぜい建物の管理者の責任を追及するくらいであろう。もちろん、被害者が傷害保険に入っているれば、仮に犯人がわからなくとも被害は補償されるので、被害者も住人全員を被告にするなどということは考えないかもしれない。仮にそうでなくとも、建物に存在した住人全員を被告にするなどということは日本では到底考えられないし、その者たちの不法行為責任を認める根拠がない。

一体何を根拠に住人に連帶責任を認めるのか・・・その答えが「公平責任」なのである。こうなるともはや「公平責任」は不法行為責任の範疇にあるとは言えず、別概念と言うほかない（いわば、財源のない又は国民の私有財産を強引に財源とする一種の社会保障制度。集団的責任。）。そして、このような公平責任を法律として規定し、コンセンサスが得られているところに、筆者は「中国の特色ある社会主义的法体系」の片鱗を見ることができると考える。

しかし、一方で、何の帰責原因がない者にも責任を負わせるということは、近代私法の大原則に反して自由保障機能を削ぐことになり、ひいては自由な経済活動、市民生活ができなくなるおそれがある。少なくともそう思わせる萎縮効果があるのではないか。そのあたりを中国がどのように考えているのか、あるいは考えていないのか、興味のあるところであ

る。

5 終わりに

「中国の特色ある社会主义的法体系」が何なのか、筆者なりに考えたが、その肝は、やはり、社会主义の原則を堅持すると宣言しながら急速に資本主義化している中国のバランス感覚にあると思われる。もちろん、現状の中国法は発展途上の段階にあり、今後の「中国の特色ある社会主义的法体系」の行く末に注目したい。

【参考文献】

- *「日本国近代化（1868 年）以後における法制度構築の歴史」 2001 年 7 月
(三ヶ月章博士講演録) 法務総合研究所
- *ジュリスト 1406 号(2010 年 9 月 1 日)
「特集アジアの民法」座談会
　　アジアの民法—その比較法的意義と特色
　　中国における新しい不法行為法の制定 住田尚之
- *ICD NEWS 第 42 号(2010 年 3 月)
　　外国法令紹介「権利侵害責任法」
- *ICD NEWS 第 45 号(2010 年 12 月)
　　中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」
- *ICCLC 第 27 号(2007 年 12 月)
　　中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響
　　張治峰(国務院国家発展改革委員会法規司処長)
- *ICCLC 第 31 号(2010 年 1 月)
　　中国の「権利侵害責任法」について
　　石宏(全人代常務委員会法制工作委員会民法室副處長)
- *現代中国法 小口彦太、田中信行著
　　成文堂(2004 年 7 月発行)
- *現代中国法入門(第 5 版) 木間正道ほか
　　有斐閣(2009 年 10 月 1 日発行)
- *中国物権法 条文と解説 鈴木賢ほか
　　成文堂(2007 年 5 月 17 日発行)
- *中国人大網「全国人民代表大会常務委員会事業報告」—2011 年 3 月 10 日第 11 期全国人民代表大会第 4 回会議にて 全国人民代表大会常務委員会委員長 吳邦国(人民日報 3 月 19 日)
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-03/19/content_1648049.htm
- *法制網「全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室の扈記華副主任に聞く」(法制日報 3 月 9 日)
http://www.legaldaily.com.cn/rdlf/content/2011-03/09/content_2505723.htm?node=20969

～ 外国法令紹介 ～

ベトナム行政訴訟法（新法）の概要

JICA 長期派遣専門家

多々良 周 作

第1 はじめに

2010年12月、従前の行政事件解決手続令（1996年成立、1998年・2006年改正）に替わるものとして行政訴訟法が成立した。施行は2011年7月1日である。本報告は、行政訴訟法における行政訴訟手続の概要を紹介するものである。

ベトナム行政訴訟法は、ベトナム民事訴訟法と同様の規定であっても行政訴訟法において規定するという方式をとっているため、条文数は265にもなる法律である。日本の行政訴訟法が性質に反しない限り民事訴訟法の規定を適用することとされていることと対照的である。

行政事件手続解決手続令と異なる点としては、①行政訴訟の対象について列挙主義から概括主義にしたこと、②不服申立前置主義を原則廃止したこと、③判決で命じられる事項を法律で明文化したこと、④提訴時効を伸長したこと、⑤行政裁判の執行手続を新設したこと、⑥最高人民裁判所裁判官評議会の決定の誤りを是正する特別手続を新設したこと、などが挙げられる¹。これらについては、第2「行政訴訟の流れ」の該当項目における本文、脚注における該当箇所を参照されたい。

行政訴訟法の成立に尽力されたベトナム側関係者、JICA法・司法制度改革支援プロジェクトにおける裁判実務改善委員会の委員、元現地専門家、法務総合研究所国際協力部の関係者など多くの方々に改めて

感謝申し上げる次第である。

なお、161頁以降のベトナム行政訴訟法は、Vu Thi Hong Minh女史による日本語訳をベースに、翻訳の正確性・用語の統一性という観点から、当職において、英訳を適宜参照しながら、できるだけベトナム語の原文の逐語訳を試み、校正を行った。

第2 行政訴訟の流れ(条文はベトナム行政訴訟法)

1 行政訴訟の提起

行政訴訟の対象となる²行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対してこれに同意しない場合、不服申立告発法に基づく不服申立手続を経なくても、侵害された適法な利益を保護すべく³、裁判所に対して行政事件の解決を求めて、行政事件を提訴することができる（5条、103条1項、104条1項）^{4,5}。行政訴訟

² 行政事件解決手続令11条において行政事件の対象を制限列挙していたのと異なり、本法では、行政決定、行政行為については、一般的な定めを置いた上で例外を規定するという概括主義を採用しているため（28条、103条参照），一義的に定義することは難しく、まもなく施行される最高人民裁判所が発行する下位規範の決議内容が注目される。

³ 最高人民裁判所理論研究所の資料を見ると、5条の「自らの適法な権利利益を保護するよう裁判所に要求する」、104条1項の「侵害された適法な権利利益を保護すべく行政事件を解決するよう裁判所に要求する」という文言を、行政決定の対象を確定する概念として考えていることがわかる。このことは、同時に、いわゆる原告適格の要件としても意識されているものと理解してもよさそうである。

⁴ 不服申立前置を探らないことを明らかにしている（103条）。不服申立てをした上で、不服申立解決決定に同意しない場合にも、行政訴訟を提起することができる。この場合の提訴の対象となる決定については、原決定なのか不服申立解決決定なのかについて争いがある。下位規範に関するワークショップにおける議論の趨勢からすると、最初の行政決定、すなわち原決定及び原決定の修正、補充又は取消しを含む不服申立解決決定、が提訴の対象となる行政決

¹ 起草担当者の話として、このうち日本側のアイデアを取り入れた部分として、①概括主義の採用、②不服申立前置主義の原則廃止、③提訴時効の伸長、の3点であるとのことである。

の対象となる競争事件処理決定に対する不服申立解決決定に対して、同意しない場合には、行政事件を提訴することができる（103条2項）。提訴時効は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定についてはこれを受領した又は知った日から1年⁶、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定についてはこれを受領した日から30日である。

管轄裁判所は、原則として、行政決定等を発した国家機関等の同一行政区域内にある同級の裁判所となる（29条、30条）。

提訴状には、提訴の対象となっている行政決定の内容ないし行政行為の経過の要約、不服申立解決決定があればその内容、裁判所に求める解決内容⁷などを記載しなければならない（105条1項）。

2 提訴状の提出から事件の受理

提訴人が提訴状を提出すると（105条、106条）、裁判所の長官は、提訴状の検討をする裁判官を割り当て（107条2項），その担当裁判官は、5営業日以内に、管轄の有無及び提訴状の返却事由（109条1項）⁸の有無を検討して、事件を受理するか、管轄違いとして管轄裁判所に記録を移送するか、提訴状を返却するか、いずれかの手続を執る（107条3項）。

提訴状を受け取った裁判所に管轄があると認める

定として考えられることになりそうである。その論拠は、行政訴訟は、適法な権利利益の保護を目的とするものであるから（5条、103条参照），提訴の対象となる行政決定は、権利利益の侵害を伴うものである必要があり、原決定の内容を維持する不服申立解決決定は新たな権利侵害を伴わないと、提訴の対象となり得ないというものである。

⁵ 行政訴訟の提訴と不服申立ての両方がある場合については、提訴人はいずれかを選択することになる（31条）。

⁶ 以前は30日（行政事件解決手続令30条）。

⁷ 105条1項f号。日本でいうところの請求の趣旨（日本行政事件訴訟法7条・日本民事訴訟法133条2項）に該当する。裁判所がこれに拘束されるかどうかについては明文の規定がない。また、提訴人に不利益な変更が許されるかどうかについても明文の規定がない。

⁸ 9つの提訴状の返却事由が規定されているが、事柄の性質上、5営業日以内に検討すべき対象にはならないものも含まれる（不服申立てを解決手段として選択した場合（g号），提訴状の修正に応じない場合（h号），領収書を提出しない場合（i号））。

場合⁹には、提訴人に対して、訴訟費用の予納金を求め、提訴人は10営業日以内¹⁰に予納金を納付し（111条1項），納付した領収書を提出した日に事件を受理する（111条2項）。

事件を受理した日から3営業日以内に、裁判所の長官は、提訴状を検討した裁判官を事件の解決を担当する裁判官として指定し（112条1項），その担当裁判官は、受理の日から5日以内に、事件を受理したことを、被提訴人、関連する権利義務を有する者、同級の検察院に通知する（114条1項）¹¹。被提訴人、関連する権利義務を有する者は、通知を受領してから15日以内に、提訴人の要求に対する意見書を提出し（115条1項），検察院は、通知を受領してから10日以内に、事件に参加する検察官の指名した上、裁判所に通知する（115条4項）。

3 公判準備期限と事件を公判に付する決定

裁判所は、事件を受理した日から4か月ないし2か月の公判準備期限の間に、事件を公判に付するか、一時停止¹²するか、停止¹³するか、いずれかの決

⁹ 提訴状の返却事由がないことも前提であると考えるのが自然であろう。

¹⁰ 以前は7日（行政事件解決手続令32条1項）。

¹¹ 緊急保全処分の適用の申立てがある場合の密行性の確保に関連して若干補足する。提訴状の提出と同時に緊急保全処分の適用を申し立てる場合（60条1項），裁判所の長官は直ちに申立書の受理及び解決をすべき裁判官を割り当て、申立書を受け取ってから48時間以内に検討し、緊急保全処分を適用する決定を出す（67条4項）。決定は直ちに執行力があり、当事者（提訴人、相手方含む），同級の検察院、民事判決執行機関に送付される（69条）。送付を受けた民事判決執行機関の長は、24時間以内に執行官を配置した上、執行決定を発し（執行法36条1項），上記執行官は、決定を受領してから24時間以内に、緊急保全処分を執行する（執行法130条1項）。

時間的に、裁判所が被提訴人に対して行政事件の受理通知を送付する前に、緊急保全処分の執行を完了させることは可能であるが、執行に入る前に、緊急保全処分決定が被提訴人に送付してしまう点でやや徹底していない。

¹² 一時停止決定の事由は118条に規定されている。「停止」と訳されることがあった概念であるが（民事訴訟法につき189条等・ICD NEWS 21号159頁等。），逐語的な訳語として「一時停止」とすることにした。

¹³ 停止決定の事由は120条に規定されている。「中止」と訳されることであった概念であるが（民事訴訟法につき192条等・同頁等。），逐語的な訳語として「停止」とする

定を出さなければならない（117条1項、2項）。

裁判所が事件を公判に付する決定を出した場合は、その日から20日以内に公判期日を開かなければならぬ（117条3項）。事件を公判に付する決定は、直ちに当事者及び同級の検察院に送付され（123条）、検察院に対して、記録検討のために事件記録も併せて送付し、検察院は、15日以内にこれを検討して裁判所に返却する（124条）。

（1）公判準備期限内における当事者¹⁴による証拠収集活動¹⁵

当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の要求に根拠があり、かつ適法であることを証明する権利義務を有し、十分な証拠を提出しないことによる不利益を受けることになる（8条、77条1項。証明責任）。

提訴人は、提訴の対象となっている行政決定等の写しを提出する義務があり、被提訴人は、その行政決定等をした根拠となる文書、資料の写しを提出する義務がある（72条）。その他、当事者は、手持ち証拠を提出するほか（49条1項、50条1項、51条1項、52条）、証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その証拠を裁判所に提出するために自己に提供するように要求することができる¹⁶（49条2項等）。

（2）公判準備期限内における裁判所による証拠収集活動

事件解決の担当裁判官は、この期限内に、当事者

ことにした。事件の停止決定をした場合、事件は終了するものと考えられる（一時停止決定の効果に関する119条、停止決定の効果に関する120条2項、3項及び121条参照）。

¹⁴ 当事者とは、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者をいう（3条5項）。

¹⁵ 当事者による証拠提出は、公判準備期限内に限定されおらず、「行政事件の解決過程」（77条1項）において行うものであるが、公判期日は休憩時間を除いて継続的に行われなければならないとされていることから（126条2項），公判準備期限内での証拠収集活動が最も重要なと考えられる。

¹⁶ この要求に対しては十分かつ期限通りに提出する責任を負い、提出できない場合には、文書で当事者に通知し、その理由を明記しなければならない（9条）と規定されているが、この義務に違反した場合にどのような扱いになるのかについては規定がない。

に対して補充証拠の提出を求めたり（78条1項）、当事者が自ら証拠を収集できない場合や必要があると認める場合には、裁判所自ら証拠の確証、収集を行う（78条2項。職権証拠調べ）。具体的には、当事者、証人の事情聴取¹⁷、現場検証、鑑定等々である（78条4項。79条～86条）¹⁸。

（3）収集された証拠の取扱い

当事者が提出し、裁判所が収集した各証拠は原則として平等に公開し、使用されることとされており（90条），当事者及びその代理人は、証拠を閲覧し、謄写することができる（49条2項、50条1項、51条1項、52条、54条5項）。

4 公判期日

（1）公判期日の審理

審理は、公開され（17条）、口頭で継続的に行わなければならない（126条）。公判期日は、裁判長、2人の人民参審員で構成される審理合議体（128条）、裁判所書記官の全員が出席しなければならず（129条）、検察官の出席も必要的である（130条）。当事者、代理人¹⁹、適法な権利利益の保護人²⁰、証人、鑑定人、通訳人も原則として全員が出席しなければならない（131条1項、133条、134条、135条）。

当事者、代理人が欠席した場合²¹、1回目の欠席の場合は、裁判所は、30日を超えない範囲で公判期日

¹⁷ 当事者、証人からの事情聴取に関して、当事者の立会権についての規定はない（79条、80条参照）。

¹⁸ 行った証拠の確証、収集の結果は原則として調書に記載する（当事者の供述聴取につき79条1項、証人の証言聴取につき80条2項、対質につき82条2項、財産査定につき85条4項）。一方、得られた鑑定結論を調書に記載するなどといった規定がないため、鑑定人が公判期日に欠席した場合にどのように鑑定結論の公開（156条3項）するのか気になるところである。

¹⁹ 54条参照。行政訴訟法上、単なる「代理人」には、「法定代理人」と「委任による」が含まれる。

²⁰ 55条参照。日本的に言えば、弁護士などの訴訟代理人に該当するように思われるが、単なる「当事者の適法な権利利益の保護人」には当事者を代理する権限がない（55条4項参照）。もっとも、例えば、弁護士が「委任による代理人」になることには問題はないと思われる。

²¹ 適法な権利利益の保護人が欠席しても、審理に影響しない（131条2項d号）。

を延期する（131条1項，137条1項）。当事者，代理人が2回目に欠席した場合，欠席者が提訴人である場合には，提訴要求を放棄したものと見なし，事件解決を停止する決定を出す（120条1項c号，131条2項a号）。その他の者²²の欠席の場合は，そのまま審理を続ける（131条2項b号，c号）。

（2）開始手続

公判期日を開始するに当たり，裁判長は，事件を公判に付する決定を読み上げた上，当事者の出席確認，法廷にいる者の紹介などをした後，当事者に対して，訴訟進行人²³等の変更要求の有無，提訴要求の変更，補充，取り下げの有無を確認し，それに対する判断をする（142条，143条，145条，146条）。

（3）尋問及び論争²⁴

審理合議体は，尋間に先立ち，当事者，その代理人，適法な権利利益の保護人，証人，鑑定人から意見²⁵を聞く（148条1項）。

当事者が意見を陳述した場合には，その意見の中の，①不明確又は矛盾がある点，②その陳述者が前にした供述ないし証言と矛盾がある点，③その他の当事者及びその適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾する点，のみに関して個別的に尋問が認められる（148条2項，149条2項，150条2項，151条2項）。

尋問への回答は，当事者の代わりに当事者の適法な権利利益の保護人がすることができる（149条3項，150条3項，151条3項）。証人については，裁判所の要求に従って自身が知っている事件の事情について陳述した後，上記①ないし③の点について尋問を受けることになる（152条）。鑑定人については，裁

²² 証人，鑑定人，通訳人の欠席については133条～135条，156条3項参照。

²³ 34条2項参照。ここでは裁判官，人民参審員，裁判所書記官，検察官。

²⁴ 「弁論」と訳されることがあった概念であるが（民事訴訟法につき232条以下・ICD NEWS21号165頁。），逐語的な訳語として「論争」とすることにした。

²⁵ 148条1項によれば，「意見」は，「証拠」とは区別される概念であるが，判決の基礎となる（148条1項）。尋問が個別的（148条2項参照）に行われるのに対して，「意見」の陳述は，自己の主張等に関連する事情を網羅的に述べるものとイメージされる。

判所の要求に従って鑑定の結論及びその根拠を陳述した後，鑑定の結論中に不明確又は矛盾がある点，その他の事情と矛盾している問題について尋問することが認められ，場合によっては再鑑定・補充鑑定が行われる（156条）²⁶。

その他，公判準備期限内に作成した資料の公開²⁷（153条），録音・録画テープなどの記録媒体の聴取・映写（154条），物証の取調べ（物，写真，現場検証の調書等を含む。155条）をし，裁判所は，事件の事情を十分に検討できたと認め，さらに尋問をすべき点がないときは尋問を終了する（157条）。

尋問の後は，論争部分に移り，各当事者が，公判期日において検討，検査された資料・証拠及び公判期日における尋問の結果に基づいて証拠の評価，事件解決についての自己の観点を提示した上，他者の意見にも反論する権利がある（158条，159条）。当事者の論争の後，検察官が手続過程における法遵守についての意見を述べる（160条）。

（4）評議と判決

論争が終了した後，審理合議体による評議が行われる。審理合議体は，公判期日において検査され，検討された資料，証拠，公判期日の尋問の結果のみを根拠とし，提訴された行政決定等だけでなく，関連する不服申立解決決定の適法性も検討した上で，多数決により事件の結論を出す（161条，163条）²⁸。評議時間の延長は認められるが，論争終了時から5

²⁶ 民事訴訟法の改正過程でも議論になった論点があるので補足する。鑑定人については，原鑑定人が再鑑定を行うことが原則とされていたため，その結果の公平性が問題されていたところ，行政訴訟法が先んじて原鑑定人は再鑑定を行うことができないと規定を設けた（83条3項）。改正後のベトナム民事訴訟法90条3項にも同様の規定がある。

²⁷ 直接，口頭主義（126条）の見地から，例外的な場合に限り認められる（153条参照）。公判準備期限内に収集された供述証拠は，公判廷における供述等と同様に証拠ではあるものの（76条4項），153条に基づき公開されない限り，審理合議体が判決の基礎にすることのできる「公判期日において検査され，検討された証拠」には当たらないことになる。

²⁸ 評議においては，少数意見を有する者は文書で自己の意見を陳述し，事件記録に添付することができる（161条2項）。

営業日を超えることはできない（161条5項）。審理合議体は、評議の結果、①提訴要求を棄却する（163条2項a号）、②提訴要求の一部又は全部を承認する場合は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定、又は競争事件処理決定に対する不服申立解決決定について、一部又は全部を取消し又は違法宣言をし、権限のある者に対して、法律上の義務の履行を強制する（163条2項b号～e号）、③損害賠償を強制する（163条2項f号）、等の決定をすることができる（163条2項）^{29,30,31}。

判決は、公判期日において言い渡され、公判期日終了後3営業日内に、抄本を各当事者に、7営業日内に、判決書を各当事者及び同級の検察院に発行する（165条、166条）。

5 控訴審（173条～208条）

（1）控訴権者及び期限

当事者及び当事者の代理人は、第一審判決、事件の一時停止決定及び事件の停止決定に対して控訴することができる（174条）。控訴期限は、判決に対しては言渡し日から15日、決定に対しては、7日である（176条）。

一方、同級及び直近上級検察院の長官は、異議申立てをすることができる（181条）。異議申立て期限は、同級検察院が判決について15日、決定について7日、直近上級検察院が判決について30日、決定について10日である（183条）。

²⁹ 従前、決定の内容については、行政事件解決手続令では規定がなく、下位規範に定めが置かれていたものを法律に明記した。

³⁰ 行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行手続についての規定が新設された（241条～248条）。特徴的な規定としては、行政機関が裁判執行期限を過ぎても執行しないような場合には、民事判決執行機関は、裁判執行の検討指導及び法律の規定に従った責任の処理のために、上級の行政機関に対して文書により通知し、その上級の行政機関による執行の指導を監視・指導するために、直近上級民事判決執行機関又は直近上級民事判決執行管理機関に送付するという規定がある。

³¹ 法的効力を有する判決、決定の中で確定された事情、出来事については、証明不要とされる（73条1項b）。

（2）控訴審の審理

県級裁判所の判決・決定に対する控訴審は省級裁判所、省級裁判所の判決・決定に対する控訴審は最高人民裁判所の控訴審裁判所が控訴審審理の管轄権を有する³²。控訴審の手続の多くは、第一審手続と同様に行われる（202条）。

控訴審の範囲は、控訴又は異議申立てをされている判決、決定部分に加えて、控訴又は異議申立ての内容に関連する判決、決定部分を含む（190条）。公判準備期限は60日であり、公判に付する決定を出してから30日以内に公判期日を開かなければならぬ（191条）。第一審の決定に対する控訴、異議申立てを検討する場合には、公判期日を開く必要はない（196条1項c号）。

控訴審の審理合議体は、裁判官3人で構成され、公判期日に出席すべき者、当事者の欠席の取扱いは第一審と同じである（193条～195条）。

控訴又は異議申立てがあった第一審の判決・決定に対しては、自判、破棄差戻し、破棄停止等の判決、決定を下すことができる（205条、207条）。

行政事件の審理は原則として二審制であり（19条）³³、控訴審判決、決定は言渡しの日から法的効力を有する（206条6項、207条5項）。

6 監督審（209条～231条）

（1）異議申立権者及び期限

監督審手続に従った異議申立権者は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定以外の判決・決定については、最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官であり、県級裁判所の判決・決定については、さらに省級裁判所の長官、省級検察院の長官が加わる（212条）。異議申立ては、法的効力を有する判決・決定において、①訴訟手続の重大な違反がある、②判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致して

³² ベトナム裁判所組織法20条2項及び28条2項参照。

³³ 国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する行政事件の審理は、特別な規定が用意されており、一審制である（168条～172条）。

いない, ③法律の適用について重大な誤りがある, 場合に可能である(210条)。これらの者に関する異議申立期限は, 判決, 決定が法的効力を有してから2年である(215条1項)。

当事者については, 判決・決定が法的効力を有してから1年以内に, 法律違反を発見した場合に限って³⁴, 異議申立権者に対して, 異議申立てを検討するように提案することができる(211条1項)。その他, 異議申立権者ではない裁判所, 檢察院等についての規定が置かれている(211条2項)³⁵。

(2) 監督審の審理

監督審の管轄は, 県級裁判所の判決・決定については省級裁判所の裁判官委員会, 省級裁判所の判決・決定については最高人民裁判所行政裁判所, 控訴審裁判所(省級裁判所又は最高人民裁判所控訴審裁判所)及び最高人民裁判所行政裁判所の判決・決定については, 最高人民裁判所裁判官評議会が, それぞれ担当する(219条)。

公判期日には, 同級の検察官が参加するが, 当事者, 当事者の代理人, 適法な権利利益の保護人等の訴訟参加人³⁶は, 必要と認める場合に限り召喚される(220条)。

(3) 監督審決定

監督審決定は, ①法的効力を有する判決・決定を維持する, ②法的効力を有する判決・決定を破棄し, 修正又は破棄された原判決・決定を維持する, ③第一審, 控訴審での再審理のために, 法的効力を有する判決・決定を破棄する, ④事件を解決した判決, 決定を破棄して, 事件の解決を停止する, ことができる(225条)が, 既に存在する実体判断を変更して新しい判断を示すことはできない。

³⁴ 条文上, 事実誤認に関する主張に基づく異議申立ての提案はできないことになりそうである。この点, 新しい事情が発見された場合に関しては, 再審手続に従った異議申立ての提案は可能である(234条1項)。

³⁵ これらの者は, 異議申立権者に文書で通知する義務があるとしているが, その期限については明文の定めがない。

³⁶ 47条参照。

7 再審(232条~238条)

再審手続に従った異議申立ては, ①事件の解決過程において裁判所, 当事者が知り得なかつた事件の重要な事情が新しく発見された, ②鑑定人の結論, 通訳人の通訳に虚偽があり又は証拠に偽造があつたことを証明する基礎がある, ③裁判官, 人民参審員, 檢察官が故意に事件記録を誤らせ又は故意に法律に違反する結論を出した, ④裁判所が事件の処理のために根拠とした裁判所の判決, 決定又は国家機関の決定が取り消された場合に行うことができる(233条)。異議申立権者は, 監督審手続に従った異議申立権者と同様である(235条)。異議申立期限は, 異議申立ての根拠を知った日から1年である(236条)。

異議申立権者ではない者に関する取扱いについても同様の規定があり(234条), 当事者が異議申立権者に対して提案できる事由は, 上記異議申立事由のすべてではなく, 事件の新しい事情を発見した場合に限られている(234条1項)。

再審決定は, ①法的効力を有する判決・決定を維持する, ②第一審の再審理をするために法的効力を有する判決, 決定を破棄する, ③事件を解決した判決, 決定を破棄し, 事件の解決を停止する, ことができるが(237条), 監督審決定と同様に, 新しい実体判断をすることはできず, 控訴審での第一審での再審理を命ずることになる。

その他手続に関する規定は, 監督審手続の規定が適用される(238条)。

8 特別手続(239条, 240条)³⁷

この特別手続は, 最高人民裁判所裁判官評議会の決定に, 法律の重大な違反を確認できる根拠がある又は決定時に知り得なかつた決定を基本的に変更させうる重要な新しい事情が発見された場合に, ①国会常務委員会の要求, ②国会司法委員会の建議, ③

³⁷ これまで監督審手続に従った異議申立期限を過ぎた後に判決・決定に誤りが見つかった場合の救済手続が存在しなかつたため新たに新設された制度である。

最高人民検察院長官の建議、④最高人民裁判所長官の提議、がある場合に、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討する手続である（239条）³⁸。

国会常務委員会の要求があった場合には、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会に対してその決定を再検討するように報告し（239条2項）、その他の場合には、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会に対して、建議、提議を検討するように報告し（239条3項）、最高人民裁判所裁判官評議会は、その検討のために会議期日を開く（239条4項）。

最高人民裁判所長官は、国会常務委員会の要求を受領した日又は最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議を同意する決定をした日から4か月以内に、事件記録を検討し、最高人民裁判所裁判官評議会に報告する。その会議期日には、最高人民検察院長官が参加し、関連する個人、組織、機関を招待することができる（240条2項）。

最高人民裁判所裁判官評議会は、検討の結果、自判³⁹した上（240条3項a～e）、最高人民裁判所自身の損害賠償責任の確定（240条3項f号）も行う。

³⁸ 要求、建議、提議に関する期限の定めは存在しない。

³⁹ 監督審・再審の決定では自判ができないことから、差戻審の実体判断に対する監督審・再審が繰り返される可能性がある。一方、特別手続に基づく最高人民裁判所裁判官評議会による決定では自判が認められることから上記のような繰り返しは起こらないと考えられるが、条文上、この決定に対する特別手続による再検討の余地は否定されていない。

※翻訳は、Vu Thi Hong Minh 女史による日本語訳をベースに、翻訳の正確性・用語の統一性という観点から、JICA 長期派遣専門家多々良周作において、英訳を適宜参照しながら、できるだけベトナム語の原文の逐語訳を試み、校正を行った。

法律 64/2010/QH12 号

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

ベトナム行政訴訟法

国会は、決議 51/2001/QH10 号に基づいて一部改正されたベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法に基づいて、行政訴訟法を発行する。

第 1 章 一般規定

第 1 条 規定範囲

本法は、行政訴訟における基本原則、訴訟進行機関及び訴訟進行人の任務権限及び責任、訴訟参加人、関連する個人、機関、組織の権利義務、提訴順序及び手続、行政事件の解決、行政判決の執行及び行政訴訟における不服申立て、告発の解決について規定する。

第 2 条 行政訴訟法の効力

1. 行政訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の全土におけるすべての行政訴訟活動に対して適用する。
2. 行政訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の外交代表機関が海外で行う行政訴訟活動に対して適用する。
3. 行政訴訟法は、涉外行政事件の解決に対して適用する。ベトナム社会主義共和国の加盟する国際条約が別途の規定を定める場合は、その国際条約の規定を適用する。
4. ベトナムの法律又はベトナム社会主義共和国の加盟する国際条約による外交優遇免除又は領事優遇免除の権利者である外国の個人、機関、組織、国際組織に関連する行政事件の内容は外交ルートで解決される。

第 3 条 用語説明

本法において、下記の各用語は次のように理解される。

1. 行政決定とは、行政管理活動における 1 つの具体的な問題について 1 つ又はいくつかの具体的な対象に対して 1 回適用される国家行政機関、その他の機関、組織又はそれらの機関、組織において権限を有する者の文書による決定をいう。
2. 行政行為とは、国家行政機関、その他の機関、組織又はそれらの機関、組織において権限を有する者の法律の規定による任務又は公務を実現する又は実現しない行為をいう。

3. 懲戒免職決定とは、自己の管理権に服する公務員に対して免職という懲戒の形式を適用するための機関、組織の長の文書による決定をいう。
4. 機関、組織の内部的な行政決定及び行政行為とは、その機関、組織の範囲内の機能、任務を実現する管理、指導、運営の決定、行為をいう。
5. 当事者とは、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者をいう。
6. 提訴人とは、行政決定、行政行為、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿作成に対して行政事件を提訴する個人、機関、組織をいう。
7. 被提訴人とは、訴願された行政決定、行政行為、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿作成を行った個人、機関、組織をいう。
8. 関連する権利義務を有する者とは、提訴人、被提訴人以外の者で、その行政事件の解決がその者の権利義務に関連するので、関連する権利義務を有する者として自ら又はその他の当事者が訴訟参加を提案し、かつ裁判所により承認され又は裁判所により訴訟に参加させられる個人、機関、組織をいう。
9. 機関、組織とは、国家機関、政治組織、政治社会組織、社会組織、社会職業組織、経済組織、非営利団体、人民武装部隊を含む。

第 4 条 行政訴訟における社会主義法制の保障

訴訟進行人、訴訟参加人、関連する個人、機関、組織の行政訴訟の全活動は、本法の規定に従わなければならない。

第 5 条 裁判所に対して適法な権利利益の保護を要する権利

個人、機関、組織は、本法の規定に従って、自らの適法な権利利益を保護するよう裁判所に要求するため、行政事件を提訴する権利を有する。

第 6 条 行政事件における損害賠償問題の解決

行政事件の提訴人、行政事件において関連する権利義務を有する者は、同時に損害賠償を要求するこ

とができる。この場合、損害賠償の要求を解決するため、国家賠償責任に関する法律及び民事訴訟に関する法律の各規定が適用される。

行政事件において損害賠償の要求があるが、その証明条件が整っていない場合は、裁判所は、法律の規定に従って、損害賠償の要求を後に別の民事事件として解決をするために、行政事件から分離することができる。

第7条 当事者の意思決定権及び自己決定権

個人、機関、組織は、行政事件の提訴を決定することができる。裁判所は、提訴人の提訴状が提出されたときのみ行政事件の解決を受理する。行政事件の解決過程において、提訴人は本法の規定に従って、自己の提訴要求を取下げ、変更、補充をすることができる。

第8条 行政訴訟における証拠提出、証明

- 当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の要求に根拠があり、かつ適法であることを証明する権利義務を有する。
- 裁判所は、本法が規定する場合において、証拠の確証、収集を行う。

第9条 権限のある個人、機関、組織の証拠、資料提出責任

個人、機関、組織は、自己の任務、権限の範囲において、当事者、裁判所、検察院の要求があったときは、当事者、裁判所、検察院に対し、その個人、機関、組織が占有、管理する証拠を十分かつ期限どおりに提出する責任を負う。提出することができない場合は、文書で当事者、裁判所、検察院に通知し、かつ、資料、証拠を提出できない理由を明記しなければならない。

第10条 行政訴訟における権利義務の平等

- すべての公民は、民族、男女、社会身分、信仰、宗教、文化水準、職業の区別なく、法律の前及び裁判所の前において平等である。
- すべての機関、組織は、その組織形態、所有形態、その他の事由にかかわらず平等である。
- 各当事者は、行政事件の解決過程において、権利義務に関し平等である。裁判所は、当事者が権利、義務を実現する条件を作る責任を負う。

第11条 当事者の適法な権利利益の防御権の保障

- 当事者は、自ら又は弁護士若しくはその他の者に依頼して、自己の適法な権利利益を保護する。
- 裁判所は、当事者に対し、自己の適法な権利利益の保護権の行使を保障する責任を負う。

第12条 行政訴訟における対話

行政事件の解決過程において、裁判所は、当事者が事件解決に関する対話をできるような条件を作る。

第13条 人民参審員の行政事件審理への参加

行政裁判には、本法の規定に従って、人民参審員が参加する。審理において、人民参審員は裁判官と同等の権限を有する。

第14条 裁判官及び人民参審員による独立し、法律のみに従った審理

行政事件の審理に際して、裁判官及び人民参審員は、独立し、法律のみに従う。裁判官及び人民参審員の任務遂行に干渉し、阻止するすべての行為は、厳禁する。

第15条 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人の責任

- 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、人民を尊重し、人民の監察を受けなければならない。
- 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、法律の前において、その任務及び権限を遂行する義務を負う。行政訴訟進行人が法律に違反する行為をした場合には、その違反の性質、程度に応じて、法律の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追及される。
- 行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人は、法令の規定に従い国家機密及び業務上の秘密を守らなければならない。民族の醇風美俗を維持し、当事者の正当な要求により、その職業上の秘密、企業秘密及び個人的な秘密を守らなければならない。
- 行政訴訟進行人が法律に違反する行為をし、個人、機関、組織に対して損害を生じさせた場合は、その訴訟進行人が所属する機関は、國家の賠償責任に関する法律の規定に従って、損失を被った者に対して損害を賠償しなければならない。

第16条 裁判所による集団審理

裁判所は、行政事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。

第17条 公開の審理

行政事件は、公開で審理される。国家秘密を保持し又は当事者の秘密をその者の正当な要求により保持する必要がある場合には、審理は非公開とするが、判決言渡しは公開する。

第18条 行政訴訟進行人又は訴訟参加人の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院の長官、検察官、通訳人、鑑定人は、自己の任務権限を遂行するにあたり、公平ではないと認められる正当な理由がある場合は、訴訟を進行し又は参加することはできない。

第19条 二審制の実施

- 行政事件の審理は二審制で行う。ただし、国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する行政事件の審理を除く。第一審の判決、決定は、本法の規定に従い控訴、異議を申し立てることができる。

本法が規定する期限内に控訴手続に従って控訴されず、異議が申し立てられなかった第一審の判決、決定は、法的効力を生じる。第一審の判決、決定に対し控訴され、異議が申し立てられたときは、その事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決、決定は、法的効力を有する。

- 法的効力を有する裁判所の判決・決定に法律違反又は新しい事情が発見された場合は、本法の規

定に従って、監督審又は再審手続に基づいて再度検討される。

第 20 条 審理の監督

厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の裁判を監督し、最高人民法院は全審級の裁判所の裁判を監督する。

第 21 条 裁判所の判決、決定の効力の保障

行政事件についての法的効力を有する裁判所の判決、決定は、施行され、個人、機関、組織から尊重されなければならない。

行政事件についての裁判所の判決、決定を執行する義務を負う個人、国家機関、組織は、厳肅に執行しなければならない。

自己の任務、権限の範囲において、裁判所の判決、決定を施行することに関連する任務を与えられた裁判所、機関、組織は、厳肅に施行し、かつ、その任務の実現について法律の前で責任を負わなければならない。

第 22 条 行政訴訟において使用する話し言葉及び書き言葉

行政事件の解決過程で用いる話し言葉及び書き言葉は、ベトナム語である。

訴訟参加人は、自らの民族の話し言葉及び書き言葉を用いることができる。この場合には、通訳人を付さなければならない。

第 23 条 行政訴訟における法遵守の検察

1. 人民検察院は、適時適法な行政事件解決を保障するために行政訴訟における法の遵守を検察する。
2. 人民検察院は、行政事件を、受理した時から事件解決の終了の時まで検察し、裁判所の公判期日、会議期日に参加する。裁判所の判決、決定の執行における法律遵守を検察する。法律の規定に従つて、要求、建議、異議の各権利行使する。
3. 未成年者、民事行為無能力者の適法な権利利益に関する行政決定、行政行為に関しては、その者のための提訴人がいないときは、検察院は、その者が居住する社、区、町の人民委員会（以下社級人民委員会をいう）に対して、その者の適法な権利利益を保護するために、後見人を指名して、行政事件の提訴を引き受けさせるように建議することができる。

第 24 条 事件の資料、文書を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、本法の規定に従い、行政訴訟参加人に対し、判決、決定、召喚状及びその他の裁判所の関連文書を直接交付又は郵送で送付する責任を負う。
2. 直接交付できず又は郵送したが功を奏ないときには、裁判所は、行政訴訟参加人に送付するためには、行政訴訟参加人の居住地の社級人民委員会又は行政訴訟参加人が勤務する機関若しくは組織に、判決、決定、召喚状及びその他の文書を送付しなければならない。

行政訴訟参加人の居住地の社級人民委員会、又は行政訴訟参加人が勤務する機関若しくは組織は、判決、決定、召喚状、及びその他の資料の送付に

ついての結果を裁判所の要求を受領したときから5営業日以内に裁判所に通知しなければならない。山岳地、国境地、諸島、遠隔地の場合は、この期間は10営業日である。

第 25 条 個人、機関、組織の行政訴訟への参加

個人、機関、組織は、本法の規定に従って、行政訴訟に参加し、裁判所による行政事件の適時かつ適法な解決に貢献する権利義務を有する。

第 26 条 行政訴訟における不服申立て、告発する権利の保障

行政訴訟活動において、訴訟進行機関、行政訴訟進行人又は個人、機関、組織の違法行為に対し、個人、機関、組織は不服申立てをする権利を有し、個人は、告発する権利を有する。

権限のある機関、組織、個人は、適時かつ適法に不服申立て、告発を受け取り、検討し、解決しなければならない。その解決の結果を不服申立人、告発人に文書により通知しなければならない。

第 27 条 訴訟費用、手数料及び手続費用

訴訟費用、手数料及び手続費用に関する各問題は、法律の規定に従う。

第 2 章 裁判所の管轄

第 28 条 裁判所の解決権に属する各訴願

1. 行政決定、行政行為に対する訴願。ただし、政府が規定する項目に基づく、国防、安全、外交領域における国家機密に関する各行政決定、行政行為及び機関、組織の内部的な行政決定、行政行為を除く。
2. 国会代表選挙のための選挙人名簿、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿に関する訴願
3. 局長及び同等以下の職務にある公務員の懲戒免職決定に対する訴願
4. 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する訴願

第 29 条 県、郡、市、省直轄市の人民裁判所の管轄

県、郡、市及び省直轄市の人民裁判所（以下、併せて県級裁判所という。）は、第一審の手続に従つて、次の訴願を解決する。

1. 裁判所と同一行政区域内にある県級以下の国家機関又はその国家機関における権限のある者による行政決定及び行政行為に対する訴願
2. 裁判所と同一行政区域内にある県級以下の機関、組織の長によるその機関、組織の管理権に属する公務員に対する懲戒免職決定に対する訴願
3. 裁判所と同一行政区域内にある選挙人名簿作成機関の国会代表選挙のための選挙人名簿、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿に関する訴願

第 30 条 省、中央直轄市の人民裁判所の管轄

1. 省、中央直轄市の人民裁判所（以下、併せて省級裁判所という。）は、第一審の手続に従って、以下の訴願を解決する。
 - a) 省、省同級の機関、政府所属機関、国家主席事務局、国会事務局、国家会計検査機関、最高人民法院、最高人民検察院の行政決定、行政行為及びそれら各機関における権限のある個人の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所、勤務地又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人の住所、勤務地又は所在地がベトナムの領土内にない場合は、解決管轄は、権限のある機関、個人が行政決定を出し、行政行為をした場所の裁判所に属する。
 - b) 本項a号に規定する国家機関の1つに属する国家機関の行政決定、行政行為及びその国家機関の公務員の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所、職場又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人の住所、勤務地又は所在地がベトナムの領土内にない場合は、解決管轄は、権限のある機関、個人が行政決定を出し、行政決定をした場所の裁判所に属する。
 - c) 裁判所と同じ行政区域内にある省級の国家機関及びその国家機関における権限のある者の行政決定、行政行為に対する訴願
 - d) ベトナム社会主義共和国の国外における外交代表機関又はその機関における権限のある者の行政決定、行政行為に対する訴願であって、提訴人の住所が裁判所と同一行政区域内にあるもの。提訴人がベトナムにおいて住所を有しない場合は、管轄裁判所は、ハノイ市人民裁判所又はホーチ Minh市人民裁判所である。
 - e) 裁判所と同一行政区域内にある省級、省、中央支局の機関、組織の長による懲戒免職決定に対する訴願であって、懲戒された時の勤務地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。
 - f) 競争事件処理決定に関する不服申立解決決定に対する訴願であって、提訴人の住所、勤務地又は所在地が裁判所と同一行政区域内にあるもの。
 - g) 必要な場合には、省級裁判所は、県級裁判所の管轄に属する訴願を解決するために取り上げることができる。
2. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第31条 不服申立状を提出しながら提訴状を提出している場合の管轄権の確定

1. 提訴人は管轄裁判所に行政事件の提訴状を提出するとともに不服申立てを解決する権限のある者に不服申立状を提出する場合には、解決権限は提訴人の選択に従う。
2. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第32条 別の裁判所への移送、管轄に関する紛争の解決

1. 事件を公判に付する決定を発す前に、事件が自己の解決管轄に属しないことを発見したときは、裁判所は、事件記録を管轄裁判所に移送する決定を発すとともに、受理簿を抹消する。この決定

は、直ちに当事者及び同級の検察院に送付されなければならない。

この決定に対しては、決定を受領した日から3営業日の期限内に、当事者は不服を申し立てる権利を有し、同級の検察院は建議する権利を有する。不服申立て又は建議を受領した日から3営業日の期限内に、行政事件の移送決定を発した裁判所の長官は、不服申立て又は建議を解決しなければならない。裁判所の長官の決定は最終決定である。

2. 同一の省又は中央直轄市における各県級裁判所の間の行政事件解決管轄についての争いは、省級裁判所の長官により解決される。

互いに異なる各省又は中央直轄市に属する各県級裁判所の間又は各省級裁判所の間の行政事件解決管轄についての争いは、最高人民法院長官により解決される。

3. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第33条 事件の併合、分離

1. 裁判所は、解決のために、別々に受理した2つ以上の事件を併合して1つの事件することができます。
2. 裁判所は、解決のために、異なった請求を含む1つの事件を分離して2つ以上の事件にすることができます。
3. 本条第1項及び第2項の規定する事件の併合又は分離をしたとき、受訴裁判所は、決定を発し、直ちに当事者及び同級の検察院にその決定を送付しなければならない。
4. 最高人民法院は、本条の規定の施行を指導する。

第3章 訴訟進行機関、訴訟進行人及び訴訟進行人の変更

第34条 訴訟進行機関及び訴訟進行人

1. 行政訴訟進行機関は次のものを含む。
 - a) 人民裁判所
 - b) 人民検察院
2. 行政訴訟進行人は次のものを含む。
 - a) 裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官
 - b) 検察院の長官、検察官

第35条 裁判所の長官の任務、権限

1. 裁判所の長官は次の任務、権限を有する。
 - a) 裁判所の管轄に属する各行政事件を解決するための活動を組織する。
 - b) 行政事件を解決する裁判官、行政事件を審理する合議体に参加する人民参審員を割り当てる。行政事件の訴訟進行をする裁判所書記官を割り当てる。
 - c) 公判期日開始前に裁判官、人民参審員、裁判所書記官の変更を決定する。
 - d) 公判期日開始前に鑑定人、通訳人の変更を決定する。
 - e) 決定を出し、行政訴訟活動を実施する。

- f) 法定効力を有する裁判所の判決・決定に対する監督審又は再審の手続による異議申立てをする。
- g) 不服申立及び告発の解決をする。
- 2. 裁判所の長官は副長官に本条第1項に定める裁判所の長官の任務、権限を遂行する権限を委任することができる。委任を受けた副長官は、与えられた任務の遂行について裁判所の長官に対して責任を負う。

第36条 裁判官の任務、権限

- 1. 事件記録を作成する。
- 2. 緊急保全処分の適用、変更、取消しを決定する。
- 3. 行政事件の解決の停止又は一時停止を決定する。
- 4. 要求のあるときに当事者間の対話の場を設ける。
- 5. 行政事件を公判に付する決定をする。
- 6. 訴訟参加人の召喚決定をする。
- 7. 行政事件の審理に参加する。
- 8. 訴訟活動を実施し、審理合議体の権限に属する問題を評決する。

第37条 人民参審員の任務、権限

- 1. 事件記録を研究する。
- 2. 裁判所の長官、行政事件を解決する担当裁判官に対して、それぞれの権限に属する必要な決定を出すように提案する。
- 3. 行政事件の審理に参加する。
- 4. 訴訟活動を実施し、審理合議体の権限に属する問題を評決する。

第38条 裁判所書記官の任務、権限

- 1. 公判期日開始前の職務上必要な準備をする。
- 2. 公判期日の規則を周知する。
- 3. 裁判所の召喚者名簿上の参加人の出頭状況及び不出頭の理由について審理合議体に報告する。
- 4. 公判期日調書を作成する。
- 5. 本法の規定に従い、他の訴訟活動を実施する。

第39条 檢察院の長官の任務、権限

- 1. 行政訴訟活動における法遵守の検察を遂行するに際して、検察院の長官は次の任務、権限を有する。
 - a) 行政訴訟活動における法遵守の検察活動を組織し、指示する。
 - b) 行政訴訟活動における法遵守を検察し、行政事件を解決する公判期日、会議期日に参加する検察官を割り当てる。
 - c) 行政訴訟活動の法遵守に対する検察官の検察活動を検査する。
 - d) 檢察官の変更を決定する。
 - e) 本法の規定に従い、裁判所の判決、決定に対する控訴審、監督審、再審手続に従った異議申立てをする。
 - f) 本法の規定に従った不服申立て、告発の解決
- 2. 檢察院の長官は、副長官に対して、本条第1項に規定する検察院の長官の任務、権限を遂行する権限を委任することができる。委任を受けた副長官は、与えられた任務の遂行について検察院の長官に対して責任を負う。

第40条 檢察官の任務、権限

1. 行政事件の解決における法遵守を検察する。
2. 訴訟参加人の法遵守を検察する。
3. 行政事件の解決のための公判期日、会議期日に参加する。
4. 裁判所の判決、決定を検察する。
5. 檢察院の長官の割当てに従い、検察院の権限に属する他の任務、権限を行使する。

第41条 訴訟進行人が拒絶され又は変更される場合

- 以下の場合においては、訴訟進行人は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
 2. 同一事件において、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人、通訳人の資格で既に参加した。
 3. 提訴された行政決定の発付に参加した又は行政行為に関連を有する。
 4. 提訴された行政決定又、政行為に対する、不服申立解決決定の発付に参加した。
 5. 公務員に対する懲戒免職決定の発付に参加した又は提訴された公務員に対する懲戒免職決定に対する不服申立解決決定の発付に参加した。
 6. 競争事件処理決定、提訴された競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の発付に参加した。
 7. 提訴された国会代表選挙のための選挙人名簿の作成、人民評議会代表選挙のための選挙人名簿の作成に参加した。
 8. 任務を行う際に公平ではないであろうと認められる明確な根拠がある。

第42条 裁判官、人民参審員の変更

- 以下の場合においては、裁判官、人民参審員は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
 2. 審理合議体の別の構成員と親戚である。
 3. 最高人民裁判所裁判官評議会又は省級裁判所の裁判官委員会の構成員であるため監督審、再審の手続に従って複数回なお同じ1つの事件の審理に参加できる場合を除き、それらの者が、当該事件の第一審、控訴審、監督審、再審の審理に参加した。
 4. 檢察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。

第43条 檢察官の変更

- 以下の場合においては、検察官は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
 2. 裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。
 3. その事件の審理合議体の構成員のうち1人と親戚である。

第44条 裁判所書記官の変更

- 以下の場合においては、裁判所書記官は、訴訟の進行を拒絶し又は変更されなければならない。
1. 本法第41条に規定する場合の1つに属する。
 2. 裁判官、人民参審員、検察官、裁判所書記官の資格でその事件の訴訟進行人であった。

3. その事件のその他の訴訟進行人のうち1人と親戚である。

第45条 訴訟進行拒絶又は訴訟進行人変更の提案の手続

1. 公判期日開始前における訴訟進行の拒絶又は訴訟進行人の変更の提案は、その理由及び根拠を明らかにして、文書で行わなければならない。
2. 公判期日における訴訟進行の拒絶又は訴訟進行人の変更の提案は、公判期日調書に記載しなければならない。

第46条 訴訟進行人の変更決定

1. 公判期日開始前における裁判官、人民参審員、裁判所書記官の変更は、裁判所の長官が決定する。変更される裁判官が裁判所の長官であるときは、直近上級裁判所の長官が決定する。
公判期日開始前における検察官の変更は、同級の検察院の長官が決定する。変更される検察官が検察院の長官であるときは、直近上級検察院の長官が決定する。
2. 公判期日における裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官の変更は、変更を要求された者の意見を聴いた後、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室において討論して、多数決に従って決定する。裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官を変更しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。変更される者に代わる裁判官、人民参審員、裁判所書記官の指名は、裁判所の長官が決定する。変更される者が裁判所の長官であるときは、直近上級裁判所の長官が決定する。変更される検察官に代わる検察官の指名は、同級の検察院の長官が決定する。変更される検察官が検察院の長官であるときは、直近上級検察院の長官が決定する。
3. 公判期日を延期した日から7営業日の期限内に、裁判所の長官、検察院の長官は、変更すべき他の者を指名しなければならない。

第4章

訴訟参加人、訴訟参加人の権利及び義務

第47 訴訟参加人

行政訴訟参加人は、当事者、当事者の適法な代理人、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人、通訳人を含む。

第48条 当事者の行政訴訟法律能力及び行政訴訟行為能力

1. 行政訴訟法律能力とは、行政訴訟における法律の規定による権利義務を有する能力をいう。すべての個人、機関、組織は、その適法な権利利益の保護を裁判所に要求するに当たり、互いに等しく行政訴訟法律能力を有する。
2. 行政訴訟行為能力とは、行政訴訟において自己の権利義務を自分自身で行使し又は自己の代理人に行政訴訟に参加する権限を与える能力をいう。

3. 当事者が満18歳以上である場合は、完全な行政訴訟行為能力を有する。ただし、民事行為能力喪失者、法令が他に規定する者を除く。
4. 当事者が未成年者、民事行為能力喪失者である場合、当事者の行政訴訟における権利義務は、法定代理人を通じて実現する。
5. 当事者が機関、組織である場合、行政訴訟の権利義務は、法定代理人を通じて実現する。

第49条 当当事者の権利義務

1. 自己の適法な権利利益を証明し防御するために、資料、証拠を提出する。
2. 他の当事者が提供し又は裁判所が収集した資料、証拠を知り、読み、筆写し、複写し、見ることができる。
3. 証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、その証拠を裁判所に提出するため自己に提供するよう要求する。
4. 自分自身ではできない事件の証拠の検証、収集を裁判所に提案する。証人の召喚、鑑定、価格査定の徵求を裁判所に提案する
5. 緊急保全処分の適用、変更、取消しを裁判所に要求する。
6. 公判期日に参加する。
7. 裁判所に事件解決を時停止することを提案する。
8. 自己の代理として、弁護士又はその他の人に文書で訴訟参加を委任する。
9. 訴訟進行人、訴訟参加人の変更を要求する。
10. 関係する権利義務を有する者を訴訟に参加させるよう裁判所に提案する。
11. 裁判所の事件解決過程において対話をする。
12. 自己の各権利義務を実現するために適法な通知を受け取る。
13. 自己の適法な権利利益を自ら保護し又は他人に保護を依頼する。
14. 公判期日において論争する。
15. 裁判所の判決、決定に対し控訴、不服申立てをする。
16. 裁判所の法的効力を有する判決、決定について、権限のある者に対して、監督審、再審の手続に従って異議申立てをするよう提案する。
17. 裁判所の判決抄本、判決、決定を提供を受ける。
18. 裁判所の要求に従って、関連する資料、証拠を十分かつ適時に提出する。
19. 裁判所の召喚状に従って出頭しなければならず、事件解決を行っている時には裁判所の決定を履行する。
20. 裁判所を尊重し、公判期日の規則に厳粛に従う。
21. 法律の規定に従って、訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料をする。
22. 法的効力を有する裁判所の判決、決定を厳粛に履行する。
23. 法律が規定する他の権利義務

第50条 提訴人の権利義務

1. 本法第49条が規定する権利義務
2. 提訴要求の一部又は全部を取り下げる。提訴時効がまだ存している場合、提訴要求の内容を変更、補充する。

第 51 条 被提訴人の権利義務

1. 本法第 49 条が定める権利義務
2. 提訴されたことについて裁判所から通知を受ける。
3. 提訴された行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿を修正又は取り消す。訴願された行政行為の中止し、克服する。

第 52 条 関連する権利義務を有する者の権利義務

1. 関連する権利義務を有する者は独立した要求を行い、提訴人側又は被提訴人側について訴訟に参加することができる。
2. 関連する権利義務を有する者は、独立した請求を行う場合には、本法第 50 条に規定する提訴人の権利義務を有する。
3. 関連する権利義務を有する者は、提訴人側について訴訟に参加し又は権利のみを有する場合には、本法第 49 条に規定する提訴人の権利義務を有する。
4. 関連する権利義務を有する者は、被提訴人側について訴訟に参加し又は義務のみを有する場合には、本法第 51 条 1 項及び 2 項に規定する被提訴人の権利義務を有する。

第 53 条 行政訴訟の権利義務の継承

1. 個人である当事者が死亡したがその者の権利義務が承継されるときは、承継人が訴訟に参加できる。
2. 提訴人が機関、組織であり統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その機関、組織の権利義務を継承する個人、機関又は組織が、その機関又は組織の訴訟上の権利義務を実現する。
3. 被提訴人が機関、組織において権限を有する者であり、その機関、組織が統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その者の権利義務を受け継ぐ者が訴訟に参加する。
被提訴人が機関、組織において権限を有する者であり、その職名が存在しない場合は、その機関、組織の長が被提訴人の権利義務を実現する。
4. 被提訴人が機関、組織であり、統合、合併、分離、分割、解体された場合は、その機関、組織の権利義務を継承する機関、組織が、その機関、組織の訴訟上の権利義務を実現する。
被提訴人が機関、組織であり、既に解体され、その権利義務の継承者が存在しない場合は、上級の機関、組織が被提訴人の権利義務を実現する。
5. 訴訟上の権利義務の継承は、行政事件の解決過程のいかなる段階においても裁判所によって承認を受けることができる。

第 54 条 代理人

1. 行政訴訟の代理人は、法定代理人及び委任による代理人を含む。
2. 行政訴訟の法定代理人は、以下のいずれかの者であるが、法律の規定によって代理権が制限されている者を除く。
 - a) 未成年者である子の父親、母親
 - b) 被後見人の後見人
 - c) 法律の規定によって任命又は選任された機関、組織の長

- d) 世帯の長
- e) 合作社の長
- f) 法律に規定するその他の者
3. 行政訴訟の委任による代理人は満 18 歳以上で、民事行為能力を失わず、当事者又は当事者の法定代理人に文書による委任をされた者でなければならない。
4. 行政訴訟の法定代理人、委任による代理人は民法の規定に従って代理を終了する。
5. 行政訴訟の法定代理人は、自己が代理する当事者の行政訴訟の権利義務を実現する。
行政訴訟の委任による代理人は、権限を委任した者の行政訴訟の権利義務を実現する。権限の委任を受けた者は、第三者にさらに権限を委任することはできない。
6. 以下の者は代理人となることができない。
 - a) 代理される者と同一の事件の当事者であり、自己の適法な権利利益が、代理される者の権利利益と対立する場合
 - b) 他の当事者のために行政訴訟の法定代理人を務めており、その当事者の適法な権利利益が同一の事件の代理される者の適法な権利利益と対立する場合
7. 裁判所、検察院、監査機関、判決執行機関の役人、公務員、公安の公務員、仕官、下部仕官は、行政訴訟の代理人となることができない。ただし、その者の機関の代理人として又は法定代理人として行政訴訟に参加する場合を除く。

第 55 条 当事者の適法な権利利益の保護人

1. 当当事者の適法な権利利益の保護人とは、当事者の適法な権利利益を保護するため、訴訟に参加することを当事者に依頼され、裁判所が許可した者である。
2. 以下の者は、当事者の適法な権利利益の保護人として活動することを裁判所によって承認を受けることができる。
 - a) 弁護士法の規定に従って訴訟に参加する弁護士
 - b) 法律扶助法の規定による法律扶助官又は法律扶助の参加者
 - c) 完全な民事行為能力を有するベトナム公民であり、法律知識を有し、有罪判決を受けたことがない又は有罪判決を受けた後に前科を抹消された者で、医療施設又は教育施設に送致する行政処理措置の適用を受けておらず、裁判所、検察院、監査機関、判決執行機関の役人、公務員、公安の公務員、仕官、下級士官ではない者
3. 当当事者の適法な権利利益の保護人は、同一事件の複数名の当事者の適法な権利利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を保護することができる。複数の当事者の適法な権利利益の保護人は、事件の当事者 1 名の適法な権利利益を共同して保護することができる。
4. 当当事者の適法な権利利益の保護人は、以下の権利義務を有する。
 - a) 提訴時又は行政訴訟のいずれの段階でも、訴訟に参加する。
 - b) 当当事者の適法な権利利益を保護するため、証拠を検証、収集し、裁判所に提出し、事件記録を検討し、事件記録にある資料を記録し、複写する。

- c) 公判期日に参加し又は当事者の適法な権利利益を保護する文書を提出する。
- d) 本法の規定に従い、当事者に代わって訴訟進行人、他の訴訟参加人の変更を要求する。
- e) 公判期日において論争する。
- f) 裁判所の召喚状に従って出席しなければならない。
- g) 裁判所を尊重し、公判の規則に厳粛に従う。

第 56 条 証人

1. 事件の内容に関連する事情を知っている者は、裁判所に召喚され証人として訴訟に参加することができる。民事行為能力喪失者は、証人となることができない。
2. 証人は以下の各権利義務を有する。
 - a) 事件の解決に関連し、自己が入手したすべての情報、資料、物を提出する。
 - b) 事件の解決に関連して、自己が知っている事情を誠実に報告する。
 - c) 自己の報告について法律上の責任を負う。当事者又はその他の者に損害を与える虚偽の事実を報告したことによって生じた損害を賠償する。
 - d) 公開の公判期日で証言をしなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて公判期日に出頭しなければならない。証人が正当な理由なく公判期日に出頭せず公判を妨げた場合は、審理合議体は、証人を公判期日に引致する決定を発することができる。
 - e) その権利義務の遂行を裁判所に対して誓約する。証人が未成年者である場合は除く。
 - f) 自己の証言が国家機密、商業秘密、企業秘密、個人秘密に関連する又は当該証言が自己の親戚である当事者に不利を与える場合は、報告を拒否することができる。
 - g) 裁判所に召喚されたとき又は証言をするときに仕事を休むことができる。
 - h) 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
 - i) 訴訟に参加するときに、召喚した裁判所及び権限のある国家機関に対し、自己の生命、健康、名誉、威儀、財産及びその他の適法な権利利益を保護するよう要求する。
 - j) 訴訟進行機関、訴訟進行人の訴訟上の行為について不服を申し立てる。
3. 誤った報告をし、事実に反する資料を提出し、証言することを拒否し又は裁判所に召喚されたのに正当な理由なく出頭しなかった証人は、法律の規定に従って責任を負う。

第 57 条 鑑定人

1. 鑑定人とは、鑑定が必要な物の分野において法律の規定に従った必要な知識、経験を有する者で、問題となっている物の鑑定をするため、当事者間の合意に基づいて選任され又は複数の当事者の要求により裁判所に呼び出された者をいう。
2. 鑑定人は、以下の権利義務を有する。
 - a) 鑑定の対象に関する事件記録の資料を閲覧する。鑑定に必要な書類の提供を裁判所に要求する。
 - b) 鑑定の対象に関する問題について、訴訟参加人に尋問する。

- c) 裁判所の召喚状に従って出頭し、鑑定に関する問題に回答する。
 - d) 必要な鑑定が自己の専門能力を超えていたり又は鑑定のために提供された資料が不適切又は使用不可能であるために、鑑定を行うことができない場合には、その旨を裁判所に文書で通知する。
 - e) 受け取った資料を保存し、鑑定の結論結果又は鑑定不可能に関する通知とともにその資料を裁判所に返却する。
 - f) 鑑定のために資料を任意に収集し、他の訴訟参加人に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の訴訟参加人に連絡を取ってはならない。鑑定人を召喚した裁判官を除き、鑑定中に知った秘密情報を公開し又は他の者に鑑定結果を知らせない。
 - g) 独立して鑑定結論を提出する。誠実かつ根拠に基づいて鑑定の結論を出す。
 - h) 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
 - i) 裁判所に対し自己の権利義務を遂行する旨の誓約をしなければならない。
3. 正当な理由なく鑑定の結論出すことを拒否し、虚偽の鑑定結果を出し又は裁判所から召喚されたのに正当な理由なく出頭しなかった鑑定人は、法律の規定に従って責任を負わなければならない。
 4. 鑑定人は、以下の場合には鑑定を拒否し又は変更されなければならない。
 - a) 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
 - b) 同一事件における当事者の適法な権利利益の保護人、証人、通訳人として訴訟に参加した。
 - c) 同一事件における鑑定すべき同一対象について鑑定をした。
 - d) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、検察官、書記官として訴訟を行った。
 - e) 任務を行う際に公平でないであろうと認められる明確な根拠がある。

第 58 条 通訳人

1. 通訳人とは、訴訟参加人がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に通訳できる者をいう。通訳人は、当事者間で選任の合意がされた上で裁判所により承認される又は裁判所から通訳の要求を受ける。
2. 通訳人は、以下の権利義務を有する。
 - a) 裁判所の召喚状に従って出頭する。
 - b) 誠実に、客観的に、正確に通訳する。
 - c) 訴訟進行人、訴訟参加人に通訳が必要な言葉を更に説明するよう提案する。
 - d) 他の訴訟参加人に連絡を取ることが通訳の信頼性、客観性、正確性に影響を与える場合には、他の訴訟参加人に連絡を取ってはならない。
3. 法律の規定に従って旅費及び他の手当を享受する。
4. 裁判所に対し自己の権利義務を遂行する旨の誓約をする。
5. 故意に虚偽の通訳をし、又は裁判所から召喚されたときに正当な理由なく出頭しない通訳人は、法律の規定に従って責任を負わなければならない。
6. 通訳人は、以下の場合には鑑定を拒否し又は変更されなければならない。

- a) 同時に当事者、当事者の代理人、親戚である。
 - b) 同一事件における当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人として訴訟に参加した。
 - c) 通訳人が同一事件の裁判官、人民参審員、検察官、書記官として訴訟を行った。
 - d) 任務を行う際に通訳人が公平でないであろうと認められる明確な根拠がある。
5. 本条の規定は、聴覚障害者のための手話の通訳人にも適用する。
- 聴覚障害者の代理人又は親族のみがその手話を理解する場合は、その代理人又は親族は、その聴覚障害者の通訳人を務めることについて裁判所から承認を受けることができる。

第 59 条 鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案の手続

1. 公判期日前における鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案は、文書で行い、拒絶又は変更についての理由を明記しなければならない。鑑定人、通訳人の変更は、裁判所の長官が決定する。
2. 公判期日前における鑑定、通訳の拒絶又は鑑定人、通訳人の変更の提案は、公判期日調書に記載されなければならない。鑑定人、通訳人の変更は、変更を要求されている者の意見を聴取した後、審理合議体が決定する。

第 5 章 緊急保全処分

第 60 条 緊急保全処分の適用を要求する権利

1. 事件の解決過程において、当事者、当事者の代理人は、回復不能の損害を回避し、又は判決の執行を保障するため、事件を解決している裁判所に対し、本法第 62 条に規定する緊急保全処分の 1 つ又は複数の適用をして、当事者の差し迫った要求を一時的に解決し、証拠を保護し、現状を保全するよう要求する権利を有する。
2. 直ちに証拠を保全し、起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急の場合に、個人・機関・組織は管轄裁判所に提訴状を提出すると同時に、本法第 62 条が定める緊急保全処分の適用する決定の発令を要求する申立書をその裁判所に対して提出する権利を有する。
3. 緊急保全処分を要求する者は担保措置を探る必要がない。

第 61 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定権限

1. 公判期日前における緊急保全処分の適用、変更、取消しは、裁判官が検討し、決定する。
2. 公判期日前における緊急保全処分の適用、変更、取消しは、審理合議体が検討し、決定する。

第 62 条 緊急保全処分

1. 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の執行を一時的に停止する。
2. 行政行為の実行を一時的に止める。
3. 一定の行為の実現を禁止又は強制する。

第 63 条 行政決定、懲戒免職決定、競争事件解決決定の執行の一時停止

行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定の執行の一時停止は、その決定が違法であり、その決定の執行が克服しがたい重大な効果をもたらすと認められる根拠がある場合に適用される。

第 64 条 行政行為の実行の一時停止

行政行為の実行の一時停止は、その行為が違法であり、その行政行為を継続して実行することにより克服しがたい重大な効果をもたらすと認められる根拠がある場合に適用される。

第 65 条 一定行為の禁止又は強制

一定行為の禁止又は強制は、事件の解決過程において、当事者が、事件の解決又は裁判所に審理されている事件の関連する権利義務を有する者の適法な権利利益に影響を与える一定行為の一部を、為し又はしないと認められる根拠がある場合に適用する。

第 66 条 不適切な緊急保全処分の適用要求による責任

1. 裁判所に対して緊急保全処分を適用する決定の発令を要求した当事者は、自己の要求について法律上の責任を負わなければならず、損害を生じさせたことにおいて過失があるときは、賠償しなければならない。
2. 裁判所は、当事者の要求と違った緊急保全処分を適用し、緊急保全処分を適用された者又は第三者に損害を生じさせたときには、損害を賠償しなければならない。

第 67 条 緊急保全処分の適用手続

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を要求する者は、管轄裁判所に申立書を提出しなければならない。その申立書は、緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を付さなければならない。
 2. 緊急保全処分の適用を要求する申立書は以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 申立書を作成した年月日
 - b) 緊急保全処分の適用を要求している者の名前、住所
 - c) 緊急保全処分の適用を要求されている者の名前、住所
 - d) 提訴されている行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定又は行政行為の内容の要約
 - e) 緊急保全処分を適用しなければならない理由
 - f) 適用される必要のある緊急保全処分及び具体的な各要求
 3. 本法第 60 条第 1 項が定める緊急保全処分の適用の要求があった場合については、事件解決の担当裁判官が、検討し、解決しなければならない。裁判官は、申立書を受け取ってから 48 時間の期限内に、緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に文書で通知をする。
- 審理合議体が公判期日において緊急保全処分の適用を要求する申立書を受け取った場合は、審理

合議体は直ちに検討し緊急保全処分を適用する決定を発する。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明示して、申立人に文書で通知をし、かつ公判期日調書に記載する。

- 本法第 60 条 2 項に定める緊急保全処分の適用の要求があった場合については、提訴状及び添付の証拠とともに申立書を受け取った後、裁判所の長官は直ちに申立書の受理、解決をする裁判官 1 名を指名する。申立書を受け取ってから 48 時間の期限内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。要求を承認しない場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に文書で通知しなければならない。

第 68 条 緊急保全処分の変更、取消し

当事者の要求に従い、裁判所は、検討の上、緊急保全処分の変更又は取消しを決定する。
緊急保全処分の変更又は取消手続は本法第 67 条の規定に従って行われる。

第 69 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定の効力

- 緊急保全処分の適用、変更、取消決定は、直ちに執行力を有する。
- 裁判所は、直ちに緊急保全処分の適用、変更、取消決定を、当事者、同級の検察院及び民事判決執行機関に交付又は送付しなければならない。

第 70 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことに対する不服申立て、建議

- 事件を解決している裁判所の長官に対し、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は裁判官が緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことについて、当事者は不服申立てをする権利を有し、検察院は建議をする権利を有する。不服申立て、建議の期限は、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定を發しないという通知を受け取った日から 3 営業日である。
- 公判期日において、審理合議体に対し、緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は、緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことについて、当事者は不服申立てをする権利を有し、検察院は建議をする権利を有する。

第 71 条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定又は緊急保全処分の適用、変更、取消決定をしないことに対する不服申立て、建議の解決

- 裁判所の長官は、本法第 70 条 1 項に規定する不服申立て及び建議を、不服申立て、建議を受け取った日から 3 営業日の期限内に検討し、解決しなければならない。
- 不服申立て、建議を解決する裁判所の長官の決定は最終決定であり、当事者、同級の検察院及び同級の民事判決執行機関に直ちに交付又は送付しなければならない。
- 公判期日における、不服申立て、建議の解決は、審理合議体の権限に属する。不服申立て、建議を解決する審理合議体の決定は最終決定である。

第 6 章 証明、証拠

第 72 条 行政訴訟における証拠提出、証明義務

- 提訴人は、その適法な権利利益を保護するため、行政決定又は懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定の写し、不服申立て解決決定（ある場合）の写し及びその他の証拠を提出する義務を負う。証拠を提出できない場合はその理由を明示しなければならない。
- 被提訴人は裁判所に不服申立て解決記録（ある場合）及び行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定を発した又は行政行為をした根拠となる文書、資料の写しを提出する義務を負う。
- 関連する権利義務を有する者はその適法な権利利益を保護するための証拠を提出する義務を負う。

第 73 条 証明不要な事情、出来事

- 以下の事情、出来事は証明する必要がない。
 - 明白で、誰もが知っており、裁判所が承認した事情、出来事
 - 裁判所の法的効力を有する判決、決定の中で確定された事情、出来事
 - 文書に記載され、かつ、適法に公証、実証された事情、出来事
- 一方の当事者が、相手当事者の提出した事情、出来事を承認する又は反対しない場合、事情、出来事を提出した当事者は証明を要しない。当事者に、訴訟に参加する代理人がいる場合は、代理人の承認、反対しないことは当事者の承認と見なす。

第 74 条 証拠

行政事件における証拠とは、裁判所が、当事者の要求、反対に根拠があるか否か、適法であるか否かを判断するための根拠として、当事者、その他の個人、機関、組織が裁判所に提出し又は裁判所が本法の規定する順序、手続に従って収集した事実を含むものだけではなく行政事件の適正な解決に必要なその他の事情をいう。

第 75 条 証拠源

証拠は以下の源から収集される。

- 可読、可聴及び可視の資料
- 物証
- 当事者の供述
- 証人の証言
- 鑑定の結論
- 現場鑑定の結果を記載した調書
- 財産の査定、査定審査の結果
- 法律に規定するその他の源

第 76 条 証拠の確定

- 可読資料は、原本又は適法に公証、実証された若しくは権限のある機関、組織に提供し、確認された写しであれば、証拠として見なされる。

2. 可聴、可視資料は、その資料の源を確認した資料又はその録音、録画に関連した出来事に関する文書とともに提出された場合に、証拠と見なされる。
3. 証拠となる物証は現物でかつ事件に関連しなければならない。
4. 当当事者の供述、証人の証言は本条第2項の定めに従って書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ、録画ディスクに記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠と見なす。
5. 鑑定の結論は、鑑定が法律の規定する手続に従って行われた場合に証拠と見なす。
6. 現場検証の結果を記録した調書は、検証が法律の規定する手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠と見なす。
7. 財産の査定結果、査定審査結果は、査定、査定審査が法律の規定する手続に従って行われ又は査定官によって法律の規定に従って提出された場合に証拠と見なす。

第77条 証拠提出

1. 裁判所による行政事件の解決過程において、当事者は、裁判所に証拠を提出する権利義務を有する。当事者は、証拠を提出せず又は十分な証拠を提出しない場合は、法令が別に定める場合を除き、証拠を提出しないこと又は十分な証拠を提出しないことの結果を引き受ける。
2. 当当事者による裁判所への証拠提出は、証拠提出受領調書に記載しなければならない。調書には、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、頁数及び受領時刻を明記し、提出者の署名又は指印、受領者の署名及び裁判所の押印がなければならない。調書は2部作成し、1部は行政事件記録に綴り、1部は手持ち証拠を提出した当事者に交付する。
3. 裁判所に対して少数民族の言語、外国语による証拠を提出した当事者は、適法に公証、実証されたベトナム語の翻訳文を添付しなければならない。

第78条 証拠の確証、収集

1. 行政事件の記録中の証拠が、当該事件の解決のためにまだ十分な根拠にならないと認められる場合には、事件解決の担当裁判官は当事者に対して補充証拠の提出を要求する。
2. 当当事者が自分自身で証拠を収集できず、要求がある場合又は必要と認められる場合は、裁判所は、事件の事情を明確にするために、自ら又は委託して、証拠の確証、収集を行う。
3. 檢察院は、事件の解決過程において裁判所に対し、証拠の確証、収集を要求することができる。裁判所の判決、決定に対して異議を申し立てる場合、検察院は事件の処理過程において、自ら記録、資料、物証を収集することができる。
4. 証拠の確証、収集の手段は以下の通りである。
 - a) 当当事者の供述聴取
 - b) 証人の証言聴取
 - c) 対質
 - d) 現場での検討、検証
 - e) 鑑定意見要求
 - f) 財産の評価、査定の決定
 - g) 証拠収集の委託

- h) 個人、機関、組織に対する証拠提出の要求

第79条 当当事者の供述聴取

1. 裁判官は、当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分、不明確である場合に限って、当事者の供述を聴取する。当事者は、自ら陳述書を作成しそれに署名しなければならない。当事者が自ら陳述書を作成できない場合は、裁判官が供述を聴取する。当事者の供述聴取は、当事者が不十分、不明確に供述した事情のみに集中して行う。裁判官自身又は書記官が、調書に当事者の供述を記載する。裁判官は、裁判所の事務所内で当事者の供述を聴取し、必要な場合には裁判所の事務所外で、当事者の供述を聴取してもよい。
2. 当当事者の供述調書は、その当事者に閲覧させ又は読み聞かせ、かつ、当事者が署名又は指印しなければならない。当事者は、供述調書の修正及び補充を要求することができ、確認のために供述調書に署名又は指印する。調書には、供述を聴取した者、調書記録者が署名し、裁判所の捺印をする。調書の頁が別々になっている場合は、各頁に署名をし、割印を押さなければならない。当事者の供述調書が裁判所の事務所外で作成された場合は、証人がいる又は調書が作成された所在地の社級人民委員会、公安機関、機関、組織による確認がなければならない。当事者が字を書けない者である場合は、当事者が選択した証人が立会わなければならない。
3. 18歳未満の当事者、制限民事行為能力者の供述聴取は、その法定代理人又は管理、保護者の立会いの下で行われなければならない。

第80条 証人の証言聴取

1. 当当事者の要求がある場合又は必要と認められる場合には、裁判官は、証人の証言を聴取する。
2. 証人の証言聴取の手続は、本法第79条に規定する当事者の供述聴取と同様に行う。

第81条 対質

1. 当当事者の要求がある場合又は当事者若しくは証人の供述に矛盾があると認められる場合には、裁判官は、当事者間、当事者と証人間又は証人間ににおいて対質を行わせる。
2. 対質は、調書に記録し、対質の参加者が署名しなければならない。

第82条 現場検討、検証

1. 現場検討、検証は、現場検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表が出席して、裁判官が行い、当事者が検討し、検証を知り、証見するために、事前に通知しなければならない。
2. 現場検討、検証は、調書に記録しなければならない。調書には、現場検討、検証の結果を明記し、現状を明確に描写し、検討、検証を行った者が署名し、当事者が出席した場合には当事者、検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表及び検討、検証に参加を求められたその他の者が署名又は指印しなければなら

ない。調書の作成後、検討、検証を行った者は、検討、検証が必要な対象物の所在地の村級人民委員会又は機関、組織の代表に、確認のための署名及び捺印を要求しなければならない。

第83条 鑑定意見要求

1. 当事者の要求がある場合又は必要と認められる場合に、裁判官は、鑑定意見を求める決定を発することができる。鑑定意見を求める決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定を必要とする対象、鑑定を必要とする問題、鑑定人の結論を必要とする具体的な要求を明記しなければならない。
2. 鑑定意見を求める決定を受け取った鑑定人は、法律の規定に従って鑑定を実施しなければならない。
3. 鑑定の結論が不十分、不明確である、又は法律に違反すると認められる場合には、1名又は複数の当事者の要求により、裁判官は、補充鑑定又は再鑑定決定を発することができる。

前回の鑑定を行った者は再鑑定をすることはできない。

第84条 偽造であると告発された証拠の鑑定意見要求

1. 証拠が偽造であると告発された場合は、その証拠の提出者は、その証拠を取り下げる権利がある。取り下げない場合には、裁判所は、本法第83条の規定に従って、偽造であると告発された証拠について鑑定意見を求める決定をすることができる。
2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判所は、刑事責任を検討するためにその証拠を権限のある捜査機関に送付する。
3. 偽造証拠を提出した者は、証拠の偽造により他の者に損害を生じさせた場合には、損害賠償をしなければならない。

第85条 財産査定、財産査定審査

1. 裁判所は、1名又は複数の当事者が要求する場合又は必要と認められる場合に財産査定、財産査定審査決定を発する。
2. 裁判所の決定に従って設立される査定評議会は、金融機関の代表者である議長及び関連専門機関の代表者である構成員から構成される。査定評議会は、その構成員全員が出席した時のみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の村級人民委員会の代表に、査定への立会いを求める。当事者は、事前に査定の時間、場所の通知を受け、査定に参加し、意見を述べることができる。査定財産の価格決定権は、査定評議会にある。
3. 金融機関及び関連専門機関は、査定評議会に参加する職員を派遣し、彼らが任務を遂行するための条件を与える責任を負う。査定評議会の構成員に指名された者は、査定に全面的に参加しなければならない。
4. 査定は、調書に記録し、各構成員の意見及び参加した当事者の意見を明記しなければならない。査定評議会の決定は、構成員の過半数の投票が必要である。査定評議会の構成員、当事者及び立会人は、調書に署名する。
5. 最高人民法院は、裁判所が財産査定審査を決

定することの施行を指導する。

第86条 証拠収集の委託

1. 行政事件の解決過程において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項に規定する権限のある機関に対し、当事者、証人の供述の聴取、現場検証、財産査定又は証拠を収集し行政事件の事情を確証するその他の措置を取るよう委託決定を発することができる。
2. 委託決定には、提訴人、被提訴人の氏名、住所、証拠収集のための具体的な委託業務を明記しなければならない。
3. 委託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから30日の期限内に具体的な任務を遂行し、委託決定を発した裁判所に結果を文書で通知する責任を負う。任務を実行できない場合には、委託決定の発した裁判所に対して文書で通知し、理由を明示しなければならない。
4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合、裁判所は、権限のあるベトナム機関又は外国の権限機関を通じて、ベトナムとその国が構成員である国際条約に従って又はベトナム法律に違反せず、国際法及び国際慣習に適合する相互主義原則に従って、委託手続を実施する。

第87条 個人、機関、組織に対する証拠提出の要求

1. 当事者が、証拠収集のために必要な措置をとったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合には、行政事件の適切な解決を保障する目的で、証拠収集を行うよう裁判所に対して要求することができる。

裁判所に証拠収集を要求する当事者は、証明するべき問題、収集するべき証拠、自ら証拠を収集できない理由、収集が必要な証拠を管理、占有している個人、機関、組織の氏名、住所を明記した申立書を提出しなければならない。
2. 裁判所、検察院は、証拠を管理、占有している個人、機関、組織に、証拠を提出するよう要求することができる。

その証拠を管理、占有している個人、機関、組織は、要求を受け取った日から15日の期限内に、裁判所、検察院の要求に従って、充分に適時に証拠を、提出する責任を負う。裁判所、検察院の要求に従って充分に適時に証拠を提出しない場合は、違反の程度により法律の規定に従って処分される可能性がある。

第88条 証拠保存

1. 証拠が裁判所で提出されたとき、その証拠の保存は裁判所の責任である。
2. 証拠を裁判所で提出できない場合には、その証拠の保存は、証拠の占有者の責任である。
3. 保存のために証拠を第三者に交付することが必要な場合には、裁判官は決定を発し、保存のための第三者への証拠交付調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならず、証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、証拠保存の責任を負う。

第89条 証拠の評価

1. 証拠の評価は、客観的、全体的、十分かつ正確に行わなければならない。
2. 裁判所は、個々の証拠及び証拠間の関連性を評価し、個々の証拠の法的価値を確定しなければならない。

第 90 条 証拠の開示及び使用

1. 本条第2項に定める場合を除き、各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。
2. 裁判所は、国家機密、国民の醇風美俗、職業上の秘密、企業秘密又は当事者の正当な要求により個人の私生活の秘密に関連した証拠を公開しない。
3. 訴訟進行人及び手続参加人は、本条第2項の規定に従い公開しない場合に属する証拠について法律の規定に従い秘密を維持しなければならない。

第 91 条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある又は将来収集が困難になる場合には、当事者は、証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に提案する申立書を提出することができる。裁判所は、封印、保管、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書作成及びその他の措置を含む1つ以上の措置の適用を決定する。
2. 証人が証拠を提出しないよう又は虚偽の証拠を提出するよう脅迫を受け、制圧され又は買収された場合に、裁判所は、証人を脅迫し、制圧し又は買収した者に、その行為を強制的に終了させる決定を発する権限を有する。脅迫、管理又は買収行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所は刑事责任について検討する権限のある捜査機関に送致する。

第 7 章 訴訟文書の発行、交付及び通知

第92条 訴訟文書の発行、交付又は通知の義務

裁判所、検察院、判決執行機関は、本法の規定に従って、訴訟文書当事者、訴訟の他の参加者及び関連する個人、機関、組織に対して、訴訟文書を発行、交付又は通知する義務を負う。

第93条 発行、交付又は通知すべき訴訟文書

1. 裁判所の判決、決定
2. 提訴状、控訴状、異議申立決定
3. 行政訴訟の通知書、召喚状、案内状
4. 訴訟費用の予納金、手数料の予納金、訴訟費用、手数料及び他の手数料の集金領収書
5. 法律が規定する発行、交付又は通知すべきその他の訴訟文書

第 94 条 訴訟文書の発行、交付又は通知を行う者

1. 訴訟文書の発行、交付又は通知は、以下の者が行う。
 - a) 訴訟文書の発行、交付又は通知する任務を課された訴訟進行人、訴訟文書發布機関の者
 - b) 訴訟手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会又は裁判所、検察院、民事判決執行機関が要する場合は訴訟手続の参加者が就業する場所の

- 機関、組織
- c) 当事者、当事者の代理人又は本法に規定する場合の当事者の適法な権利利益の保護人
- d) 郵便配達人
- e) 法律が規定する別の者
- 2. 発行、交付又は通知の実施を義務付けられているのにその責任を適切に履行しなかった者は、その不履行の性質及び重大性に応じて懲戒処分を受け、行政処罰を受け又は刑事责任を追求される。損害を発生させた場合は、法律の規定に従ってその賠償をしなければならない。

第 95 条 訴訟文書の発行、交付又は通知方法

訴訟文書の発行、交付又は通知は、以下の方法で行わなければならない。

1. 発行、交付又は通知は、直接交付、郵送又は権限のある第三者を通じて行う。
2. 公示
3. マス・メディアで公表

第 96 条 訴訟文書の発行、交付又は通知の適式性

1. 本法に規定に従って行われた訴訟文書の発行、交付又は通知は、適式と見なす。
2. 訴訟文書の発行、交付又は通知をする義務を負う者は、本法の規定に従わなければならない。

第 97 条 訴訟文書の発行、交付又は通知の手続

訴訟文書の発行、交付又は通知を行う者は、関連する訴訟文書をその発行、交付又は通知する対象の者に直接手渡さなければならない。訴訟文書の発行、交付又は通知の対象者又はその代理人は、調書又は訴訟文書の受領簿に署名しなければならない。訴訟期限の起算日は、それらの者が訴訟文書の発行、交付又は通知を受けた日とする。

第 98 条 個人への直接発行、交付又は通知手続

1. 訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が個人であるときは、訴訟文書は直接その者に交付しなければならない。
2. 発行、交付又は通知する対象の者が不在である場合には、訴訟文書は、完全な民事行為能力を有する同居の親族に対して、その認印を押させた上で手渡し、その者に自らの手で直ちに交付することを保証するようその親族に要求することができる。同居の親族が認印を押した日を発行、交付又は通知日と見なす。

発行、交付又は通知する対象の者に、完全な民事行為能力を有する同居の親族がいない場合又は親族がその者の代わりに訴訟文書を受領することを引き受けなかった場合は、その訴訟文書は、その者の住民集団指導者、村長又は部落長（以下まとめて「住民集団指導者」という）又は訴訟文書の発行、交付又は通知する対象の者が居住する社級人民委員会又は公安機関に交付し、自らの手で直ちに発行、交付又は通知する対象の者に対して交付することを保証するようこれらの者に要求することができる。

3. 発行、交付又は通知が他の者を通して行われた場合は、発行者、交付者又は通知者は、交付又は通知する対象者の不在、訴訟文書を受け取った者、

- 理由、交付の日時、対象者と受領者の関係、及び前者に自らの手で直ちに交付するという後者の保証を明記した調書を作成しなければならない。調書には訴訟文書の手渡しを引き受けた者、発行、交付又は通知を行った者及び立会人が署名しなければならない。
4. 訴訟文書を発行し、交付し又は通知する対象の者が新しい住所に引っ越しした場合は、その新しい住所に基づいて発行、送付又は通知しなければならない。
 5. 訴訟文書を発行し、交付し又は通知する対象の者が不在であり、その帰宅時又は所在地が分からぬ場合は、発行、交付又は通知を行う者は、発行、交付又は通知不能に関する記録を作成し、これに情報を提供した者が署名する。
 6. 訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が当該書類の受領を拒否した場合は、発行、交付又は通知を行う者はその理由を明記した記録を作成し、訴訟文書の受領の拒否に関して住民集団指導者、社級人民委員会又は公安機関の確認を受ける。

第99条 機関、組織への直接発行、交付又は通知手続

訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者が機関、組織である場合は、訴訟文書は、その機関、組織の法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接交付されなければならない。訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の機関、組織が、訴訟に参加する代理人又は訴訟文書を受領する代理人を有する場合は、その者がその訴訟文書の認印を押す。認印を押した日が発行、交付又は通知日となる。

第100条 公示手続

1. 訴訟文書の公示は、訴訟文書を発行、交付又は通知する対象の者の所在が分からぬ場合又は直接発行、交付若しくは通知ができない場合にのみ実施する。
2. 訴訟文書の公示は、裁判所が直接に又は裁判所の委任により、訴訟文書を発行、交付若しくは通知する対象の者の住所又は最後の住所の社級人民委員会、発行、交付若しくは通知する対象の者が組織の場合は、発行、交付若しくは通知する対象の者の事務所又は最後の事務所の社級人民委員会が、以下の手続に従って実施する。
 - a) 裁判所の事務所又は裁判所の委任を受けた社級人民委員会の事務所に訴訟文書の原本を掲示する。
 - b) 発行、交付又は通知する対象の者の住所又は最後の住所、発行、交付又は通知する対象の者が組織である場合は、発行、交付若しくは通知する対象の者の事務所又は最後の事務所に謄本を掲示する。
 - c) 掲示の年月日を明記した公示手続に関する調書を作成する。
3. 訴訟文書の公示期間は、掲示日から 15 日間である。

第101条 マス・メディアの方法による通知手続

1. マス・メディアの方法による通知は、法律が規定がある場合又は公示により訴訟文書を発行、交

付又は通知する対象の者が、発行、交付又は通知される必要のある書類に関する情報を得ることが保障されないと確定する根拠がある場合にのみ実施される。

2. マス・メディアの方法による通知は、当事者が要求した場合に実施することができる。マス・メディアの方法による通知費用は、通知要求をした当事者が負担しなければならない。
3. マス・メディアの方法による通知は、中央の日刊紙に 3 回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で 3 日間連続して 3 回放送する。

第102条 訴訟文書の発行、交付又は通知の結果通知

訴訟文書を発行、交付又は通知する者が、訴訟進行者、訴訟文書発行機関又はその職員でない場合は、当該者は、訴訟文書の発行、交付又は通知の結果を裁判所又は訴訟文書の公布機関に通知しなければならない。

第8章 事件の提訴、受理

第103条 行政事件の提訴権

1. 個人、機関、組織は、行政決定、行政行為、懲戒免職決定に対して、決定又は行為に同意しない場合又は不服申立ての解決権限を有する者に対し不服申立てをしたが、不服申立てに関する法の規定による解決期限が終わっても不服申立てが解決されない場合若しくは解決されたがその不服申立てが解決決定に同意しない場合に、行政事件を提訴する権利がある。
2. 個人、組織は、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定に対して、その決定に同意しない場合に、行政事件を提訴する権利がある。
3. 個人、機関、組織は、国会代表、人民評議会代表の選挙人名簿に対して、不服申立ての解決権限のある機関に対して、不服申立てをしたが、不服申立てに関する法の規定による解決期限が終わっても不服申立てが解決されない場合又はその機関の不服申立て解決の方法について同意しない場合は、行政事件を提訴することができる。

第104条 提訴時効

1. 提訴時効とは、個人、機関、組織が、侵害された適法な権利利益を保護すべく行政事件を解決するよう裁判所に要求するための提訴権を享受する期限である。その期限が終了したときは提訴権を失う。
2. 各々の場合における提訴時効は次のとおりである。
 - a) 行政決定、行政行為、懲戒免職決定を受領した又は知った日から 1 年とする。
 - b) 行政事件処理決定の不服申立て解決決定を受領した日から 30 日とする。
 - c) 選挙人名簿作成機関から不服申立ての解決通知書を受領した日から、又は不服申立て及び告発に関する法の規定による解決期限が終わっても、選挙日までに選挙人名簿作成機関から不服申立ての解

- 決結果の通知をされない場合はその期限から、選挙日の 5 日前までとする。
3. 提訴人は、不可抗力又は客観的な障害によって本条第 2 項 a 及び b 号に定める期間内に提訴できない場合は、不可抗力又は客観的な障害が存在する期間は提訴時効に計算しない。
 4. 期限、時効の確定方法に関する民法の規定は行政訴訟においても適用する。
 5. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

第 105 条 提訴状

1. 提訴状は、以下の主要な内容を含まなければならぬ。
 - a) 作成年月日
 - b) 行政事件を解決するよう要求される裁判所
 - c) 提訴人及び被提訴人の名、住所
 - d) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿の不服申立解決決定の内容又は行政行為の経過の要約
 - e) 不服申立解決決定の内容（ある場合）
 - f) 裁判所の解決を提案する要求
 - g) 不服申立てを解決する権限者に対する不服申立てを同時に行わない旨の保証
2. 提訴人が個人であるときは、署名又は指印しなければならない。提訴人が機関、組織であるときは、その機関、組織の法定代表人が提訴状末尾に署名及び押印しなければならない。未成年者又は民事行為能力喪失者の適法な権利利益を保護するために提訴するときは、その提訴状には、これらの者の法定代表人、が署名又は指印する。提訴状には、提訴人の要求に理由がありかつ適法であることを証明する各資料を添付しなければならない。

第 106 条 裁判所への提訴状の提出

1. 事件を提起する者は、以下の方法で訴状、添付書類、証拠を事件解決の管轄裁判所に送付する。
 - a) 裁判所に直接提出
 - b) 郵送による提出
2. 訴えの提起日は、提訴状が裁判所に提出された日又は送付した場所の郵便局の消印日である。

第 107 条 提訴状の受領と検討

1. 裁判所は、当事者が直接又は郵送で提出した提訴状を受領し、それを訴状登録簿に記録し、当事者に対して提訴状を受領したことを確認する証明書を発行しなければならない。
2. 提訴状を受領した日から 5 営業日の期限内に、裁判所の長官は 1 名の裁判官に提訴状の検討を割り当てなければならない。
3. 割り当てられた日から 5 営業日の期限以内に、裁判官は、以下の手続の 1 つを行うために、提訴状及び添付資料を検討しなければならない。
 - a) 事件が裁判所の管轄に属する場合は、事件を受理する手続を進める。
 - b) 事件が他の裁判所の管轄に属する場合は、提訴状を管轄裁判所に送付し、その旨を提訴人に通知する。

- c) 本法 109 条 1 項の規定する事由にあたる場合は、提訴人に提訴状を返却する。

第 108 条 提訴状の修正、補充要求

1. 裁判所は、提訴状が本法第 105 条 1 項に規定する内容を十分に含んでいない場合、裁判所は、提訴人に対し、10 営業日の期限内で修正、補充するように通知する。この期限は、提訴人が裁判所の通知を受け取った日から計算する。
2. 提訴人が第 105 条 1 項の規定に正しく従って提訴状を修正し、補充したときは、裁判所は事件の受理を継続する。提訴人が裁判所の要求に従って提訴状を修正し、補充しなかったときは、裁判所は、提訴状及び添付書類を提訴人に返却する。

第 109 条 提訴状の返却

1. 以下の場合において、裁判所は提訴状を返却する。
 - a) 提訴人が提訴権を有しない。
 - b) 提訴人が十分な行政訴訟行為能力を有しない。
 - c) 提訴時効が終わっているが正当な理由がない。
 - d) 行政事件を提訴する条件が十分でない。
 - e) 事件が裁判所の法的効力を有した判決又は決定によって既に解決されている。
 - f) 事件が裁判所の解決管轄に属しない。
 - g) 提訴人が、本法第 31 条に定める場合において、提訴人が不服申立解決手続に従って事件の解決を選択した。
 - h) 提訴状が本法第 105 条に定める内容を十分に備えておらず、提訴人が本法第 108 条の規定に従って修正、補充をしなかった。
- i) 本法第 111 条第 1 項に規定する通知の期限が過ぎたにもかかわらず、提訴人が裁判所に対して、訴訟費用領収書を提出しなかった。ただし、正当な理由がある場合は除く。
2. 提訴状及び添付資料を返却するときは、裁判所は提訴状を返却する理由を明記した文書を添付しなければならない。提訴状の返却書を直ちに同級の検察院に送付しなければならない。

第 110 条 提訴状の返却に対する不服申立て、建議及び不服申立て、建議の解決

1. 提訴状の返却書を受け取った日から 7 営業日の期限内に、提訴状を返却した裁判所の長官に対し、提訴人は不服申立てをする権利があり、検察院は建議をする権利がある。
2. 提訴状の返却についての不服申立て、建議を受領した日から 3 営業日の期限内に、裁判所の長官は、以下の各決定のうち 1 つを発しなければならない。
 - a) 提訴状の返却を維持し、当事者及び同級の検察院に通知する。
 - b) 事件の受理を進めるため、提訴状及び添付資料を再度受領する。
3. 裁判所の長官の不服申立解決決定に同意しない場合は、不服申立解決決定を受領したときから 10 営業日の期限内に、直近上級裁判所の長官に対して、提訴人は不服申立てをする権利があり、同級の検察院は建議する権利がある。不服申立て又は建議を受領した日から 7 営業日の期限内に、直近

上級裁判所の長官は、解決しなければならない。直近上級裁判所の長官の決定は最終の解決決定である。

第 111 条 事件受理

1. 提訴状、添付資料を受領した後、提訴状を検討する担当裁判官は、行政事件が自己の管轄に属すると認めるときは、提訴人に対して、訴訟費用の予納金を納付するよう通知する。提訴人が訴訟費用の予納金の納付を免除されている又は訴訟費用の予納金の納付の必要がない場合は、提訴人に事件を受理することを通知する。予納金を納付するよう通知を受けた日から 10 営業日の期限内に、提訴人は、訴訟費用の予納金を納付しなければならない。
2. 提訴人が訴訟費用の予納金を納付した領収書を提出した日に、裁判所は事件を受理する。提訴人が訴訟費用の予納金の納付を免除されている又は訴訟費用の予納金の納付の必要がないは、事件を受理日は、裁判官が提訴人に対して受理したことを見た日である。

第 112 条 事件を解決する裁判官の割当て

1. 事件を受理した日から 3 営業日の期限内に、裁判所の長官は、提訴状及び事件受理の検討を行った裁判官を、事件解決をする裁判官として割り当てる。提訴状及び事件受理の検討を行った裁判官が事件解決を継続できない又は訴訟進行を拒否すべき若しくは変更されるべき場合に属する場合は、裁判所の長官は、事件の解決を別の裁判官に割り当てる。
- 事件が複雑で、解決が延長される可能性のある場合は、裁判所の長官は、連続審理を保障するために補充裁判官を割り当てる。
2. 事件の解決過程において、担当裁判官が任務を継続できない場合は、裁判所の長官は、任務を継続する別の裁判官を割り当てる。裁判が補充裁判官なく進行した場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第 113 条 事件記録を作成する際の裁判官の任務、権限

1. 事件の受理を通知する。
2. 当事者に資料、証拠を裁判所に提出するよう要求する。
3. 本法の規定に従って証拠を確認し、収集する。

第 114 条 事件受理の通知

1. 事件を受理した日から 5 営業日の期限内に、裁判所は、文書により、被提訴人、事件の解決に関連する権利義務を有する者及び同級の検察院に対し、裁判所が事件を受理したことを通知しなければならない。
2. 通知文書は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 通知文書の作成年月日
 - b) 事件を受理した裁判所の名、住所
 - c) 提訴人、被提訴人の名、住所
 - d) 提訴人が裁判所に解決を要求する具体的な問題
 - e) 提訴人が提訴状に添付して提出した資料の目録

- f) 通知を受けた者が、提訴人の要求に対する文書による意見及び添付資料、証拠（ある場合）を裁判所に提出しなければならない期限
- g) 通知を受けた者が提訴人の要求に対する自己の意見を記載した文書を裁判所に提出しないことによる法律的な結果

第 115 条 通知を受けた者の権利義務

1. 通知を受領した日から 15 日の期限内に、被提訴人、関連する権利義務を有する者は、提訴人の要求に対する意見を記載した書面及び添付資料、証拠、（ある場合）を裁判所に提出しなければならない。
- 期限延長が必要な場合は、通知を受けた者は、理由を明示して、裁判所に対して延長申請書を送付しなければならない。延長申請に根拠があるときは、裁判所は期限を 1 回延長するが、10 日を超えてはならない。
2. 被提訴人、関連する権利義務を有する者が通知を受けたにもかかわらず、本条第 1 項に規定する期限内に文書による意見を提出せず、正当な理由がないときは、裁判所は本条の規定に従って事件の解決を継続する。
 3. 被提訴人、関連する権利義務を有する者は、提訴状及び添付資料、証拠を知る、読む、見る、書き、複写ができるよう裁判所に要求することができる。
 4. 通知を受けた日から 10 日の期限内に、検察院は、事件解決に参加する検察官、補充検察官（ある場合）を指名し、裁判所に対し通知する。

第 116 条 関連する権利義務を有する者の独立した要求をする権利

1. 関連する権利義務を有する者が提訴人側又は被提訴人側について訴訟に参加しない場合は、以下の条件があるときに、その者は独立した要求をする権利がある。
 - a) 事件の解決が、その者の権利義務に関連している。
 - b) その者の独立した要求が、解決中の事件に関連している。
 - c) その者の独立した要求が同一事件で解決されることにより、事件がより正確かつ迅速に解決される。
2. 独立した要求の手続は提訴人の提訴手続に関する本法の規定に従う。

第 9 章 公判準備

第 117 条 公判準備期限

1. 公判準備期限は以下のとおりである。
 - a) 本法第 104 条第 2 項 a 号に定める場合に関する事件の受理の日から 4 か月
 - b) 本法第 104 条第 2 項 b 号に定める場合に関する事件の受理の日から 2 か月
 - c) 複雑な事件又は客観的障害がある事件には、裁判所の長官は公判準備期間を 1 回延長する決定をすることができるが、本条第 1 項 a 号の場合には

- 2か月を超えてはならず、本条第1項b号の場合には1か月を超えてはならない。
2. 本条第1項に定める公判準備期間内に、公判期日の裁判長となる担当裁判官は、以下の各決定のうち1つを発しなければならない。
 - a) 事件を公判に付する。
 - b) 事件の解決を一時停止する。
 - c) 事件の解決を停止する。
 3. 事件を公判に付する決定をした日から20日の期限内に、裁判所は公判期日を開かなければならぬ。正当な理由がある場合は、その期限を伸長してもよいが、30日を超えてはならない。

第118条 行政事件解決の一時停止

1. 以下の各場合において、裁判所は、行政事件の解決を一時停止する決定をする。
 - a) 当事者である個人が死亡し、機関、組織が解体したが、訴訟上の権利義務を継承すべき個人、機関、組織がまだない。
 - b) 民事行為能力喪失者が当事者であって法定代理人がまだ確定していない。
 - c) 当事者の欠席の下で審理できる場合を除き、公判準備期限が終わったが当事者のうち1人が正当な理由により出席できない。
 - d) 他の機関又は他の関連する事件の解決結果を待つ必要がある。
2. 裁判所は、一時停止する理由がなくなったときは、行政事件の解決を継続する。
3. 行政事件の解決を一時停止する決定は、控訴審手続に従って控訴、異議申立てされる。

第119条 行政事件解決の一時停止の結果

1. 裁判所は、受理簿から一時停止した行政事件名を抹消してはならず、その行政事件の解決を一時停止する決定の番号及び年月日のみを受理簿に記載する。
2. 当事者が納付した訴訟費用及び手数料の予納金は、国庫に預託し、裁判所が行政事件の解決を継続したときに処理する。

第120条 行政事件解決の停止

1. 以下の各場合において、裁判所は、行政事件解決の停止を決定する。
 - a) 個人である提訴人が死亡したが、その者の権利義務が承継できない。機関、組織が解体したが、訴訟上の権利義務を承継すべき個人、機関、組織がない。
 - b) 提訴人が提訴状を取り下げ、裁判所に承認された。
 - c) 提訴人が適式に2回目まで召喚されたがなお欠席した。
 - d) 被提訴人が行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を取り消し、又は提訴された行政行為を中止し、提訴人が訴状の取下げに同意し、関連する権利義務を有する者が独立した要求の取下げに同意した。
 - e) 本法第109条第1項に規定する場合であるのに裁判所が受理した。

2. 裁判所は、行政事件の解決を停止する決定を発したときに、要求がある場合には当事者に対して提訴状、資料、証拠を返却する。
3. 行政事件の解決を停止する決定は、控訴審手続に従って控訴、異議申立てされる。

第121条 行政事件解決の停止の結果

1. 裁判所が行政事件の解決を停止する決定を発したとき、その行政事件に続く事件の提訴が、提訴人、被提訴人及び紛争のある法律関係において違ひがない場合に、当事者は、その行政事件の再解決を裁判所に要求する提訴権を有しない。ただし、本法第109条1項b号、d号、g号、第120条1項b号、c号に規定する場合及び法律に別の規定がある場合を除く。
2. 当事者が予納した訴訟費用、手数料の予納金は裁判所の訴訟費用、手数料に関する法律の規定に従って処理される。

第122条 行政事件解決の一時停止、停止決定を発する権限

1. 行政事件の解決の担当裁判官は、その行政事件の解決を一時停止し又は停止する決定を発することができる。
2. 本条第1項に規定する決定を発した日から5営業日の期限内に、裁判所はその決定を当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第123条 事件を公判に付する決定

1. 事件を公判に付する決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 公判期日を開く年月日、地点
 - b) 審理が公開とされるか非公開とされるか
 - c) 訴訟参加人の氏名、住所
 - d) 提訴の内容
 - e) 裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察官、補充の裁判官、人民参審員、検察官（ある場合）の氏名
2. 事件を公判に付する決定は、決定を発した後直ちに各当事者及び同級の検察院に送付されなければならない。

第124条 事件記録の研究のための検察院への送付

裁判所は、事件を公判に付する決定の送付とともに、事件記録を同級の検察院に研究のために送付しなければならない。事件記録を受領した日から15日の期限内に、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第10章 第一審の公判期日

第125条 第一審公判期日に対する一般的要求

第一審公判期日は、事件を公判に付する決定に記載したとおりの又は公判期日を延期しなければならない場合には、公判期日を再開する通知に記載したとおりの時間、場所で行わなければならない。

第126条 直接、口頭及び継続的審理

1. 裁判所は、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、適法な代理人、当事者の適法な権利利益の保護人及びその他の訴訟参加人に、尋問し、その陳述を聴取することにより、事件の事情を直接確定し、収集した資料、証拠を検討し、検査し、検察官の意見発表を聽かなければならない。判決は、尋問、論争の結果及び、公判期日において検討、検査された証拠にのみ基づく。
 2. 審理は、口頭でかつ休憩時間を除いて継続的に行わなければならない。審理合議体の構成員は、公判期日の最初から最後まで審理しなければならない。
- 特別な場合には、審理を一時停止することができるが、5営業日を超えてはならない。一時停止期限が終わったら、事件の審理は継続される。
3. 最高人民裁判所は、本条の規定の施行を指導する。

第 127 条 公判期日の規則

1. 16歳未満の者は、公判期日に参加するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することができない。
- 法廷にいる者は全員、審理合議体が入室した時に起立し、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に厳正に従わなければならない。
- 審理合議体が許可した者のみが尋問し、回答し又は発言することができる。尋問し、回答し又は発言する者は、健康上の理由から座ったまま質問し、回答し又は発言することを公判期日の裁判長が許可する場合を除き、起立しなければならない。
2. 最高人民裁判所は、本条第1項の規定及び法律のその他の規定に基づいて公判期日の規則を發布する。

第 128 条 第一審審理合議体の構成

1. 第一審の審理合議体は、1名の裁判官及び2名の人民参審員を含む。特別な場合には、第一審の審理合議体は、2名の裁判官及び3名の人民参審員を含むことができる。
2. 最高人民裁判所は本条の規定の施行を指導する。

第 129 条 審理合議体構成員及び裁判書記官の出席

1. 公判期日は、審理合議体構成員及び裁判所書記官の全員が出席する場合にのみ行われる。
2. 裁判官、人民参審員が欠席している又は事件の審理への参加を継続できないが、補充の裁判官、人民参審員が公判期日の最初から参加した場合は、この者は、事件の審理に参加するために、欠席した審理合議体構成員と交代して事件の審理に参加することができる。
3. 本条第2項に規定する審理合議体構成員を交代する補充の裁判官、人民参審員がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。
4. 裁判所書記官が欠席している又は公判期日への参加を継続できず、交代する者がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。

第 130 条 檢察官の出席

1. 同級の検察院の長官によって割り当てられた檢

察官は公判期日に参加する任務を負い、欠席する場合は、本条2項に規定する場合を除き、審理合議体は公判期日を延期する決定をし、同級の検察院の長官に通知する。

2. 檢察官が欠席している又は公判期日への参加を継続できないが、補充の検察官が最初から公判期日に参加した場合は、この者は、欠席した検察官と交代して事件を審理する公判期日に参加することができる。

第 131 条 当事者、当事者の代理人、適法な権利利益の保護人の出席

1. 裁判所に1回目に適式な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は公判期日を延期する。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合はその限りではない。
- 裁判所は当事者、代理人、当事者の適法な権利利益の保護人に対して公判期日の延期を通知する。
2. 裁判所に2回目に適法な召喚を受けた当事者又はその代理人、当事者の適法な権利利益の保護人は出席しなければならない。不可抗力の事由によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。
- a) 提訴人、法定代理人であって、公判期日に参加する代理人がない場合は、提訴の放棄と見なし、裁判所は、その者の提訴要求についての事件解決を停止する決定を発す。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。提訴人は、提訴時効がまだ存している限り、再度の提訴権を有する。
 - b) 被提訴人、関連する権利義務を有する者で独立の要求を行わない者であって、公判期日に参加する代理人がない場合は、裁判所は、それらの者の欠席の下で審理を進行する。
 - c) 関連する権利義務を有する者で独立の要求を行ったが、公判期日に参加する代理人がない場合は、独立の要求の放棄と見なし、裁判所は、その者の独立の要求に対する事件解決を停止する決定を発す。ただし、欠席者が欠席審理の提案状を提出している場合は除く。独立の要求をした関連する権利義務を有する者は、提訴時効がまだ存している限り、その独立の要求について再度の提訴権を有する。
 - d) 当事者の適法な権利利益の保護人が欠席する場合は、裁判所はその欠席の下で審理を継続する。

第 132 条 公判期日に欠席当事者がいる場合の審理

以下の各場合においては、裁判所は、事件の審理をなお進行する。

1. 公判期日を欠席した提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者が、欠席の下で審理を行うよう裁判所に提案状を提出している。
2. 提訴人、被提訴人又は関連する権利義務を有する者が公判期日に決定したが、公判期日に参加する代理人がいる。
3. 本条第131条2項b号及びd号に規定する場合。

第 133 条 証人の出席

1. 証人は、事件の各事情を明らかにするため、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。証人が欠席したが、その前に裁判所に対し

- て直接供述をしていた又は裁判所に対して供述を送付していた場合は、裁判長は、その供述を公表する。
2. 証人が欠席した場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定し又は審理をなお進行する。正当な理由なくして証人が公判期日に欠席し、かつ、その者の欠席により審理に障害を生じさせる場合は、審理合議体の決定に従って公判期日に引致することができる。

第 134 条 鑑定人の出席

1. 鑑定人は、鑑定及び鑑定の結論に関する問題を明らかにするため、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定し又は審理をなお進行する。

第 135 条 通訳人の出席

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する義務を負う。
2. 通訳人が欠席し、交代する他の者がいない場合は、審理合議体は、公判期日の延期を決定する。

第 136 条 公判期日の延期

1. 以下の各場合において、審理合議体は、公判期日を延期する。
 - a) 本法第 129 条第 3 項及び第 4 項、第 130 条 1 項、第 131 条 1 項、第 135 条 2 項の規定する場合。
 - b) 審理合議体の構成員、検察官、裁判所書記官、通訳人が変更されたが、直ちに交代する者がいない場合。
 - c) 鑑定人が変更された場合。
 - d) 補充の資料、証拠を確認し、収集しなければならないが、公判期日において直ちには実現できない場合。
2. 本法第 133 条第 2 項及び第 134 条第 2 項において公判期日が延期される場合。

第 137 条 公判期日延期の期間、決定、権限

1. 第一審公判期日の延期期間は、公判期日延期決定を発した日から 30 日を超えない。
2. 公判期日延期決定には、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 決定発付の年月日
 - b) 裁判所名及び訴訟進行人の氏名
 - c) 公判に付された事件
 - d) 公判期日延期の理由
 - e) 公判期日再開の時間、場所
3. 公判期日延期決定は、審理合議体を代表して公判期日の裁判長が署名する。公判期日の裁判長が欠席した場合は、裁判所の長官が公判期日延期決定を発する。公判期日延期決定は、直ちに訴訟参加人に通知する。欠席者に対しは、直ちに決定を送付し、同時に同級の検察院にも送付する。
4. 裁判所が公判期日延期決定に記載した時間、場所で正しく公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び訴訟参加人に公判期日の再開時間、場所を通知しなければならない。

第 138 条 公判期日における裁判所の判決、決定の発付手続

1. 判決は、評議室において審理合議体により討論、承認されなければならない。
2. 訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更、事件の移送、事件解決の一時停止又は停止、公判期日延期の決定は、評議室において討論し、承認されなければならない。文書にしなければならない。
3. 他の問題に関する決定は、法廷において審理合議体により討論され、承認される。文書にする必要はないが、公判期日調書に記載しなければならない。

第 139 条 公判期日における事件解決の一時停止、停止

1. 公判期日において、本法第 188 条第 1 項に規定する場合の 1 つがあるときは、審理合議体は、事件の解決を一時停止する決定を発する。
2. 本法第 120 条 1 項に規定する各場合の 1 つがあるときは、事件の解決を停止する決定を発する。
3. 当事者が新しい行政決定を提出し、その行政決定が提訴された決定に関連して、事件を審理している第一審裁判所の管轄権に属しない場合は、審理合議体は事件の審理を停止し、管轄権のある裁判所に事件記録を移送する。

第 140 条 公判期日調書

1. 公判期日調書には、以下の内容が完全に記載されなければならない。
 - a) 本法第 123 条第 1 項に定める内容
 - b) 公判期日における最初から最後までのすべての経過
 - c) 公判期日における尋問、回答及び発言
 - d) 本法の規定に従って、公判期日調書に記載しなければならないその他の内容
2. 公判期日調書への記載の他、裁判所は、公判期日の経過について録音、録画をすることができる。
3. 公判期日終了後、審理合議体は調書を検査しなければならない。公判期日の裁判長と裁判所書記官は、調書に署名しなければならない。
4. 検察官及び訴訟参加人には、公判期日の調書を閲覧し、調書の修正、補充を求め、確認のため署名する権利を有する。

第 141 条 公判期日開始の準備

- 公判期日開始前に、裁判所書記官は、以下の事務をしなければならない。
1. 公判期日の規則を周知する。
 2. 裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する者の出欠を検査し、確定する。欠席者がいる場合は、その理由を明らかにしなければならない。
 3. 法廷の秩序を維持する。
 4. 法廷にいる者全員に対し、審理合議体が法廷に入るときに起立することを要求する。

第 142 条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件を公判に付する決定を読む。

2. 裁判所書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 公判期日の裁判長は、裁判所の召喚状に従って、公判期日に参加する者の出欠を再検査し、当事者の身分証を検査する。
4. 公判期日の裁判長は、当事者及び他の訴訟参加人の権利義務を周知する。
5. 公判期日の裁判長は、訴訟進行人、鑑定人、通訳人を紹介する。
6. 公判期日の裁判長は、訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更を要求する権利を有する者に対し、誰かの変更を要求するかどうか及び要求する理由を確認するために、その旨の尋問をする。

第143条 訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更要求の解決

公判期日において訴訟進行人、鑑定人、通訳人の変更を要求する者がいる場合は、審理合議体は、本法の規定に従って、要求を承認するか承認しないかを検討し、決定しなければならない。承認しない場合は、理由を明示して公判期日調書に記載しなければならない。

第144条 証人の客観性の保障

1. 証人が知っている事件の解決に関連する問題について証人が尋問される前に、公判期日の裁判長は、証人が証人同士の証言を聞かれないように又は関連する者と接触しないように、必要な措置を決定することができる。
2. 当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、公判期日の裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる。

第145条 要求の変更、補充、取下げに関する当事者への尋問

1. 公判期日の裁判長は、提訴人に、提訴要求の一部又は全部の変更、補充、取下げをするかどうかを尋問する。
2. 公判期日の裁判長は、独立した要求を行う関連する権利義務を有する者に、その独立した要求の一部又は全部の変更、補充、取下げをするかどうか尋問する。

第146条 要求の変更、補充、取下げについての検討

1. 審理合議体は、当事者の要求の変更、補充について、それらの者の要求の変更、補充が最初の提訴又は独立した要求の範囲を超えないときに承認する。
2. 当事者がその要求の一部又は全部を取り下げ、かつ、その取下げが任意に行われた場合は、審理合議体は、当事者が取り下げた要求の一部又は全部について承認し、審理を停止する。

第147条 訴訟手続上の地位の変更

提訴人が提訴要求の全部を取り下げたが、関連する権利義務を有する者がその独立の要求をなお維持する場合は、関連する権利義務を有する者が提訴人になる。

第148条 公判期日における尋問

1. 審理合議体は、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、当事者の代理人、当事者の適法な権利利益の保護人、証人、鑑定人の意見を聞き、これらの各意見と収集された資料、証拠と比較する方法によって、事件の事情を十分に確定する。
2. 当当事者の陳述を聞き終わった後、個別の者に対する個別の問題についての尋問は、公判期日の裁判長が人民参審員の直前に尋問し、その後、当事者の適法な権利利益の保護人、当事者、その他の訴訟参加人、検察官という順序に従って行う。

第149条 提訴人の尋問

1. 提訴人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問しなければならない。
2. 提訴人に対しては、提訴人、提訴人の適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、被提訴人、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 提訴人は自ら回答し又は提訴人の適法な権利利益の保護人が提訴人の代わりに回答し、その後に提訴人が補充的回答をすることができる。

第150条 被提訴人の尋問

1. 被提訴人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問しなければならない。
2. 被提訴人に対しては、被提訴人、被提訴人の適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、提訴人、関連する権利義務を有する者及びそれらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 被提訴人は、自ら回答し又は被提訴人の適法な権利利益の保護人が被提訴人の代わりに回答し、その後に被提訴人が補充的回答をすることができる。

第151条 関連する権利義務を有する者の尋問

1. 関連する権利義務を有する者が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問する。
2. 関連する権利義務を有する者に対しては、その者、その適法な権利利益の保護人が陳述した問題で、不明確である、互いに矛盾している又はその者の前の証言と矛盾している、提訴人、被提訴人、それらの者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾しているものに関してのみ尋問する。
3. 関連する権利義務を有する者は、自ら回答し又はその適法な権利利益の保護人がその者の代わりに回答し、その後にその者が補充的回答をすることができる。

第152条 証人の尋問

1. 証人が複数いる場合は、1人ずつ別々に尋問する。

2. 証人に尋問する前に、公判期日の裁判長は、その者と事件の当事者との関係について明確に尋問しなければならない。証人が未成年である場合は、公判期日の裁判長は、その父母、後見人又は男性教師、女性教師に尋問を手伝うよう要求することができる。
3. 公判期日の裁判長は、証人に自分が知っている事件の事情を明確に陳述するよう要求する。証人が陳述を終えた後に、証人に対して、その陳述した点で、不明確である、不十分である又は互いに矛盾している、その前の供述を矛盾している、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人の陳述と矛盾するものについてのみ追加の尋問をする。
4. 証人は、陳述を終えた後、追加の尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
5. 証人及びその親族の安全を保障する必要がある場合は、審理合議体は、証人の身元に関する情報を漏らさないこと及び証人が公判期日の出席者に見られないようにすることを決定する。

第153条 事件の資料の公開

1. 審理合議体は、以下の場合に事件の資料を公開する。
 - a) 訴訟参加人が公判期日に欠席したが、公判準備段階において既に供述をした。
 - b) 訴訟参加人の公判期日における供述が、その前の供述と矛盾する。
 - c) 審理合議体が必要と考えた時又は検察官、訴訟参加人が要求した場合
2. 国家秘密を維持し、国民の醇風美俗を維持し、当事者の要求に従い職業上の秘密、経営上の秘密、個人の私生活上の維持することが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録にある資料を公開しない。

第154条 録音テープ、ディスクの聴取、録画ビデオテープ、ディスクの映写

本法第153条第2項に規定する場合を除き、検察官、訴訟参加人の要求に従又は審理合議体が必要と認めるときは、審理合議体は、公判期日において録音テープ、ディスクを聞かせ、ビデオテープ、ディスクを映写させることができる。

第155条 物証の取調べ

1. 物証、写真又は物証を確認する調書は、公判期日に検討するために提示される。
2. 必要と認める場合、審理合議体は、当事者とともに、公判期日に運ぶことができない物証を検討するために現場に行くことができる。

第156条 鑑定人の尋問

1. 公判期日の裁判長は、鑑定を課された問題に関する自らの結論を陳述することを鑑定人に要求する。鑑定人は、陳述のときに、鑑定の結論、鑑定の結論の根拠に関して補充の説明をすることができる。
2. 公判期日に出席する検察官、訴訟参加人は、鑑定の結論に関する意見を述べることができ、鑑定の結論でまだ不明確である、矛盾している又は

事件のその他の事情と矛盾している問題について尋問することができる。

3. 鑑定人が公判期日に欠席した場合は、公判期日の裁判長は鑑定の結論を公開する。
4. 訴訟参加人が公判期日において公開された鑑定の結論に同意せず、補充鑑定又は再鑑定を要求した場合は、審理合議体は、その補充鑑定又は再鑑定が事件の解決に必要であると認めるときは、補充鑑定、再鑑定を決定する。この場合、審理合議体は公判期日を延期する決定をする。

第157条 公判期日における尋問の終了

事件の事情を十分に検討できたと認めるとときは、公判期日の裁判長は、検察官、当事者、当事者の適法な権利利益の保護人及び他の訴訟参加人に対して、さらに尋問を要求する問題があるかどうかを尋問する。要求する者がおり、その要求に根拠があると考える場合は、公判期日の裁判長は尋問の継続を決定する。

第158条 論争時の発表の順序

1. 尋問終了後、審理合議体は、公判期日の論争部分に移る。論争時の発表の順序は以下のとおりに行われる。
 - a) 提訴人の適法な権利利益の保護人が発表する。提訴人は意見を補充する権利を有する。
 - b) 被提訴人の適法な権利利益の保護人が発表する。被提訴人は意見を補充する権利を有する。
 - c) 関連する権利義務を有する者の適法な権利利益の保護人が発表する。関連する権利義務を有する者は意見を補充する権利を有する。
2. 当事者、当事者の適法な権利利益の保護者が公判期日に欠席したが、当事者の適法な権利利益を保護する文書を提出している場合は、審理合議体は、公判期日にその文書を公表しなければならない。
3. 当事者が自らの適法な権利利益の保護人を持たない場合は、論争時に自分自身で発表する。

第159条 論争時の発表と返答

証拠の評価について発表し、事件解決について自己の観点を提示する際には、論争に参加する者は、既に収集され、公判期日において検討、検査された資料、証拠のみならず公判期日における尋問の結果に基づかなければならない。論争に参加する者は他の者の意見に返答する権利を有する。公判期日の裁判長は、論争の時間を制限してはならず、論争に参加する者が意見の陳述を尽くせる条件を作らなければならない。ただし、事件に関連しない意見は中断することができる。

第160条 検察官の発表

1. 訴訟参加人が論争の発表と返答を終えた後、検察官は事件解決の過程における裁判官、審理合議体の法律遵守、事件受理から審理合議体の評議の時点までの行政訴訟参加人の法律執行について意見を発表する。
2. 最高人民検察院及び最高人民裁判所は本条の施行を指導する。

第 161 条 評議

1. 論争部分が終了した後に、審理合議体は評議のため評議室に入る。
 2. 審理合議体の構成員のみが評議に参加する権利を有する。評議時には、審理合議体の構成員は、個別の問題について多数決の方法で投票して、事件の問題のすべてを解決しなければならない。人民参審員が先に投票し、裁判官が後から投票する。審理合議体が 5 人の構成員を含む場合は、公判期日の裁判長である裁判官が最後に投票する者となる。少数意見を有する者は文書で自己の意見を陳述し、事件記録に添付する権利を有する。
 3. 評議時には、審理合議体は、公判期日において検査され、検討された資料、証拠、公判期日の尋問の結果のみを根拠とすることができます、訴訟参加人、検察官の意見を十分に検討しなければならない。
 4. 評議時には、討論された意見、審理合議体の決定を調書に記録しなければならない。評議調書は、判決言渡し前に、評議室において、審理合議体の構成員により署名、されなければならない。
 5. 事件に多くの複雑な事情があり、評議に長時間要する場合には、審理合議体は評議時間を決定することができるが、公判期日の論争終了時から起算して 5 営業日を超えてはならない。
- 審理合議体は、公判期日の出席した者及び欠席した訴訟参加人に判決を言い渡す日時及び場所を知らせなければならない。審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず、訴訟参加人が欠席した場合は、審理合議体は、本法第 165 条の規定に従って、判決の言渡しを行う。

第 162 条 尋問と論争の再開

論争又は評議の過程で、事件の事情がまだ検討されておらず、尋問が十分でない又は更に証拠の検討が必要であると認める場合は、審理合議体は、尋問及び論争の再開を決定する。

第 163 条 審理合議体の権限

1. 審理合議体は、提訴された行政決定、行政行為、解雇懲戒処分の決定、競争事件処理決定に対する不服申立解決決定、選挙人名簿、関連する不服申立解決決定の適法性を検討する。
2. 審理合議体は以下の決定を発すことができる。
 - a) 提訴要求に法的な根拠がなければ、それを棄却する。
 - b) 提訴要求の一部又は全部を承認し、違法な行政決定の一部又は全部の取消を言い渡す。国家機関又は国家機関の権限のある者に対して、法律の規定に従って任務及び公務の履行を強制させる。
 - c) 提訴要求の一部又は全部を承認し、行政行為の一部又は全部が違法であることを宣言する。国家機関又は国家機関の権限のある者に対して、違法な行政行為を終了させる。
 - d) 提訴要求を承認し、違法な懲戒免職決定の取消を宣言する。機関、組織の長に対して、法律規定に従って任務及び公務の履行を強制させる。
 - e) 提訴要求の一部又は全部を承認め、競争事件処理決定に対する違法な不服申立解決決定の一部又は全部の取消を宣言する。競争事件処理決定に対

する不服申立解決決定を発した権限のある機関、者に対して、競争法の規定に従って、事件の再処理を強制させる。

- f) 提訴要求の一部又は全部を承認め、選挙人名簿の作成した機関に対して、法律の規定に従って、選挙人名簿の修正、補充を強制させる。
- g) 違法な行政決定、行政行為、懲戒免職決定又は競争事件処理決定によって侵害された個人、機関、組織の損害の賠償、適法な権利利益の回復を強制させる。
- h) 権限のある国家機関、権限のある国家機関の長に対し、国家機関、国家機関の権限者の責任の検討を建議する。

第 164 条 第一審判決

1. 第一審の審理合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を発付する。
 2. 判決は、冒頭部分、事件の内容部分、裁判所の認定部分、決定部分を含む。
 3. 冒頭部分では、第一審を審理した裁判所の名、事件受理番号及び日付、判決番号及び言渡し日、審理合議体の構成員、裁判所書記官、検察官の氏名、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、当事者の適法な代理人、適法な権利利益の保護人、その他の訴訟参加人の名前及び住所、提訴の対象、事件を公判に付す決定の番号及び年月日、審理の公開又は非公開、審理の時間及び場所を明記しなければならない。
 4. 事件の内容及び裁判所の認定部分では、提訴人の提訴要求、被提訴人の提案、関連する権利義務を有する者の提案、独立の要求、裁判所の認定、裁判所が事件解決のために根拠とした法規規範文書の条項号を記載しなければならない。
- 裁判所の認定部分に当事者、当事者の適法な権利利益の保護者の要求、提案を承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない。
5. 決定部分には、事件において解決されなければならない各問題についての裁判所の決定、訴訟費用、判決に対する控訴権を明記しなければならない。直ちに執行しなければならない決定の場合には、その決定を明記しなければならない。

第 165 条 判決の言渡し

判決の言渡しの際に、法廷にいるすべての者は、公判期日の裁判長が許可した特別な場合を除き、起立しなければならない。公判期日の裁判長又は審理合議体の他の構成員は、判決を読む。読み終わった後に、判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

当事者がベトナム語を理解しない場合は、判決言渡し後、通訳人が、判決全文を、当該当事者が理解する言語で通訳しなければならない。

第 166 条 判決書の抄本、判決書の発行、送付

1. 公判期日終了から 3 営業日の期限内に、各当事者は、裁判所から事件についての判決書の抄本の発行を受ける。
2. 判決言渡しの日から 7 日の期限内に、裁判所は、判決書を当事者及び同級の検察院に発行し、送付しなければならない。

3. 控訴、異議申立ての期限が過ぎた日より 30 日の期限内に控訴、異議がなければ、裁判所は、当事者、同級の検察院、判決執行機関、被提訴人の直近上級機関に法的効力を有する判決書を送付する。

第 167 条 判決、決定の修正、補充

1. 裁判所の判決、決定が発布された後、綴り、取り違え又は計算間違いによるデータに関する明らかな誤りを発見した場合を除き、判決、決定を修正、補充することはできない。修正、補充文書は、裁判所により、当事者及び同級の検察官に直ちに提供されなければならない。判決、決定が既に法的効力を有している場合は、同級の民事判決執行機関、被提訴人の直近上級機関に送付する。
2. 本条第 1 項の規定による判決、決定の修正、補充は、公判期日、会議期日の裁判長である裁判官がその事件の審理合議体の構成員である人民参審員との協力で行わなければならない。審理合議体の構成員のうち 1 人が修正、補充をすることができないときは、修正、補充は、裁判所の長官によって行われる。

第 11 章

国会代表選挙又は人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する訴願解決手続

第 168 条 提訴状の受領と事件受理

国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する提訴状を受領後直ちに、裁判所の長官は、事件を直ちに受理するために 1 人の裁判官を割り当てる。

第 169 条 事件解決の期限

1. 事件を受理した日から 2 日の期限内に、事件受理の担当裁判官は以下の各決定のうち 1 つを発しなければならない。
 - a) 事件を公判に付す決定
 - b) 事件の停止及び提訴状の返却
2. 裁判所は事件を公判に付す決定を発した後、その決定を各当事者及び同級の検察院に直ちに送付しなければならない。
3. 裁判所は、事件を公判に付す決定を発した日から 2 日の期限内に、公判期日を開いて審理をしなければならない。

第 170 条 検察院の代表、当事者の出席

当事者、同級の検察院の検察官は、公判期日に出席しなければならず、公判期日に欠席した場合であっても、裁判所は事件の審理を実施する。

第 171 条 本法の他の規定の適用

1. この章に規定がない場合、本法の他の規定は、国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に関する訴願に対する行政事件の解決のために適用される。
2. 最高人民法院は本条に規定する施行を指導する。

第 172 条 裁判所の判決、事件の停止決定の効力

1. 国会代表選挙の選挙人名簿、人民評議会代表選挙の選挙人名簿に対する訴願を解決する判決、事件の停止決定は、直ちに執行力を有する。当事者は、控訴権を有さず、検察院は異議申立権を有しない。
2. 裁判所は、直ちに判決書、事件の停止決定書を、各当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第 12 章 控訴審手続

第 173 条 控訴審の性質

控訴審とは、まだ法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議が申し立てられた事件についての直近上級裁判所による再審理である。

第 174 条 控訴権を有する者

当事者又は当事者の代理人は第一審裁判所の判決、事件の一時停止決定、停止決定について直近上級裁判所に対して、控訴手続によって再度解決を求めるために控訴状を提出する権利を有する。

第 175 条 控訴状

1. 控訴状には、以下の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 控訴状の作成年月日
 - b) 控訴人の氏名及び住所
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定のうち控訴を申し立てる部分
 - d) 控訴の理由及び控訴人の要求
 - e) 控訴人の署名又は指印
2. 控訴状は、控訴された判決、決定を発した第一審裁判所に提出しなければならない。控訴に十分根拠があり適法であることを証明する補充の資料、証拠（ある場合）を控訴状に添付しなければならない。

控訴状を控訴審裁判所に提出した場合は、控訴審裁判所は、本法第 186 条の規定に従って第一審裁判所が必要な手続を実施するために、控訴状を第一審裁判所に送付しなければならない。

第 176 条 控訴の期限

1. 第一審裁判所の判決に対する控訴期限は、裁判所が判決を言い渡した日から 15 日である。当事者が公判期日を欠席したときは、この期限は、判決がそれらの者に交付され又はそれらの者が居住する場所又は当事者が機関、組織であるときは本店所在地である社級の人民委員会の本部に掲示された日から計算する。
2. 第一審裁判所の事件解決の一時停止、停止決定に対する控訴期限は、控訴権を有する者がその決定を受領した日から 7 日である。
3. 控訴状は郵送される場合は、控訴日は、送付場所の郵便局が封筒に印を押した日に基づいて計算する。

第 177 条 控訴状の審査

1. 控訴状を受け取った後に、第一審裁判所は、本法第175条第1項の規定に従ってその適式性を検査しなければならない。
- 控訴状が本法第175条第1項に定めた十分な内容を含まない場合は、第一審裁判所は、控訴人にそれを修正し、補充するよう要求する。
2. 不可抗力の事件又は客観的な障礙によって本法第176条に定める期限を徒過した控訴の場合（以下、期限の徒過した控訴という。）は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を明確に陳述し、かつ期限を徒過して控訴状を提出したことが正当である理由を証明する資料、証拠（ある場合）を提出するよう要求する。

第178条 期限を徒過した控訴

1. 第一審裁判所は、期限を徒過した控訴状を受け取った後に、控訴状、控訴が期限を徒過した理由に関する控訴人の詳述書及び資料、証拠（ある場合）を控訴審裁判所に送付しなければならない。
2. 期限を徒過した控訴状及び追加して添付した資料、証拠を受け取ってから100日の期限内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため3名の裁判官を含む合議体を設ける。

期限を徒過した控訴を検討する合議体は、徒過した控訴を承認する又は承認しない決定を発することができ、決定の中で承認する又は承認しない理由を明記しなければならない。合議体の決定は、期限を徒過した控訴人、第一審裁判所及び控訴審級の検察院にその決定を送付しなければならない。

控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を承認する場合は、第一審裁判所は、本法に規定する手続を実施し、事件の記録を控訴審裁判所に送付する。

第179条 控訴審訴訟費用の予納金の納付通知

1. 適式な控訴状を承認した後、第一審裁判所は、控訴人が控訴審訴訟費用の予納金の納付を免除され又は納付の必要がない場合に属しないときは、控訴人に対して、法令の定める控訴審訴訟費用の予納金を納付するよう通知しなければならない。
2. 控訴審訴訟費用の予納金の納付に関する裁判所の通知を受け取った日から10日の期限内に、控訴人は、訴訟費用の予納金を納付し、第一審裁判所に訴訟費用の予納金の納付した領収書を提出しなければならない。この期限を過ぎても控訴人が控訴審訴訟費用の予納金を納付しない場合は、正当な理由がある場合を除き、控訴人が控訴を放棄したと見なす。裁判所は当事者に控訴状を返却する。

第180条 控訴の通知

1. 事件記録と控訴状を控訴審裁判所に送付するときは、第一審裁判所は、文書で、同級の検察院及び控訴に関連する当事者に控訴を通知しなければならない。
2. 控訴について通知を受けた当事者は、控訴審裁判所に対して控訴の内容についての自己の意見を記載した文書を提出する権利がある。その者の意見を記載した文書は事件記録に綴られる。

第181条 検察院の異議申立て

同級及び直近上級の検察院の長官は、直近上級裁

判所に対し控訴審手続に従って事件を再解決するよう要求するため、第一審裁判所の判決、事件解決の一時停止、停止決定に対し異議を申し立てる権利がある。

第182条 検察院の異議申立て決定

1. 検察院の異議申立て決定は、文書で行い、以下の主要な内容を含んでいかなければならない。
 - a) 異議申立て決定の発した年月日及び異議申立て決定の番号
 - b) 異議申立て決定を発した検察院の名称
 - c) 法的効力を有していない第一審裁判所の判決、決定のうち異議を申し立てる部分
 - d) 異議申立ての理由及び検察院の要求
 - e) 異議申立て決定に署名した者の氏名及び異議申立て決定を発した検察院の押印
2. 異議申立て決定は、異議を申し立てられた判決、決定を言い渡した第一審裁判所に対して、第一審裁判所が本法第186条に規定する手続を行うために、直ちに送付しなければならない。異議申立て決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり適法であることを証明する補充の資料、証拠（ある場合）を添付する。

第183条 異議申立ての期限

1. 第一審裁判所の判決に対する異議申立ての期限は、判決を言い渡した日から、同級の検察院については15日、直近上級検察院については30日である。
2. 第一審裁判所の事件解決の一時停止、停止決定に対する異議申立ての期限は、同級の検察院が決定を受け取った日から、同級の検察院については7日、直近上級検察院については10日である。

第184条 控訴、異議申立ての通知

1. 異議申立て決定を発した検察院は、直ちに異議申立てに関連する当事者に異議申立て決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対して異議申立ての内容についての自己の意見を記載した文書を提出する権利がある。その者の意見を記載した文書は事件記録に綴られる。

第185条 控訴、異議申立ての結果

1. 第一審裁判所の判決、決定のうち控訴をされ、異議申立てをされた部分は、法律が直ちに執行するよう規定している場合を除き、執行されない。
2. 控訴、異議申立てをされなかった第一審裁判所の判決、決定の全部又は一部は、控訴又は異議申立ての期限が経過した日から法的効力を有する。

第186条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立て決定及び添付資料、証拠を、次の日から5営業日の期限内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 控訴人が控訴審訴訟費用の予納金の納付を免除されている又納付の必要がない場合は、控訴人が控訴状を第一審裁判所に提出したとき
2. 控訴人が控訴審訴訟費用の予納金を納付しなければならない場合は、控訴人が控訴審訴訟費用の

- 予納金を納付した領収書を第一審裁判所に提出したとき
 3. 第一審裁判所が検察院の異議申立決定を受領したとき

第187条 控訴審の事件受理

1. 控訴審裁判所は、事件記録、控訴状、異議申立決定及び添付資料、証拠を受領した後直ちに受理簿に記録しなければならない。
2. 控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、公判期日、会議期日における裁判長を務める裁判官を割り当てる。

第 188 条 控訴、異議申立ての変更、補充、取下げ

1. 控訴審の公判期日開始前又は公判期日において、控訴人は控訴を変更、補充する権利を有し、異議申立て決定を発した検察院は異議申立てを変更、補充する権利を有するが、控訴、異議申立ての期限が終わったときは、初めの控訴、異議申立ての範囲を超えてはならない。
2. 控訴審の公判期日開始前又は公判期日において、控訴人は控訴を取り下げる権利を有し、異議申立て決定を発した検察院又は直近上級検察院は異議申立てを取り下げる権利を有する。
 控訴審裁判所は、控訴人が控訴を取り下げた又は検察院が異議申立てを取り下げる事件について、控訴審の審理を停止する。控訴審の審理の停止は、公判期日前においては、公判期日において裁判長が決定により、公判期日においては、審理合議体が決定により行う。
3. 公判期日開始前の控訴、異議申立ての変更、補充、取下げは、文書によらなければならず、控訴審裁判所に送付されなければならない。控訴審裁判所は、控訴、異議申立ての変更、補充、取下げについて、当事者に通知しなければならない。当事者の控訴の変更、補充、取下げについて同級の検察院に通知しなければならない。

公判期日における控訴、異議申立ての変更、補充、取下げは、公判期日調書に記載されなければならない。

第 189 条 新証拠の補充

1. 控訴審の公判期日前又は公判期日において、控訴人、異議を申し立てた検察院、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、当事者の適法な権利利益の保護者は、新しい証拠を補充する権利を有する。
2. 控訴審裁判所は、自ら又は当事者の要求に従つて、補充された新しい証拠の確証を実行する。裁判所は、本条 86 条の規定に従い証拠の確証を委託することができる。

第 190 条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、控訴又は異議申立てをされてい る又は控訴又は異議申立ての内容に関連する判決・決定の部分のみを検討する。

第 191 条 控訴審公判準備期限

1. 事件を受理した日から 60 日の期限内に、公判期日の裁判長を務める担当裁判官は、以下のいずれかの決定の 1 つを発しなければならない。
 - a) 事件の控訴審を一時的に停止する。
 - b) 事件の控訴審を停止する。
 - c) 事件を控訴審公判に付す。
2. 複雑な性質を持つ事件である又は客観的な障碍がある場合、控訴審裁判所の長官は、本条 1 項に規定する公判準備期限の延長を決定することができるが、30 日を超えてはならない。
3. 事件を控訴審公判に付す決定を発した日から 30 日の期限内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開かなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は 60 日である。
4. 事件を控訴審公判に付す決定は、同級の検察院及び控訴、異議申立てに関連する者に送付しなければならない。

第 192 条 控訴審審理合議体の構成

控訴審審理合議体は、3 名の裁判官を含む。

第 193 条 審理合議体構成員及び裁判所書記官の出席

1. 公判期日は、審理合議体の構成員全員及び裁判所書記官が出席する場合に限って進行される。
2. 裁判官が欠席し又は事件の審理への参加を継続できないが、補充の裁判官が公判期日の最初から参加した場合は、この者が欠席した裁判官に交代して事件の審理に参加することができる。
3. 本条第 2 項に規定する審理合議体の構成員を代替する補充の裁判官がいなければ、公判期日を延期しなければならない。
4. 裁判所書記官が欠席し又は公判期日に継続して参加できず、交代の者がいない場合は、公判期日を延期しなければならない。

第 194 条 檢察官の出席

1. 同級の検察院の長官から割り当てられた検察官は、公判期日に参加する義務がある。欠席する場合に審理合議体は公判期日の延期を決定し、同級の検察院の長官に通知する。ただし、本条第 2 項に規定する場合はその限りではない。
2. 檢察官が欠席し又は公判期日への参加を継続できないが、補欠の検察官が公判期日の最初から参加した場合は、その者が欠席検察官と交代して事件の審理に参加することができる。

第 195 条 当事者、当事者の適法な権利利益の保護者、鑑定人、通訳人及び証人の出席

1. 裁判所に 1 回目に適式な召喚を受けた控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの適法な権利利益の保護者は、公判期日に出席しなければならない。欠席する者がいる場合は、審理合議体は控訴審の公判期日を延期する。裁判所は控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者及びそれらの適法な権利利益の保護者に控訴審の公判期日の延期を通知する。
2. 裁判所に 2 回目に適式に召喚を受けた控訴人、控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、それらの適法な権利利益の保護者は、控訴審の公

判期日に出席しなければならない。不可抗力の事由によらずに欠席した場合は、以下のように処理する。

- a) 控訴人であって、公判期日に参加する代理人がない場合は、控訴の放棄と見なし、裁判所は、欠席した控訴人が控訴した第一審裁判所の判決、決定の全部又は判決、決定の一部に対する控訴審を停止する決定を発する。
- b) 控訴、異議申立てに関連する権利義務を有する者、当事者の適法な権利利益の保護者については、裁判所はそれらの者の欠席の下で審理を進行する。
3. 控訴審の公判期日における証人、鑑定人、通訳人の出席は、本法第133条、第134条及び第135条の規定に従って行われる。
4. 訴訟参加人が裁判所が欠席審理をするよう提案状を提出している場合は、裁判所は、それらの者の欠席の下で控訴審の公判期日を進行する。

第196条 控訴審審理合議体が公判期日の開始する必要がなく、当事者の召喚をする必要がない場合

1. 控訴審審理合議体は以下の場合には公判期日を開始する必要がない。
 - a) 期限を徒過した控訴、異議申立ての検討
 - b) 訴訟費用に関する控訴、異議申立ての検討
 - c) 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立ての検討
2. 本条第1項に規定する場合には、審理合議体は、当事者の意見を聴取する必要がある場合を除き、当事者を召喚する必要がない。

第197条 事件の控訴審の一時停止

控訴審裁判所は、事件の控訴審を一時停止する決定を発する。事件の控訴審の一時停止の結果及び控訴審の再開は、本法第118条及び119条の定めに従う。

第198条 事件の控訴審の停止

1. 控訴審裁判所は、以下の場合に事件の控訴審を停止する決定を発する。
 - a) 本法第120条第1項a号に定める場合
 - b) 控訴人が控訴の全部を取り下げ又は検察院が異議申立ての全部を取り下げる場合
 - c) 控訴人が2回適式に召喚されたにもかかわらず欠席した場合
 - d) 法律が規定するその他の場合
2. 控訴審裁判所が本条第1項b号の規定に従って事件の控訴審を停止する決定を発した場合は、第一審裁判所の判決、決定は、控訴審裁判所が控訴審を停止する決定を発した日から法的効力を有する。

第199条 緊急保全処分の適用、変更、取消決定

事件解決の過程において、控訴審裁判所は、本法第5章の規定に従って、緊急保全処分の適用、変更、取消決定をする権利を有する。

第200条 事件記録の研究のための検察院への送付

控訴審のために事件を受理した後に、控訴審裁判所は、事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。検察院は、事件記録を受領した日から15日

の期限内に、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

第201条 控訴審の公判期日の延期

1. 公判期日を延期すべき場合は以下の通りである。
 - a) 本法第135条第2項、第193条第3項及び第4項、第194条第1項、第195条第1項に規定する場合
 - b) 審理合議体の構成員、検察官、裁判所書記官、通訳人が変更されたが、直ちに交代する者がいない場合
 - c) 鑑定人が変更された場合
 - d) 補充の資料、証拠を確証し、収集しなければならないが、公判期日において直ちには実現できない場合
2. 本法第133条第2項及び第134条第2項の規定により公判期日が延期される場合
3. 控訴審の公判期日の延期の期限及び控訴審の公判期日延期決定は本法第137条の規定に従って行われる。

第202条 控訴審の準備手続

1. 公判期日開始の準備、控訴審の公判期日開始手続、尋問及び資料公開の手続、控訴審の公判期日における物証の検討、公判期日における論争、評議及び判決の言渡し、控訴審判決の修正、補充は、第一審の公判期日の手続と同様に行う。
2. 控訴審の公判期日開始手続の終了後、控訴審審理合議体の構成員1名は、事件内容、第一審判決の決定及び控訴、異議申立ての内容を公開する。
3. 公判期日における控訴、異議申立ての修正、補充、取下げに関する当事者、検察官の尋問は、公判期日の裁判長が以下のようを行う。提訴人に對し提訴状を取り下げるか否かを尋問する。控訴人、検察官に對し、控訴、異議申立ての修正、補充、取り下げをするか否かを尋問する。
4. 検察院が異議申立てをしている場合、検察官は、異議申立てを受けた第一審判決の決定に対する検察院の異議申立ての観点を発表する。

第203条 控訴審の公判期日開始前又は公判期日における提訴人の提訴状の取下げ

1. 提訴人が控訴審の公判期日開始前又は控訴審の公判期日において提訴状を取り下げる場合は、控訴審審理合議体は、被提訴人にそれに同意するか否かを尋問しなければならず、個別の場合によって以下のように解決する。
 - a) 被提訴人が同意しない場合は、提訴人による提訴状の取下げを承認しない。
 - b) 被提訴人が同意する場合は、提訴人による提訴状の取下げを承認する。控訴審審理合議体は、第一審判決を破棄する決定を発し、事件の解決を停止する。この場合、当事者は、第一審裁判所が定める第一審訴訟費用及び法律の規定に従った控訴審訴訟費用の半分を支払わなければならない。
2. 控訴審審理合議体が事件の解決を停止する決定を発した場合は、提訴人は、提訴時効がまだ経過していない場合には、本法が規定する手続に従って事件を再提訴することができる。

第 204 条 控訴審の公判期日における当事者、検察官の陳述聴取

1. 当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審審理合議体は、次の順番で当事者、検察官の陳述を聴取することにより事件の審理を開始する。
 - a) 控訴人の適法な権利利益の保護人が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述する。控訴人は、補充の意見を述べることができる。

当事者全員が控訴する場合は、その陳述は、提訴人である控訴人の適法な権利利益の保護人及び提訴人、被提訴人である控訴人の適法な権利利益の保護人及び被提訴人、関連する権利義務を有する者である控訴人の適法な権利利益の保護人及び関連する権利義務を有する者、の順序に従って行う。

検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠について陳述する。控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が控訴の内容及び控訴をしたことの根拠について陳述し、その後に検察院が異議申立ての内容及び異議申立てをしたことの根拠を陳述する。
- b) 控訴、異議申立てに関連する他の当事者の適法な権利利益の保護人は、控訴、異議申立ての内容に関する意見を陳述する。当事者は、補充の意見を述べることができる。
2. 当事者が自己の適法な権利利益の保護人を持たない場合は、その者は自分自身で控訴、異議申立ての内容に関する自己の意見を陳述する。
3. 訴訟参加人が論争及び返答の発表をした後、検察官は、控訴審段階における行政事件の解決過程における法律遵守に関する検察院の意見を発表する。

第 205 条 控訴審審理合議体の権限

1. 控訴、異議申立てを棄却して、第一審の判決の決定を維持する。
2. 次のいずれかの場合において第一審裁判所が違法に決定した場合は、第一審の判決の一部又は全部を修正する。
 - a) 証明及び証拠収集が十分に実現され、かつ本法第 6 章の規定に従った場合
 - b) 第一審における証明及び証拠収集は不十分であったが、控訴審の公判期日で十分に補充された場合
3. 訴訟手続に関する重大な違反がある又は控訴審裁判所が補充することができない新しい重要な証拠がある場合は、第一審判決を破棄して、再審理をするために第一審裁判所に事件記録を差し戻す。
4. 第一審の審理過程に本法第 120 条第 1 項に規定する場合の 1 つがある場合は、第一審判決を破棄して、事件の解決を停止する。
5. 事件の控訴審の審理に控訴人の出席が必要であり、かつ、その者が 2 回目まで適式に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なくしてなお欠席したときは、控訴審の手順に従って、事件の解決を停止する。この場合においては、第一審判決は法的効力を有する。

第 206 条 控訴審判決

1. 控訴審審理合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において控訴審裁判所の判決を発付する。
 2. 控訴審判決は冒頭部分、事件の内容及び認定部分、決定部分から構成される。
 3. 冒頭部分では、控訴審を審理した裁判所の名、事件受理番号及び日付、判決番号及び言渡し日、審理合議体の構成員、裁判所書記官、検察官の氏名、提訴人、被提訴人、関連する権利義務を有する者、適法な代理人及び当事者の適法な権利利益の保護人の名前、住所、控訴人、異議申立てをした検察院、その他の訴訟参加人、事件を公判に付す決定の番号、年月日、審理の公開又は非公開、審理の時間及び場所を明記しなければならない。
 4. 事件の内容、控訴、異議申立て、認定部分では、事件、第一審裁判所の決定の内容の要約、控訴、異議申立ての内容、控訴審審理合議体の認定、控訴審審理合議体が事件解決のために根拠とした法規範文書の条項号を記載しなければならない。
- 控訴審審理合議体の認定部分では、控訴、異議申立てを承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない。
5. 決定部分では、控訴、異議申立てに基づき事件において解決しなければならない各問題、第一審、控訴審の訴訟費用の負担についての控訴審裁判所の決定を明記しなければならない。
 6. 控訴審判決は言渡しの日から法的効力を有する。

第 207 条 控訴、異議申立てをされた第一審裁判所の決定に対する控訴審手続

1. 控訴審裁判所は、控訴、異議申立てを受領した日から 15 日の期限内に、会議期日を設定し、控訴、異議申立てを解決する決定を発しなければならない。
2. 控訴、異議申立てをされた決定を検討する控訴審の審理合議体の構成員 1 名は、控訴、異議申立てをされた決定、控訴、異議申立ての内容及び添付資料、証拠（ある場合）を要約して陳述する。
3. 控訴審審理合議体が決定を発する前に、同級の検察院の検察官は、控訴審の会議期日に参加し、控訴、異議申立ての解決に関する意見を発表する。
4. 控訴又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を検討するときは、控訴審裁判所は、次の権限を有する。
 - a) 第一審裁判所の決定を維持する。
 - b) 第一審裁判所の決定を修正する。
 - c) 第一審裁判所の決定を破棄して、事件を継続して解決するために第一審裁判所に事件記録を差し戻す。
5. 控訴審決定は、決定を出した日から法的効力を有する。

第 208 条 控訴審判決、決定の送付

控訴審判決、決定を発布した日から 30 日の期限内に、控訴審裁判所は、その判決、決定を、当事者、第一審において事件を解決した裁判所及び検察院、同級の検察院、権限のある民事判決執行機関及び被控訴人の直近上級機関に送付しなければならない。

第13章 監督審手続

第209条 監督質の性質

監督審とは、事件の解決において重大な法律違反が発見されたため異議を申し立てられた裁判所の法的効力を有する判決、決定の再検討である。

第210条 監督審手続に従った異議申立てをするための根拠

以下の根拠の1つがあるときは、法的効力を有する裁判所の判決、決定は、監督審の手続に従って異議を申し立てられる。

1. 訴訟手続の重大な違反がある。
2. 判決、決定中の決定部分が、事件の客観的事情と合致していない。
3. 法律の適用について重大な誤りがある。

第211条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決、決定の発見

1. 裁判所の判決、決定が法的効力を有する日から1年の期限内に、判決、決定の法律違反を発見した場合は、当事者は、本法第212条に規定する異議申立てをする権限を有する者に対して、文書で監督審手続による異議申立てを検討するように提案することができる。
2. 裁判所、検察院又は個人、機関、その他の組織は、裁判所の法的効力を有する判決、決定中に法律違反を発見した場合は、本法第212条に規定する異議申立てをする権限を有する者に対して、文書で通知しなければならない。
3. 最高人民裁判所、最高人民検察院は、監督審異議申立ての提案文書の受理、処理手続を指導する。

第212条 監督審手続による異議申立ての権利を有する者

1. 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各級の裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権利を有する。
2. 省級裁判所の長官、省級検察院の長官は、県級裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権利を有する。

第213条 法的効力を有する判決、決定の執行延期、一時停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決、決定の執行延期を申し立てる権利がある。延期の期限は3ヶ月を超えることはできない。

行政判決、決定における民事部分に関する決定については、異議を申し立てる権限を有する者は、民事判決執行機関に対して、民事判決執行法の規定に従って裁判執行の延期を申し立てることができる。

2. 監督審の手続に従って法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てた者は、監督審の決定

が出るまでその判決、決定の執行を一時停止する決定をすることができる。

第214条 監督審の異議申立て決定

監督審の異議申立て決定は、以下の主要な内容を含まなければならない。

1. 異議申立て決定の番号、年月日
2. 異議申立て決定をした者の職務
3. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の番号、年月日
4. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の決定部分
5. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の違反、過りについての意見、分析
6. 異議申立て決定の法的根拠
7. 法的効力を有する判決、決定の一部又は全部に對し異議を申し立てる決定
8. その事件の監督審の管轄権を有する裁判所の名称
9. 異議申立て人の提案

第215条 監督審の手続による異議申立期限

1. 監督審の手続による異議申立ての権限を有する者は、本条2項に規定する場合を除き、裁判所の判決、決定が法的効力を有した日から2年の期限内に、異議を申し立てる権利ができる。
2. 当事者が本法第211条第1項に定めた期限内に監督審の手続に従った異議申立てをするよう提案状を提出したが、異議申立期限が過ぎた後に、異議申立ての権限を有する者が法的効力を有する裁判所の判決、決定に重大な法律違反を新たに発見した場合は、監督審の手続に従った異議申立期限は本条第1項の規定に従わない。
3. 裁判所の判決、決定における民事部分の異議申立期限は民事訴訟に関する法律の規定に従って行う。

第216条 監督審の異議申立て決定の送付

1. 監督審の手続に従った異議申立て決定は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定を発した裁判所、当事者、権限を有する民事判決執行機関及び異議申立ての内容に關連する権利義務を有する者に対して直ちに送付されなければならない。
2. 最高人民裁判所長官又は省級人民裁判所の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立て決定を事件記録とともに同級の検察院に対して直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から15日の期限内に記録を検討する。その期限が満了したときは、検察院は、監督審の管轄権を有する裁判所に対して事件記録を送付しなければならない。
3. 最高人民検察院の長官又は省級人民検察院の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立て決定は、直ちに監督審の管轄権のある裁判所に送付されなければならない。

第217条 異議申立ての変更、補充、取下げ

1. 監督審の異議申立てをした者は、本法第215条に規定する異議申立期限がまだ終わっていないければ、異議申立決定を変更、補充する権利を有する。
2. 公判期日開始前又は公判期日において、異議申立て人は、異議申立てを取り下げる権利を有する。公判期日開始前の異議申立ての取下げは、文書によらなければならず、本法第216条の規定に従って送付されなければならない。公判期日における異議申立ての取下げは、公判期日調書に記載されなければならない、監督審合議体は、監督審の審理を停止する決定を発する。

第218条 監督審合議体の構成

1. 省級裁判所の監督審合議体は、省級裁判所の裁判官委員会である。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、少なくとも構成員総数の3分の2が参加しなければならない。省級裁判所の長官が監督審の公判期日の裁判長となる。
2. 最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体は、3名の最高人民裁判所の裁判官を含む。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、3人の裁判官全員が参加しなければならない。最高人民裁判所行政裁判所の長官は、監督審の公判期日の裁判長を務める裁判官を1人割り当てる。
3. 最高人民裁判所の監督審合議体は、最高人民裁判所裁判官評議会である。法的効力を有する判決、決定の監督審を行うときは、少なくとも構成員総数の3分の2が参加しなければならない。最高人民裁判所長官が監督審の公判期日の裁判長となる。

第219条 監督審の管轄

1. 省級裁判所の裁判官委員会は、異議を申し立てられた県級裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
2. 最高人民裁判所行政裁判所は、異議を申し立てられた省級裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
3. 最高人民裁判所裁判官評議会は、異議を申し立てられた控訴審裁判所、最高人民裁判所行政裁判所の法的効力を有する判決、決定の事件の監督審を行う。
4. 1つの行政事件についての複数の法的効力を有する判決、決定が、互いに異なる審級の裁判所の管轄に属するときは、上級の管轄裁判所が事件全部の監督審を行う。

第220条 監督審の公判期日への参加人

1. 監督審の公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない
2. 必要と認める場合は、裁判所は訴訟参加人及び異議申立てに関連するその他の者を監督審の公判期日に参加させるために召喚する。

第221条 監督審の公判期日の開始期限

異議申立て及び事件記録を受け取った日から2か月の期限内に、裁判所は、監督審の管轄権のある裁判所は、事件の監督審のために公判期日を開始しなければならない。

第222条 監督審の公判期日の準備

裁判所の長、最高人民裁判所行政裁判所の長官は、公判期日において事件の説明書を作成する裁判官を1人割り当てる。説明書には、事件の内容、異なる審級の裁判所の判決、決定、異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審の公判期日が開始する遅くとも7営業日前には監督審合議体の構成員に送付しなければならない。

第223条 監督審の公判期日の手続

1. 公判期日の裁判長が公判期日を開始した後、監督審合議体の構成員の1人は、事件の内容、事件の審理過程、異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の決定部分、異議申立て人の異議申立て及び提案の根拠、認定を陳述する。
2. 裁判所が訴訟参加人を召喚した場合は、召喚された者は異議申立てに関する自己の意見を陳述する。検察院の代表は、異議申立てに関する検察院の意見を陳述する。
3. 監督審合議体の構成員は、事件の解決に関して討論し、自己の意見を発表する。検察院の代表は、事件の解決に関する検察院の意見を発表する。
4. 監督審合議体は、事件の解決に関して投票を行う。

省級人民裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定は、その構成員全員の過半数の投票が必要である。

省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会は、異議申立て及びその他の意見に対する賛成、反対の順番に従って投票する。決定が省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会の過半数の投票を得なかつた場合は、公判期日を延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発した日から30日の期限内に、省級裁判所の裁判官委員会、最高人民裁判所行政裁判所の監督審合議体又は最高人民裁判所裁判官評議会は、全構成員の参加の下で事件を再審理しなければならない。

第224条 監督審の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定のうち異議を申し立てられ又は異議申立ての内容の検討に関連する部分のみを検討する。
2. 監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定のうち異議を申し立てられ又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、その部分が国家的利益又は事件の当事者となっていない第三者の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権利がある。

第225条 監督審合議体の権限

1. 异議申立てを承認せず、法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 异議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄し、破棄され又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定を維持する。

3. 第一審又は控訴審での再審理のために、法的効力を有する判決、決定を破棄する。
4. 事件を解決した裁判所の判決、決定を破棄して、事件の解決を停止する。

第226条 異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の破棄及び破棄又は修正された下級裁判所の適法な判決、決定の維持

監督審合議体は、異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発し、その異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定により一部又は全部を取り消され又は修正された適法の審理した下級裁判所の判決、決定を維持する。

第227条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のための異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の破棄

監督審合議体は、以下の場合に第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を発する。

1. 証拠収集及び証明が十分に行われず又は本法第6章の規定に従わなかった場合
2. 判決、決定の結論が事件の客観的な事実に合致しない又は法律の適用に重大な過りがある場合
3. 第一審又は控訴審の審理合議体の構成が本法の規定に従わない又は訴訟手続に関しその他の重大な違反がある場合

第228条 事件を解決した裁判所の判決、決定の破棄及び事件解決の中止

第一審の審理、控訴審の審理過程において本法第120条第1項に定める場合の1つに該当する場合は、監督審合議体は、事件を解決した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を中止する決定を発する。監督審合議体は、要求がある場合に、提訴人に対して提訴状とともに添付資料、証拠を返却するために、事件記録を既に第一審の審理をした裁判所に差し戻す。

第229条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を発する。
2. 監督審の決定は、以下の内容を含んでいかなければならない。
 - a) 公判期日の開始年月日及び場所
 - b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が省級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所裁判官評議会である場合は、公判期日の裁判長の氏名、職務及び審理に参加した構成員の人数を記載する。
 - c) 裁判所書記官、公判期日に参加した検察官の氏名
 - d) 合議体が監督審に付した事件名
 - e) 事件の当事者の名前、住所
 - f) 事件の内容、異議申立てのあった法的効力を有する判決、決定の決定部分の要約
 - g) 異議申立て決定、異議申立ての理由
 - h) 異議申立てを承認し又は承認しない根拠を分析しなければならない監督審合議体の認定部分

- i) 監督審合議体が決定を発するための根拠とした行政訴訟法の条項号
- j) 監督審合議体の決定

第230条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体が発布した日から法的効力を有する。

第231条 監督審決定の送付

決定の発布した日から30営業日の期限内に、監督審合議体は、以下の個人、組織、機関に対して、監督審決定を送付しなければならない。

1. 当事者
2. 異議を申し立てられ、破棄された法的効力を有する判決、決定を発した裁判所
3. 同級の検察院及び判決執行権限のある検察院
4. 権限のある民事判決執行機関
5. 被提訴人の直近上級機関

**第14章
再審手続**

第232章 再審の性質

再審とは、判決、決定の内容を基本的に変更する可能性があり、裁判所が判決、決定を発したときには裁判所、当事者が知り得なかつた新しい事情が発見されたことによって異議を申し立てられた法的効力を有する判決、決定の再審理である。

第233条 再審手続に従った異議申立てのための根拠

以下の根拠の1つがあるとき、法的効力を有する判決、決定は、再審の手続に従って異議を申し立てられる。

1. 事件の解決過程において裁判所、当事者が知り得なかつた事件の重要な事情が新しく発見された。
2. 鑑定人の結論、通訳人の通訳に虚偽があり又は証拠に偽造があったことを証明する基礎がある。
3. 裁判官、人民参審員、検察官が故意に事件記録を誤らせ又は故意に法律に違反する結論を出した。
4. 裁判所が事件の処理のために根拠とした裁判所の判決、決定又は国家機関の決定が取り消された。

第234条 新しく発見された事実に関する通知及び確認

1. 当事者、その他の個人、機関、組織は、事件の新しい事情を発見した場合は、本法第235条に規定する異議を申し立てる権利がある者に対して、再審手続に従った異議申立てを検討するよう、文書により提案する権利がある。
2. 事件の新しい事情が発見された場合には、検察院、裁判所は、本法第235条に規定する異議を申し立てる権利がある者に対して、文書により通知しなければならない。

第235条 再審手続に従って異議を申し立てる権利を有する者

1. 最高人民裁判所長官、最高人民検察院長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各審

- 級の裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し再審手続に従って異議を申し立てる権利がある。
2. 省級裁判所の長官、省級人民検察院の長官は、県級裁判所の法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てる権利がある。
 3. 法的効力を有する判決、決定に対し異議を申し立てた者は、再審の決定が出るまでその判決、決定の執行を一時停止する決定をすることができる。

第236条 再審手続に従った異議申立期限

再審手続に従った異議申立期限は、異議を申し立てる権利を有する者が本法第233条に規定する再審手続に従って異議を申し立てる根拠を知った日から1年である。

第237条 再審合議体の管轄権

1. 异議申立てを承認せず、法的効力を有する判決、決定を維持する。
2. 本法に規定する手続に従って第一審の再審理をするために法的効力を有する判決、決定を破棄する。
3. 事件を審理した裁判所の判決、決定を破棄し、事件の解決を停止する。

第238条 監督審手続の規定の適用

再審手続に関するその他の規定は、本法における監督審手続に関する規定と同様に行われる。

第15章 最高人民裁判所裁判官評議会 の決定を再検討する特別な手続

第239条 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の要求、建議、提議

1. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、法律の重大な違反を確認できる根拠がある又はその決定を発したときに最高人民裁判所裁判官評議会、当事者が知り得なかった決定の基本的な内容を変更する可能性のある重要な新しい事情を発見したときに、以下のいずれかの1つの場合に該当する場合、再検討される。
 - a) 国会常務委員会の要求がある。
 - b) 国会司法委員会の建議がある。
 - c) 最高人民検察院長官の建議による。
 - d) 最高人民裁判所長官の提議による。
2. 国会常務委員会が要求した場合は、最高人民裁判所長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するように最高人民裁判所裁判官評議会に報告する責任を負う。
3. 国会司法委員会が建議した、最高人民検察院長官が建議した又は最高人民裁判所長官が違反、新しい事情を発見した場合は、最高人民裁判所長官はその建議、提議を検討するよう最高人民裁判所裁判官評議会に報告する義務を負う。

国会司法委員会の建議、最高人民検察院長官の建議又は最高人民裁判所長官の提議に同意する場合は、最高人民裁判所裁判官評議会は、最高人民裁判所長官に事件記録を研究させて、最高人民裁判所裁判官評議会の検討、決定のために報告させ

る。最高人民裁判所裁判官評議会が建議、提議に同意しない場合は、文書により通知し、その理由を明示しなければならない。

4. 本条第3項に掲げた提議、建議の検討をする最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。

第240条 最高人民裁判所裁判官評議会の決定の再検討の手続及び管轄権

1. 最高人民裁判所長官は、第239条第2項に規定する国会常務委員会の要求を受領した日又は第239条第3項に規定する最高人民裁判所裁判官評議会の決定があつた日から4か月の期限内に、事件記録の検討、資料、証拠の確認、収集をし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を再検討するために最高人民裁判所裁判官評議会に報告をする責任を負う。
2. 最高人民裁判所裁判官評議会の会議期日には、最高人民検察院長官が参加しなければならない。必要と認める場合は、最高人民裁判所は関連する個人、組織、機関を会議期日に参加させるために招待することができる。
3. 最高人民裁判所長官の報告、最高人民検察院長官の意見、招待された関連する個人、組織、機関の意見（ある場合）を聞いた後、最高人民裁判所裁判官評議会は、重大な法律違反がある又は最高人民裁判所裁判官評議会の決定の内容を基本的に変更させる重要な新しい事情がある最高人民裁判所裁判官評議会の決定を破棄する決定を発す。重大な法律違反がある又は判決、決定の内容を基本的に変更させる重要な新たな事情がある下級裁判所の法的効力を有する判決、決定を破棄し、個別の場合に従つて以下のように決定する。
 - a) 提訴要求を、その要求に法的な根拠がなければ、棄却する。
 - b) 提訴要求の一部又は全部を承認し、法律に違反する行政決定の一部又は全部を破棄する。国家機関又は国家機関における権限を有する者に法律の規定に従つて任務、公務を執行させる。
 - c) 提訴要求の一部又は全部を承認し、行政行為の一部又は全部が法律に反すると宣言する。国家機関又は国家機関における権限を有する者に違法な行政行為を終了させる。
 - d) 提訴要求を承認し、法律に違反する懲戒免職決定を破棄する。機関、組織の長に法律の規定に従つて任務、公務の履行をさせる。
 - e) 提訴要求の一部又は全部を承認し、法律に違反する競争事件処理決定に対する不服申立解決決定の一部又は全部を破棄する。競争事件処理決定に対する不服申立解決決定を発した機関、権限のある者に対して競争法の規定に従つて事件の再解決をさせる。
 - f) 本条第3項b、c、d及びeに定める場合における損害賠償責任を確定し、機関、組織に対し、損害を賠償させ、法律に違反する行政決定、行政行為、解雇懲戒処分の決定、競争事件処理決定によって侵害された個人、組織、機関の適法な権利利益を回復させる。過失又は故意により重大な法律違反を犯して破棄された決定を発し、当事者に損害を与えた最高人民裁判所の損害賠償責任を確定

- し又は法律の規定に従った財産価値の補償責任を確定する。
- g) 故意に法律に違反し、個人、機関、組織に重大な結果を与えた場合には、権限のある国家機関、権限のある国家機関の長に対して、国家機関、国家機関における権限のある者の責任を検討するよう建議する。
4. 最高人民裁判所裁判官評議会の決定は、少なくとも最高人民裁判所裁判官評議会の構成員の4分の3の賛成が投票されなければならない。
5. 最高人民裁判所は、最高人民検察院と協力して本条の規定の施行を指導する。

第 16 章

行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行手続

第 241 条 執行される行政事件に関する裁判所の判決、決定

1. 控訴審手続に従って控訴、異議申立てされず、法的効力を有する第一審判決、決定の全部又は一部
2. 控訴審裁判所の判決、決定
3. 裁判所の監督審又は再審決定
4. 本法第 240 条に規定する特別手続に従った最高人民裁判所裁判官評議会の決定
5. 不服申立て、建議をされた裁判所の緊急保全処分の適用決定

第 242 条 裁判所の判決、決定の説明

1. 裁判執行債権者、裁判執行債務者、裁判所の判決、決定の執行に関連する権利義務を有する者及び判決執行機関は、本法第 241 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する判決、決定を発した裁判所に対し、執行のために、判決、決定の不明確な点を説明するよう、文書により要求する権利を有する。
2. 公判期日又は会議期日の裁判長である裁判官は、裁判所の判決、決定について説明する責任がある。それらの裁判官がもはや裁判所の裁判官でない場合には、その裁判所の長官が、裁判所の判決、決定について説明する責任を負う。
3. 判決、決定の説明は、公判期日、会議期日調書及び評議調書に基づかなければならない。
4. 要求文書を受け取った日から 15 日の期限内に、裁判所は、前に判決、決定を言い渡され、交付された個人、機関、組織に対して、この法律の規定に従い、説明文書を交付しなければならない。

第 243 条 裁判所の判決、決定の執行

1. 本法第 241 条に規定する行政事件に関する裁判所の判決、決定の執行は以下の通りに行う。
 - a) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定、選挙人名簿に対する提訴要求を承認しない裁判所の判決、決定の場合、当事者は、法律の規定に従って、行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定、選挙人名簿を継続して執行しなければならない。

- b) 行政決定、懲戒免職決定、競争事件処理決定に対する不服申立て解決決定の全部又は一部を破棄した判決、決定の場合、破棄された決定の全部又は一部はもはや効力を有しない。当事者は、裁判所の判決、決定の中で確定された権利義務に基づいて執行する。
 - c) 懲戒免職決定を破棄した裁判所の判決、決定の場合、懲戒免職決定はもはや効力を有しない。裁判所の判決、決定を受領した日から 10 日の期限内に、懲戒免職決定を発した機関、組織の長は、裁判所の判決、決定を執行しなければならない。
 - d) 既に行われた行政行為が違法であることを宣言する判決、決定の場合、裁判執行債務者が裁判所の判決、決定を受領した日から、その行政行為の実行を停止しなければならない。
 - e) 任務、公務の不履行が違法であることを宣言する判決、決定の場合、裁判執行債務者は裁判所の判決、決定を受領した日から、法律の規定に従って任務、公務を履行しなければならない。
 - f) 選挙人名簿を作成した機関にその名簿の修正、補充を強制する判決、決定の場合、裁判執行債務者は裁判所の判決、決定を受領したときに直ちにその修正、補充をしなければならない。
 - g) 裁判所が緊急保全処分の適用決定を発した場合、被適用者はその決定を受領したときに直ちにそれを履行しなければならない。
 - h) 裁判所の判決、決定における財産に関する決定は、民事判決執行法の規定に従って執行される。
2. 裁判執行債務者は当該事件の第一審を審理した裁判所の同級の民事判決執行機関に執行の結果を通知しなければならない。

第 244 条 裁判所の判決、決定の執行の要求

1. 裁判執行債務者が執行しない場合は、裁判執行債権者は、裁判執行債務者に対して、本法第 243 条第 1 項 e 号及び g 号の規定のとおりに裁判所の判決、決定を直ちに執行するよう要求することができる。
2. 裁判執行債務者が、法的な効力を有する裁判所の判決、決定を受領した日から 30 日が過ぎた又は裁判所の判決、決定の執行期限が過ぎたにもかかわらず裁判を執行しない場合、裁判執行債権者は、本法第 243 条第 1 項 b 号、c 号、d 号及び e 号の規定に従い債務者に対して、文書により、裁判所の判決、決定を執行するよう要求することができる。
3. 裁判執行債務者が、裁判所の判決、決定を執行しない場合、本条第 2 項に規定する文書による要求を受領した日から 15 日の期限内に、裁判執行債権者は、第一審裁判所の所在地における民事判決執行機関に対して、裁判所の判決、決定の執行を督促する提案状を提出することができる。裁判執行債権者から督促の提案状を受領した民事判決執行機関は、裁判執行債務者に対して執行するよう督促し、書面により、裁判執行の指導のために裁判執行債務者の直近上級機関に対し、裁判執行の検察のために同級の検察院に対し、通知する。
4. 本条第 3 項に規定する裁判執行債権者から督促の提案状を受け取ったときは、民事判決執行機関は、裁判執行債務者の裁判執行についてのモニタリング管理簿に記録する責任を負う。裁判執行債

権者は、民事判決執行機関に裁判所の判決、決定の写し及び適式な提案状を提出したにもかかわらず裁判執行債務者が判決を執行しようとしないことを証明する関連する資料を提出する責任がある。

裁判執行債務者から督促の提案状を受け取った日から 5 営業日の期限内に、民事判決執行機関は、裁判所の判決、決定の正しい内容に従って履行するよう裁判執行債務者に督促文書を送付しなければならない。

第 245 条 執行の要求を実施する責任

1. 民事判決執行機関から裁判所の判決、決定の執行督促文書を受領した日から 30 日の期限内に、裁判執行債務者は民事判決執行機関に対して裁判執行の結果を文書により通知する責任を負う。
2. 本条第 1 項に規定する期限が過ぎたにもかかわらず、裁判執行債務者が裁判の執行をせず、裁判執行結果を通知しなかった場合は、民事判決執行機関は、裁判執行の検討指導及び法律の規定に従った責任の処理のために裁判執行債務者の直近上級機関に対して文書によりそれを通知するとともに、裁判執行債務者の直近上級機関による執行の指導を監視、支援するために、その直近上級民事判決執行機関又は直近上級の民事判決執行管理機関に送付する。
3. 本条第 2 項に規定する判決執行機関の通知を受領した日から 30 日の期限内に、裁判執行債務者の直近上級機関は、法律の規定に従って裁判執行の検討、指導をし、判決執行機関に通知しなければならない。

第 246 条 行政裁判執行に関する国家管理

1. 政府は、全国における行政裁判執行に関して統一して国家管理をする。行政裁判執行に関する国家管理について最高人民裁判所及び最高人民検察院と協力する。国会に行政判決執行について毎年定期的に報告する。
2. 司法省は、政府に対して、行政判決執行に関する国家管理の実施について責任を負い、以下の任務、権限を有する。
 - a) 行政裁判執行に関する法規範文書を公布し又は公布する権限のある機関に提出する。
 - b) 行政裁判執行に関する国家管理の人材、物質、手段を確保する。
 - c) 行政裁判執行の管理に関する業務の案内、指導、研修をし、行政裁判執行に関する法律の普及、教育を行う。
 - d) 行政裁判執行の管理に関する不服申立て、告発の検査、監査、解決を行う。
 - e) 行政裁判執行活動に関して政府に報告する。
 - f) 統計計画を作成し、実施させ、行政判決執行の監視及び総括を行う。
3. 司法省に所属する民事判決執行の管理機関、民事判決執行機関は司法大臣に行政裁判執行の国家管理を補助し、本法及び政府の規定に従って任務を履行する。

第 247 条 行政裁判執行における違反処理

1. 判決執行債務者である機関、組織、個人が故意に裁判所の判決、決定を執行しなければ、場合に

よって行政違反処分、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及される。

2. 職務、権限を濫用して裁判執行を故意に妨害した者は、場合によって行政違反処分、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及される。損害を発生させる場合は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。

第 248 条 裁判所の判決、決定の執行に関する検察

検察院は、その任務権限の範囲において関係する当事者、個人、機関、組織の裁判所の判決、決定の執行に関する法律遵守を検察し、適時、十分かつ適法な判決、決定の執行を確保する。

検察院は、行政裁判執行債務者である個人、機関、組織及び裁判所の判決、決定の執行債務者である機関、組織の直近上級機関、組織に対して、裁判所の判決、決定の厳格な執行のための措置を実施するよう建議をすることができる。

第 17 章

行政訴訟における不服申立て、告発

第 249 条 不服申立てされ得る行政訴訟における決定、行為

1. 個人、機関、組織は、行政訴訟内における行政訴訟進行機関、行政訴訟進行人の決定、行為に対して、その決定、行為が法律に違反し、自己の適法な権利利益を侵害するとみなす根拠がある場合に、不服申立てができる。
2. 裁判所の第一審、控訴審、監督審、再審の判決、決定及び行政訴訟進行人がしたその他の訴訟上の決定について、控訴、異議申立て、不服申立て、建議があった場合は、本章の規定ではなく、本法の相応する章の規定に従って解決される。

第 250 条 不服申立て人の権利義務

1. 不服申立て人は以下の権利を有する。
 - a) 自ら又は適法な代理人を通じて不服申立てをする。
 - b) 事件の解決過程のどの段階においても不服申立てをする。
 - c) 事件の解決過程のどの段階においても不服申立てを取り下げる。
 - d) 不服申立て解決のための受理に関する回答書を受領する。不服申立て解決決定を受領する。
 - e) 侵害された適法な権利利益を回復し、法律の規定に従って損害賠償を受ける。
2. 不服申立て人は以下の義務を有する。
 - a) 解決権限のある者に対して不服申立てをする。
 - b) 事実を誠実に陳述し、不服申立てを解決する者に情報、資料を提出する。陳述の内容、提出した情報、書類について法律上の責任を負うと。
 - c) 法的効力を有する不服申立て解決決定に厳肅に執行する。

第 251 条 被不服申立て人の権利義務

1. 被不服申立て人は以下の権利を有する。
 - a) 不服申立てをされた行政訴訟上の決定、行為の適法性に関する証拠を提出する。

- b) 行政訴訟上の決定、行為についての不服申立て解決決定を受領する。
2. 被不服申立て人は以下の義務を有する。
- 不服申立てをされている行政訴訟上の決定、行為について説明する。権限のある機関、組織、個人が要求した場合には、関連する情報、資料を提出する。
 - 法的効力を有する不服申立て解決決定に厳粛に執行する。
 - 法律の規定に従って行政訴訟における自己の法律に違反する決定、行為による結果について、損害の賠償、支払又は克服を行う。

第 252 条 不服申立ての時効

不服申立ての時効は、不服申立て人が法律に違反するとみなす訴訟上の決定、行為を受領し又は知った日から 15 日である。

不服申立て人が、不可抗力又は客観的な障害があり、本条に規定する期言内に不服申立てをできなかつた場合は、その不可抗力又は客観的な障害が存在した時間は、不服申立ての事項に含めない。

第 253 条 檢察官、検察院の副長官及び検察院の長官に対する不服申立ての解決権限及び期限

検察官、検察院の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、検察院の長官が解決決定をする。解決結果に同意しない場合は、不服申立て人は、直近上級検察院に不服申立てをする権利がある。直近上級検察院の長官は、不服申立てを受領した日から 15 日の期限内に、検討し解決しなければならない。

検察院の長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、直近上級検察院の長官が解決決定をする。

第 254 条 裁判所書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官及び又は裁判所の長官に対する不服申立ての解決権限及び期限

裁判所書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官に対する訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、裁判所の長官が解決決定をする。解決結果に同意しない場合は、不服申立て人は、直近上級裁判所に不服申立てをする権利がある。直近上級裁判所の長官は、不服申立てを受領した日から 15 日の期限内に、検討し解決しなければならない。

裁判所の長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、直近上級裁判所の長官が解決決定をする。

裁判所の長官の不服申立て解決決定は、不服申立て人及び同級の検察院に送付しなければならない。

第 255 条 鑑定人に対する不服申立ての解決権限及び期限

鑑定人の行政訴訟における行為に対する不服申立てでは、不服申立て受領の日から 15 日の期限内に、鑑定人を直接管理する鑑定組織の長が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立て人は、鑑定組織の直近上級管理機関の長に不服申立てする権利がある。直近上級管理機関の長は、不服申立てを受領

した日から 15 日の期限内に、検討し解決しなければならない。

第 256 条 告発をする権利を有する者

公民は、訴訟進行人の法律に違反する行為が、国家の利益、公民、機関、組織の適法な権利利益に損害を与える、又は損害を与えるおそれがある場合、権限のある機関、組織、個人に対して告発することができる。

第 257 条 告発人の権利義務

- 告発人は、以下の権利を有する。
 - 権限のある機関、組織、個人に対し、申立書を提出して又は直接に告発する。
 - 自己的氏名、住所、筆跡の秘密を維持することを要求する。
 - 告発の解決結果について通知を要求する。
 - 権限のある機関、組織、個人に対して脅迫、抑圧、報復からの保護を要求する。
- 告発人は、以下の義務を負う。
 - 告発の内容について誠実に陳述する。
 - 自己の氏名、住所を明示する。
 - 事実を誤った告発について法律上の責任を負う。

第 258 条 被告発人の権利義務

- 被告発人は、以下の権利を有する。
 - 告発の内容の通知を受ける。
 - 告発の内容が事実でないことを証明するために証拠を提出する。
 - 侵害された適法な権利利益を回復する。誤った告発が生じさせた損害の賠償を受け、名誉を回復する。
 - 機関、組織、個人に対し、事実を誤った告発をした者の処理を要求する。
- 被告発人は、次の義務を負う。
 - 告発された行為について説明する。権限のある機関、組織、個人の要求があったときに、関連する情報、資料を提出する。
 - 権限のある機関、組織、個人の処理決定を厳粛に執行する。
 - 法律の規定に従って、自己の法律に違反する行政訴訟上の行為による結果について、損害の賠償、支払又は克服を行う。

第 259 条 告発の解決権限及び期限

- 権限のある機関に属する訴訟進行の権限を有する者の法律に違反する行為に対する告発は、その機関の長に解決責任がある。
被告発人が裁判所の長官、副長官、検察院の長官、副長官である場合は、直近上級裁判所の長官、直近上級検察院の長官に解決責任がある。

告発の解決期限は、告発を受理した日から 60 日である。複雑な事件については、告発の解決期限は伸長してもよいが、90 日を超えることはできない。

- 犯罪の兆候がある法律違反行為の告発は、刑事訴訟法の規定に従って解決する。

第 260 条 不服申立て、告発の解決手続

不服申立て、告発の解決手続は、本章の規定及び本章の規定に反しない不服申立て及び告発に関する法のその他の規定に従う。

第 261 条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任

1. 権限のある機関、組織、個人は、自己の任務権限の範囲内において、不服申立て又は告発を受領し、それを適時かつ法を遵守して解決し、違反者を厳正に処理し、起こり得る損害を抑止するための措置を適用し、不服申立て、告発の解決決定の厳肅な執行を保障する責任を負い、自己の決定について法律上の責任を負う。
2. 不服申立て、告発の権限を有する者が、解決をしない、解決に際して責任を欠く、違法な解決をする場合には、その違反の性質及び程度に従って、懲戒処理を受け、刑事責任を追及される。損害を発生させた場合には、法律の規定に従って賠償をしなければならない。

第 262 条 行政訴訟における不服申立て、告発の解決についての法遵守の検察

人民検察院は、法律の規定に従って行政訴訟における不服申立て、告発の解決についての法遵守の検察をする。検察院は、同級又は下級の裁判所、責任のある機関、組織、個人に対し、不服申立て、告発の解決に根拠があり、適法であることの保障を要求し、建議することができる。

第 18 章 施行条項

第 263 条 施行の効力

1. 本法は、2011年7月1日から施行の効力を生じる。
2. 1996年5月21日の行政事件解決手続法令、行政事件解決手続令の一部を修正、補充する法令10/1998/PL-UBTVQH10号及び29/2006/PL-UBTVQH11号は、本法が効力を有した日から効力を終える。

第 264 条 土地法の一部の条項の修正、補充

1. 土地法第136条第2項は以下のとおり修正し、補充する。

「2. 土地使用権に関する紛争であって、当事者が土地使用権証明書又は本法第50条第1項、第2項及び第5項に規定する種類の文書のどれも有しない場合には、以下のとおり解決する。

- a) 県、区、社、省直轄市の人民委員会主席が解決したが、当事者の一方又は各当事者が、解決決定に同意しない場合、省、中央直轄市の人民委員会主席に対して解決を求めて不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って提訴することができる。
- b) 省、中央直轄市の人民委員会主席が解決したが、当事者の一方又は両当事者が解決決定に同意しない場合、天然資源環境大臣に不服申立てをし、又は行政訴訟法の規定に従って提訴する権利がある。」

2. 土地法第138条は以下のとおり修正し、補充する。

「第 138 条 土地管理に関する行政決定、行政行為に対する不服申立て、提訴

1. 土地使用者は、土地管理に関する行政決定又は行政行為に対する不服申立てをすることができる。
2. 土地に関する行政決定、行政行為に対する不服申立ての解決順序、手続は不服申立てに関する法律の規定に従う。土地に関する行政決定、行政行為に対する訴願の解決順序、手續は、行政訴訟法の規定に従う。」

第 265 条 施行の細則規定及び指導

政府、最高人民裁判所、最高人民検察院は、自己の任務権限において、本法において委任されている条項の施行を指導する。国家管理の要求に対応するために、本法に規定するその他の必要な事項を指導する。

本法は、2010年11月24日にベトナム社会主義共和国第12会期、第8会議において承認された。

国会議長

(署名) グエン フー チョン

～ 外国法令紹介 ～

カンボジア刑法の日本語翻訳について

国際協力部教官

上 坂 和 央

日本は、カンボジア王国に対し、民事法分野での起草の支援をしてきた。その結果、民法、民事訴訟法のいずれもにつき、カンボジア国会で成立とともに、民事訴訟法につき、2007年12月から適用され¹、民法についても、2011年12月から適用されることとなった。

刑法分野では、内戦終了後、1992年に最高国民会議により「暫定期間中のカンボジアに適用される司法、刑法および刑事手続法に関する1992年9月10日の規程」が採択され、暫定的な刑法、刑事訴訟法制定された²。

その後、刑事訴訟法については、1993年、新たな刑事訴訟法が成立している³。

刑事訴訟法が比較的速やかに成立したのに比べ、刑法については、長らく上記暫定的な刑法が用いられてきた。刑法については、旧宗主国フランスの起草支援を受け、2000年9月には、全818条からなる刑法典草案が起草されていた⁴が、その後、立法化には至らず、引き続きカンボジア国内で立法作業が進められていた。

そして、刑事訴訟法に遅れること約16年、刑法が、

2009年11月、全672条の刑法典として成立、公布され、2010年12月までにカンボジア全土で適用された⁵。

今回の刑法の成立及び適用により、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法という民事刑事分野での基幹法がそろうこととなる。

法務総合研究所では、今後の研究資料とすべく、新たに制定された刑法について業者による日本語翻訳を実施していた。このたび日本語翻訳が終了し、法務総合研究所国際協力部のHP (http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html)に掲載したので、関係者の皆様方の参考に供するため、ここに紹介する次第である。

(なお、条文数が多く、大部であるため、本誌面での掲載は割愛する。)

¹ 日本の「施行」と同概念である。

² 同規程については、中山研一「1992年以降のカンボジアの刑事立法資料（一）」（北陸法学第8巻第3号）に日本語訳が掲載されている。

³ 刑事訴訟法については、中山研一、佐藤美樹「カンボジア刑事訴訟法におけるフランス刑事訴訟法の影響（一）」及び「同（二）・完」（高岡法学第11巻第1号及び第2号）に日本語訳とともに詳細な解説が掲載されている。

⁴ 同刑法典草案については、中山研一、佐藤美樹「カンボジアの新刑法典草案（一）」及び「同（二・完）」（高岡法学第13巻第1・2号併合、第14巻第1・2号併合）に日本語訳が掲載されている。

⁵ 新刑法は、2009年11月30日に公布され、プノンペンでは、公布の10日後に総則部分が適用となりその1年後に他の部分が適用開始した。その他の地域では、公布の20日後に総則部分が適用開始、さらにその1年後に他の部分が適用開始している。

～活動報告～

東ティモール現地調査報告

国際協力部教官

松 原 祐 夫

出張者の官職・氏名

法務総合研究所国際協力部教官 松原 祐夫

法務総合研究所総務企画部国際協力事務部門国際協力専門官

(現 神戸地方検察庁尼崎支部検察事務官) 和多田 愛

期間・日程 2011年3月15日から同月19日まで 文末日程表のとおり

出張先 東ティモール民主共和国ディリ県

目的 1 東ティモールの司法制度及び法整備支援に関する情報収集及び関係機関との協議

2 現地セミナーの実施

第1 東ティモールに対する法整備支援の経緯及び

実績

東ティモールは、各省庁に常駐する外国人アドバイザーが法案起草を担当し、法案起草の技能が東ティモール人職員に十分に移転されていない状況に鑑み、2008年に日本に対し司法省職員の法案起草能力向上を目的とする研修を要請した。日本は、2008年9月にJICA職員を現地に派遣し、法整備の実態等を調査した上で、法整備支援の実施を決定した。

日本は、これまで下記のとおり、司法省国家司法法制諮問・立法局職員を対象とする研修を実施した。

・2009年3月 第1回本邦研修

(名古屋大学担当、法務総合研究所国際協力部協力)

・同年7月 第2回本邦研修(国際協力部担当)

・2010年8月 第3回本邦研修(国際協力部担当)

各研修においては、法案起草能力の向上を目的に、今後起草が必要となる法律を題材とするなどして、講義、演習、意見交換等を組み合わせた起草のトレーニングを実施した。

第2 調査結果

当職は、現地において、

Ivo Valente (イボ・バレンテ) 司法副大臣

Vasco Soares (バスク・ソアレス) 司法省国家司法法制諮問・立法局長

同局ポルトガル人アドバイザー

Marcelina Tilman da silva (マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルバ) 同省法律研修センター所長
Erika Macedo (エリカ・マセド) 同研修センター講師

同研修センター外国人講師

Sebastiao Dias Ximenes (セバスティアノ・ディアス・ヒメネス) 行政司法監察官

持田国連東ティモール統合ミッション事務総長
副特別代表

田中 UNDP 東ティモール事務所長

Farhan Sabih (ファラン・サビ) 同事務所副所長
Maria del Mar Bermudez (マリア・デル・マル・ベルムデス) 同事務所シニア・ジャステイス・アドバイザー

中嶋在東ティモール日本大使館公使参事官
河野同大使館1等書記官
安部同大使館1等書記官
農同大使館専門調査員
榎本JICA東ティモール事務所長
里山同事務所員

らと面談するなどして、最近の東ティモール情勢、東ティモールの司法制度及び他ドナーの活動などに関する情報を収集した。その結果は、以下のとおりである。

1 最近の東ティモール情勢

東ティモールは、近時、政府支出を原動力とする高い経済成長率（12.3%—2008年）を維持し、1人当たり、GNI2915ドル、GDP499ドルに達している。なお、GDPは石油基金を含まないために差が生じる。しかし、その内訳を見ると、歳入の95%以上は石油収入で、主な輸出產品はコーヒーであるが、輸出規模は小さく国内に産業がないことから輸入に頼る経済構造で慢性的な赤字貿易となっている。食料についても輸入に頼っており、主食である米の自給率は3割から4割に過ぎない。産業分野を見るに、インドネシア系などの零細企業を除き、民間企業はほとんどない。日系企業の進出も石油関連以外になく、その背景には従業員として雇用し得る能力を有する人材が少ないと、法整備不足のため予測可能性がないことなどが指摘できる。このように産業が未発達であることから、若年者の失業率は3割から5割で推移しており社会不安の要因となっている。また、長年外国に支配されていたため、各分野において、自力運営可能な人材が不足しており人材育成が大きな課題である。

一方、緊急の課題であった国内避難民の帰還及び退役軍人に対する恩給問題は解決の見込みであるが、インドネシアとの間に、土地問題・インドネシア統治時代のインドネシア人公務員に対する恩給支給・国境画定などに関する紛争を抱えている。

日本との関係については、日本は、独立当初から

積極的に支援を実施しており、現在でも、オーストラリア、ポルトガル、アメリカと並ぶ主要援助国で、2009年度の経済協力実績は無償資金協力約195億円、技術協力約60億円である。

2 法・司法制度の概要

（1）法制度

東ティモールでは、かつてポルトガル法を中心であったが、インドネシア統治下では、インドネシアの法律が適用された。国連暫定統治下においては、国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）が公布した規則が優先適用されたが、同規則の制定されていない範囲においては、インドネシア統治下の法律が継続して適用された。2002年5月の新国家成立後、新たな法律が制定されているが、必要な法令を整備するのに相当な時間を要すると思われることから、憲法や新たな法律に反しない限り、それまで有効であったインドネシアの法律や UNTAET の規則も適用されている（憲法160条）。¹

現在、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法などの基本主要法令は施行済みであるが、更に多数の立法が必要とされており、司法省では、今後、児童の権利に関する法律、刑事施設法、司法扶助法、少年法などの立法を予定している。

なお、国連東ティモール統合ミッションにおいて、「Index of Laws of Timor-Leste with Internet Links」を作成・公表し、2002年5月20日から2011年3月1日までの間、東ティモールの官報に掲載された合計427の法律文書を紹介している。その内訳は、①109 Laws Of the National Parliament ② 203 Government Decree Laws ③ 40 Government Decrees ④ 75 Resolutions of the National Parliament である。

法案は、各省庁で作成後、大臣評議会の同意を得て、国会に政府提出法案として提出される。司法省は、司法関連分野の法案を作成し、他省庁管轄の法案については、意見を求められた際に回答すること

¹ 小川秀樹「東ティモールを知るための50章「第11章独立紛争から平和構築へ」（明石出版）79頁参照

となっている。司法省国家司法法制諮問・立法局には、ポルトガル人アドバイザー1名が常駐し、隨時、UNDPからコンサルタントの派遣を受けている。起草に際しては、主として外国人アドバイザー・コンサルタントが法案を起案し、東ティモール人職員がコメントしている。東ティモール人職員に対する研修としては、各起草の際の指導・助言に加えて、司法省では、外国人アドバイザーが6か月間の法案作成トレーニングを実施したことがある。

(2) 司法制度

現在、上級の裁判所（ディリ）と4つの地方裁判所（ディリ、スアイ、オエクシ、バウカウ）が設置されており、今後、地裁を合計8か所に増設する予定である。憲法上、最高裁判所、行政裁判所等の設置が予定されているが、現状では地方裁判所が全ての種類の訴訟を担当し、上級裁判所が上訴審を担当している。

裁判では、ポルトガル語、英語、インドネシア語及びテトゥン語を併用しており、当事者の使用言語が異なる場合、複数の通訳が必要であり、訴訟手続の遅延、複雑化の要因となっている。

独立当初、外国人の裁判官や検察官が訴訟を担当していたが、その数は徐々に減少し、現在は、外国人裁判官5名、同検察官5名が実際の訴訟を担当し、重要案件は外国人と東ティモール人の合議体、簡易な案件は東ティモール人の単独体で審理することとなっている。UNDPでは、2023年までに全ての裁判官、検察官、公選弁護人を東ティモール人にすることを目指している。

通常の裁判所における公判に加えて、裁判官などが遠隔地に出張して裁判することがある。郵便配達制度がないため、裁判所職員が召喚状を直接届けるが、交通費がない、裁判所周辺に宿泊施設がない、交通手段がない、あるいは、そもそも裁判所が何をするところか知らない人もいることなどから不出頭の事例が多いため開始されたもので、裁判制度に関する教育の意味もある。

(3) 法律研修センター

法律研修センターは、UNDPの支援により2004年に設立され、現在、裁判官、検察官、公選弁護人、弁護士、公証人になるには同センターの卒業が条件となっている。同センターには、東ティモール人職員20名、ポルトガル、ブラジルなどのポルトガル語圏諸国出身の外国人講師13名があり、研修は、裁判官、検察官、公選弁護人、弁護士、公証人、法廷通訳、国会職員の各コースに分かれている。受験要件は、4年生大学を卒業し法学の単位を取得していることであり、毎年20名前後が入学している。研修期間は2年6か月（講義・演習が1年6か月、実務修習が1年）であるが、国会職員のコースは、法案起草者を対象とした3年間のコースである。研修は、全てポルトガル語で実施され、これまで、裁判官18名、検察官17名、公選弁護人16名が卒業している。

研修生のレベルは必ずしも高くなく、ポルトガル語を十分に理解できない、インドネシアの大学を出ている者が多いが同国の法教育のレベルが十分でないなどの理由から卒業できない者も多い。そこで、同センターでは、新たに準備コースを設け、東ティモール人の裁判官、検察官、公選弁護人らが講師アシスタントとして、東ティモール法をテトゥン語で教えており、将来的には、東ティモール人を正規コースの講師とする計画である。また、同センターでは、東ティモール国立大学と連携し、同大学に外国人講師を派遣するなどしている。

(4) 他ドナーの活動

司法分野では、オーストラリア、ポルトガル、米国、ブラジルなどが支援を行っている。特にUNDPの活動が顕著であり、UNDPは、2003年にJustice System Programを開始し、人材育成、検察、刑務所、司法アクセスなどの分野を支援している。UNDPの東ティモール司法分野に関する予算は約612万ドル（2010年）である。また、前記法律研修センター外国人講師は、UNDPが派遣している。

3 現地セミナー

法律研修センターにおいて、同研修センター研修員、司法省職員ら約50名を対象に、逃亡犯罪人引渡法及び仲裁法に関するセミナーを開催した。参加者は、いずれも熱心に当職のプレゼンテーションを聴講し、東ティモール憲法との整合性や日本における実態などについて質問するなどした。

4 東ティモール法・司法制度の問題点

東ティモール法・司法制度の最大の課題は言語である。同国の公用語はポルトガル語及びテトゥン語で、法律はポルトガル語で作成しテトゥン語に翻訳することとなっている。しかし、インドネシア侵攻以前の世代はポルトガル語で初等教育を受けているが、それ以降の世代はインドネシア語で教育を受けているため、ポルトガル語を理解する国民は少ない。東ティモールで2001年に実施された調査によると、各言語を話す人口はテトゥン語82%、インドネシア語43%、ポルトガル語5%，英語2%である。²

法・司法制度関係者の中には、ポルトガル語が不得手であるにもかかわらず、同語による法案起草などの業務に従事せざるを得ない者もあり、相当な困難に直面している。また、東ティモール政府は、現在、ポルトガル語教育に力を入れており、将来的に世代間で言語を異にする事態が生じる恐れがある。

訴訟に関しては、事件処理の遅れが問題となっており、国家機関である司法行政監察官に寄せられる苦情のうち、裁判所及び検察庁に関するもの多くは処理に時間がかかりすぎるというものである。その背景としては、関係者の能力不足に加えて、法曹人口の不足が指摘される。法学教育機関も不足しており、大学で法学の講義はあるが法学部は存在しない。

立法に関しては、ポルトガル語で法律を作成するためポルトガルの法律を参考にすることが多いが、東ティモールの特殊性や現状を理解しないままポルトガル法を翻訳しているとの批判もある。法整備は、

未だ不足しており、土地法がなく、土地の所有権確定が困難で、投資の妨げとなっているほか、投資法が未整備で外国資本に関する規制が不十分である。また、インドネシアの法律、UNTAETの規則、独立後の法律という法体系の異なる法令が混在しており、法令相互の調整も課題であると思料する。

第3 今後の支援の在り方

日本は、1994年にベトナムへの法整備支援を開始し、現在、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、中央アジア4か国(ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン、タジキスタン)、モンゴル、ネパール等に対し、法整備支援を行っている。日本の法整備支援は、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援、③法曹実務家等の人材育成支援の3つを基本的な柱としている。

しかし、東ティモールに対しては、個別立法の草案作成や草案に対するコメントなどの支援は、外国人アドバイザーが各省庁に常駐していること、ポルトガル法及びポルトガル語に詳しい専門家を確保するのが困難であることなどから現実的でない。では、どのような支援が望ましいであろうか。この点、日本は、過去3回にわたり、司法省職員に対し、立法能力向上に向けた研修を実施した。現在、法律研修センターにおいても、法案起草者らに対する研修が実施されているが、語学、憲法、行政法などの講義や法案起草技術などを中心としたもので、立法目的の検討、立法事実の調査、既存の法体系との整合性や波及効果の検討などの立法過程全般に関する研修は予定されていない。これらの事項は、各国の法律作成で共通の事項である上、言語の違いも大きな障害とはならず、また、日本において、蓄積のある分野でもあるので、UNDPの関与する法律研修センターの教育と連携して実施すれば、効果的な支援が期待できる。

また、東ティモールは独立後間もない国家であり、

² 小荒井理恵 前記東ティモールを知るための50章「言語と教育」250頁参照

今後、多くの新規立法を予定しているが、東ティモールの実情を十分考慮せずにポルトガルの法律を模倣しているとの批判もあり、東ティモール側の立法計画及び要望に併せて日本及び各国の法制度を紹介することも有意義だと思われる。日本は、明治以降、フランス、ドイツの法律を参考に法整備を行い、第2次世界大戦後は、米国を中心とする英米法を導入し、既存の大陸法系の法律と調和させながら独自の法制度を作り上げた。日本は、この独自の経験から比較法的知識が豊富であり、東ティモールに対し、日本及び各国の法制度を適切に紹介することができると思われる。この点、司法省関係者らも日本の法制度を知ることは立法に際し、大いに参考になる旨述べていた。具体的には、本邦研修あるいは現地セミナーの開催が想定される。

さらに、日本は、過去3回にわたり本邦研修を実施したが、研修員は、その後、いずれも要職に就いており（うち1名は、現在、前記法律研修センター所長）、今後も東ティモールの法整備支援を継続し、人的関係を維持発展させることは我が国にとっても有益である。

第4 最後に

今回の出張では、東ティモール法・司法制度に関し、多くの有益な情報を収集することができた。今後の支援に大いに活用したい。いずれも多忙であるにも関わらず、率直な意見交換に応じていただいた東ティモール関係機関の方々には感謝に堪えない。また、今回の出張を全面的に支援してくださった在東ティモール日本大使館の方々並びにJICA東ティモール事務所の方々及び困難な通訳業務を果たしていただいた辻村直氏に深く感謝を申し上げたい。

東ティモール現地調査日程

	3月15日(火)	3月16日(水)	3月17日(木)	3月18日(金)	3月19日(土)
午前			10:00 現地セミナー (逃亡犯罪人引渡法一法律研修セミナー研修員及び法務省立法局職員ら約50名参加)	10:00 NGO(人権擁護問題)訪問	10:00 NGO(障害者問題)訪問
	9:30 法務省国家司法法制諮詢・立法局局長及び同局ボルトガル人アドバイザー訪問				
		12:30 榎本JICA所長及び里山JICA所員と意見交換	12:30 法律研修センター職員及び外国人講師ら会食		
午後	14:20 ディリ着 16:30 中嶋臨時代理大使表敬	14:00 法律研修センター局長訪問 現地情勢説明 河野一等書記官 安部一等書記官 農専門調査員	14:00 現地セミナー (仲裁法一前記研修員及び立法局職員ら約30名参加) 国人講師訪問(裁判官、公証人、語学各官、弁護士、公証人、語学各担当5名)	14:30 行政司法監察官訪問 15:30 法務副大臣訪問 17:00 法律研修センター外国人講師(立法起草者担当)訪問	15:25 ディリ券
	19:00 中嶋臨時代理大使及び榎本JICA所長と意見交換	19:00 持田UNMIT事務総長副特別代表と意見交換	19:30 田中UNDP所長及びJustice System Program関係者と意見交換(注1)		

(注1) Maria Bermudez (JSP Senior Advisor) and Farhan Sabih (Assistant Country Director, Head Governance Unit)

～ 寄稿文 ～

栗田弁護士寄稿文紹介 「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」

国際協力部教官

松川充康

日系企業の東南アジア進出が拡大している。かつては製造業を中心であったが、今日では、流通や金融などの事業分野でもこの動きは加速している。これに伴い、日本の法律事務所も、中国のみならず、東南アジアでの業務拡大を急いでいる¹。法律分野における東南アジアと日本との交流の重要性は、増していく一方である。

こういった情勢の中、栗田哲郎弁護士より、「ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援」との寄稿文（次ページ以降）を頂戴した。栗田弁護士は、いわゆる日本の大手法律事務所の1つである森・濱田松本法律事務所に所属し、現在シンガポールの法律事務所に出向しておられる。東南アジアの法律業務最前線にいる弁護士から見たアジア法、その中の法整備支援を語ってくださっており、法整備支援関係者にとっても示唆に富む部分が多いと思われる。

法整備支援の目的は、発展途上国における法の支配の定着、持続的成長のための環境整備、日本との経済連携強化などと言われ²、近年では投資環境整備の一環として位置付けられることも多い。法整備支援の何たるかは、今後も議論を重ねていくべき問題であろうが、その過程では、アジアで業務を展開する法律事務所、その最前線に立つ弁護士の視点・意見が、これまで以上に注目されていくであろう。

¹ “Japan Big Four targets Southeast Asia: structural shift in Japanese client trends”
<http://au.legalbusinessonline.com/law-firms/japan-big-four-targets-southeast-asia-structural-shift-in-japan-client-trends/1044/49750>

² 第13回海外経済協力会議 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaigai/dai13/13kekka.html>
法制度整備支援に関する基本方針 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/gijyutsu/houseido.html>

ビジネスロイヤーから見たアジア法と法整備支援

森・濱田松本法律事務所（ラジャ・タン法律事務所出向中）
日本法、アメリカ・ニューヨーク州法
弁護士 栗田 哲郎

私は、倒産、企業再生、訴訟、国際仲裁、株主総会対策など、実務に入ってから種々の業務を日本法弁護士として行ってきたものの、日本にいた当時は、あまり国際協力機構（JICA）の法整備支援に接する機会はなかったというのが正直なところである。

しかし、2010年、アメリカのロースクールを卒業後、シンガポールの法律事務所に勤務している中で、法整備支援業務の必要性、重要性を深く認識するに至っている。

本稿においては、私がシンガポールにおいて実務を行うに際して感じた、日本による他国に対する法整備支援業務の意義について、書いてみたいと思う。

1 シンガポール・ジャパンデスクの役割

まず、私の現在のシンガポールにおける業務の簡単な紹介からさせていただきたいと思う。

私は、現在、シンガポールのラジャタン法律事務所というシンガポールの法律事務所において、主にジャパンデスク部門の一員として日系企業の案件を担当をしている。ジャパンデスクは、日本から進出してきた、もしくは進出してこようとする日系企業に対して、日本語で、または日本法弁護士の視点で、法律の側面からその活動を支援することを目的とした部門である。

シンガポールにいる以上、当然ながら、日本法を扱うことは極めて少ない。多くの場合、シンガポール法、もしくは周辺国の法律（主に東南アジアの法律）を取り扱っている。その中で、日本法弁護士である私、およびジャパンデスクが一体どのような役割を果たしているのか。これは、それぞれの事務所によって異なるとは思われるものの、単なる翻訳、通訳に留まらないシンガポール法、および周辺国の法律の解釈業務、案件に応じたベストの弁護士の選定、現地の弁護士のクオリティーのコントロール、フィーの調整、スケジュールの調整であるといえよ

う。法律を現地の弁護士と共に解釈し、咀嚼し、これをクライアントに、日本語で伝える。そして、一緒に作戦を考える。

シンガポールは、英國法、すなわちコモンローの法律の流れを受けており、日本のような大陸法、ビルローの国とは全く違った法制度がとられている。したがって、安易に日本法弁護士だからといってアドバイスができるわけでは決してない。しかし、それなりに法律の専門家として勉強、実務を積み、かつアメリカのロースクールで1年間コモンローの法制度を学んだ経験もあることから、どのような点が論点となるのか、どのような点に気をつけなければならぬのか把握することはできる。そして、多くの場合、国によって論点、問題点が共通する場合が非常に大きい。

このように、日本、アメリカでの経験を生かしながら、現地の弁護士と協働して、クライアントにアドバイスを提供する、これが現在の主な仕事であるといえる。

2 現地法と日本法のギャップを埋める

このような仕事柄、日本法と現地法の共通点、異

なる点を把握し、それをクライアントに伝える必要が多く発生する。また、その相違点を的確に把握し、クライアントに伝えるのも重要な使命のひとつとなっている。

例えば、シンガポールの会社法においては、「マネージングディレクター」という制度がある。これを直訳して、日本の代表取締役と多くの企業が勘違いをしている。しかし、法律的な役割は全く異なる。マネージングディレクターは、決して代表権を有していない。むしろ、現地の実務を行う取締役、業務執行取締役というニュアンスが強い。代表権はあくまでも定款の規定の仕方によるが、多くの場合、取締役会にある。マネージングディレクターが単独で代表権を行使することは相当想定しがたい。この制度は、インドなど、イギリスの法制度を受継している国であれば、多く採用している。この違いを日本の企業は理解しておらず、代表権を有していることを前提として、会社法に反する行動をとってしまい、多くのトラブルに巻き込まれることがある。そのような際、私は、日本の法務部、日本の取締役に対して、日本法と比較を行いながら、日本の企業がとるべき行動を、日本語で説明する必要が出てくる。もっとも、日本の法律に類似した制度をとっている国においては、そのようなトラブルに巻き込まれる可能性は相対的に少ない。

また、日常業務に直結する労働法についても、日本とシンガポールでは大きく異なる。日本は解雇を行うために正当な事由がいる国であるが、シンガポールはアメリカなどと同じく解雇を行うために正当な事由は不要である。Employment at willと呼ばれているが、企業側は正当な事由がなかったとしても、従業員の解雇をすることができる。この場合、企業のとるべき行動は大きく異なることとなる。すなわち、企業は解雇が出来ることを前提として、就業規則、個別雇用契約を締結し、企業の再編活動を行うこととなる。したがって、シンガポールにおいて日系企業が就業規則を作る場合には、シンガポ

ールの労働法制にみあった適格な就業規則を作成しなければ、かような企業に有利なシンガポールの労働法制を生かしきることができないのである。しかし、残念ながら、日系企業の一部には、このような相違点を十分理解しておらず、日本の就業規則に近いものをそのまま流用してしまっている例が散見されるのが現状である。すなわち、就業規則に正当事由がなければ解雇ができないなどという規定をおいてしまっており、せっかくのシンガポールの労働法制を生かしきれていないのである。そのような場合、クライアントにその点を指摘し、就業規則の変更などを提案し、日系企業の企業活動を円滑に行えるようサポートしていく必要がある。

このような日本法と現地法のギャップを埋め、分かりやすくクライアントに伝え、クライアントに的確な法制度の導入、作戦の提示を行うことが我々の役割のひとつであると考えている。

また、別の国において実務的に採用されていない方法であって、日本では一般的に採用されている方法があった場合、本当にその手法が用いることができないのかという検証も必要になってくる。例えば、シンガポールにおけるM&Aの手法を検討している際に、日本で頻繁に行われているキャッシュアウトマージャーという手法がシンガポールでは滅多に用いられていないことが分かった。どの実務家に聞いても、そのような手法を用いた例は聞いたことがないとのことであった。しかし、条文を詳細に調べていくと、これを禁止した規定は見つからない。このような場合、日本のクライアントは、なぜ単純なキャッシュアウトマージャーを行うことができないのか疑問を抱き、これに対して日本の制度を知らないシンガポールの弁護士は回答を持ち合せていないことが多い。そのような際、日本の弁護士として両制度を比較し、なぜこの制度を用いることが実務的ではないのかを提示することが求められる。この場合は、シンガポールでは、ショートフォームマージャーという簡易な合併手法が存在することが大きな

理由であったが、これ以外にもいくつか理由を発見することができ、クライアントにその旨の説明を行った。

3 法整備支援の重要性 国の発展に必要な投資の円滑化

以上が大まかな私の業務の説明であるが、このような日系企業のサポート業務を行っていく中で、法整備支援の重要性に気づくことが非常に多い。

まずは、そもそも「法制度」自体が十分に存在しない国においては、外国からのその国に本当に必要な投資を受け入れることができない点である。

例えば、私はとあるファンドから、ラオスにおいて、投資を行いたいという相談を受けたことがある。その際、当該ファンドは、いわゆる日本法でいう「転換社債」を発行するスキームを検討していたが、そもそもラオスの会社法においては、日本法と同義の転換社債という制度が存在せず、この投資案件は中止となってしまった。また、その案件では、ラオスの担保法制が十分整っていないことも判明し、そのファンドはリスクをとることができず、断念せざるを得なかつた。

このように、投資のために必要な法制度が整っていないため、投資案件が中止になる例は頻繁にある。他方、シンガポールは、イギリス法承継法という法律をつくり、伝統のあるイギリスの法律を大胆に受け入れることにより、外国からの投資を受け入れる体制を一気に整え、先進国の仲間入りしたことは有名な話である。投資を受け入れる器、すなわち適切な法制度が存在することの重要性をシンガポールは認識しており、この法律をつくることによって、急激に必要な投資を受け入れるために「器」を進化させたのである。

これはあくまでも受け入れる国の意識にもよるであろうが、法整備支援を受け入れることにより、迅速に法制度を整え、外資を受け入れ、産業の活性化、雇用の促進、経済発展を図ることができるはずであ

る。

そもそも日本も近代に入り、ドイツ、フランスなどの法律を受け入れることにより、国家の近代化を大胆に進めてきた。さらに、戦後も日本はアメリカからの多くの投資を受け入れてきた。その際、これは法整備支援という形ではないが、アメリカの柔軟で自由な会社法制から学び、類似した会社法制を取り、その会社法制がアメリカの企業にとって極めて活動を行いやすい措置をつくり、投資を受け入れ、それが、戦後の日本の産業の活性化にも寄与したのではないかと私は考えている。会社分割、チャプターワイレブンなど、極めて柔軟なアメリカの会社法を取り入れたこと、これによって投資の受け皿を整えた、これは日本の発展にとっても大きなメリットがあつたはずである。

このような国の発展に本当に必要な投資を円滑に受け入れられる地盤を作ることができる、これが法整備支援の重要性のひとつだと感じている。

4 法整備支援の重要性 器だけではなく運用する人材を育てる

さらに、法整備支援の意義としては、ハードとしての「法制度」を作るだけではなく、ソフトそしてそれを運用する「人」を育てるという意義があると考えている。

例えば、シンガポールでは会社を設立するのに数十万もかからない。しかし、インドネシアにおいては100万円以上が相場である。物価は安いはずなのに、法律サービスの物価はインドネシアの方が高額なのである。この理由は何か。まずは、法律自体が複雑であり、体系化されていない点が挙げられるが、それよりもインドネシアにおいては仮に法律があったとしても法律どおりに運用がなされていないことが多いことによるものである。

シンガポールは法律が整備されており、その法律どおりに運用されている。したがって、会社を設立を行うに際して、弁護士が手間をかけて政府担当者

と交渉などを行う必要はなく、非常に容易に安価で会社の設立が可能である。他方、インドネシアにおいては、単なる会社設立の案件であっても、その規制業種の調査においても、担当者によってその運用が異なり、多大な時間がかかる。例えば、私はインドネシアにおいて、とある特殊な機材の販売する会社を設立するための規制の調査を行っていたが、とある政府担当者は100%の外資による出資が許されているとの回答であったが、他の政府担当者によれば50%以上外資による出資は許されないと回答であった。いずれの回答が正しいのか、その裏づけ調査に多大な時間と費用がかかったのはいうまでもない。

また、インドネシアの独占禁止当局の運用は極めて恣意的であることで有名である。そもそも事例が積みあがっていないばかりか、場合によっては不合理とも思える調査、要求を行うことがある。したがって、M&Aを行うに際して、独占禁止法に反しないことの裏づけ調査のため、多大な時間と費用がかかる。これも必要な投資を遠ざけてしまう一つの理由である。

このような運用面での支援が必要なことはかような経済法制だけではなく、裁判制度においてもいうことができる。裁判官の汚職の禁止については今までないことであるが、裁判官が行う法解釈、訴訟手続きの運用のあり方、さらに判決の内容についても法整備支援などを通じて高めていくことは、極めて重要であると考える。例えば、インドネシアにおいて投資を行うことが極めて困難な理由に、裁判官が汚職行為を行っていること、また判決の内容が国際水準に達していないことがある。極めて恣意的で、国に対して不当に有利な判決がなされる可能性があるため、多くの企業は、インドネシアに投資する際には、シンガポールの国際仲裁を利用せざるを得ない状況となっている。これによって、国の発展のために本当に必要な投資も遠のいてしまっている。また、これによってインドネシアの私法の成熟化が

遅れ、インドネシア国内のリーガルマーケットも減少してしまっている。

法整備支援を通じて、法制度自体の創設はもちろん、それを運用するソフト面としての「人」の教育は、極めて重要であると感じている。インドネシアの調停プログラムをはじめとして、JICAの法整備支援は、単なる制度の設計だけではなく、それを運用する人に焦点をあてたものがあり、そのような人を育てる仕組みづくりは、極めて有用なものであると感じている。

5 法整備支援による副次的な効果① 日系企業の活動の円滑化

このような法整備支援を行うことは、受け入れ先の国だけではなく、法整備を行う国、すなわち、日本にとっても副次的なメリットがいくつかあると感じている。

非常に鮮明に覚えている案件であるが、私は、とある企業からカンボジアの民法の調査の依頼があり、カンボジアの民法について調査を行ったことがある。債権回収にかかわって、債権の概念、それに関する時効、および時効の中斷に関する論点の調査であったが、その際、驚いたことは、極めてその民法の構造、基本理念が日本のそれに類似していることであった。その際は、債権、物権の相違、時効の考え方、時効の開始時点、時効の中斷の方法、期間などについてアドバイスを行ったが、日本法のそれにひきつけて考えることができたため、極めて容易にアドバイスを行うことができた。当然、会社の法務部においても、カンボジア民法の理解を行いやすかったことはいうまでもないことであった。私は、カンボジアの民法がなぜ日本に類似しているのか、興味をもち、調査を行ったところ、JICAの法整備支援のプログラムが行われていたことを知り、日本とカンボジアの民法の類似性について、納得するに至った。

企業が海外で活動を行っていく中では多くのリーガルリスクに直面する。それが、法整備が整ってい

ない国においては、そのリスクがさらに高まる。JICAの法整備支援の活動を通じて、法制度を確立していく、そしてそれが日本法に類似した法制度であったのであれば、なおさら日系の企業活動は円滑に行うことができるであろう。

アジアの法律の概況としては、英米法系に分類されているのが、シンガポール、インド、マレーシア、香港などの旧宗主国がイギリスであった国である。また、大陸法として分類されているのが、タイ、インドネシア、カンボジアなどの国。また、大陸法に類似しているが、社会主義的な法律の体系をもっているのが、中国、ベトナムである。

このような国の中で、私は特にインドネシアと日本の法律の類似性に非常に興味をもっている。インドネシアの法律は、旧宗主国オランダの影響を色濃く受けており、オランダの法律がそのまま残っている分野も存在する。オランダの法律は、大陸法系であり、日本と同じである。

例えば、インドネシアの民法について研究をしていたときのことである。その際は、雇用、委任、請負の相違について、研究を行っていた。これは、インドネシアにおいては、企業が雇用の形態で従業員を雇った場合、インドネシア労働法は極めて労働者に有利に設計されており、解雇させる際には多大な退職金を支払わなければならぬため、何とか別の形態で、プロジェクトを行うことはできないかという相談であった。インドネシアの民法は、オランダ法の概念を取り入れたものであり、日本の民法と極めて類似している。したがって、インドネシア民法典には、極めて日本の民法と類似した形で、「雇用」、「委任」、「請負」が、債権の章に分類してあった。条文の内容を読んだところ、個々の条文も極めて日本と類似した概念であった。

インドネシアにおいては、これら3者の分類について、詳細に扱った文献、判例を発見することは困難であった。しかし、この論点については、日本においては、極めて詳細に論じられており、判例の集

積もある分野であった。当然、インドネシア法、日本法の違いはあり、国・文化も異なる以上、一概に同じに論ずることはできないものの、日本において論じられたポイントを調査し、それを前提にアドバイスを行うことにより、一定のアドバイスを行うことができた。この企業は、調査の結果をもとに、法に触れないよう派遣の制度をとりいれ、退職金の問題に回答することができた。この事件は、同じもしろくは類似の法律の体系を有しているということが、円滑な企業活動に直結することを実感した事件のひとつであった。

なお、かのように日本と類似した法整備を持つ國の中でも、私はインドネシアなど大陸法の國は、極めて日本の法律を導入しやすい環境にあると考えている。日本と外交的に大きな問題もなく、親日的な國家であり、かように法律のバックグラウンドが似ている。そして、何より減少していく日本の人口を尻目に大きく、インドネシアは人口が増加を続けており、消費市場として注目を浴びているのであり、多くの企業が新たにインドネシアに投資を検討し始めている。

法整備の目的論とも関係するが、インドネシアの経済法はもちろんのこと、それらに密接に関連し基盤となる基本法や手続法、さらに法律の運営を担う裁判官、書記官などの人材に対する法整備支援の必要性、意義は大きいものであると私は考えており、実務家として今後もJICAの法整備支援の活動に期待している。

6 法整備支援による副次的な効果② 日本法弁護士の職域の拡大

法整備支援は当地において日系企業が活動が行いやすくなるという副次的効果のほかに、私は、日本の法曹人口を吸収するふところをつくることにも貢献するのではないかと期待している。現在、日本の法曹界人口が増え続けていることもあり、せっかく司法試験に合格したにもかかわらず、法律事務所に

就職できず、軒下弁護士などといわれる弁護士が現れるようなご時世になってしまっている。日本の法曹人口が過大か否かという難しい議論の回答は残念ながら持ち合っていないが、少なくとも就職難で弁護士としても新しい業務分野を開拓しなければならないことは必然であろう。アメリカなど莫大な法曹人口を抱えている国はどのようにしているのか。彼らは、全世界中に法曹を輸出し、多くの弁護士が国内だけではなく、国外で活動している。その源泉になっているのが、母国語である英語、および英国法系のコモンローの制度なのである。彼らは、英語、コモンローの制度の存在によって、全世界で活躍できる措置をつくっている。私のいるシンガポールでも、多くのイギリス、アメリカ系法律事務所が幅を利かせており、いわゆるインフラ案件、金融案件などは、東南アジアであるにもかかわらず、アメリカ法、イギリス法を準拠法とさせることにより、業務分野を独占している。

かたや日本法弁護士はどうか。残念ながら、現状においては、これから日本法を準拠法とすることがスタンダードになることは容易ではないと思われる。日本法はあくまでも世界の隅の特殊な法律との認識であり、容易に世界のスタンダードになることはなさそうである。そうすると、ジョイントベンチャー契約、株式譲渡契約などを締結して、日系企業が活動を行うにあたっては、現地の法律を準拠法として、活動していくしかないことになりそうであるが、その場合、現地の法律が日本法と類似、もしくは法整備支援などによって、日本法のコンセプトをとりいれた国であつたらどうであろうか。日本法に慣れ親しんだ弁護士はもちろん、企業内弁護士、会社も、活動しやすいであろうことは間違いないし、さらにこれは日本の法曹界の新しい分野の拡大にもつながるものと考えられる。すなわち、私が現在シンガポールで行っているように、ローカルのローファームにおいて日本法弁護士による外国法をもととした日系企業の支援業務を行う日本人弁護士が拡大しやす

いと私は考えている。

ここ何年もの間、日本の弁護士は国内の業務で忙しかった。国内の市場だけで十分、その法曹人口をまかなえたのである。私の予感では、そういう時代は、日本の経済、人口が静かに（もしくは急激に）沈み行く中で近いうちに終わるのではないかと感じている。その場合に、日本の弁護士が活躍できる場を作る、日本のリーガルマーケットを創出することに、法整備支援は大いに役に立つのではないかと思っている。その形式は、日本の法律事務所の進出なのかもしれないし、ローカルのローファームに日本人弁護士が勤務する形態になるのかもしれないし、ローカルのローファームとジョイントベンチャー、提携なのかもしれないが、それは色々な形態があり得ると思われる。

7 最後に

最近、私は、韓国が積極的に法整備支援を行っているという記事を頻繁に読む一方で、日本の法整備支援を含めたODAが減少傾向にあることについて、私は極めて残念に思っている。当然、国家である以上、財政の問題があり、これに配慮する必要があることは理解している。しかし、必要な箇所に、選択と集中を勇気を持って行い、適切にODAを配分していくことは必要であると信じている。そして、あくまでも副次的であるが法整備支援の意味は、今後、日本の人口が減少し、経済が小さくなる中で、日本企業が海外において活動しやすい状況を作る意味でも、また、投資の受け皿としての制度を形成していく意味でも、益々、重要なものと信じている。

今後も海外を拠点に活動していくビジネスロイヤーとしては、日本の積極的、かつ適切な法整備支援の活動が続くことに心から期待している。

～国際協力の現場から～

東日本大震災に寄せて～ベトナム「司法大臣の涙」～

JICA 長期派遣専門家

西 岡 剛

JICA ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ2)の長期専門家兼チーフアドバイザーの西岡剛(法務省出身、検事)です。

2011年3月11日、東日本大震災が発生し、多くの方が被害に遭われ、その苦難は続いているところですが、この大震災に関連するニュースはベトナムでも大きく取り上げられました。ベトナムでは、当プロジェクトの関係者のみならず多くの国民がこのニュースに大きな関心を持ってくれました。今回、ベトナムにおいて、この大震災がどのように受け止められていたのかについて、報告いたします。

まず、簡単に当プロジェクトの概要を説明します。

JICA は、ベトナム政府からの要請を受け、日本の法務省などの協力を得て ODA(政府開発援助)の技術協力の一環として法整備支援をプロジェクト化し、1996年12月に、長期専門家(弁護士)をハノイに派遣して法整備支援(「フェーズ1」)プロジェクトを開始し、以後、必要に応じて、その規模を拡大しながら、「フェーズ2」、「フェーズ3」とフェーズを重ねてきました。そして、2007年4月からはベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト(フェーズ1)が開始し、現在は、2011年4月から始まった同プロジェクトのフェーズ2が進行しているところです。法整備支援プロジェクトが開始された当初、ベトナム側のカウンターパートは、司法省だけでしたが、1999年12月から、最高人民法院、最高人民検察院も

加わり、2009年5月には、ベトナム弁護士連合会が設立して、同会もカウンターパートの一つとなりました。また、日本からベトナムに派遣される長期専門家も、弁護士以外に裁判官、検事及び業務調整員も派遣されるようになりました。ベトナムでは、4つのカウンターパートとの間で、基本法令起草のためのワークショップ、裁判官、検察官及び弁護士など法律実務家の能力向上のためのトレーニングコースなどを実施して、法整備支援事業を展開しております。この十数年間にわたる法整備支援事業を通じて、ベトナムと日本はさらに強い絆で結ばれ、相互の信頼関係は搖るぎないものになってきたと実感しております。

そして、私は、今回の大震災に対してのベトナム側の反応を直接現地で見聞して、改めてそれを感じました。大震災発生直後から、上記各カウンターパートは、お悔やみの公式レターを発するとともに、公式、非公式を問わず、精力的に義捐金を集めてくれました。例えば、地震発生から10日後の3月21日には、司法省において、義捐金集めの式典が開催され、これに日本人専門家も呼ばされました。同式典には、ハーン・フン・クオン司法大臣、ホアン・テー・リエン次官以下、100名以上の同省職員が参集し、義捐金を供出してくれました。クオン司法大臣ら同省の職員は、義捐金を供出した後、一人一人、日本人専門家のものとに歩み寄り、握手をしてくれました。特に、クオン司法大臣は、日本人専門家の手をギュッと

強く握りしめ、声を詰まらせ、目を真っ赤にして涙を浮かべていました。私は、このようなクオン司法大臣の姿に感動し、思わず涙を流してしまいました。この式典で集められた義捐金は、後日、クオン司法大臣が、弔問記帳のため、在越日本大使館を訪問された際、直接、谷崎泰明大使に手渡されました。谷崎大使から伝え聞いた話によりますと、このとき、クオン大臣は、涙を流しながら弔意を表されていたそうです。また、この式典当日、私は、クオン大臣から日本の江田五月法務大臣に宛てたお悔やみの公式レターも受け取りました。そのほか、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会においても、本邦研修等で訪日したことのある幹部職員（テー最高人民検察院副長官、クオン最高裁判所国際協力局長、AINベトナム弁護士連合会会长）らが中心となって義捐金を集めてくれました。また、当プロジェクトオフィスのベトナム人スタッフ、過去に当プロジェクトオフィスで勤務していたベトナム人スタッフ、そして、当プロジェクトに関わっているベトナム人通訳の方々も、有志で義捐金を集めてくれました。さらに、ベトナムでは、日本のために義捐金を集める活動が、全国的な広がりをみせ、例えば、省庁では公務員が給料の一ヶ月分を寄付するキャンペーンを展開したり、全国あらゆるところ（学校、スーパー、ホテルのロビー等）に義捐金箱が置かれたりしました。

また、義捐金集めだけにとどまらず、ワークショップ等が開催された際には、ベトナム側のスピーチでは、必ず、大震災に対してのお悔やみの言葉があつたりするなど、日本の現状を常に気にかけてくれているのです。

ベトナムにおける、こうした一連の日本のための義捐金集めの活動や日本に対する励ましは、単に日本に義捐金を送りたいという気持ちだけではなく、今、日本が直面している苦難を共有したい、あるいは、日本と一緒にこの苦難を乗り越えたいという気持ちからくるものであることを、私はベトナムについてひしひしと感じております。今、ベトナムでは、気持ちを一つにして、日本を応援してくれているのです。

私は、こうしたベトナムの熱い思いを日本に届けるこ

とも、現地にいる専門家の責務であると思った次第です。

～国際協力の現場から～

東日本大震災に寄せて～カンボジア「こころの支援」～

JICA長期派遣専門家

西 村 恵三子

2011年3月11日、地震の第一報は、毎週金曜日に行っているワーキンググループの最中に飛び込んできました。「東北で大きな地震があつたらしい」—日本人であれば、地震のニュース自体は珍しいことではありません。そのときも、地震の深刻さはまだ伝わってきませんでした。しかし、その後、被害の状況が徐々に明らかになるにつれ、日本が、まさに未曾有の大災害に見舞われたことが分かりました。

地震の様子は、カンボジアでも大きく報道されました。プノンペンで発行されている英字新聞には、深刻な被害の様子や東京電力福島第一原子力発電所の事故の状況と共に、瓦礫と化した家屋の前で途方に暮れる女性や寒さに震えながら避難所生活を送る人々、ビルの上に無残に打ち上げられた漁船などの写真が掲載されました。

もちろん、周囲のカンボジア人も、とても日本のことを心配してくれていました。皆、「家族は大丈夫だった？ 友達は？」と、親身になって声を掛けてくれました。幸い、当プロジェクトの専門家の家族等にも深刻な被害は出ませんでした。それでも、私が雇っている運転手は、「今、携帯電話会社が義捐金を集めています。ある番号に電話を掛けると1ドル寄付することができるんだ。僕も寄付したよ。」と言ってくれました。カンボジアで1ドルというと、地元の人であれば、食堂で軽く1食食べられるくらいの価値があります。決して楽ではな

い生活の糧の中から、彼も寄付をしてくれたのだろうと思います。

このように、カンボジアの人々が、親身になって日本を心配し、「日本なら、きっと立ち直れるよ」と応援してくれ、心が温まる一方、私の中には、公務員である自分が、この国難の時に、安全な場所にいてぬくぬくと生活していて良いのか、という焦りのような気持ちがありました。もちろん、帰国したところで何の役にも立てないことも十分分かっていましたし、何より、カンボジアを離れるわけにはいきません。そこで、私は、せめてもの協力として、ささやかながら義捐金を寄付することにし、在カンボジア日本大使館へ行きました。そこには、義捐金の受付のほか、記帳台が儲けられており、日本へのメッセージを書き込むためのノートが置かれていました。せっかく来たのだし、と、私も記帳をしようとページをめくると、そこには、日本語だけではなく、クメール語でびっしりとメッセージが書き込まれていました。残念ながら、私はクメール語が読めませんので、どのようなことが書いてあったのかは分かりません。しかし、本当に多くの人が、こうして日本に励ましのメッセージを書き込んでくれているのを見ると、彼らが心から日本を支援してくれているのだということが分かりました。

また、折しも、震災から5日後には、ICD教官による、王立裁判官検察官養成校の教官候補生を対象とした

現地セミナーが行われました。教官候補生のほとんどが、日本に滞在した経験を持っているからか、教官に対して多くのお見舞いの言葉が寄せられました。セミナー終了時には、教官候補生から ICD 教官に対し、「大きな地震および津波によって数千人の死者及び多くの不明者をもたらしたことに対して非常に深い悲しみを感じました。自然の脅威によって被害を受けた日本の皆様、ご家族をなくした皆様にご哀悼の意を表します」というメッセージと共に、「被害者の皆様の苦労が少しでも軽くなるように」と、義捐金が渡されました。

その後、カンボジアからは、日本に対し、10万ドルの義捐金が送られました。カンボジアは、経済発展の最中にありますが、やはり決して豊かな国ではありません。未だに、東南アジアの最貧国の一です。ですから、この10万ドルの価値は、1ドル=80円強といった為替相場では決して計れないと思っています。日本大使館で記帳をしてくれた、ごく一般の人々が、生活費や小遣いの中から寄付をしてくれ、その善意が積もり積もってこの金額になったのだと思います。

では、なぜカンボジアの人々がこうして日本を心配し、応援してくれるのでしょうか。「カンボジアには、巨額のODAを注ぎ込んでいるからだろう」という声も、聞こえなくはありません。しかし、お金を払ったから、技術を教えたからという、表面的な支援だけでは、このような友好関係を築くことは無理でしょう。多くの日本人がカンボジアに渡り、時には、衝突したり悩んだりしながら、それでも一生懸命、親身になって支援を続けてきたからこそ、「日本が困っているならば助けよう」という気持ちになってくれたのではないかと思う。お互いを支え合い、助け合うという関係を築くことこそ、本来あるべき支援の姿なのかもしれません。カンボジアに対する「こころ」ある支援が、今回の震災を気に、カンボジアからの「こころ」の支援になったのだと思います。今回の甚大な震災により確認した日本とカンボジアの絆を、これからもよりいっそう深め、強固なものにしていきたいと願っています。

～国際協力の現場から～

東日本大震災に寄せて～ラオス「Gambar! Nippon」～

JICA 長期派遣専門家

伊藤 浩之

2011年3月11日午後2時46分、未曾有の被害をもたらした東日本大震災が日本を襲いました。その日は、金曜日であり、翌週の14日月曜日から、ラオス法律人材育成強化プロジェクト第1回本邦研修が東京で予定されており、民法のワーキンググループのメンバー13名が来日することになっていました。ラオスから日本へは直行便がなく、バンコク経由で来るため、彼らは、12日目中にはラオスを出発する予定になっていました。

民法ワーキンググループの活動は、プロジェクト開始前から進めていた民法問題集の執筆が大詰めを迎えており、ラオス側の期待も大きく、研修に向けて多くの準備をしてきたのですが、その実施が危ぶまれる事態となりました。もっとも、地震及び津波による被害は極めて甚大であったものの、まだその時点では、原発事故による放射能問題等はさほど大きく報道されておらず、研修は実施することに決定。研修員は13日朝、日本に到着しました。

しかし、その後、被害の甚大さが更に明らかになり、また、原発事故による放射能漏れの問題も大きく報道され、研修員達の不安も大きなものでした。もっとも、彼らは別な思いも持っており、「このように日本が大変なときに、我々が研修を受けさせてもらっていてよいのだろうか?」という気遣いも持っていたのです。研修期間中、日本側とラオス側とで研修の継続について話し合う機会もありました。彼らは、不安があることは述べてい

ましたが、日本にいることが怖いからすぐに帰らせてくれと言うことはなく、むしろ、日本側に迷惑をかけないような形にでもらいたいという話をしていました。結局研修内容に若干の変更はあったものの、予定していた日数の研修を実施することができました。その間、彼らは貴重な日本での研修の機会を最大限に生かそうと熱心に講師の先生方と議論を繰り返しました。そして迎えた修了式。研修員13名からは、少しでも被災された方の役に立て欲しいという彼らの気持ちとともに、義援金が、JICA鳥居香代法・司法課長へ手渡されました。

そのころ、ラオスでも日本を支援するいくつかの活動が行われていました。その中の一つが、日本と関係のあるいくつかのラオスの企業、学校等が声を掛け合って始めた「Gambar! Nippon」という活動です。日本を支援するために、イベントや行事で募金を募ったり、店に募金箱を置くなどしました。さらに、本プロジェクト川村仁専門家がデザインを担当し、日の丸をモチーフに「Gambar! Nippon」と印刷したTシャツを作り（下記デザイン）、その売り上げを募金する活動も行われました。



プロジェクトオフィスにもこのTシャツを置いたところ、ワーキンググループのメンバー、現地スタッフ、プロジェクトオフィスが入っている検察研究研修所の職員など多くの方がこのTシャツを購入してくださり、用意した枚数はあつという間になくなってしましました。

ラオス政府によるものとしては、トンシン首相から菅総理に対してお見舞い電が発せられたほか、ラオス政府から横田在ラオス日本大使に対して10万米ドルの義援金が渡されるなどしました。

しかし、そのほかにも多くのラオスの方が日本のことを探い、日本のためにできることをしようとしてくださったことを皆様に伝えたいと思います。

以上

～国際協力の現場から～

「法整備支援 OJT 研修に感謝」

JICA 長期派遣専門家

多々良 周 作

1 派遣前の法整備支援 OJT 研修

もうベトナムに来てから3か月半が経過した。主担当の最高人民裁判所の活動に加え、他カウンターパート（司法省、検察院、弁護士会）の活動にも時間が許す限り参加するようにしているので、やることには事欠かない。どちらかというとスケジュールに追われて比較的忙しく過ごしているという状況である。

かなりドタバタした生活を送っているが、ここまで何とか生き延びているのは、2010年の10月から、法整備支援 OJT 研修（詳細は割愛する。）の期間を頂き、主にベトナムの活動を中心に法整備支援に関わる活動に参加させていただく機会があったことが大きいと思っている。派遣前の半年間では、法整備支援に携わる多くの方と接することができ、ベトナムに限らず日本が実施している諸外国への法整備支援の歴史・現状・課題点等々を垣間見ることができた。幸いにも裁判官出身の専門家経験者の方6名全員と派遣前にお話する機会に恵まれ、先輩方がどのような活動をしてきたかを知ることができた。先輩専門家の方々は私のベトナムでの活動の目標・模範となっている。また、参加した本邦研修では多くのベトナム人と知り合うことができ、彼らの考え方・スタイルの一端に触れることができるとともに、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった基本法における議論状況を直接理解することができた。いろいろな出来事に触れ、感じ、頭をひねらせるなどを繰り返すことで、来

るべきベトナムでの活動・生活をイメージすることができたのは新しい生活への戸惑いを少なからず和らげてくれたものと思う。特に本邦研修やアシ研¹での研修で知り合ったカウンターパートのベトナム人との間につながりを持てたことは、物心両面において活動をする上で大きなアドバンテージになっているように思う。

この期間中、私の所属先であったさいたま地裁でも、私のベトナム派遣を全面的にサポートしてくれた。ベトナム行きの話を聞いた当初、私自身、経験の浅い未特例判事補²が派遣されることによる不安を持っていたところ、そういった心境・状況を慮って、法整備支援 OJT 研修を開始した10月以降、裁判官になって以来民事部所属であった私に刑事裁判の審理を経験する機会を提供してくれた。もちろん十分ではないものの、多少なりとも私の経験不足を補うことができた。これも半年間という準備期間があったからこそであったと思う。

今ベトナムで仕事をしていると、こういった準備期間があったことをありがたく思うことが多い。ベトナムでの仕事は新鮮なことばかりであるが、「この話を聞いたこ

¹ 国連アジア極東犯罪防止研修所の略称。ここでは昨年の10月中旬から4週間にわたり、アジア、中南米、アフリカ諸国からの参加者と共に汚職防止研修に参加した。ベトナムの最高人民法院からの参加者もあった。

² 裁判官になってから5年未満の者で、原則として1人で裁判をすることができない、合議体の一員として審理に関与することになる。これまでの派遣裁判官はすべて5年以上の経験のある特例判事補以上の方であった。

とあるな。」、「ベトナム的にはこういうふうに考えるのかもしれない。」というようなことが頭をよぎるのも半年間、日本とベトナムの制度の違いを意識する機会がたくさんあったことのお陰だろうと思っている。今後、法整備支援プロジェクトに派遣される裁判官に対しても、是非ともこういった研修を実施し続けてほしいと思う。

2 活動についての若干の紹介

現在、8月4、5日に開催される刑事手続マニュアルに関するワークショップに向けて準備中である。7月に入るまでは、行政訴訟法及びその下位規範に関する作業が中心であった。主なものはこれらの翻訳であり、本号で掲載されている行政訴訟法もその1つの成果である。一言一句、言葉の使い方に神経を使わなければならぬ法律というものを扱っているのに、ベトナム語がわからぬというのがいかにも致命的かというのを痛感しながら、当時は和訳はおろか英訳もない状況で、一つ一つ辞書を調べながら、これまでに和訳された関係法令をキャンシングしつつ、後日入手した和訳や英訳も参照しながら、とりあえず形にすることことができた。原語から翻訳をしていたという現地専門家の大先輩方を見習って、いつかは私も原語から翻訳を！という気持があつたからこそ、無謀にも原文の翻訳に挑戦できたのかかもしれない。行政訴訟法の仮訳については、法文内での用語の統一性を意識し、また、日本人が読んでも違和感の少ない表現にしたつもりであるが、忌憚のないご意見をいただければ幸いである。法律の仮訳の提供という点で言えば、このICDニュースが発行されるころを目指して、本年3月に改正された民事訴訟法の翻訳ができればと思っている。

以上

～国際協力の現場から～

刺激を受けたカンボジア訪問

国際協力専門官
守 安 裕

思いがけぬ指名・使命

2011年5月某日、国際協力部のスタッフミーティング開催。

国際協力部は小さな所帯です。ミーティングには、教官も専門官も分け隔てなく一緒に参加しますので、意思疎通がうまくいきます。その日の議題の一つは ICD-NEWS 第 48 号の掲載記事についてでした。終盤にさしかかったある時、

「次の“国際協力の現場から”は誰が書くの。」と部長が問い合わせる。

その瞬間に、周りの専門官の視線が私に集まつたのです。

「え、あ、いえ・・・」と戸惑う私。

「じゃあ、守安君ね、カンボジアに出張してるし、書けるでしょう」と部長。

他の専門官は、「決まった、決まった」とばかりに笑みを浮かべながら、席を立って解散していきました。意思疎通がうまくいくだけでなく、決定も実際に素早い。ぼう然として、顔が引きつる私。

このような次第で、私がこの「国際協力の現場から」を書くことになりました。国際協力部に配属になって1年、主な担当業務は経理事務でしたが、確かに2011年3月にカンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトの一環として、現地セミナーが開催され、私も行きました。しかし、そのときには、まさかこんな指名と使命が待ち受けていました。

うとは思いもしませんでした。

出発前

カンボジア出張は3月でしたが、出張が決まったのは、その2か月前の1月でした。家族や友人に「今度、カンボジアに出張になった。」と話すと、必ずといつていよいほど次の反応がありました。

「カンボジアってまだ内戦してるんじゃないの。大丈夫？」

そのたびに、内戦は既に終わっているという説明をしたのですが、日本人のカンボジアに対する関心の低さを痛感しました。しかし、説明をしているうちに、ふと疑問がよぎります。

「そういう私自身は、カンボジアについていたいどれだけのことを知っているのか」と。

早速、カンボジアという国について少しでも知っておこうと、カンボジアに関するある書籍を読んでみたのです。そこに書かれていたのは、私の理解とは大きく異なるものでした。所詮、私の知識など、子供の頃から報道などで断片的に聞いた「内戦」や「ポルポト派」などの単語を組み合わせただけのイメージでしかありませんでした。カンボジアの内戦についての具体的な記載は割愛しますが、カンボジアが内戦から和平、そしてその後の復興に向かうまでの道のりは、私も含めて多くの日本人が考えているような単純な善悪の二元論（つまり、悪い「ポル

「ポト派」と良い「政府側」との戦い)で説明できるものではなく、様々な勢力による紆余曲折を経てやっと実現されたものであるということが分かったのです。

復興までに複雑な道のりをたどったカンボジアに対して行われている日本の法整備支援活動。その最前線を見ることができることに対する期待は、出発が近づくにつれ膨らんでいったのです。

熱心な議論

現地セミナーは、カンボジア王立裁判官・検察官養成校で行われました。カンボジア王立裁判官・検察官養成校は、「RSJP」とも呼ばれていますが、これは英語表記 (Royal School for Judges and Prosecutors) の頭文字をとったものなのです。

現地セミナーの対象は RSJP の教官候補生です。教官候補生と言っても、現職の若手裁判官です。RSJP を卒業して実務につくのですが、将来は教官として戻ってきて教えるために、成績優秀者から毎年数名ずつ選任されています。現在は 5 期にわたって合計 35 名の裁判官が教官候補生として選任されています。彼らはふだん、それぞれの所属する裁判所で裁判官として勤務しながら、教官候補生として、RSJP におけるワークショップや今回のような現地セミナー、また日本での国別研修に参加しているのです。

今回のテーマは「不法行為」と「執行・保全」についてでした。カンボジアの民法と民事訴訟法^{*1}はいずれも日本の支援のもとで起草されているため、セミナーはまるで日本法の講義のようにも聞こえます。私も学生に戻ったつもりで日本側教官の講義を聴いていたのですが、質問に対する教官候補生の回答などを聞いていると、彼らがいかによく勉強しているかということが分かります。同時に、私の日本

法に対する理解が不足していることを痛感させられることになりました。このようなことに気付かされるといったことも、現地セミナーに参加することで得られる思わぬ副産物かもしれません。それが刺激となって、帰国後は毎日の通勤電車の中で、民事訴訟法や民事執行法、民事保全法の参考書を読んでいます。

ところで、セミナー風景を見て一つ感じたことがあります。それは、彼らがとにかくよく質問や発言をするということです。日本ではよく、「何か質問は?」と講師が聞くと、途端に研修員が全員下を向くということがあります。少なくとも RSJP ではそのようなことは一切ありませんでした。それどころか、日本から来た 2 人の短期専門家から、一つでも多くの知識を吸収しようという意気込みを、多くの教官候補生から感じることができました。

勤勉で、熱意のある教官候補生が、いずれ RSJP において後進の指導に当たり、そしてカンボジア人の手により自立的に法律家の養成が行われること。これこそが、RSJP に対して行っている法整備支援活動の大きな目的の一つであると聞いていましたが、現地セミナーを受講する教官候補生の姿を見ていると、そう遠くない未来には実現可能であるように感じました。

カンボジアの現在と過去

1 カンボジアの交通事情

初めてカンボジアを訪れる人は、カンボジアの交通事情に驚きを覚えるのではないかと思います。かく言う私もその一人なのですが、カンボジア、特にプノンペン市街における朝夕ラッシュ時の交通事情はすさまじいの一言です。これは、交通手段が主に自動車やバイクであるためだと思うのですが、朝夕のラッシュ時には自動車やバイク、トウクトゥク(小型の三輪タクシー)などが、車線を無視して、まるで洪水のように流れていきます。そして、バイクも自動車も少しでもす

^{*1} 民法は 2011 年 12 月 20 日に施行予定。また民事執行法は 2007 年に施行。なお、カンボジアでは民事訴訟法の中で執行及び保全についての規定がされている。

き間を見つけると縫うように走っていき、追越しをする際に対向車線にはみ出すことも日常茶飯事であるため、車は度々急ブレーキを踏むのです。私が座っていた助手席にはもちろんブレーキなどないのですが、車が急ブレーキを踏むたびに、思わず私は足下にあるはずのないブレーキを踏んでしまいました。さながらエアギターならぬエアブレーキです。

今回のセミナーの中で「法定速度 60 kmで走っていた車が・・・」という事例について、教官候補生から、事例に対する回答よりも先に、法定速度が速すぎることに対する指摘があったのですが、このような交通事情を考慮すると、なるほどとうなずける気がします。確かに、プノンペン市街では車もバイクもせいぜい 30~40 km程度でしか走っておらず、もし 60 kmもの猛スピード?でプノンペン市街を走ると、恐らく何度も事故に遭ってしまうでしょう。

ちなみに車は 30~40 km程度しかスピードを出さないと書きましたが、これはあくまでも「プノンペン市街」のこと。郊外に出ると話は変わってきます。カンボジア郊外の道はまっすぐな道が続いているため、彼らはまるで人が変わったように、すごいスピードで、そのまっすぐな道を走り抜けていくのです。

2 キリングフィールドにて

休日には、キリングフィールドを訪れる機会がありました。キリングフィールドというのはポルポト政権時代に、国民の大量虐殺が行われた処刑場のことです、カンボジア全土に幾つもあります。今回訪れたのは、最も有名なもの一つで、チュンエクという村にあります。プノンペンにあるトゥールスレン刑務所（現在は博物館になっています。）に収容された人々が拷問された後に、移送され処刑が行われたのがチュンエク村のキリン

グフィールドです。

ここでは当時の様子を写した写真などが公開されています。解説はクメール語と英語のみであったため、英語の苦手な私には、正直なところ、書いている内容の半分も理解できませんでしたが、それでも当時の凄惨かつ悲惨な状況を知るには十分でした。

また、敷地中央には発掘された遺骨を安置した慰霊塔があります。慰霊塔は一部がガラス張りになっており、外からも安置された遺体を見る事ができるのですが、慰霊塔に積み上げられた遺体は、当時の悲惨さを無言で語りかけてくるようでした。なぜ、彼らは殺されなければならなかつたのか。そして、彼らの無念さはいかほどであったのだろうか。それを考えると、私は写真を撮ることもできず、静寂の中、ただ黙って慰霊塔を見上げることしかできませんでした。

カンボジアを支えよう

今回は 9 日間の滞在でしたが、この間、カンボジアの町並みや文化に触れ、また教官候補生をはじめとするカンボジアの人たちと交流することで、帰国する頃にはカンボジアという国が大好きになっていました。いつか再びこの国を訪れたいと思います。

なお、本号が皆様のお手元に届くころには、大阪で第 10 回カンボジア法曹養成支援研修の実施が始まっています。この研修は 12 月に RSJP で行われる模擬裁判において、指導役を務める教官候補生に対して、その指導能力の向上を図る目的で実施されるのですが、私もカンボジア副担当として、この研修が円滑に実施できるよう裏からしっかりサポートできればと考えています。



E~MAIL

To : icdmoj@moj.go.jp
From : Asia

学食のすゝめ

カンボジアでは、日本が長年支援して起草された民法が、いよいよ本年12月20日に適用されることとなりました。それに向けて、我がプロジェクトでは、日本の錚々たる学者及び判事らをお招きした民法セミナーを年内に3回予定しています。先日、その会場となるカンボジア日本人材開発センター（CJCC）の下見に行ってきました。

同センターはプノンペン大学の敷地内に位置しており、ちょうどお昼時だったので、センターの担当者にキャンティーン（学食）に案内してもらいました。その学食は半オープンエアで、ポップな黄色の椅子が並んだ素朴な雰囲気でした。メニューは調理場の上に写真付きで張り出されており全20種類くらい。シーフードや豚肉のチャーハン、焼きそばのほか、カンボジアの代表料理Lok Lak（牛肉の炒めもの）や各種クイティウ（米の麺）、フランスパンのサンドイッチといった内容です。価格はどれも4500リエル！（\$ 1 = 約4000リエル）飲み物も充実しており、色とりどりのフルーツシェイクの写真が並んでいました。料理の量は少なめですが、どの料理も注文を受けてから作っているようで、私が修習した東京の某裁判所の地下食堂とは大違いでした。さらに秀逸だったのがフルーツシェイクです。スイカ、パインナップル、パパイヤ、ジャックフルーツ、ミックスといった南国らしいラインナップで、注文を受けてからそれらフレッシュフルーツと氷をミキサーにかけ、ロンググラスにフローズンマルガリータ状態で出してくれます。淡い色合いながら、しつかり果物の香りと自然な甘みがします。これで2500リエル！最近プノンペン市内で急増している小洒落たカフェで同じものを頼めば\$ 4くらいします。外国人向けレストランでランチを食べれば\$ 6～\$ 10はします。それが、ここではランチにフルーツシェイクを付けても7000リエル、すなわち\$ 2以下！学生向けですから安くて当然とはいえ感動ものです。さらにオチがあり、会計の際、私の友人がきつかり7000リエルを払ったところ、会計係の青年が勘違いし、お釣りとして10000リエルをよこしました。我々が、友人は7000リエルしか払っていないんだよと何度も説明しても納得せず、最後はチップをくれたと思ったのか、青年は申し訳なさそうに何度も頭を下げていました。そして、彼が学食の責任者らしき男性のところに戻ったところ、今度はその男性が帰りかけの我々のところに駆けてきて、私の友人に再度10000リエルを返そうとするのです。最後は事情を理解したのかチップと思ったのか不明ですが、彼も申し訳なさそうに何度も頭を下げていました。当然のようにチップを受け取る（時には要求までする）国にしか行ったことのなかった私は、こんな控えめな（で、ちょっと要領の悪い）カンボジア人に改めて親しみを抱きました。

“地元の大学を散策して学食で腹ごしらえをする”というの、ローカルな雰囲気を味わうにもおススメですよ。というわけで、もちろん日本の錚々たる学者及び判事らもお連れする予定です♪

（JICAカンボジア長期派遣専門家 田宮彩子）

—編集後記—

「早く（前のみんなに）追いつこう。」

カンボジア研修員が私に、そのように声をかけてきました。研修の見学先での出来事です。その研修員は、周りの建物などをゆっくり見ていたため、少し遅っていました。その彼が迷子にならないように、私が最後尾で様子を見ていたのですが、このままで私は私に迷惑をかけると思ったのでしょうか。

自分にとって初めて接したカンボジアの人々です。ところが講義では、見学先でのゆったりした行動は一変し、教官の話に熱心に耳を傾け、予定時間を過ぎても質問を続けていました。その姿に素直に感動しました。見学先で垣間見た周りへの配慮を忘れない優しい印象も、カンボジアの国そのものの印象となって私の中に残っています。研修員のみなさんに「いつカンボジア来るの？」と聞かれ、彼らの国を早く見てみたいという気持ちはますます強くなりました。

同時に、自分は緊張させない雰囲気を出していたのかなと、今となっては反省するばかりです。実は、この4月に国際協力部に配属になり、主にカンボジアを担当することになったばかりでした。このICDニュース48号の編集を始めた頃、ちょうど私は、カンボジア研修（本号掲載）の準備を担当教官と一緒に進めておりました。不慣れな言葉が飛び交う中、同僚に支えられながらバタバタしていました。

この仕事を通じて学ぶことは多くあるというのが実感です。そのことは、「巻頭言」の同志社大学川嶋教授が述べておられます。川嶋教授といえば民事訴訟法の名だたる研究者であり、その川嶋教授にしてベトナム民事訴訟法の支援を通じて日本の議論についても考えさせられるというのですから、私には全てが糧となるに違いありません。

さて、本号では、各種調査活動の研究報告をしておりますが、それに加えて、貴重な「寄稿文」を掲

載しました。それは、東南アジアで法律業務の現場で活躍されている栗田弁護士のものです。いわゆるビジネスロイヤーから見ても、法整備支援が重要であることが分かり、現場の最前線の雰囲気が伝わると同時に、我々にとっても励みになるというものです。

「国際協力の現場から」は、題して「東日本大震災に寄せて～」ということで、ベトナム、カンボジア、ラオスで、長期専門家が接した各国の温かい支援、心遣いの数々を紹介しました。

各国の方々の気持ちにただただ感謝するとともに、これまで各国に対して実施してきた支援の偉大さを感じました。

震災から約5か月経った先日、ニュースで放映された被災された方のインタビューの中で、「つらさから立ち上がるペースも人によって様々」という言葉がありました。ちょうど、川嶋教授が巻頭言で述べられた「…『人々の幸せ』やそのあり方への配慮も重要であり、人々にそれらをもたらす手続枠組も一様ではない」という趣旨のお言葉と重なり、日々目先のことに追われるばかりの自分にとって、相手の場に立って思考すること、広い視点で業務に携わっていくことの大切さを改めて感じました。

研修運営とICDニュースの編集を一度経験したので、これからは、自分の仕事に余裕を持ち、その余裕を周囲に感じさせられるようにしたいと思っているところです。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。

国際協力専門官 石原 温美